

世田谷区震災復興マニュアル 目次

序章 震災復興マニュアルについて	1
第1 世田谷区震災復興マニュアルについて.....	3
第2 修正の考え方	5
第3 震災復興マニュアルの継続的な見直し.....	6
第1章 震災復興の基本的な考え方.....	7
第1 前提条件.....	9
第2 震災復興の基本的な方針（世田谷区地域防災計画（平成29年修正）より）	11
第3 震災復興マニュアルの構成.....	12
第2章 震災復興体制の構築.....	17
第1 災害復興本部の設置	23
1. 災害復興本部の設置	23
(1) 災害復興本部の設置	23
2. 復興本部の組織、運営	24
(1) 復興本部の組織、運営	24
第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握	25
1. 家屋・住家の被害状況の把握.....	25
(1) 被災建築物応急危険度判定	25
(2) 家屋・住家の被害状況の把握.....	26
(3) 被災宅地の危険度判定	27
2. 被災者生活実態調査.....	30
(1) 被災者生活実態調査.....	30
3. 公共施設劣化調査.....	31
(1) 公共施設劣化調査.....	31
(2) 借入不動産の状況確認、契約変更・解約	31
(3) 行政施設の再建・再開	32
(4) 土木施設の復旧・復興	33
(5) システムの復旧及びネットワークの復旧 【総括表】	34
4. まちの復旧・復興状況の把握.....	35
(1) まちの復旧・復興状況の把握.....	35
5. 住民生活の再建状況等の把握.....	36
(1) 住民生活の再建状況等の把握.....	36
第3 り災証明書の発行等	37
1. り災証明書の発行.....	37
(1) り災証明書の発行.....	37
2. 被災者台帳の作成.....	38
(1) 被災者台帳の作成.....	38
第4 震災復興方針及び震災復興計画の策定.....	40
1. 震災復興方針及び震災復興計画の策定	40
(1) 災害復興計画の策定	40
第5 財政方針の策定等	42
1. 財政方針の策定	42
(1) 震災復興対策の財政計画.....	42
(2) 財源の確保.....	43
(3) 復興基金の創設	43
(4) 出納事務	44
第6 人的資源の確保.....	46
1. 人的資源の確保	46
(1) 復興事務に応じた職員の適正配置による支援	46
(2) 受援体制・広域連携体制の検討.....	47

第7	用地の確保・調整	48
1.	用地の確保・調整	48
(1)	用地の確保・調整	48
第8	解体がれきの処理	49
1.	がれき等の処理	49
(1)	解体がれき処理の受付開始までの実施手順	49
(2)	解体がれき処理の申請受付開始から作業開始までの実施手順	50
第9	広報・相談体制	52
1.	広報・広聴活動	52
(1)	広報・広聴活動	52
2.	被災者総合相談所の開設	54
(1)	被災者総合相談所の開設	54
第10	学校教育等	55
1.	学校教育の再開	55
(1)	学校教育施設の再建・再開	55
(2)	被災児童・生徒への支援（教科書）	56
(3)	被災児童・生徒への支援（文房具・通学用品・転校手続き）	56
(4)	授業の再開	57
2.	保育等の再開	59
(1)	児童館／新 BOP 内学童クラブ／保育施設（区立・私立）の復旧	59
(2)	臨時保育（特別保育）の実施	60
3.	メンタルヘルスケア	62
(1)	被災園児・児童・生徒のメンタルヘルスケア	62
第11	文化・社会教育	63
1.	文化・社会教育施設等の再建	63
(1)	社会体育施設の再建・再開	63
(2)	区民利用・文化施設の再建	64
2.	文化財の復旧・復興支援	65
(1)	美術品・文学資料等の保全管理	65
(2)	文化財の復興	65
第12	地域への支援	67
1.	地域への支援	67
(1)	女性への支援	67
(2)	外国人への支援	67
(3)	ボランティア等や専門家との連携	70
第13	消費生活	72
1.	消費生活相談	72
(1)	消費生活相談	72
第3章	都市の復興	73
	都市復興プログラム 【総括表】	75
第4章	住宅の復興	77
第1	住宅の復興の進め方	81
1.	応急的な住宅の整備	81
(1)	民間住宅の応急修理支援及び区営住宅等の応急補修等	81
(2)	応急仮設住宅の供給・建設	82
(3)	応急仮設住宅の入居者募集	82
(4)	応急仮設住宅の入居者の管理	83
2.	恒久的な住宅の整備	85
(1)	恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	85
(2)	住宅復興計画の策定	85
(3)	公営住宅等の新築・建替え	86
(4)	公営住宅等の買取り・借上げ	87
(5)	一時使用から正式入居への移行	87
(6)	入居募集・選定等	88

第2	自力での住まいの確保への支援	89
1.	住宅の復興の進め方	89
(1)	マンション建替えの合意形成、建替え・補修等に係る支援事業	89
(2)	高齢者等の居住安定のための住宅再建支援	90
(3)	土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援	90
(4)	民間住宅の供給支援	91
(5)	民間賃貸住宅入居者に対する支援	91
2.	住まい・まちづくり推進体制	93
(1)	住まい・まちづくり活動への支援	93
(2)	まちづくりとの連携	93
3.	情報提供及び相談の実施	95
(1)	情報提供・相談体制の整備	95
第5章	くらしの復興	97
第1	福祉	102
1.	地域福祉需要の把握等	102
(1)	福祉活動関連情報の収集	102
(2)	福祉避難所（高齢者）の設置及び運営	103
2.	社会福祉施設等の再建	104
(1)	社会福祉施設の再建	104
3.	福祉サービス体制の整備	105
(1)	障害福祉サービス体制の整備	105
(2)	介護保険及び高齢者福祉サービス体制の整備	106
4.	生活支援対策	108
(1)	生活福祉資金・災害援護資金の貸付け	108
(2)	災害弔慰金・災害見舞金の支給	109
(3)	被災者生活再建支援法の適用	110
(4)	義援金の受付・配分計画	110
(5)	生活保護及び応急的な資金需要に対する支援	112
(6)	租税の減免等	113
第2	保健	115
1.	保健対策	115
(1)	メンタルヘルスケア①	115
(2)	メンタルヘルスケア②	116
(3)	健康管理	117
(4)	健康診査事業の開始	118
(5)	食生活への支援	119
(6)	細菌・化学検査の実施	120
(7)	防疫対策	120
2.	生活環境の整備	122
(1)	公衆浴場の営業等に関する情報提供と再建支援	122
(2)	生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援	122
(3)	食品の安全供給及び食品取扱施設の衛生指導	123
(4)	水の安全供給及び環境衛生施設の衛生指導	123
(5)	動物愛護	124
第3	医療	125
1.	地域医療の再建	125
(1)	診療可能医療機関の把握及び区民への広報	125
(2)	医薬品の販売可能薬局、薬店の把握	125
第4	その他	127
1.	ごみ等の処理	127
(1)	ごみ等の処理	127
2.	応急仮設住宅支援事業	128
(1)	応急仮設住宅支援員による被災者支援	128
3.	防犯対策	129
(1)	防犯対策	129

第6章 産業の復興.....	131
第1 産業復興方針の策定	135
1. 産業復興計画の策定	135
(1) 緊急対応事項選定のための状況報告	135
(2) 産業復興計画原案に対する都への意見及び調整	135
第2 中小企業施策	137
1. 被害状況等の把握	137
(1) 都への調査協力及び支援策の検討	137
(2) 事業再開の支援方針の策定	138
2. 一時的な事業スペースの確保支援	139
(1) 賃貸型共同事業所の設置・提供に向けた検討体制の整備等	139
(2) 域内の民間事業所情報の収集・提供	140
3. 施設の再建のための金融支援	141
(1) 資金需要の把握と関係機関への要請	141
(2) 既往融資制度の事業主・組合等への周知	141
4. 新たな支援制度の検討・創設	142
(1) 新たな支援制度の事業主等への周知	142
第3 観光施策	143
1. 観光施策	143
(1) 都への調査協力及び支援策の検討	143
(2) 情報の発信及び観光復興キャンペーン等の開催	143
第4 農林水産業施策	145
1. 農林水産業施策	145
(1) 都への調査協力及び支援策の検討	145
(2) 農業の基盤等の再建	145
(3) 農業関係者への支援制度等の周知	146
第5 雇用・就業施策	147
1. 雇用・就業施策	147
(1) 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等	147
(2) 関係機関への雇用維持の周知	147
(3) 離職者の再就職支援	148
(4) 関係機関への雇用維持の周知	149

序章 震災復興マニュアルについて

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第1 世田谷区震災復興マニュアルについて

(1) マニュアルの位置付け

この震災復興マニュアルは、「世田谷区地域防災計画」の復興にかかる部分を具体化するものであり東京都震災復興マニュアル（平成28年3月修正）等の都の関連マニュアルとの整合を図りながら、区の職員行動マニュアル等の関連マニュアルと一体で地域防災計画の一部を構成するものとして位置づけられる。

また、震災復興マニュアルは、復興対策のため、世田谷区の各組織が震災後の復興のために実施すべき事項や事前に準備しておくべき事項等を体系的に整理し、まちの復興やくらしの復興を連携して進めていくための手引きとするものである。

■復興対策とは

復旧対策が、区民生活にとって不可欠な事業を再開し概ね平常業務を執行できる体制を整えるための対策を指すのに対し、復興対策は、区民生活の再構築にあたり更なる安全性の向上や生活環境の向上を図るなど、被災前の状況に対して、災害を踏まえた質的な向上を目指した対策である。また、被災者の生活の観点からは、震災によって大きな変容を迫られた社会の中で、生活の変化にうまく適応するための対策でもある。

このような震災後の復興については、長い期間を要するほか、大規模かつ広範囲な施策が必要となり、復興施策を円滑に実施するためには、基本的な考え方や、具体的な施策、復興体制などについて、あらかじめ十分な検討、準備をしておく必要がある。

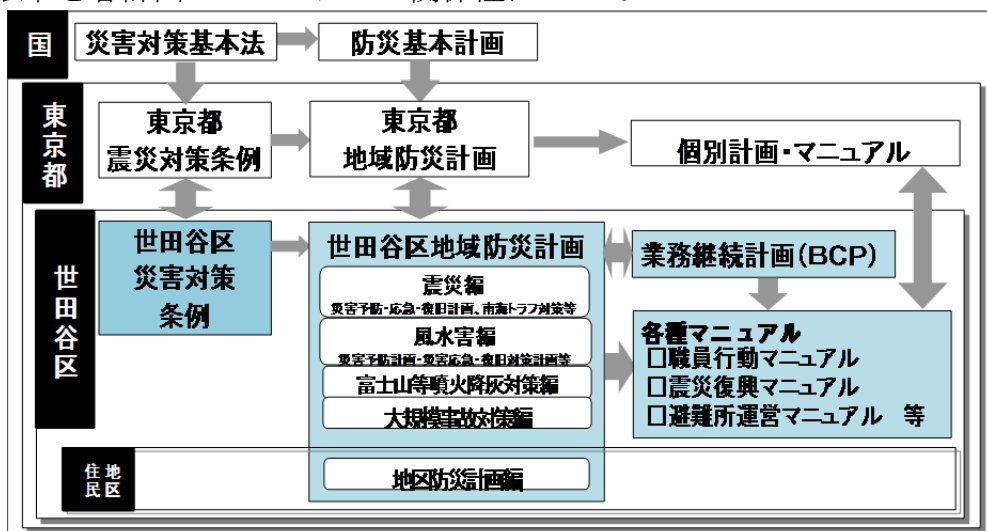
(2) マニュアルの役割

世田谷区震災復興マニュアルは、被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要とされる区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針として作成するものであり、大きく分けて二つの役割を担っている。

第一は、行政のとるべき施策や必要な事業についてのチェックリストとしての役割である。震災からの復興に関して予想される行政需要への対応について、現時点で考えられる施策等を分野別に整理する。

第二は、復興事務遂行上の手引書としての役割である。行政が行う施策や事業ごとに具体的な事務手続きを示すことにより、実際に遂行の任に当たる職員が迅速・的確な対応を取りうるよう配慮する。

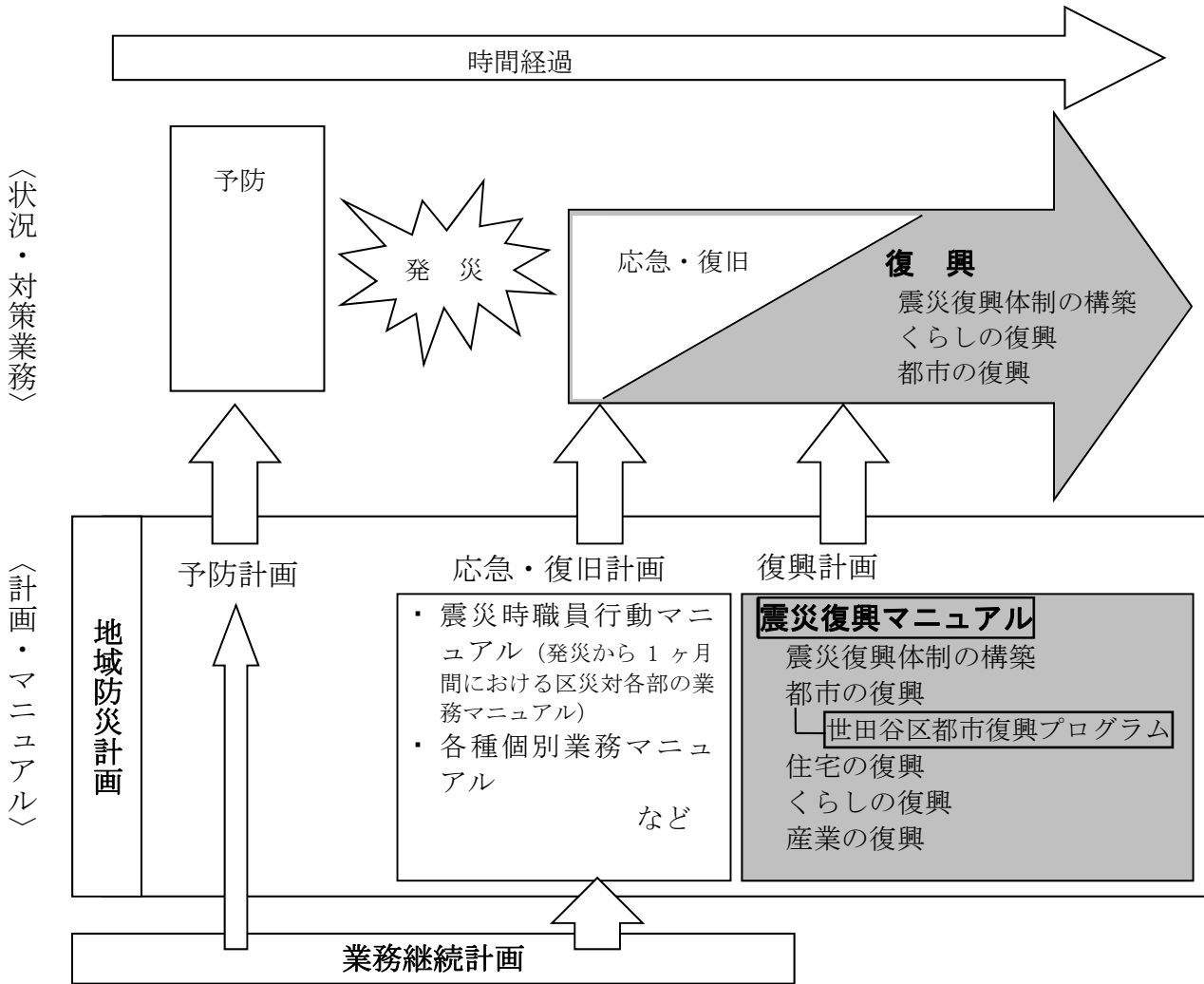
■関係法令と各計画・マニュアルの関係性について



(3) 対象範囲

本マニュアルは、応急・復旧対応以降の一連の生活再建などに関する施策・事業を対象範囲としている。しかし、被害状況の調査など、応急・復旧対策の段階から、復興対策を視野に入れるべき業務もある。このように復興対策と同時並行的に進められることによって、復興にも関係し、大きな影響を与えることとなる場合には、応急・復旧対策についても、本マニュアルの対象として掲載している。

■各計画・マニュアルの対象範囲



序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 修正の考え方

世田谷区では、平成14年3月に、震災復興基本方針及び震災復興計画の指針となる「世田谷区震災復興マニュアル」を策定した。

平成18年3月には、4年が経過し、社会状況の変化や新たに制定された世田谷区災害対策条例、平成18年9月に東京都防災会議地震部会が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」などを踏まえた復興施策の提示や体制の整備が必要となったことから、東京都震災復興マニュアル（平成15年3月策定）、世田谷区地域防災計画（平成18年修正）との整合を考慮しつつ、震災復興マニュアルの修正を行った。

その後、平成23年3月に発災した東日本大震災を契機に、災害対策基本法をはじめとする防災関連法制の大幅な見直しが行われ、東京都においても震災復興マニュアル等の見直しが行われた。

世田谷区においても、この間、災害対策関連法令・計画の改正、実災害の教訓、区のこれまでの取り組みを踏まえ、平成29年度に「世田谷区地域防災計画（平成29年修正）」が作成された。

これらを踏まえ、次の「修正の考え方」により震災復興マニュアルの修正を行う。

■平成30年修正の考え方

- 「世田谷区地域防災計画（平成29年修正）」を踏まえ修正する。
- 「世田谷区業務継続計画<震災編>」「世田谷区震災時職員行動マニュアル」等、関連マニュアルとの整合を図り修正する。
- この間取りまとめた災害対策総点検の結果を踏まえ修正する。
- 東京都震災復興マニュアル（平成28年3月修正）の修正を踏まえ、都が示す復興対策との整合を図り修正する。
- 東京都の「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月）」の修正を踏まえ、都の支援・連携内容との整合を図り修正する。 など

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第3 震災復興マニュアルの継続的な見直し

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

震災復興マニュアルは、災害発生後に区の各分野において取り組むべき施策や事業の遂行に係る業務を中心に取りまとめたものである。

そのため、現時点で想定される事態及び現在の制度的枠組みを念頭に置いたものとして策定している。

また、災害が発生した後の対応だけでなく、事前の対策や引き続き検討すべき課題についても示している。

そのため、日常業務における震災後の復旧・復興時を想定した事前準備や訓練等の取り組み、社会経済情勢の変化や新たな災害関連法制度の動向、災害の教訓等を踏まえ、さらに検討を深めるべき様々な課題が見出されることが予想される。

こうした状況を踏まえ、本マニュアルが有効に運用されるために、継続的、組織的に内容の点検・見直しを図ることが望まれ、地域防災計画の修正時のみならず、平常時からの不断の見直しと習熟を行う必要がある。

第1章 震災復興の基本的な考え方

第1 前提条件

(1) 想定する地震の規模

本マニュアルにおいて想定する地震は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月、東京都防災会議）における『東京湾北部地震 M7.3』とする。

この場合、世田谷区の7割弱で震度6強の揺れが想定される。

表1-1 想定震度分布

	震度5弱以下	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
東京都	32.8%	13.7%	29.0%	24.4%	0.1%
世田谷区	0%	0%	33.2%	66.8%	0%

出典 首都直下地震による東京の被害想定（平成24年4月、東京都防災会議）

表1-2 各震度における状況の目安

	震度6弱	震度6強	震度7
人間	立っていることが困難になる。	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	
屋内の状況	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物 (耐震性が高い)	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。
木造建物 (耐震性が低い)	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート 建造物 (耐震性が高い)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。
鉄筋コンクリート 建造物 (耐震性が低い)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

出典 気象庁震度階級関連解説表（気象庁）

(2) 想定される区全体の被害状況

本計画で想定する地震に伴う区全体の被害状況は以下の通り。

表1-3 区全体の人的被害及び建物被害

死者	負傷者	揺れによる		焼失棟数(倒壊建物を含まない)
		うち重傷者	全壊	
655人	7,449人	1,366人	6,074棟	21,727棟

出典 首都直下地震による東京の被害想定(平成24年4月、東京都防災会議)

表1-4 区全体のライフライン被害と復旧見込み

	世田谷区	東京都	復旧日数(※1)	説明
電気 停電率	19.4%	17.6%	6日	停電率は、需要家(※2)数に占める停電軒数の割合。過去の地震被害に基づき、火災延焼や揺れによる電柱被害等から算出している。
低圧ガス 供給 支障率	100%	74.2%	(53日)	供給停止率は、需要家数に占める供給停止軒数の割合。過去の地震被害に基づき、配管ブロックごとに供給を停止する。
上水道 断水率	30.8%	34.5%	30日	断水率は、過去の地震被害に基づき算出している。
下水道 管きよ 被害率	24.7%	23.0%	30日	管きよ被害率は、管きよ総延長に占める管きよの被害延長の割合。過去の地震被害に基づき算出している。
固定電話 不通率	12.7%	7.6%	14日	不通率は、加入電話の回線数に占める不通回線数の割合。過去の地震被害に基づき、火災延焼や揺れによる電柱被害等から算出している。

(※1)各区における復旧日数は算出されていないため、東京都全体の復旧日数を掲載した。

(※2)需要家とは、電気、ガス等の供給を受ける者のことをいう。

出典 首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議)

区市町村事業継続計画(地震編)策定ガイドライン(東京都)

表1-5 道路・鉄道等の状況

	被害状況
道路・橋梁	区内の幹線道路や生活道路はほぼ大きな被害なし。細街路では区東部15~20%、区西部0~15%の道路でがれき等による閉塞状態が生じる。区内の幹線道路は緊急交通路となるため、緊急交通車両以外の通行は原則禁止となる。多摩川橋梁はすべて通行可能。中小河川橋梁は区内でも数箇所被害が発生。(※1)
鉄道・バス	発災直後は鉄道・バスの全線が運行停止となり、発災4日目以降、代行バス等の代替手段を含め、事業者ごとに区間を限定しながら順次復旧することが想定される。(※2)

(※1)世田谷区震災時職員行動マニュアルにおける想定を引用した。

(※2)大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府)、及び阪神・淡路大震災における状況を参考に整理した。

第2 震災復興の基本的な方針(世田谷区地域防災計画(平成29年修正)より)

震災発生後、区は、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策業務及び復旧業務を実施する。一方、次の段階である復興業務についても、対策の遅れはさまざまな分野に影響を及ぼす恐れがある。そこで、復興事業を速やかにかつ計画的に実施するため、できるだけ早い時期に災害復興本部を設置する必要がある。災害復興本部は、復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内をめどに復興計画（災害復興計画）を策定することとなる。これらの基本方針、復興計画を策定し、震災復興を速やかにかつ円滑に実施するため、次のことを基本的な方針として復興業務を実施するものとする。

（1）区民生活の再建

被災者の物心両面の被害を速やかに回復するため、住宅の確保をはじめとして、保健福祉サービスや教育の再開、雇用の確保等、生活基盤をできるだけ早く再建し、一日も早く被災者の暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ることを重視する。

（2）被災前よりも安全で安心なまちづくりの実現

再び大地震が起きても被害を最小限にとどめることができるよう、ハード・ソフトの両面から災害に強く安心してらせるまちづくりを推進する。

（3）自立・共助・公助の理念に基づく復興の推進

復興過程において、被災者は、基本的には自らの責任において再建に努めることを原則とする。また、地域での協働や協力が必要な課題については、住民同士が互いに支えあい、連携して再建を図るものとする。

区は、被災者が自らの力を十分に発揮してすみやかに再建ができるよう、支援していく。

（4）区民、関係機関等との連携・協働

再建を迅速かつ効果的に進めるとともに、より活力ある地域社会を築くため、区民、町会・自治会等の地域団体、事業者、国、都、他の地方公共団体、関係機関、NPO、ボランティア等との連携、協働による復興を推進する。

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第3 震災復興マニュアルの構成

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(1) 各章の概要

本マニュアル第2章～第6章は、行動項目ごとに、復興対策の詳細をまとめた個票としている。行動項目は、内容によっては部門横断的な所掌事務も含まれるため、各個票に「策定担当部課」を定めており、個票の修正・点検、震災前の行動の準備状況の確認の際は、策定担当部課が中心となって部門間の調整等を行うものとする。

第2章以降の各章の概要は次の通り。

■第2章 震災復興体制の構築

災害復興本部の設置・運営をはじめとする区の復興体制の確立、震災復興方針及び震災復興計画の策定について示す。また、具体的な復興施策の策定にあたり、様々な被害調査や調整等が必要になるため、都市・住宅の復興と地域や区民生活の維持に関する対策について示す。

■第3章 都市の復興

都市計画やまちなみの再建にかかわる都市の復興に関する標準的な復興の手順について示す。なお、世田谷区では、都市復興に関しては「都市復興プログラム」により別途整理を行っているため、本マニュアルでは総括表のみ掲載する。

■第4章 住宅の復興

住宅や宅地の復興に関する手順として、応急的な住宅の整備及び区民の自力での住まいの確保への支援について示す。

■第5章 くらしの復興

被災した区民が地域での生活を取り戻すための医療・福祉・保健に関する対策について示す。

■第6章 産業の復興

事業所や観光等の地域の産業の復興及び区民の雇用・就業を支援するための対策について示す。

■資料編

本マニュアルで扱う業務において使用する様式や、参考となる資料について示す。

(2) 震災前の行動一覧

発災後、速やかに復興に取り組むためには、発災前に必要な資料や機材の準備、関係者間の調整を含む事前準備が重要である。

以下に、震災前の行動について示す。なお、詳細及び関連する検討課題等については第2章～第6章を参照。

章	項目(節)	具体的行動、内容、方法等	所管部	準備状況	ページ	
第2章	第1 災害復興本部の設置	設置基準の策定	政策経営部	<input type="checkbox"/>	23	
		災害復興本部の組織及び事務分掌の制定 (会議の招集方法、付議事項、決定手続 等)	政策経営部	<input type="checkbox"/>	24	
震災復興体制の構築	第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握	被災建築物の被害状況の把握(家屋・住家、公共施設)				
		被災建築物応急危険度判定員の確保等 (判定員の名簿作成・更新、連絡体制の整備、研修・訓練の実施、都や関係団体との連絡訓練の実施、集合場所・判定拠点等の事前指定、資機材の整備)	都市整備政策部 各総合支所	<input type="checkbox"/>	25, 31	
		家屋・住家の被害状況調査の実施体制の整備 (実施体制、固定資産関連情報の都との連携、調査計画の策定、応援・受援体制の構築、研修等の実施)	都市整備政策部 地域行政部 各総合支所	<input type="checkbox"/>	25	
		被災宅地危険度判定の準備 (判定士の名簿、連絡体制の整備、研修、集合場所・判定拠点等の事前指定、資機材の整備)	防災街づくり担当部	<input type="checkbox"/>	27	
		被災者生活実態調査票等の確認 (調査方法・態勢、調査対象、調査項目等)	政策経営部 危機管理室 各総合支所	<input type="checkbox"/>	29	
		借入不動産の状況把握(賃貸借契約一覧の作成、平面図等の整理)	財務部	<input type="checkbox"/>	31	
		土木施設の復旧・復興のマニュアルの整備等 (土木施設の復旧・復興マニュアル、道路現況並びに道路区域等の公共物管理情報の把握、地籍調査と道路台帳の整備、緊急の工事発注事務マニュアル、河川の災害復旧について都との協議 等)	土木部 道路・交通政策部	<input type="checkbox"/>	33	
		システムの復旧及びネットワークの復旧に関する事前調整	政策経営部	<input type="checkbox"/>	34	
		第3 防災証明書の発行等	防災証明発行事務の消防署との調整	各総合支所 地域行政部	<input type="checkbox"/>	37
			防災証明発行会場候補地の制定及び設営マニュアルの整備	地域行政部	<input type="checkbox"/>	37
被災者台帳の整備	各部		<input type="checkbox"/>	38		
第4 震災復興方針及び震災復興計画の策定	災害復興基本方針(素案)作成	政策経営部	<input type="checkbox"/>	40		
	(仮称) 地域協働復興推進条例の制定	政策経営部 危機管理室	<input type="checkbox"/>	40		
	計画策定スケジュールの想定	政策経営部	<input type="checkbox"/>	40		
第5 財政方針の策定等	施設復旧事業等のリストアップと算定方法等の検討	政策経営部	<input type="checkbox"/>	42		
	国や都に要望すべき特例措置の整理	政策経営部	<input type="checkbox"/>	43		
	復興基金に関する検討等	政策経営部	<input type="checkbox"/>	43		
	支払い体制の構築	会計室	<input type="checkbox"/>	44		
第6 人的資源の確保	職員及びその家族の災害時連絡先の把握	総務部	<input type="checkbox"/>	46		
	派遣職員等の受入体制の検討	関係部	<input type="checkbox"/>	47		
第7 用地の確保・調整	「災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定」を締結	産業政策部	<input type="checkbox"/>	48		
第9 広報・相談体制	災害復興時の情報提供体制の整備 (災害時のFM放送マニュアルの準備等)	政策経営部	<input type="checkbox"/>	52		
	被災者総合相談所の体制整備		<input type="checkbox"/>			
	区民相談マニュアルの整備	各総合支所 政策経営部	<input type="checkbox"/>	54		
	法律相談マニュアルの整備	各総合支所	<input type="checkbox"/>	54		
	建築相談マニュアルの整備	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	54		
	消費生活相談マニュアルの整備	産業政策部	<input type="checkbox"/>	54		

序	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第3 震災復興マニュアルの構成

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

章	項目(節)	具体的行動、内容、方法等	所管部	準備状況	ページ
第10章		住宅相談マニュアルの整備	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	54
		相談形態等の検討 (相談形態、会場、周知方法、役割分担)	各総合支所 政策経営部	<input type="checkbox"/>	54
	学校教育等	学校施設の再建手続きの簡略化	教育委員会事務局	<input type="checkbox"/>	55
		被災児童・生徒への支援の検討 (各種申請手続、災害救助法が適用されない場合の対応)	教育政策部 教育委員会事務局	<input type="checkbox"/>	56
		臨時保育(特別保育)の準備	子ども・若者部	<input type="checkbox"/>	60
		被災園児・児童・生徒に対する相談体制の確立(メンタルヘルスケア)	教育政策部	<input type="checkbox"/>	62
	第11章 文化・社会教育	社会体育施設の再建手続きの簡略化	スポーツ推進部	<input type="checkbox"/>	63
		区民利用・文化施設の再建に係る所管との連携・調整	各施設の所管	<input type="checkbox"/>	64
		美術品・文学資料等の保安全管理の事前準備	生活文化部	<input type="checkbox"/>	65
		文化財の被災後対応の周知	生涯学習部	<input type="checkbox"/>	66
	第12章 地域への支援	女性支援に関する事前調整	生活文化部	<input type="checkbox"/>	67
		語学ボランティアの派遣要請に係る連絡体制の整備	生活文化部	<input type="checkbox"/>	67
		ボランティア活動の支援体制の整備	保健福祉部	<input type="checkbox"/>	69
第13章 消費生活	相談業務等に関する他所管との連携・調整	産業政策部	<input type="checkbox"/>	72	
第3章 都市の復興	都市復興プログラム【総括表】	都市復興プログラムの周知	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	75
		震災復興まちづくり訓練の実施	都市整備政策部 各総合支所	<input type="checkbox"/>	75
第4章 住宅の復興	第1節 住宅の復興の進め方	被災住宅の応急修理支援に向けた支援体制の確立	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	81
		応急仮設住宅建設予定(候補)地の確保・状況把握	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	82
		応急仮設住宅の入居者募集、入居管理及びコミュニティ形成等支援に向けた体制の整備	都市整備政策部 生活文化部 各総合支所	<input type="checkbox"/>	82
		住宅復興に向けた庁内体制及び関係規則・要綱等の整備	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	85
		公営住宅等の買取り・借上げの準備	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	87
第2節 自力での住まいの確保への支援	自力再建に向けた支援体制の確立	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	89	
	居住支援協議会の設立・運営	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	91	
	住宅に関する情報提供・相談体制の整備に向けた支援体制の確立	都市整備政策部	<input type="checkbox"/>	95	
第5章 くらしの復興	第1節 福祉	福祉避難所(高齢者)の設置及び運営の体制整備(協定施設の拡充、意識醸成)	高齢福祉部	<input type="checkbox"/>	103
		障害福祉サービス体制の整備			
		対象業務、関係連絡先、事業者の緊急時対応方法の確認	障害福祉担当部	<input type="checkbox"/>	105
		事務処理マニュアルの点検	障害福祉担当部	<input type="checkbox"/>	
		対応マニュアルの作成	各総合支所	<input type="checkbox"/>	
	巡回訪問体制の整備		<input type="checkbox"/>		
		介護保険及び高齢者福祉サービス体制の整備		<input type="checkbox"/>	106
		対象業務、関係連絡先、事業者の緊急時対応方法の確認	高齢福祉部	<input type="checkbox"/>	
		事務処理マニュアルの点検	高齢福祉部	<input type="checkbox"/>	
		対応マニュアルの作成	各総合支所	<input type="checkbox"/>	
巡回訪問体制の整備			<input type="checkbox"/>		
	各種生活支援対策の実施体制の整備			109	
	災害弔慰金・災害見舞金支給準備	各総合支所	<input type="checkbox"/>		
	被災者生活再建支援法適用準備(受付マニュアルの整備、被害状況把握の体制整備)	地域行政部 各総合支所	<input type="checkbox"/>		
	被生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備	各総合支所	<input type="checkbox"/>		
	応急的な資金需要に対する支援の準備(貸付審査、事務処理手段、貸付方法)	各総合支所	<input type="checkbox"/>		

章	項目(節)	具体的行動、内容、方法等	所管部	準備状況	ページ	
	第2 保健	メンタルヘルスケアに関する関係所管との連絡体制の検討	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	115, 116	
		被災者の健康管理に関する実施体制整備(巡回支援チームの整備、相談者名簿や健康相談票の作成等)	世田谷保健所 各総合支所	<input type="checkbox"/>	117	
		健康診査事業の準備(医師・看護師の確保)	各総合支所	<input type="checkbox"/>	118	
		食生活への支援体制の整備(災害時の食生活マニュアル、在宅栄養士会等との行動マニュアル、給食施設データの確保と協力施設との事前協議)	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	119	
		防疫対策の準備(薬品の選定及び調達方法の検討、マニュアルの検証)	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	120	
		食品の安全供給及び食品取扱施設の衛生指導の準備(食中毒予防等の啓発準備、区民への啓発活動)	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	123	
		水の安全供給及び環境衛生施設の衛生指導の準備(災害時に備えた備蓄、区民向け広報の準備)	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	123	
		動物愛護対策(関係機関との連携、住民への普及啓発)	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	124	
		第3 医療	診療可能医療機関把握のための準備、広報準備	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	125
			医薬品販売可能な薬局等把握のための準備、広報準備	世田谷保健所	<input type="checkbox"/>	125
第4 その他	震災後の防犯対策について、関係機関への協力依頼	危機管理室	<input type="checkbox"/>	129		
第6章 産業の復興	第2 中小企業施策	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討	産業政策部	<input type="checkbox"/>	137	
	第3 観光施策	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討	産業政策部	<input type="checkbox"/>	143	
	第4 農林水産業施策	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討	産業政策部	<input type="checkbox"/>	145	
	第5 雇用・就業施策	ハローワーク及び関係機関との調整	産業政策部	<input type="checkbox"/>	148	
		災害によって、創出が予想される職業、技術等を想定し、各職業訓練機関に協力を依頼し体制を整備	産業政策部	<input type="checkbox"/>	149	

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

第2章 震災復興体制の構築

■震災復興体制の構築のながれ

第2章 震災復興体制の構築

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月以降
第1. 災害復興本部の設置								
1. 災害復興本部の設置、2. 復興本部の組織、運営								
災害復興本部の設置、災害復興本部の設置基準、組織、運営に関する(案)の策定								
		災害復興本部設置 組織編成制	付議事項の検討、会議の招集					復興事業が概ね終了した時点で本部廃止
		【区長が必要と認めた時】						
第2. 被災状況及び復旧・復興状況の把握								
1. 家屋・住家の被害状況の把握								
(1) 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備・広報	被災建築物応急危険度判定実施体制の整備・広報	被災建築物応急危険度判定調査結果等の集約	被災建築物応急危険度判定の実施					
(2) 家屋・住家の被害状況の把握	家屋被害確認調査 調査方針の決定等、人員確保、資機材等の調達、調査員を対象とする研修	家屋被害確認調査	家屋被害確認調査					
(3) 被災宅地の危険度判定	被災宅地危険度判定士の確保等	被災宅地危険度判定要判断と判定実施本部、判定視点的設置	判定業務活動 【活動開始から原則10日間】	被災宅地の復興				
2. 被災者生活実態調査								
(1) 被災者生活実態調査作成	被災者生活実態調査票等の作成		被災者生活実態調査体制の準備	被災者生活実態調査の準備 ⇒ 調査の実施				
3. 公共施設劣化調査								
(1) 公共施設劣化調査	建築物の応急危険度判定の体制整備、判定員の技術向上	建築物の劣化診断調査の実施、再建計画の策定 【余震による影響が大きい時に適宜実施】						
(2) 借入不動産の状況把握	借入不動産の状況確認		借入不動産の契約変更、解約交渉					
(3) 行政施設の再建・再開	庁舎の被害状況の確認【被災直後、安全を確保しつつ実施】							
(4) 土木施設の復旧・復興	関連マニュアル等の整備、関係機関との事前協議の推進	土木施設の被害状況把握、道路障害物除去 土木施設の復旧・復興計画の策定						復旧・復興事業の推進、復興街づくりの推進
(5) システムの復旧及びネットワークの復旧	事務センター内の体制確保、各拠点施設の機器の状況確認及び復旧(ネットワークの復旧、情報システムの復旧)							
4. まちの復旧・復興状況の把握								
(1) まちの復旧・復興状況の把握	建築確認申請受理状況の把握	建築確認【一定の期間毎に集約・整理】	復旧・復興実施、計画の進行管理【随時】					
5. 住民生活の再建状況等の把握								
(1) 住民生活の再建状況等の把握								
		被災者生活実態調査(フォロー調査)	被災者生活実態調査					
		各種支援策の適用状況の集約						
		【3週間～6か月程度】						
		その他住民生活の再建状況等に関する情報の収集、整理、被災者台帳情報の提供						
		住民生活の再建状況等の把握に基づく施策の進行管理						

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
第3 被災証明書の発行等									
第3 被災証明書の発行									
1. 被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行	被災証明書の発行
2. 被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成
第4 震災復興方針及び被災復興計画の策定									
第4 震災復興方針及び被災復興計画の策定									
1. 震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定	震災復興計画の策定
2. 被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	被災者台帳の作成
第5 財政方針の策定等									
第5 財政方針の策定等									
1. 財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定	財政方針の策定
2. 財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保	財源の確保
3. 復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設	復興基金の創設
4. 出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務	出納事務
第6 人的資源の確保									
第6 人的資源の確保									
1. 人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保	人的資源の確保
2. 受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討	受援体制・広域連携体制の検討
第7 用地の確保・調整									
第7 用地の確保・調整									
1. 用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整	用地の確保・調整

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
第11 文化・社会教育									
1. 文化・社会教育施設の再・再建 手続きの簡略化									
再建・再開	再建計画の策定		再開計画の策定		再開の準備				
					再建の実施				
					再開				
(2) 区民利用・文化施設の再建	再建に係る所管との連携・調整		再建計画の策定						
			再建計画の実施						
2. 文化財の復旧・復興支援									
(1) 美術品・文学資料・体全管理の事前準備等の体全管理	被害状況の調査 仮保管の手配		修復計画の策定						
(2) 文化財の復興	被災後対応の周知 被害状況の把握 被害状況の報告 緊急措置		補修方法等の調査		復興・補修等				
					文化財の指定・登録の確保				
第12 地域への支援									
1. 地域への支援									
(1) 女性への支援	災害時の対応に関する事項調整		相談事業者との連絡・調整						
(2) 外国人への支援	語学ボランティアの派遣要請に係る連絡体制の整備	相談事業復旧のための場所の確保・物資の調達				相談業務の再開・周知			
	外国人災害時情報センターの設置	外国人相談窓口の設置			相談所の運営				
	窓口開設準備	外国人相談窓口の設置							
	外国人被災状況等の把握								
	外国人による情報提供								
(3) ボランティア等や専門家との連携	ボランティア活動に関する情報収集・提供 ボランティア受け入れ体制の支援 ボランティア活動に関する連絡・調整・要請								
第13 消費生活									
1. 消費生活相談									
(1) 消費生活相談	消費生活相談管との連携・調整		消費生活相談の実施、消費生活情報の提供						
	窓口開設準備								
	窓口開設準備								
	開設								

第1 災害復興本部の設置

1. 災害復興本部の設置

(1) 災害復興本部の設置

策定担当部課	政策経営部政策企画課
マニュアルの概要・目的	<p>区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。この復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、復興に係る総合的な方針を策定する。</p> <p>この際、区長は、復興に関する事業を推進する必要があると認めるときは、災害復興本部を設置する。</p> <p>災害復興本部の構成及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害復興本部設置基準策定	政策経営部	災害復興本部の設置基準を策定する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 世田谷区災害復興本部の設置	発災後～1週間程度 (区長が必要と認めた時)	政策経営部	<p>①政策経営部長は、震災の被害が重大であり、区民生活の迅速な再建のために必要があると認めるときは、災害復興本部の設置を区長に申請する。</p> <p>②区長は、政策経営部長の申請を受け、その必要性を認めるときは、災害対策条例の規定に基づき、災害復興本部を設置する。</p> <p>③災害復興本部を設置した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。</p>
2 世田谷区災害復興本部の廃止	復興事業が概ね終了したとき	政策経営部	<p>①区長は、復興事業が概ね終了したと認めるときは、災害復興本部を廃止する。</p> <p>②廃止した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。</p>

◆本項目における検討課題

<ul style="list-style-type: none"> 復興本部の設置に関する条例・同施行規則等の制定（資料1-1～5参照） 	◆関連する物品・データ・様式等
--	-----------------

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課
支援内容	<p>①復興事業に関する重要な方針及び復興計画の調整</p> <p>②用地の利用調整など復興事業の推進に伴う重要事項の調整</p> <p>③復興事業に関する総合的な調整</p>

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

◆都との連携（都による支援）	◆関連する物品・データ・様式等
----------------	-----------------

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

震災復興マニュアル
震災復興の基本的な
震災復興体制の構築
都市の復興
住宅の復興
くらしの復興
産業の復興

第1 災害復興本部の設置
2. 復興本部の組織、運営

2. 復興本部の組織、運営

(1) 復興本部の組織、運営

策定担当部課	政策経営部政策企画課
マニュアルの概要・目的	<p>災害復興本部の組織は、災害対策本部と同様に臨時組織とし、全組織の総力を挙げて復興対策にあたるものとするが、基本は通常の行政組織で編制する。</p> <p>復興に関する重要な課題について総合的に審議・調整を行う場として、災害復興本部を開催し、運営する。</p> <p>災害復興基本方針、災害復興計画の審議、各分野の特定分野復興計画の調整の場として位置づける。災害対策本部と同時並行的に設置されている時期もあるため、災害対策本部と緊密に連携、連絡しながら運営する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害復興本部の組織、運営に関する(案)の策定	政策経営部	災害復興本部の組織及び事務分掌を定める。 会議の招集方法(案)、付議事項(案)、決定手続(案)等について定める。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 組織編制	1週間～	政策経営部	①組織案→通常の行政組織(事務局:政策経営部) ②本部構成員 本部長 区長 副本部長 副区長、教育長 本部員 災害対策本部員
2 付議事項	本部設置後	政策経営部	①震災復興に係る重要事項の審議・調整 (災害復興基本方針、災害復興計画の策定) ②震災復興に係る重要事業の進行管理 ③その他震災復興事業に係る重要事項
3 会議の招集	本部設置後	政策経営部	①本部長は、会議を招集し、主催する。 ②本部員は、災害復興本部を開く必要がある場合には、政策経営部長に要請する。 ③政策経営部長は、本部員から要請があった場合又は自ら必要があると認めた場合には、本部長に会議の開催を申請する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

災害復興本部の組織及び事務分掌の検討(資料1-6～9を参照)	
--------------------------------	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	総務局総合防災部防災管理課
支援内容	<p>①被災区市町村に復興本部が設置された場合、復興本部長等連絡会議(仮称)及び実務レベルの連絡調整会議の設置</p> <p>②復興事業に係る団体間の分担及び事業調整</p> <p>③復興基金の創設に関する各団体の参加方法や資金負担など都と区市町村が共同して実施する事業や地域間の利害関係の調整</p> <p>④必要に応じて課題別・事業分野別に、実務レベルの協議・調整を図る連絡会議の設置</p>

序章 震災復興マニュアルについて
 第1章 震災復興の基本的な考え方
 第2章 震災復興体制の構築
 第3章 都市の復興
 第4章 住宅の復興
 第5章 暮らしの復興
 第6章 産業の復興

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

1. 家屋・住家の被害状況の把握

(1) 被災建築物応急危険度判定

策定担当部課	都市整備政策部建築調整課
マニュアルの概要・目的	<p>発災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。</p> <p>応急危険度判定員（防災ボランティア）は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。（資料 1-23 を参照）</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災建築物応急危険度判定員の確保等	都市整備政策部 建築調整課 各総合支所 街づくり課	①応急危険度判定員の名簿管理、連絡体制の整備、研修 ②応急危険度判定員に対する模擬訓練、講習会等の実施 ③都との連絡訓練（年1回）の実施 ④応急危険度判定員の集合場所、判定拠点等の事前指定 ⑤判定に必要な資機材（地図、建築物一覧、ステッカー等）の整備	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	発災後～	災対都市整備部 被災建物調査班 災対地域本部 応急判定班	①都の防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員を招集する。 ②必要人員が充足されない場合は、都都市整備局に応援要請を行う。
2 被災建築物応急危険度判定の広報	発災後～		広報等により、応急危険度判定の目的等の周知を図る。
3 被災建築物応急危険度判定の実施（建物の2次災害を防ぐ）	3日～2週間以内		「世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱」により実施する。
4 調査結果等の集約	発災後～		実施日ごとに「被災建築物応急危険度判定結果集計表」を取りまとめ、都の災害情報システム（DIS）のメール等により都都市整備局に報告する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> 東京都被災建築物応急危険度判定要綱（資料 1-10～13 を参照） 被災建築物応急危険度判定結果集計表
--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局市街地建築部建築企画課
支援内容	①区市町村の応急危険度判定の支援を行う「応急危険度判定支援本部」の設置 ②区市町村の要請に基づく応急危険度判定員の派遣・調整 ③広報等による応急危険度判定の目的等の周知 ④区市町村の実施結果の集約 ⑤国、他県市、関係団体等との調整（支援要請等）、国土交通省を通じた都市再生機構への支援要請 ⑥応急危険度判定員の事前登録、研修等 [事前]

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

1. 家屋・住家の被害状況の把握

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

⑦応急危険度判定コーディネーター講習会の実施 [事前]
⑧応急危険度判定員への区市町村が実施する模擬訓練等の情報提供 [事前]
⑨区市町村や関係団体との連絡訓練 (年1回) の実施 [事前]

(2) 家屋・住家の被害状況の把握

策定担当部課	都市整備政策部都市計画課、都市デザイン課、各総合支所
マニュアルの概要・目的	<p>家屋・住家の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、がれき処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活再建支援策等の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。</p> <p>なお、被災者の生活再建のために必要となるり災証明書の発行に際しては、住家被害認定調査により住家の損壊程度を認定する必要がある。</p> <p>※ 住家被害認定調査に当たっては、内閣府HP「災害に係る住家の被害認定」を参照 (http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html)</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
家屋・住家の被害状況調査の実施体制の整備	都市整備政策部 都市計画課 都市デザイン課	①家屋・住家の被害状況調査の実施体制の整備	<input type="checkbox"/>
	地域行政部 住民記録・戸籍課 各総合支所	②都と区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について連携を図る。 ③住家被害認定調査の事前段階での調査計画の策定と体制の検討 (調査員の人員規模の算出、被害認定調査の実務経験者の活用等) ④住家被害認定調査の応援・受援体制に係るネットワークと体制の構築 (他の地方公共団体や関係団体との協定の締結、手続の明確化、資機材や宿舎の確保、研修講師の養成等) ⑤住家被害認定調査に関する研修等の実施 ※住家被害認定調査については、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き (平成 28年 3月、内閣府)」参照	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 家屋被害概況調査 (建物の被害をおおまかに調べる)	1週間以内	災対都市整備部 情報連絡班	①被害概況を調査し、都の災害情報システム (DIS) のメール等により都都市整備局に報告する。また、被害が大きいと見込まれる地区について、現地踏査により補足調査を行い、被災の激しい地区 (町丁目単位) について、DISのメール等により都都市整備局に報告する。 ※報告は、DISから出力される様式を使用
2 家屋被害状況調査 (建物の被害を1件ずつ調べる)	1週間程度 ～1か月	災対都市整備部 情報連絡班	①家屋被害状況調査を実施する。 ②上記調査結果を整理して、家屋被害台帳及び地区別被害状況図を作成し、DISのメール等により都都市整備局に報告する。 ※調査体制は世田谷区都市復興プログラムを参照
3 住家被害認定調査 (第1次調査) (り災証明の発行根拠とする詳細な調査)			
(ア) 調査方針の決定等	1週間以内	災対地域本部	①調査方針の決定 I. 調査件数の想定

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

1. 家屋・住家の被害状況の把握

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			Ⅱ. 全棟調査とすかどうか Ⅲ. 全体スケジュールの作成 ②実施体制の構築及び調査員の研修を実施
(イ) 調査人員の確保	1週間以内		①調査件数をもとに、必要人員を計算する。 ②被害規模に比べて調査員数が大幅に不足する場合には、都道府県とも協議し、他の地方公共団体や民間団体に応援要請を行う。
(ウ) 資機材等の調達			①調査に必要な資機材等を調達する。
(エ) 調査員を対象とする研修の実施			①調査結果のばらつきを極力排除するため、調査員を対象とした研修を実施する。
(オ) 住家被害認定調査の実施	1か月以内	災対区民支援部 災害支援調整班 災対地域本部	①「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府)に基づき、調査を行なう。 (資料1-14~23参照) ②調査結果は、建物情報(所在、所有者、構造、床面積等)、住民基本台帳情報等のデータとともに蓄積し、さらに各種施策の適用状況のデータが蓄積できるようなデータベース化を図ることが望ましい。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区都市復興プログラム(平成18年3月) 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(平成28年3月、内閣府) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月、内閣府)
--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	都市整備局市街地整備部企画課①②④⑥、主税局(都税事務所)③⑤、総務局総合防災部防災管理課
支援内容	①区市町村からの応援要請を受けた場合の、応援人員の配分についての総括調整 ②家屋被害状況調査に対する応援体制の整備 ③区からの要請に基づく必要な建物情報(所在、所有者、構造、床面積等)及び家屋現況図の提供(特別区のみ) ④被害状況図を整理し、区市町村へ提供 ⑤情報提供等に関し締結した協定に基づく、家屋台帳情報の提供[事前] ⑥住家被害認定調査に関する研修・訓練等の実施等 [事前]

(3) 被災宅地の危険度判定

策定担当部課	防災街づくり担当部防災街づくり課
マニュアルの概要・目的	<p>災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、余震等の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被害の発生状況を迅速かつ正確に把握して被災した宅地の危険度を調査し、その結果を宅地の使用者等に知らせる。</p> <p>宅地造成等規制法第2条第1項第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。</p>

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

1. 家屋・住家の被害状況の把握

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災宅地危険度判定士の確保等	防災街づくり担当部 防災街づくり課	①被災宅地危険度判定士の名簿作成、連絡体制の整備、研修 ②被災宅地危険度判定士の集合場所、判定拠点等の事前指定 ③判定に必要な判定資機材（地図、宅地一覧、判定ステッカー等）の備蓄	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災宅地危険度判定要否判断と判定実施本部、判定拠点の設置	発災後～	災対都市整備部 被災宅地調査班	①管内に危険な宅地被害が発生していると予想されるときは判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。 ②判定を要すると判断し判定実施を決定した場合、直ちに防災街づくり課長を実施本部長とする被災宅地危険度判定実施本部を設置する。 ③実施本部は、被害状況等に基づき判定実施計画を作成し、判定実施計画に基づき判定業務を行う。判定実施計画は、被災の範囲、被災地の状況や判定作業の進行に応じて見直しを行う。 ④実施本部内の判定拠点以外にも判定拠点が必要な場合は、総合支所に判定拠点を置くか検討する。判定に必要な被災宅地危険度判定士数や資機材が足りない場合は都都市整備局に支援要請を行う。
2 被災宅地危険度判定業務活動	発災後～判定活動期間（活動開始から原則10日間）		①被災地域の住民に、報道機関、防災無線、広報車、ピラ等の地域に密着した情報媒体の活用や相談窓口を設置等により被災宅地危険度判定実施及びこれに関する情報の周知を図り、理解を得る。 ②適宜、宅地所有者に対し、判定結果の説明・相談を実施する。 ③報道機関等から問い合わせに対応する。
3 調査結果等の集約	判定直後～		①調査実施後は、実施日ごとに「実施状況報告」を取りまとめるとともに、災害情報システム（DIS）のメール等により都都市整備局に報告する。
4 被災宅地の復興	被災宅地危険度判定活動終了後（1か月～）		①国や東京都における被災宅地の復旧に係る各種支援策の情報収集及び導入の検討を行う。大規模かつ広範囲な被害については、東京都とともに公共事業による対策工事等の要請・検討を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	・判定資機材（地図、宅地一覧、判定ステッカー等）
--	--------------------------

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局市街地整備部区画整理課
支援内容	①区市町村との連絡体制の整備[事前] ②判定に必要な資機材の備蓄協力[事前] ③被災宅地危険度判定士の事前登録、研修等[事前] ④区市町村の支援を行う「危険度判定支援本部」の設置

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

	⑤区市町村の要請に基づく被災宅地危険度判定士の派遣、資機材の貸与 ⑥他道府県及び国土交通省との調整（支援要請） ⑦広報等による判定実施状況の周知 ⑧区市町村の調査結果の集約
--	---

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

2. 被災者生活実態調査

2. 被災者生活実態調査

(1) 被災者生活実態調査

策定担当部課	政策経営部政策企画課、危機管理室災害対策課、各総合支所地域振興課
マニュアルの概要・目的	世田谷区復興計画の早期策定、対策実施にあたり発災直後から被害調査を開始する。市街地、家屋、人的被害については、地域防災計画及び都市復興プログラムにおいて計画化されている。このマニュアルにおいては区民生活実態調査（避難所滞在者、仮設住宅入居者、自宅残留者、区外避難・疎開者）の実施について記述する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災者生活実態調査票等の作成	政策経営部 政策企画課 危機管理室 災害対策課 各総合支所 地域振興課	調査方法・態勢、調査対象、調査項目等について、都と事前調整の上、調査帳票のフォーマットを確認しておく。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災者生活実態調査体制の準備	1週間～	各総合支所 地域振興課	①調査帳票、集計フォーマット等を準備する。 ②支所内に調査実施本部を設置する。
		総務部	①調査要員を確保する。要員確保が困難な場合は、東京都や他の自治体の応援を要請する。
		各総合支所 地域振興課	①確保した要員により、班編成等を行う。
2 被災者生活実態調査の実施	1週間～1か月	各総合支所 地域振興課 応援職員	①応援職員を含めた調査要員により調査を実施する。 ②調査結果を集計し、災害対策課へ報告する。
		政策企画課 災害対策課	①各総合支所地域振興課より報告された調査をまとめ、東京都総合防災部防災管理課へ報告するとともに、復興計画策定、対策実施に活用する。また、必要に応じ、地域福祉需要調査の担当所管に情報提供する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	・調査帳票、集計フォーマット（資料 1-25、26 参照）
--	-------------------------------

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課
支援内容	①調査実施方法（案）及び調査様式（案）等の作成 [事前] ②被災後の生活状況の改善に向けた、住宅対策や福祉対策のための基礎資料の提供 ③被災区市町村からの要請があった場合における応援体制等の整備

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章 震災復興マニュアルについて

第1章 震災復興の基本的な考え方

第2章 震災復興体制の構築

第3章 都市の復興

第4章 住宅の復興

第5章 ぐらしの復興

第6章 産業の復興

3. 公共施設劣化調査

(1) 公共施設劣化調査

策定担当部課	施設営繕担当部施設営繕第一課
マニュアルの概要・目的	災害時における公共施設の劣化調査を行い建物の被害状況、使用の可否、補強及び解体等について判断する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
建築物の応急危険度判定の体制整備	施設営繕担当部 施設営繕第一課	リスト作成(毎年更新)	<input type="checkbox"/>
建築物の応急危険度判定員の技能向上		講習会の参加(参加の促進)	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 建物の劣化診断調査	余震による影響がない時	施設営繕担当部 施設営繕第一課 施設営繕第二課 公共施設マネジメント推進課	①全公共施設調査 ②施設営繕課職員による一次判断 ※(被災建築物応急危険度判定マニュアルによる) ③記録(被害状況・使用の可否・主管との連絡) ④補強による使用または解体の判断 ※ケースによっては専門家に調査委託し躯体、設備等の精密診断を行う。 ⑤都への報告(資料1-27参照)
2 再建計画の策定	余震による影響がない時	施設営繕担当部 施設営繕第一課 施設営繕第二課 公共施設マネジメント推進課 政策経営部 政策企画課 財政課	劣化状況により関係部課と協議し修理、改修、改築計画を策定する。

※東京都震災復興マニュアルでは2か月以内を目途としている。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

建築物の応急危険度判定者の確保と技能向上	被災建築物応急危険度判定マニュアル
----------------------	-------------------

◆都との連携(都による支援)

担当課	都市整備局市街地建築部建築企画課、財務局建築保全部技術管理課、総務局総合防災部防災計画課
支援内容	①応急危険度判定の実施調整を円滑に行うため、区市町村から要請があった場合における必要な支援 ②被災度区分判定の意義及び基準の周知並びに関連情報の提供[事前]

(2) 借入不動産の状況確認、契約変更・解約

策定担当部課	財務部経理課
マニュアルの概要・目的	借入不動産の被災状況を確認し、被災程度に応じて、契約変更・解約交渉等を行い、区の事務事業に支障を来たさないようにする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
借入不動産の状況把握	財務部 経理課	①不動産賃貸借契約一覧の作成	<input type="checkbox"/>
		②平面図等の整理	<input type="checkbox"/>

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

3. 公共施設劣化調査

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 借入不動産の状況確認	2週間程度以内	財務部 経理課	①利用所管課に状況確認 ②貸主に状況確認 ③現場調査
2 借入不動産の契約変更・解約交渉	2週間程度～	財務部 経理課	被災の程度に応じて ①全壊又は使用することが不可能なものは契約を解約し、代替不動産を探す。 ②一部損壊については、現状を双方で確認し、貸主に修理を依頼 ③損壊のないものについても現状を双方で確認

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

(3) 行政施設の再建・再開

策定担当部課	総務部総務課
マニュアルの概要・目的	本庁舎等（行政施設）の被害状況の確認及びライフラインの安全確認を行い施設の使用・開設について判断する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
庁舎の被害状況の確認	発災直後、安全を確保しつつ実施	総務部 総務課 庁舎整備担当部 庁舎整備担当課	①本庁舎（第1・第2・第3庁舎、ノバビル、城山分庁舎）及び厚生会館の被害状況を確認する。 ②本庁舎のライフラインの優先的な復旧を依頼する。電気・ガス・水道・電話等の復旧状況を確認する。 ③応急危険度判定により、建物の被害状況を把握する。施設営繕担当部が実施する。 ④施設設備については、技術職員が点検する。ただし、被害状況によっては、専門の設備業者に調査委託する。 ⑤被害状況は、災害対策本部に報告し、施設使用の判断を決定する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

(4) 土木施設の復旧・復興

策定担当部課	道路・交通政策部道路管理課、土木部土木計画課、工事第一課、工事第二課
マニュアルの概要・目的	「世田谷区都市復興プログラム」に対応し、区が管理する土木施設の応急復旧及び復興について、その手法等をあらかじめ定めておくことにより、迅速で効果的な災害復興を実施し、ライフラインの早期回復や安全で円滑な交通の確保などを図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
関連マニュアル等の整備、並びに関係機関との事前協議の推進	土木部 土木計画課 工事第一課 工事第二課	発災後すぐに実施する道路障害物除去作業については「世田谷区緊急輸送道路障害物除去作業要務集」が整備されているので、これに繋がる「土木施設の復旧・復興マニュアル」を整備する。	<input type="checkbox"/>
	道路・交通政策部 道路管理課	早期に復興、復旧するためには、その基盤となる道路現況並びに道路区域等の公共物管理情報を把握しておく必要がある。そのため公共座標による地籍調査と道路台帳の整備を進める。	<input type="checkbox"/>
	土木部 土木計画課 工事第一課 工事第二課	「緊急の工事発注に係る事務マニュアル」を整備する。 河川の災害復旧について、国・東京都と区の役割分担を明確にしておく。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被害状況の把握、道路障害物除去	～2週間	土木部 土木計画課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> 区道、河川・水路等土木施設について、被害状況を収集する。 「世田谷区緊急輸送道路障害物除去作業要務集」に基づき、区担当路線の道路障害物除去作業を行う。また、これに伴うがれき処理を区のがれき処理マニュアルに沿って行う。
2 復旧・復興計画の策定	発災後数日～6か月	都市整備政策部 都市計画課 道路・交通政策部 道路計画課 土木部 土木計画課	<ul style="list-style-type: none"> 「都市復興基本計画」を策定する。 基幹的な土木施設の選定
3 復旧・復興事業の実施、復興街づくりの推進	6か月以降	道路・交通政策部 道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 土木部 土木計画課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> 都市復興基本計画に基づき、各地区に見合った事業手法により土木施設の復興を進める。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章 震災復興マニュアルについて

第1章 震災復興の基本的な考え方

第2章 震災復興体制の構築

第3章 都市の復興

第4章 住宅の復興

第5章 ぐらしの復興

第6章 産業の復興

第2 被害状況及び復旧・復興状況の把握

3. 公共施設劣化調査

(5) システムの復旧及びネットワークの復旧 【総括表】

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

策定担当部課	政策経営部情報政策課
マニュアルの概要・目的	データセンター及びクラウドサービスの被災状況を確認し、システム利用の可否を確認する。 災害時に特に重要なシステムの利用を可能にするために、ネットワークの復旧に努める。なお、詳細な行動は、別に定める「情報政策課災害対策マニュアル」に基づいて行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時の対応に関する事前調整	政策経営部 情報政策課	関係機関・事業者と、災害時についての対応について調整する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 事務センター内の体制確保	発災後～	政策経営部 情報政策課	①要員（職員・受託業者含む）の参集状況確認。 ②事務センターを中心に災対統括部庁内情報システム班を組織。 ③事務センター内の電気・電話・ネットワーク等の使用可否確認及び執務室内の整理。 ④マシン等自力で復旧可能な倒壊物の復旧。
2 各拠点施設の機器の状況確認及び復旧(ネットワークの復旧)	発災後～	政策経営部 情報政策課	①事務センター・本庁間を最優先にネットワークの状況を確認するとともに、総合支所間のネットワークの状況を確認する。自営線が使用不可の場合は、民間通信事業者のバックアップ回線に切り替え、拠点間の通信インフラを確保する。 ②自営線の復旧にあたっては、本庁舎、総合支所を最優先とし、その後の復旧については、あらかじめ定めた優先順位に従って復旧する。
3 情報システムの復旧	発災後～	政策経営部 情報政策課	①外部データセンター及びクラウドサービスへの連絡先により、それぞれの被災状況及び庁内情報システムの状況を把握する。 ②外部データセンター及びクラウドサービスにあるシステムが利用可能である場合には、ネットワークの復旧により、早期にシステムが利用できるようにする。 ③事務センターに設置のシステムについては、システム所管課が委託事業者へ連絡し、システムの復旧を図る。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	東京都総務局情報通信企画部企画課
支援内容	インターネットの出口である自治体情報セキュリティクラウドの維持管理

序章
震災復興マニュアル
第1章
震災復興の基本的な考え方
第2章
震災復興体制の構築
第3章
都市の復興
第4章
住宅の復興
第5章
くらしの復興
第6章
産業の復興

4. まちの復旧・復興状況の把握

(1) まちの復旧・復興状況の把握

策定担当部課	都市整備政策部建築審査課、都市計画課
マニュアルの概要・目的	被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取組が進められることとなる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握して、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。 住宅や施設等、まちの復興状況を把握するには、目視等により面的に把握する方法と、建築確認受理、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況から把握する方法とが考えられる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 建築確認申請受理状況の把握集約	発災後～	都市整備政策部 建築審査課	建築物の建築等に関する申請及び確認の状況について、一定の期間毎に集約・整理する。
2 都市復興状況の把握	1か月～	都市整備政策部 都市計画課	復興地区区分を指定した場合、その地区区分毎に市街地復興の状況を把握する。
3 生活関連施設の復旧・復興状況の把握	1か月～	施設を所管する各部課	各部課は、所管する生活関連施設の復旧・復興状況を把握し、復興本部に報告する。(資料1-28参照)
4 復旧・復興施策、計画の進行管理	随時	都市整備政策部 都市計画課	①復興本部は、復旧・復興の進捗状況を把握し復興施策及び計画の進行管理を行う。 ②問題が生じた場合は、適切な措置が講じられるよう全体調整を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課他関係各局担当課
支援内容	都有施設の復旧・復興状況を把握し、情報提供

5. 住民生活の再建状況等の把握

(1) 住民生活の再建状況等の把握

策定担当部課	災対各部庶務担当課
マニュアルの概要・目的	被災住民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。 また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、住民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 各種支援施策の適用状況の集約	1 か月～	災対各部	①各部課は、住民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。復興本部は、各部課の報告に基づき、都復興本部に報告する。 ②復興本部は、各部課の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
2 被災者生活実態調査（フォロー調査）の実施	3 週間～6 か月程度		①被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。 ②手法として、仮設住宅や避難居住地への郵送アンケート調査も検討する。
3 その他住民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	随時		住民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、住民生活の再建状況等及び問題点について整理した後、必要に応じて都復興本部に情報提供する。
4 被災者台帳情報の提供	随時		災害対策基本法第90条の3に基づき「被災者台帳」を作成している場合には、要請に基づき都の関係局に情報提供する。
5 住民生活の再建状況等の把握に基づく施策の進行管理	随時		①復興本部は、住民生活の再建状況等の把握結果に基づき、施策の進行管理を行う。 ②復興本部は、問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課、福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課
支援内容	フォロー調査の実施について、被災区市町村と協議、検討を行う。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第3 り災証明書の発行等

1. り災証明書の発行

(1) り災証明書の発行

策定担当部課	地域行政部住民記録・戸籍課
マニュアルの概要・目的	災害の発生に基づき、り災証明対策本部を設置して、消防署及び災対都市整備本部等との連携により、被害状況の把握を行うとともに、り災証明書の円滑な発行を行い、一日も早い復興を促す。(資料1-29～31参照)

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
り災証明発行手続準備	各総合支所 地域行政部 住民記録・戸籍課	消防署との被災状況等の把握及びり災証明書発行処理等についての事務調整	<input type="checkbox"/>
	地域行政部 住民記録・戸籍課	り災証明発行会場候補地の制定及び設営マニュアルの整備	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 り災証明対策本部設置準備	発災後～	地域行政部 住民記録・戸籍課	地域行政部長を中心として本部の設置準備を行う。 発行計画書を作成する。
2 り災証明対策本部設置	1週間程度	地域行政部 住民記録・戸籍課	本部長は地域行政部長、副本部長は都市整備政策部長、本部員は各地域本部職員、災対都市整備部職員、応援職員及び他自治体応援職員とする。 役割分担の決定及び発行会場を確保する。
3 被災状況の把握	1週間程度	り災証明対策本部 災対都市整備部	本部員及び被災調査員からの調査結果を被災者再建支援システムに入力し、進捗状況を把握する。 消防署との連絡調整を行う。
4 り災証明発行計画の策定	2週間程度	り災証明対策本部	被災者再建支援システムを会場に設置し、発行準備を行う。 会場設営及び要員を確保する。(資料1-32参照)
5 り災証明発行	3週間程度	り災証明対策本部	災対財政・広報部及び災対地域本部に被災者への案内開始を依頼する。 各総合支所で実施する。 証明書発行事務の進捗状況を把握する。
6 り災証明に関する相談所開設	3週間程度	り災証明対策本部	再発行申請の受付を行う。 証明内容等の相談受付を行う。

◆本項目における検討課題

り災証明書発行事務手続に関する職員研修

◆関連する物品・データ・様式等

り災証明発行事務マニュアル
り災証明書様式(資料1-33、34参照)
り災証明書発行事務取扱要綱(資料1-35参照)

◆都との連携(都による支援)

担当課	主税局(都税事務所)①②、都市整備局①②、東京消防庁(消防署)①③、総務局総合防災部防災管理課④
支援内容	①り災証明対策本部への参加 ②固定資産税関連情報又は建築確認関連情報の提供 ③家屋被害状況調査(火災)結果の提供 ④り災証明対策本部及びり災証明書交付準備の総合調整・助言

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

2. 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

策定担当部課	災対各部庶務担当課
マニュアルの概要・目的	被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。 ※平成25年の災害対策基本法改正により、区市町村において被災者台帳を作成できることが定められ、これらの被災者台帳の情報について、一定要件の下、他の自治体等に提供することが可能となった。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災者台帳の整備	各部	被災者台帳の掲載・記録項目の整理（災害対策基本法第90条の3）	<input type="checkbox"/>
		情報保有部署の把握と調整（情報の保有形態、制度の周知と了承等）	<input type="checkbox"/>
		情報活用部署の把握と調整	<input type="checkbox"/>
		全体調整を行う関係部署の把握と調整	<input type="checkbox"/>
		被災者台帳関係部署による会議の設置	<input type="checkbox"/>
		被災者台帳様式等の作成と作成システムの検討	<input type="checkbox"/>
		作成手順、被災者台帳共有及び活用ルールの方策 職員及び住民への周知	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災者台帳作成に関する調整会議の開催	おおむね3日間～	災対各部	関係部署による「被災者台帳作成に関する調整会議」を開催し、応急危険度判定や家屋被害状況調査、住家被害認定調査等の実施状況を確認する。
2 被災者台帳作成体制の整備	おおむね1週間～		被災者台帳の作成に必要な要員を確保する。
3 被災者台帳の作成	おおむね1週間～		個々の被災者の被害状況（応急危険度判定や家屋被害状況調査、住家被害認定調査等の結果）や支援状況（被災証明書の発行状況や被災者生活再建支援金等の給付状況）に基づき情報を登録し、被災者台帳を作成する。
4 情報提供依頼	おおむね1週間～		関係地方公共団体等に対して、被災者台帳整備に必要な情報の提供を依頼し、情報の提供を受ける（災害対策基本法第90条の3第4項）。
5 他の地方公共団体への台帳情報の提供	1か月程度～		都や他の地方公共団体からの台帳情報提供の要請に対して、被災者の援護のために必要な限度で、情報提供することができる（災害対策基本法第90条の4第1項第3号）。なお、提供を求められた台帳整備区市町村においては、個人情報保護条例等における「法令の定め」により、目的外使用（情報提供）が可能。本人同意は不要とされている。
6 本人同意を得た台帳情報の提供	1か月程度～		社会福祉協議会や公共料金関係事業者等の外部の機関からの台帳情報提供の要請に対して、本人の同意があるときに限り、本人が同意した提供先に、被災者の援護のために必要な限度で、台帳

序章 震災復興マニュアルについて
 第1章 震災復興の基本的な考え方
 第2章 震災復興体制の構築
 第3章 都市の復興
 第4章 住宅の復興
 第5章 くらしの復興
 第6章 産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
7 本人への台帳情報の提供	1 か月程度～		<p>情報を提供する（災害対策基本法第90条の4第1項第1号）。</p> <p>被災者本人からの台帳情報提供の要請に対して、求められた台帳情報を提供する（災害対策基本法第90条の4第1項第1号）。</p>

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳情報提供の様式類（本人） 被災者台帳情報外部提供同意の様式 「被災者台帳情報の提供について（依頼）」鏡文（資料1-36～41を参照）
--	---

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課
支援内容	区市町村被災者台帳情報の提供を受けることができた場合の、各部署での業務活用につき検討

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

第4 震災復興方針及び震災復興計画の策定

1. 震災復興方針及び震災復興計画の策定

第4 震災復興方針及び震災復興計画の策定

1. 震災復興方針及び震災復興計画の策定

(1) 災害復興計画の策定

策定担当部課	政策経営部政策企画課
マニュアルの概要・目的	震災後の復興に関して、本部長は速やかに、復興後の区民のくらしや都市の再生について、そのあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにするために「世田谷区災害復興基本方針」を策定し、公表する。この基本方針に基づき災害復興本部は、災害復興計画及び特定分野災害復興計画を策定する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害復興基本方針(素案)作成	政策経営部	世田谷区災害復興基本方針(素案)の作成(資料1-42参照)	<input type="checkbox"/>
(仮称)地域協働復興推進条例の制定	政策経営部 危機管理室	震災後の地域社会の復興に関する基本理念と地域協働復興の促進に関する基本的事項などを定めた条例制定等(資料1-3参照)	<input type="checkbox"/>
計画策定スケジュールの想定	政策経営部	震災復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定(資料1-43参照)	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 基本方針案の策定	1週間～	政策経営部	①災害発生後1週間程度で復興に係る基本方針(案)を作成し、災害復興本部に付議する。
2 基本方針の決定	2週間程度		①本部長は、災害復興本部での審議を経たうえで世田谷区災害復興基本方針を策定し、決定し、公表する。
3 災害復興計画策定方針の策定	2か月程度		①政策経営部長は、「世田谷区災害復興基本方針」、このマニュアル、都の復興計画等に基づき、世田谷区災害復興計画策定方針を作成する。 ②政策経営部長は「世田谷区災害復興方針」に基づき、各部に「特定分野災害復興計画素案」の作成を指示する。
4 災害復興計画素案の作成	4か月程度	各領域、各部 政策経営部	①各領域、各部は「特定分野災害復興計画素案」を作成する。 ②政策経営部長は、「特定分野災害復興計画素案」を含め、「世田谷区災害復興計画素案」を取りまとめる。
5 区民の意見を求める	5か月程度	政策経営部	①「世田谷区災害復興計画素案」を「区のお知らせ」等で区民に公表し、パブリックコメントを実施し、広く区民の意見を求める。
6 災害復興計画の策定	6か月程度		①本部長は、「世田谷区災害復興計画素案」に、パブリックコメント等での区民、事業者などからの意見を踏まえて「世田谷区災害復興計画案」を作成し、災害復興本部会議を招集し、付議する。 ②本部長は、「世田谷区災害復興計画」を決定し、公表する。

序章 震災復興マニュアルについて

第1章 震災復興の基本的な考え方

第2章 震災復興体制の構築

第3章 都市の復興

第4章 住宅の復興

第5章 暮らしの復興

第6章 産業の復興

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が制定する地域協働復興推進のための条例モデル（資料 1-3 参照） ・世田谷区災害復興基本方針（素案）（資料 1-42、1-43 参照）
--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課、都市整備局市街地整備部企画課
支援内容	①広域自治体として復興施策に係る「東京都震災復興方針」の決定 ②長期的視点に立った都民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要なソフト、ハードの総合的な施策を内容とした「東京都震災復興計画」の策定

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第5 財政方針の策定等

1. 財政方針の策定

第5 財政方針の策定等

1. 財政方針の策定

(1) 震災復興対策の財政計画

策定担当部課	政策経営部財政課
マニュアルの概要・目的	災害時の応急・復旧事業に係る財政需要見込み額の速やかな把握と財源対策を含めた区全体の復興に係る財政計画の策定。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
施設復旧事業等のリストアップと算定方法等の検討	各部	応急・復旧に係る財政需要見込み額を速やかに算定するため、各部とも施設復旧事業や生活支援事業について、その財源等も含め、事前にリストアップするとともにその算定報告方法等を検討しておく。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 応急・復旧・復興事業に係る財政需要見込み額の算定	1週間以内	各部	緊急を要する応急・復旧事業及び発災直後の生活支援策に係る財政需要見込み額を、財政課に報告する。
	1か月以内		復興に係る所管事業及びそのための財政需要見込み額を、項目別・事業別に把握し、年次計画見込みとともに財政課に報告する。
2 財政需要見込み額の報告	1か月以内	政策経営部 財政課	各部から報告のあった財政需要見込み額を集約し、区全体の復興に係る財政需要見込み額を把握する。 全体の予算総枠を見込んだ後に、震災復興本部に報告する。
3 財政需要見込み額の精査	毎月	各部	財政需要見込み額を精査し、財政課へ報告する。
		政策経営部 財政課	各部の報告を集約し所要の調整をした上で、災害対策本部に報告する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

緊急時の予算執行方法及び契約事務の推進方法の検討 (資料 1-44,45 参照)	
--	--

◆都との連携 (都による支援)

担当課	総務局行政部区政課
支援内容	①区市町村の財政方針の策定に係る技術的な助言

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(2) 財源の確保

策定担当部課	政策経営部財政課
マニュアルの概要・目的	巨額の財政需要と大幅な税込減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。できる限りの措置を講じて財源を確保し、応急・復旧対策、復興対策に取組、一日も早い住民生活の再建等を図る。 また、復旧・復興財政需要に対応するために、既存の制度の枠内で措置可能なものについては速やかに必要事項を取りまとめ、都及び国に要望する。既存の制度の枠を越える特例措置を設けなければならないものについても、早期に要望する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
特例措置の整理	政策経営部財政課	国や都に要望すべき特例措置のうち、事前に想定できるものについては、あらかじめ庁内において十分な検討を行い、整理する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 起債に関する手続	1 か月	政策経営部 財政課	災害復旧事業債（歳入欠かん等債等）、減収補填債などに関して、必要な基礎数値を算定し、都総務局行政部に起債申請等所要の手続をとる。
2 国庫補助金等の特例措置の要望	1 か月以内		復興本部は、起債及び交付税、国庫補助金等に関する特別措置について庁内の要望事項を取りまとめ、国及び都総務局行政部に要望する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局行政部区政課
支援内容	起債手続き等に係る技術的助言

(3) 復興基金の創設

策定担当部課	政策経営部財政課
マニュアルの概要・目的	震災からの早期復興を図るため、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取組を補完し、災害により疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、国、都、関係区市町村と協議のうえ、震災復興基金の創設を検討する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
復興基金に関する検討	政策経営部財政課	復興基金に関する財源のあり方、支援策等の検討	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
基金創設の決定	3 か月程度 ～	政策経営部 財政課	①震災復興基金の創設について、国、都等と協議を行う。 ②復興基金を創設する場合、復興本部等において決定する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	総務局総合防災部防災管理課、総務局行政部区政課、財務局主計部財政課
支援内容	①基金創設にかかる技術的助言 ②地方交付税等による財源の確保

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第5 財政方針の策定等

1. 財政方針の策定

(4) 出納事務

策定担当部課	会計室会計課
マニュアルの概要・目的	被災後、優先的に支出すべき支払い金の内容やその対応方法を明らかにし、出納事務を執行する体制を構築する。 なお、詳細については、「災害時における特別区公金の取扱」及び「災害時における世田谷区会計事務取扱要領」並びに「災害時における世田谷区会計事務取扱要領に伴う内部事務処理手引」に基づいて行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
支払い体制の構築	会計室会計課	①指定金融機関との相互連絡体制を確立する。	<input type="checkbox"/>
		②出納業務を継続するために十分な人員を確保する。	<input type="checkbox"/>
		③出納業務執務室・指定金融機関区役所内派出所が使用できない場合の代替場所を決定する。	<input type="checkbox"/>
		④緊急時に優先的に対応すべき支払金の内容を把握する。	<input type="checkbox"/>
		⑤緊急時に優先的に対応すべき支払金について、支払い原課と調整し、支払い方法を確立する。	<input type="checkbox"/>
		⑥手書き処理による現金払いの方法について整理する。	<input type="checkbox"/>
		⑦その他公金の取り扱いについて、指定金融機関等と協議・調整する。	<input type="checkbox"/>
		⑧緊急時に必要な現金について見込みをたてる。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 執務室等の状況把握及び指定金融機関との各種調整	発災後	会計室会計課	①出納業務執務室を確保する。 ②財務会計システムの稼働状況を確認する。 ③指定金融機関の状況を把握し、各種調整を行う。 (ア) 指定金融機関(世田谷支店・区役所内派出所)の状況把握 (イ) 指定金融機関区役所内派出所の人員確保 (ウ) 銀行システムの稼働状況の確認
2 資金の確保	～1か月	会計室会計課	①指定金融機関と連絡し、緊急の現金払いのための資金を確保する。
3 収納金の保管	～2週間程度	各課	①各課(金銭出納員を設置している所管課)の収納金は、近接金融機関の機能が復旧するまで金庫等に入れて保管する(復旧後、速やかに払込む)。 巡回職場は、巡回が再開するまで金庫等に入れて保管する。
4 優先的に対応すべき支払金の支出処理	～1か月	会計室会計課 各課	①財務会計システムが使用できない場合 【前提条件】電気・銀行システム共に使用可能 (ア) 窓口払いによる対応 手書きの支出命令書及び支払通知書を指定金融機関に提出することにより対応する。 (イ) 口座振替払いによる対応

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

			<p>支払いデータ及び手書きの支払通知書を指定金融機関に提出することにより対応する。</p> <p>※(ア)(イ)いずれの場合も、財務会計システム復旧後、会計室の指示により、手書き分についてシステム入力する。</p> <p>②電気または銀行システムが使用できない場合窓口払いにより対応する。</p> <p>※上記4①(ア)と同様に対応する。</p>
--	--	--	--

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における特別区公金の取扱 ・災害時における世田谷区会計事務取扱要領 ・災害時における世田谷区会計事務取扱要領に伴う内部事務処理手引
--	---

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第6 人的資源の確保

1. 人的資源の確保

第6 人的資源の確保

1. 人的資源の確保

(1) 復興事務に応じた職員の適正配置による支援

策定担当部課	総務部人事課
マニュアルの概要・目的	災害発生後の職員の安否を確認し、家族等への連絡を行う。 災害発生後の復興事務の遂行にあたっては、通常業務に加えて、膨大な事務等が長期間にわたり発生することになる。このため事務量に応じた人員配置が不可欠となり、各部と調整を図りながら、弾力的な配置を行い円滑な事務遂行に資することとする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時連絡先の把握	総務部 人事課	職員の災害時の連絡先及び家族等との連絡先を把握する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 職員の安否確認	発災後～	総務部 人事課	職員の安否について、各部を通じて確認を行う。
2 職員の安否情報収集と家族等との連絡	発災後～	総務部 人事課	安否確認ができない職員について、情報収集を行い、避難場所、収容先、医療機関等の特定作業を行い、家族等との連絡を行う。 ※詳細は別紙「◎具体的な手順」参照
3 職員配置要望等の把握	～10日	総務部 人事課	災害復興事務遂行に伴う当面（1～2か月）の必要職員数について、各部に対し調査を実施し把握する。
4 職員配置	～10日	総務部 人事課	調査結果に基づき、各部と協議・調整し、緊急性の高いものを優先し、各部へ職員を配置する。また、臨時職員の募集採用について実施する。
5 職員配置要望の再把握と適正配置	～6週間	総務部 人事課	被災後2か月経過以降の事務量に応じた新たな人員配置計画をたてるため、再度、各部の状況を把握し、各部間との調整を図りながら弾力的に人員配置を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(2) 受援体制・広域連携体制の検討

策定担当部課	総務部人事課、保健福祉部生活福祉担当課
マニュアルの概要・目的	<p>庁内で必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村、都及び国職員の派遣を要請する。派遣職員の受入れについては、支援が必要な業務や職員派遣の受入体制等を事前にかつ具体的に検討しておく必要がある。</p> <p>なお、他の地方公共団体において職員が不足し、国や都を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。</p> <p>また、ボランティアなどの問合せに対応し、外部からの支援を積極的に受入れ、復旧・復興を加速させるために、総合調整窓口を設置する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
派遣職員等の受入体制の検討	関係部	派遣職員等の受入体制の検討(資料 1-46~48 参照)	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 区総合調整窓口による外部調整	発災後～	災対総務部 職員班 保健福祉部 生活福祉担当課 危機管理室 災害対策課 各部	応援自治体や企業・NPO 等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口として、総合調整窓口を区災対保健福祉部に設置し、応援側との連絡調整や区内部の調整等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 他自治体の応援職員について、一般職員は災対総務部へ、専門職員は災対各部へそれぞれ取り次ぐ。 担当部が不明確な業務について、関係する各部・地域本部へ取り次ぐ。 応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整を行う。 世田谷ボランティア協会、社会福祉協議会、区内 NPO との連絡調整を行う。 被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信を行う。
2 区総合調整窓口による内部調整	随時		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な全体調整会議を開催する。(関係部、関係団体) 応援受入に伴う業務間における調整を行う。(関係部) 各部・地域本部からの要請に基づく応援要請を行う。(区災対保健福祉部、区災対統括部)
3 資源の調整	随時		宿舎・野営地など各部・地域本部間における資源の調整を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	総務局行政部区政課・市町村課①②、総務局人事部人事課・調査課③④
支援内容	① 派遣協定書様式の検討 ② 区市町村からの要請に基づき、都内の他区市町村に派遣を要請 ③ ②で対応できないものについては、都職員を派遣 ④ ②③で対応できないものについては、国に対して、国職員の派遣又は都外の地方公共団体からの職員派遣のあっ旋を要請

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

第7 用地の確保・調整

1. 用地の確保・調整

第7 用地の確保・調整

1. 用地の確保・調整

(1) 用地の確保・調整

策定担当部課	産業政策部都市農業課
マニュアルの概要・目的	住宅課で行う応急仮設住宅用地・資材置場調達の一環として、区内農家が所有する生産緑地を活用するため、JAに土地のあっせんを要請し、了承の得られた農家より土地を借り上げる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定締結	産業政策部 都市農業課	農協との間で、「災害時における生産緑地の活用と協力に関する協定」を締結する。(平成12年1月27日締結)	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 用地等の調査	発災直後	都市整備政策部 住宅課 都市計画課 各総合支所 街づくり課	民有地のうち、利用できる土地の量を調査する。 また、応急対策や復興対策などの使用目的毎に、面積、使用予定期間、所在地等を明らかにした「用地確保利用計画」を作成し、都災害対策本部に報告する。
2 JAへの仮設住宅建設用地のあっせん要請	発災直後	産業政策部 都市農業課	JAと締結した“農地防災協定”に基づき仮設住宅建設用地として生産緑地のあっせんを要請する。
3 JAへの復旧資材置場その他災害時のオープンスペースのあっせん要請	発災直後		JAと締結した“農地防災協定”に基づきオープンスペースとして生産緑地のあっせんを要請する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

災害時における事前用地調整方針の策定(資料1-49~51参照)	
---------------------------------	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	総務局総合防災部防災計画課他関係各局
支援内容	①震災時に利用可能な用地の事前把握と区市町村と調整の上、都オープンスペース利用計画案の充実[事前] ②災害時における事前用地調整方針の策定 ③応急・復旧・復興対策等に伴う全体的な用地調整・確保

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第8 解体がれきの処理

1. がれき等の処理

(1) 解体がれき処理の受付開始までの実施手順

策定担当部課	清掃・リサイクル部管理課、都市整備政策部都市計画課
マニュアルの概要・目的	被災地の応急活動や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれき（道路障害物除去に伴うがれきを除く。以下「解体がれき」という。）を適正に処理するための手順をあらかじめ定める。なお、処理にあたっては、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通して、分別を徹底し、できる限りの再利用を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 解体がれき発生量の予測	発災後～2週間程度	清掃・リサイクル部 管理課 都市整備政策部 都市計画課 防災街づくり担当部 建築安全課	①被害状況の把握 ②解体がれき発生量の予想 ③がれきの広域処理施設に関する情報収集 ④東京都災害廃棄物対策本部（仮称）への報告
2 がれき処理臨時組織設置	発災後～2週間程度	清掃・リサイクル部 管理課 都市整備政策部 都市計画課 防災街づくり担当部 建築安全課 土木部 土木計画課 税務部 経理課	①がれき処理臨時組織の設置 ※土木部は道路障害物除去担当として ※財務部経理課は処理業者との契約担当として ②倒壊建物の解体・撤去申請受付準備 ③区民への解体・撤去申請手続等の周知
3 解体がれき処理計画の策定	3日～2ヶ月程度	清掃・リサイクル部 管理課 都市整備政策部 都市計画課 防災街づくり担当部 建築安全課	①解体がれき処理対象範囲（適用地域等）の確認（東京都への照会） ②解体がれき処理に要するコストの確認 ③持込がれきの受入条件等の決定 ④優先処理方針の確認 ⑤世田谷区におけるがれき処理の基本的方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定し、区市町村外への避難・流出住民を含む関係者に広く周知

※ 家屋等の解体は、原則として所有者が実施するが、国が特例措置を講じた場合は申請に基づき区が解体処理を実施

※ 解体がれきの収集・運搬・処分は区（清掃一部事務組合を含む）が実施

※ がれきの撤去及び倒壊建物の解体にあたっては、「東京都震災がれき処理マニュアル」（平成25年8月 東京都）、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省）等を参考に、石綿の飛散防止に配慮

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第8 解体がれきの処理

1. がれき等の処理

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災がれき処理マニュアル ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン ・世田谷区がれき処理マニュアル ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
--	---

◆都との連携（都による支援）

担当課	環境局資源循環推進部計画課
支援内容	①区市町村の災害廃棄物処理全体の基本方針を示す「東京都災害廃棄物処理基本計画」の策定 ②区市町村災害廃棄物処理計画の作成支援

(2) 解体がれき処理の申請受付開始から作業開始までの実施手順

策定担当部課	清掃・リサイクル部管理課、都市整備政策部都市計画課
マニュアルの概要・目的	被災地の応急活動や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれき（道路障害物除去に伴うがれきを除く。以下「解体がれき」という。）を適正に処理するための手順をあらかじめ定める。なお、処理にあたっては、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通して、分別を徹底し、できる限りの再利用を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 応急集積場所の設営等	3週間程度	清掃・リサイクル部管理課 清掃事務所	①応急集積場所（解体がれきの一時的な集積・積替え場所）の設営・管理 ②一次の搬入・搬出計画の策定 ③広域処理施設（二次仮置場、破碎処理施設等）の設置状況等の確認（東京都・東京二十三区清掃一部事務組合への照会）
2 解体がれき処理の受付窓口の設営	1か月程度	清掃・リサイクル部管理課 都市整備政策部 都市計画課 防災街づくり担当部	①受付窓口要員の確保 ②倒壊建物の解体・撤去申請の受付・相談窓口の設置（本庁及び総合支所） ③住宅相談窓口との一体化又は連携の調整 ④必要に応じ、都総務局に対し建築士、税理士等の専門相談員の派遣を要請
3 解体がれき処理の受付	1か月程度	建築安全課	①倒壊建物の解体・撤去申請の受付 ②持込がれきの第2仮置場への搬入申請の受付（搬入券の発行） ③受付後の優先処理順位の決定
4 処理業者との契約	1か月程度	清掃・リサイクル部管理課	①第2仮置場の管理業者との契約 ②解体処理業者の担当範囲の設定・契約 ③金属くずの売却契約
5 解体がれきの解体・運搬	1か月後以降	清掃・リサイクル部管理課 清掃事務所	①解体・撤去作業発注 ②解体・撤去業者への分別指導・監督 ③第2仮置場での持込がれきの搬入受入
6 広域処理施設への搬入	1か月後以降		①第2仮置場からの搬出 ②廃木材・コンクリートがら再利用施設、清掃工場、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理センター、最終処分場への搬入

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

- ※ 応急集積場所：緊急道路障害物除去により収集したがれきの一時的な集積・積替え用地
- ※ 一次仮置場：生活環境から遠ざけて保管、又は二次仮置場での選別等を想定し、事前に分別するための仮置場
- ※ 二次仮置場：廃棄物の再資源化等、適正な処理を行うために整備される仮置場

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都災害廃棄物処理計画 ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン ・世田谷区がれき処理マニュアル
--	---

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①広域的な処理体制を確保するための調整 ②国庫補助に関する国との調整及び公費による処理対象範囲の決定 ③災害時の広報 ④家屋情報提供に関する調整 ⑤集積場所の確保に関する支援 ⑥仮置場に関する支援、最終処分に関する調整（区部）

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第9 広報・相談体制

1. 広報・広聴活動

(1) 広報・広聴活動

策定担当部課	政策経営部広報広聴課
マニュアルの概要・目的	区民が災害時に必要とする災害情報、復旧・復興情報を伝達するため、防災行政無線、拡声器搭載車両、世田谷区ホームページ、エフエム世田谷、CATV局等地域メディアを積極的に活用するとともに、紙広報媒体を発行する。報道機関に対しては、情報提供、放送依頼を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害復興時の情報提供体制の整備	政策経営部 広報広聴課	①関係機関との情報連絡体制の確認	<input type="checkbox"/>
		②災害時のFM放送マニュアル等、対応マニュアルの準備	<input type="checkbox"/>
		③ホームページサーバ、FM放送設備の点検	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
広報活動の実施 (区民向け)	発災後	政策経営部 広報広聴課	①災害対策本部で収集・集約された情報を、ホームページ・エフエム世田谷等により情報提供する。 ・災害情報、避難方法等 ・食料、物資等の配布状況 ・医療機関の診療状況 ・交通・ライフライン等の応急復旧状況 ・その他、必要な情報 ②紙広報媒体により情報提供する（避難所、区施設等への配布）。
	初動期以降		①災害対策本部並びに災害復興本部で収集・集約された情報を、ホームページ・エフエム世田谷等により情報提供する。 ・被害情報、避難所情報、安否情報等 ・食料、物資等の配布状況 ・医療機関の診療状況 ・交通・ライフライン等の復旧状況 ・行政サービス・施設の復旧・受付状況 ・その他、生活復興等に必要な情報 ②紙広報媒体により情報提供する（通常の発行体制へ移行）。
広報活動の実施 (報道機関向け)	発災後・初動期以降		①災害に関する情報及び、災害対策本部並びに災害復興本部が区長に周知すべき事項を、災対財政・広報部が報道機関へ発表する。 ②日本放送協会又は民間放送各社への放送依頼時、都総務局に対して次の事項をあっせん依頼する。 ・放送要請の理由 ・放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項 ③エフエム世田谷へ随時情報提供する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	生活文化局広報広聴部広報課①、総務局総合防災部防災管理課②
支援内容	①被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった区市町村から要請があった場合における都の広報媒体で可能な支援 ②震災復興のプロセス等について、広く都民に周知する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第9 広報・相談体制
2. 被災者総合相談所の開設

2. 被災者総合相談所の開設

(1) 被災者総合相談所の開設

策定担当部課	各総合支所地域振興課
マニュアルの概要・目的	大震災発生後、被災区民の生活の再建と安定を支援するために、広範囲な相談を受け、必要な情報を提供できる相談窓口を各総合支所に開設する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
相談内容ごとの所管課でマニュアル整備		過去の震災後の事例から想定される区民から寄せられる相談内容を整理し、総合相談窓口の体制、本庁所管課との連携などを関係所管課と協議・整備する。	
区民相談	各総合支所地域振興課 政策経営部広報広聴課	生活の中の困りごと相談	<input type="checkbox"/>
法律相談	各総合支所地域振興課	震災に伴う法律相談（法曹会との協定に基づく弁護士派遣による相談）	<input type="checkbox"/>
建築相談	都市整備政策部	応急危険度判定、建築可否に関する相談等	<input type="checkbox"/>
消費生活相談	産業政策部 消費生活課	便乗商法、悪質住宅リフォームに関する相談等	<input type="checkbox"/>
住宅相談	都市整備政策部 住宅課	仮設住宅等への入居相談等	<input type="checkbox"/>
相談形態の検討	各総合支所地域振興課	相談の形態を検討する。（電話相談・来所相談）	<input type="checkbox"/>
相談会場候補地の検討	各総合支所地域振興課	相談会場の候補地を挙げておく。	<input type="checkbox"/>
周知方法の検討	各総合支所地域振興課 政策経営部広報広聴課	周知方法を検討する（区のおしらせ、ホームページ、災害・防犯情報メール、お問い合わせセンター、エフエム世田谷の活用等）	<input type="checkbox"/>
役割分担の検討	各総合支所地域振興課 政策経営部広報広聴課	相談員派遣所管課、及び計画・相談の役割分担を検討する。	<input type="checkbox"/>

※健康相談等については、各総合支所保健福祉センターに相談窓口を開設する。

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 窓口開設準備	発災後	各総合支所 地域振興課 関係所管課	人員体制の確保 相談会場の確保 相談窓口開設の周知 相談窓口開設会場の準備
2 被災者総合相談所の開設	1週間以内	各総合支所地域振興課	各所管と連携を図り相談窓口を開設する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

<ul style="list-style-type: none"> 各所管による相談内容のマニュアル整備 阪神大震災事例：悪質な屋根修理業者等の横行…瓦業者組合に相談機関依頼 相談窓口への手話通訳者の配置 	相談カード等
--	--------

◆都との連携（都による支援）

担当課	生活文化局広報広聴部都民の声課
支援内容	①相談事業の運営に伴う情報提供

序章 震災復興マニュアルについて

第1章 震災復興の基本的な考え方

第2章 震災復興体制の構築

第3章 都市の復興

第4章 住宅の復興

第5章 暮らしの復興

第6章 産業の復興

第10 学校教育等

1. 学校教育の再開

(1) 学校教育施設の再建・再開

策定担当部課	教育委員会事務局教育環境課
マニュアルの概要・目的	校（園）舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、仮設校（園）舎の建設や代替施設の利用の可能性、学校（園）周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建の難易度等を勘案しつつ再建復興計画を作成する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
再建手続きの簡略化	教育委員会事務局 教育環境課	再建を実施する際の手続きの簡略化について検討する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 再建計画の策定	1週間以内	教育委員会事務局 教育環境課	①学校（園）の被害程度に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、学校教育再開のスケジュールや新たな学校施設整備基本方針と調整し、再建復興計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国や都に助成を要請し、必要な協議を行う。
2 再建の実施	1週間～3か月以内		①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続きを行い、早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③施設の性質を考慮し、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部課及び機関と協議する。
3 仮設校（園）舎の建設	1週間～3か月以内		①避難所に利用しているため教室が不足している学校が多い場合には、補助の対象となるよう、国や都に要請を行う。 ②仮設校（園）舎の建設場所は、建設校の敷地内が原則であるが、やむを得ない場合には、他の場所での建設について検討する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課
支援内容	①公立学校施設災害復旧事業に係る助言・指導

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第10 学校教育等
1. 学校教育の再開

(2) 被災児童・生徒への支援（教科書）

策定担当部課	教育政策部教育指導課
マニュアルの概要・目的	被災により児童・生徒の失った教科書を給与（支給）する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害救助法適用外等の対応検討	教育政策部 教育指導課	災害救助法の適用がされない、または適用の決定までに時間を要する場合の対応について、検討する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
教科書の給与（支給）	1か月以内	教育政策部 教育指導課	①被災により生活基盤を確保できなくなり、教科書等学用品を必要とする児童・生徒数を調査し、都教育庁に報告する。 ②災害救助法が適用された場合は、東京都が一括して調達し、区が支給する。 ③災害救助法が適用されない場合は、準要保護、要保護世帯の認定を受けた児童・生徒には、教科書協会から教科書が寄贈されるので、この手続きを進める。 ④③以外の児童・生徒の必要な教科書数を調査し、確保を特約供給所に依頼する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課、指導部管理課
支援内容	災害救助法が適用された場合、教科書等学用品を一括調達

(3) 被災児童・生徒への支援（文房具・通学用品・転校手続き）

策定担当部課	教育委員会事務局学務課
マニュアルの概要・目的	児童生徒の被災状況を把握し、学校生活を継続することが困難な世帯を対象に文房具・通学用品を給与する。又、被災児童・生徒の転校についても柔軟に対処する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
申請手続きの周知	教育委員会事務局学務課	各種申請手続について学校に周知する。	□
災害救助法適用外等の対応検討	教育委員会事務局学務課	災害救助法の適用がされない場合、適用決定に時間を要する場合の対応を検討する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 文房具、通学用品の給与	15日以内	教育委員会事務局学務課	①被災により生活基盤を確保できなくなり、教科書等学用品を必要とする児童・生徒数を調査し、都教育庁に報告する。 ②災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則に定める額の範囲内で東京都が一括調達して区が支給する。 ③災害救助法が適用されない場合は、準要保護認

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			定に対して費用の援助を行う。
2 転校手続	2週間		①書類等が揃わなくても、可能な限り弾力的に取り扱う。 ②①の旨を各校長へ周知徹底する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課、指導部管理課
支援内容	災害救助法が適用された場合、教科書等学用品を一括調達

(4) 授業の再開

策定担当部課	教育政策部教育指導課
マニュアルの概要・目的	学校（園）施設の被害状況を把握し、それを踏まえて再建状況や教職員の体制、園児・児童・生徒・園児の通学時の安全確保等を判断し、授業や給食の早期再開を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 区立学校施設の被害状況の点検・把握	発災直後～早期	教育委員会事務局 教育総務課 学務課 幼児教育・保育推進担当課	校(園)長は、区内各地域の通学路・ライフラインの被害状況を調査するとともに、授業等の再開に向けての学校施設等の被害状況と安全対策を確認する。 ※参考：地域防災計画「第2部 第12章 区民の生活の早期再建」
2 授業等の再開の決定	発災直後～早期	学校健康推進課 教育環境課 教育政策部 学校職員課 教育指導課 教育相談・特別支援教育課 生涯学習部 生涯学習・地域学校連携課	①授業等の再開に向けて教職員体制等の確保、園児・児童・生徒の通学路の安全確保、ライフラインの復旧状況、使用可能な教室、給食施設の復旧状況、園児・児童・生徒・園児・避難住民等の意識などを考慮のうえ、授業等の再開を教育委員会で決定する。 ②授業等の再開時期の決定を受け、保護者への周知を行うため、校(園)長は、教育委員会事務局と協議する。 ③保護者に対して掲示・通知・電話などで周知する。
3 応急教育計画の作成	発災直後～授業等の再開決定時		校(園)長は、授業等の再開決定を受け、学校・幼稚園における応急教育計画を見直し、早期に正常な授業へ移行できる体制を確保する。
4 仮設校舎の建設	発災直後～授業等の再開時		避難所に利用しているため教室が不足している学校が多い場合には、避難状況をみて使用できる施設を把握し、授業再開について適切に対応していく。
5 私立学校施設の被害状況の把握	発災直後～早期	子ども・若者部 子ども育成推進課	①私立専修学校・各種学校から被害状況の報告を受け把握する。 ②都生活文化局へ報告する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第10 学校教育等
1. 学校教育の再開

序章
震災復興マニュアル
について

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
6 私立学校の再建支援	1週間～1か月		①私立専修学校・各種学校及び都と協議のうえ、必要な支援策を検討する。 ②災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立専修学校・各種学校への再建助成の実施について都に確認し、各学校に通知する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

災害の状況により、被害の少ない学校（園）での合同授業（保育）の可能性を検討する。	
--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課、生活文化局私学部私学行政課
支援内容	授業の再開に向けた情報提供

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章	震災復興マニュアルについて
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

2. 保育等の再開

(1) 児童館／新 BOP 内学童クラブ／保育施設（区立・私立）の復旧

策定担当部課	子ども・若者部児童課、保育課
マニュアルの概要・目的	児童館・区立保育園の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面立て替えの必要性の有無、工期及び費用、周辺の被害状況や復旧状況の把握を速やかに行い、再建の難易度を勘案しつつ、再建復興計画を作成する。 また新 BOP についても同様に教育委員会と連携し、再建復興計画を作成する。 民間保育施設については、被害状況を把握し、施設の応急修繕と再建を検討する。また、被害の程度に応じた区の支援策を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災及び復興調査	発災後の安全が確認された以降なるべく早い時期	子ども・若者部 保育課 児童課 生涯学習部 生涯学習・地域 学校連携課	現地に調査員が出向き、被災状況・復旧の状況を把握し、復旧方法や優先順位を判断する。 私立施設については、私立施設から被害状況の報告を受け把握し、都へ報告する。
2 再建計画の策定	発災後の安全が確認された以降なるべく早い時期 1週間～1か月		<p>【区立施設】</p> <p>①複合施設になっている場合（新 BOP 含む）は、関係部課との協議の上、再建計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の被害が軽微な場合は、早期改修を計画する。 施設の被害が甚大の場合には、福祉サービス再開のスケジュールを考慮し再建計画を策定する。 <p>②施設整備については技術職員が点検する。 ただし、被害状況によっては、専門の整備業者に調査委託する。</p> <p>③被害状況は災害対策本部に報告し、施設使用の判断を決定する。</p> <p>④施設が被災区民の災害対策拠点として使用されている場合は、その使用を考慮しながら再建計画を策定する。</p> <p>⑤財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国・都福祉保健局に助成を要請し、必要な協議を行う。</p> <p>【私立施設】</p> <p>①私立施設及び都と協議のうえ、必要な支援策を検討する。</p> <p>②都に対し、再建助成適用の有無、内容等について確認し、各施設に通知する。</p> <p>③災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立施設への再建助成の実施についても都に確認し、各施設に通知する。</p>
3 再建の実施	発災後の安全が確認された以降なるべく早い		<p>【区立施設】</p> <p>①施設の応急危険判定後、軽微な改修については早期に工事を実施する。</p> <p>②施設の性質を考慮し、必要な場合には、優先的</p>

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
	時期		に再建事業を実施するよう、関係部課と協議する。 ③施設が災害対策拠点として利用されている場合にはその活動との調整を図りながら工事を実施する。
	6か月以内		【私立施設】 ①集約した被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。 ②被害状況を都へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 ③現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案し、都及び国へ助成要請を行う。
4 民間施設再建支援	発災後の安全が確認された以降なるべく早い時期	子ども・若者部 保育課	社会福祉法人などに施設の被害状況に応じた支援を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

◆都との連携（都による支援）

担当課	生活文化局私学部私学行政課、福祉保健局少子社会対策部保育支援課・家庭支援課
支援内容	

（2）臨時保育（特別保育）の実施

策定担当部課	子ども・若者部保育課
マニュアルの概要・目的	保育施設の倒壊等により、その施設での保育ができない児童や、傷病の治療や看護、単親家庭の出現などで子育てができないなどの新たな保育需要に対応する。保育の実施にあたっては、既存の保育施設の活用を優先させるが、被災の状況により、臨時的に他の施設を活用した保育も実施する。なお、調査にあたっては、迅速で効果的な調査とするための他の調査との連携と整合を図ることが必要である。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
調査担当の確認	子ども・若者部 保育課	調査担当を定める。	<input type="checkbox"/>
調査方法等の決定		調査方法、内容と集計・分析などの方法を定める。	<input type="checkbox"/>
災害時保育基準の作成		災害時の保育基準の作成。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 保育施設の被災及び復旧調査	発災後	子ども・若者部 保育課	①現地に調査員が出向き、被災状況復旧の状況を把握する。 ②集約・分析を行う。 ③区民に情報提供する。
2 保育需要調査	発災後		①保育園など関係機関の協力を求めて、保育需要を把握し、保育内容の検討を行う。 ②保育に関する相談を実施する。

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
3 保育の実施	発災後		保育に必要な職員と物資を用意し、保育を実施する。
4 保育の適正化	3 か月		保育施設の復旧等と児童の家庭状況等により、保育の適正を図る。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局少子社会対策部保育支援課・家庭支援課
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

3. メンタルヘルスケア

(1) 被災園児・児童・生徒のメンタルヘルスケア

策定担当部課	教育政策部教育相談・特別支援教育課
マニュアルの概要・目的	被災の影響は園児・児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合が多く、その場合には一時的に学校生活を継続することが困難となることが想定される。また、被災による保護者の死亡等のショックや避難所での平常時と異なる生活環境などが、児童・生徒に多大なストレスや精神的なダメージを与え、心身に変調をきたすことがある。 このような状況を踏まえ、園児・児童・生徒の心のケアと相談体制の確保が必要であり、園児・児童・生徒が学校生活への早期復帰ができるよう、メンタルヘルスケアを行う窓口を個々の学校に開設する。また、保健所、関係部署と連携をとりながら園児・児童・生徒の心のケアを図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災園児・児童・生徒に対する相談体制の確立	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	被災園児・児童・生徒に対する相談体制の確立	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 メンタルヘルスケアを行う窓口の開設	授業等の再開時～	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	①授業等の再開時期を見計らい、災害による悩みごとや心配ごとについて、園児・児童・生徒又はその保護者からの相談を受ける窓口を設置する。 ②保健所、医療機関（校医も含む）等関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。（学校での相談業務は、教育に関わるものに限る。）
2 メンタルヘルスケアの充実	1か月～		①ニーズに応じて相談人員の増強や、必要な分野の専門家との連携も検討するなど、体制の充実を図る。 ②都児童相談センター等と連携をとりながら、相談拠点を設け、専門スタッフによる園児・児童・生徒や保護者等へのカウンセリングやプレイセラピー等を実施するとともに、電話相談等の窓口を設置する（学校での相談業務は、教育に関わるものに限る）。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

・保健対策としてのメンタルヘルスケアとの役割分担・連携の確認	
--------------------------------	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局東京都児童相談センター、教育庁東京都教育相談センター
支援内容	学校活動の円滑な再開に向け、職員等を派遣し、園児・児童・生徒の心のケアを支援

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第11 文化・社会教育

1. 文化・社会教育施設等の再建

(1) 社会体育施設の再建・再開

策定担当部課	スポーツ推進部スポーツ推進課
マニュアルの概要・目的	社会体育施設の被害状況を速やかに把握したうえで再建計画・再開計画を策定し、施設の早期再開を目指す。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
再建手続きの簡略化	スポーツ推進部 スポーツ推進課	再建を実施する際の手続きの簡略化について検討する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 再建計画の策定	～1か月以内	スポーツ推進部 スポーツ推進課	①社会体育施設の被害程度に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合には、修理～早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国に助成を要請し、必要な協議を行う。
2 再開計画の策定	1週間～2か月		①再建計画に応じて再開までの日程を決定する。 ②団体利用抽選等の受付再開については、施設の安全性が確認され次第再開するか、当面は窓口受付とし、世田谷区公共施設利用案内システムによる受付再開は、システムの復旧に応じて日程を決定する。 ③広域避難場所や災害時臨時離着陸場としての使用状況を勘案しながら計画を策定する。
3 再開の準備	2週間～3か月以内		①各施設の再開予定～抽選日程等を、直近の区報等により周知する。 ②施設の管理・運営について、関係部局及び機関と調整・協議のうえ被災後の体制を決定する。
4 再建の実施 被災後	2週間～6か月以降		①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続きを行い、早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事項については契約担当と協議し、その指示による。 ③施設の性質を考慮した結果、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部局及び機関と協議する。
5 再開	2週間～6か月以降		①各施設の再開準備が出来次第、随時再開する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(2) 区民利用・文化施設の再建

策定担当部課	生活文化部市民活動・生涯現役推進課、文化・芸術振興課、人権・男女共同参画担当課
マニュアルの概要・目的	区民利用施設・文化施設の分野は、復旧・復興期における被災者の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源になるものであり、なるべく早期に施設の再建を行う必要がある。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
再建に係る所管との連携・調整	各施設の所管課	再建を実施する際の手続きの簡略化について、関係部課等と協議する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 再建計画の策定	1週間～3か月以内	各施設の所管課	①施設の被害程度に応じ、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合、スケジュール等を含めた再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じて助成を国・都に要請し、必要な協議を行う。
2 再建の実施	1週間～3か月以内	各施設の所管課	①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続きを行い早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事務については、簡略化を図る。 ③施設の性質を考慮し、必要な施設は優先的に再建事業を実施するよう、関係部課等と協議する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアルについて

第1章
震災復興の基本的な考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章 震災復興マニュアル
第1章 震災復興の基本的な考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

2. 文化財の復旧・復興支援

(1) 美術品・文学資料等の保全管理

策定担当部課	生活文化部文化・芸術振興課
マニュアルの概要・目的	<p>世田谷美術館・向井潤吉アトリエ館などの分館・世田谷文学館は、恒温・恒湿など、一定の条件での保管が必要な美術品・文学資料等を収蔵しているほか、外部の美術品等を預かることもある。被災時には、施設や設備の破損によりこれら美術品等の保管機能が失われ、または、美術品等自体が破損することが想定される。</p> <p>また、上記以外の施設等に設置されている区所有の美術品等は、大型の彫刻も多く、被災による破損・倒壊だけでなく、放置すれば震災復興の妨げになることも想定される。このため、被災時における区所有の美術品等の仮保管場所の検討及び修復計画の作成を行う。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
保全管理の事前準備	生活文化部 文化・芸術振興課	①保存・修復専門家へ協力を依頼する。	<input type="checkbox"/>
		②被災状況の調査方法を検討する。	<input type="checkbox"/>
		③区内各施設及び周辺自治体と美術品等の仮保管について協議する。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被害状況の調査	～1週間程度	生活文化部 文化・芸術振興課	<p>①美術館等の施設の管理者は、施設、設備、美術品等の被害状況を調査し、所管部課に報告する。</p> <p>②所管部課は、美術品等の被害の調査にあたっては、必要に応じて、保存・修復専門家に協力を依頼する。</p>
2 仮保管の手配	～1週間程度	生活文化部 文化・芸術振興課	<p>①恒温・恒湿での保管が必要な美術品等が、施設・設備の破損により適度な保管状態を維持できない場合、他施設での仮保管を検討し、必要に応じて、周辺自治体の施設に仮保管を要請する。</p> <p>②上記以外の美術品等で、破損・倒壊し、かつ、災害復興の妨げになっているものがあれば、区内施設での仮保管を検討する。</p>
3 修復計画の策定	1週間～3か月以内	生活文化部 文化・芸術振興課	<p>美術品等の被害程度に応じて、修復方法や優先順位を判断し、修復計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害が軽微な場合、早期修復を計画する。 被害が甚大な場合、スケジュール等を含めた修復計画を策定する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

(2) 文化財の復興

策定担当部課	生涯学習部生涯学習・地域学校連携課
マニュアルの概要・目的	区指定文化財の破損等の被害に対し、早期の被害状況の把握と補修等を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災後対応の周知	生涯学習部 生涯学習・地域 学校連携課	被災後の補修等の手続について要領を作成し、管理者との面談により、周知を行う。 定例訪問時に実施予定	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 文化財の被害状況の把握	発災後	管理者	文化財に被害があった場合、管理者は速やかに調査を行い、文化財の被害状況を把握する。
2 被害状況の報告	発災後～	生涯学習部 生涯学習・地域 学校連携課	調査結果の報告 ・区指定文化財については、管理者は調査結果を生涯学習部生涯学習・地域学校連携課へ報告する。 ・国・都指定文化財について、管理者は区の生涯学習部生涯学習・地域学校連携課に報告し、区はこれを都の教育庁地域教育支援部管理課へ報告する。
3 緊急措置	発災後～		緊急措置 ・建築物の倒壊や文化財散逸の恐れがある場合は、それぞれの状況に対応した緊急措置を講じる。
4 補修方法等の調査	1週間以内～		①文化財 ・文化財現況調査を行い、補修方法等について所有者と調整する。 ・滅失等により文化財としての価値を失ったものについては、所有者の了承を得て、指定の解除手続きの準備を行う。 ②案内表示板・標柱 ・文化財案内表示板・標柱の状況把握と応急措置を講じる。
5 復興・補修等	1か月～		①区指定文化財の補修費用 ・区指定文化財の補修等に高額な経費を必要とするものに対しては、調査を行い、その予算を積算して経費の一部を補助する。 ②都・国指定文化財の補修費用 ・国・都指定文化財については、補修等に必要な経費の調査を行い、都に補助金申請を行い、経費の一部を補助する。
6 文化財の指定・登録の解除	1か月～		区の文化財指定・登録の解除 ・文化財として価値を失ったものについて、区の文化財保護審議会を開催し、諮問した後、区の教育委員会において文化財の指定・登録の解除を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第12 地域への支援

1. 地域への支援

(1) 女性への支援

策定担当部課	生活文化部人権・男女共同参画担当課
マニュアルの概要・目的	被災により、女性が様々な不安や悩み、ストレスを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターらぶらすが平常時から行っている男女共同参画の視点からの相談等の業務を迅速に復旧し、被災女性に対する相談窓口を設置し、情報提供することで、被災女性等の心身のケアに務める。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時の対応に関する事前調整	生活文化部 人権・男女共同参画担当課	相談事業者等、関係団体と、災害時についての対応について調整する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 相談事業者との連絡・調整	被災後～	生活文化部 人権・男女共同参画担当課	相談事業者に連絡し、業務復旧のための調整を行う。
2 相談事業復旧のための場所の確保・物資の調達	1か月程度		①男女共同参画センターらぶらすの被害状況を確認する。 ②男女共同参画センターらぶらすが被災等により、相談業務が行えない場合は、他施設の場所を確保する。 ③相談業務に必要な物資を調達する。
3 相談業務の再開	1か月程度		確保できた場所で相談業務を実施する。
4 相談業務の周知	1か月程度		他所管や民間支援団体等と連携し、周知を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

(2) 外国人への支援

策定担当部課	生活文化部国際課
マニュアルの概要・目的	災害が発生した場合、外国人は言語や生活習慣・文化の違いによる情報の不足等によって被災生活に大きな支障が出る恐れがある。このため、外国人に対する情報提供や相談などを実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
語学ボランティアの派遣要請に係る連絡体制の整備	生活文化部 国際課	語学ボランティアや国際交流事業協力員に対する連絡・派遣体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 外国人災害時情報センター及び外国人災害時情報窓口の	発災後～	生活文化部 国際課	①外国人災害時情報センターを災対活動支援部に設置し、必要な情報の収集及び提供を行い、また各総合支所に外国人災害時情報窓口を設

序章
震災復興マニュアル
について第1章
震災復興の基本的な
考え方第2章
震災復興体制の構築第3章
都市の復興第4章
住宅の復興第5章
くらしの復興第6章
産業の復興

第12 地域への支援

1. 地域への支援

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

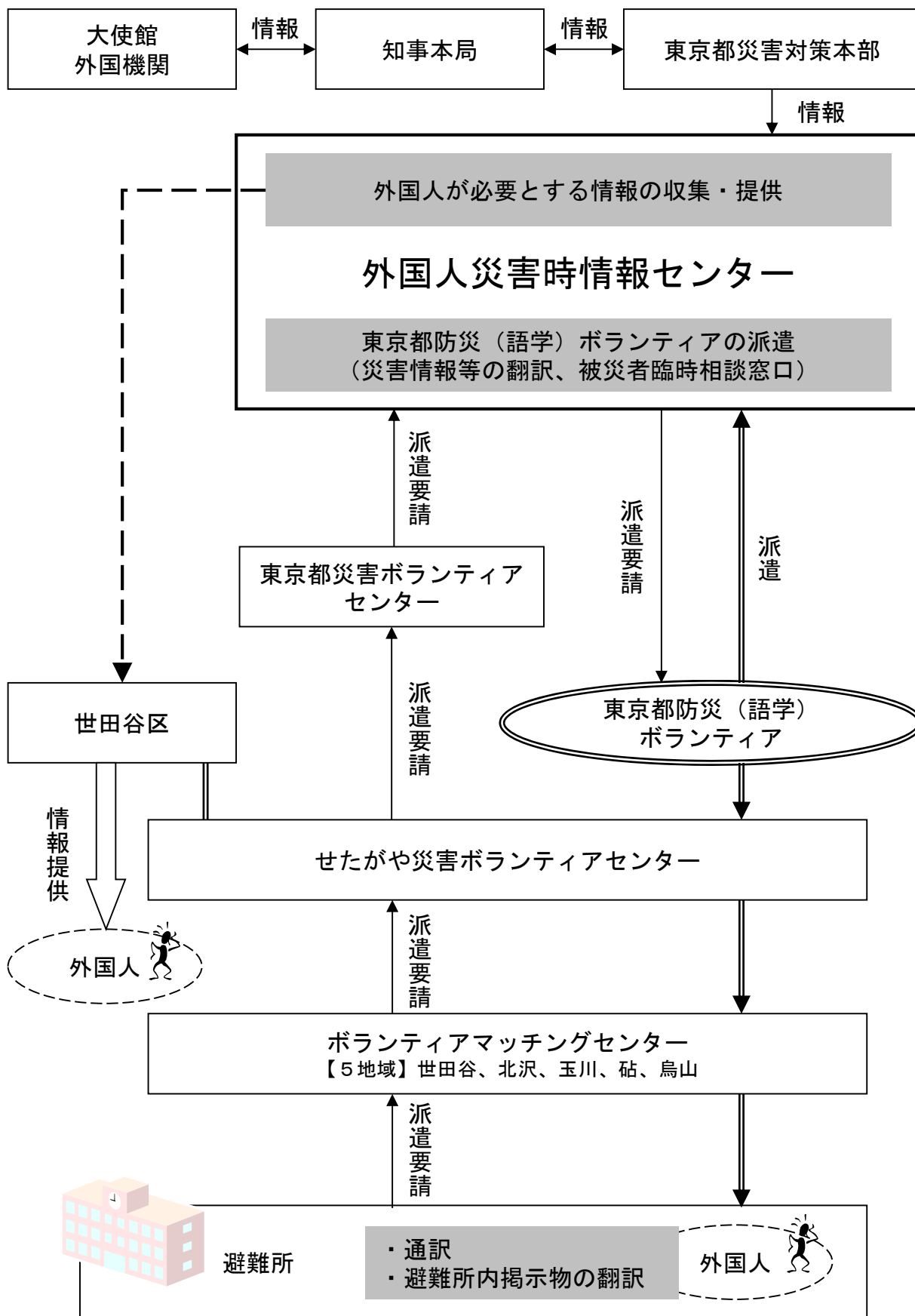
具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
設置			置し、情報提供を行う。(別紙参照) ②東京都等と連携し、語学ボランティアの確保を行う。 語学ボランティアや国際交流事業協力員に対する連絡・派遣体制を整える。
2 外国人相談窓口の設置	発災後～		外国人相談窓口を設置する。 相談員は国際交流事業協力員及びボランティア等により確保
3 外国人被災状況等の把握	発災後～		災害対策本部からの情報をもとに被災外国人の状況や、必要とされる援助等について、把握する。
4 外国語による情報提供	発災後～		①災害対策本部からの情報をもとに外国人に有用な災害関連情報及び行政情報について、大使館、外国人支援団体等関係団体、避難所等へ情報提供する。 ②外国人被災者のため、各避難所に多言語での表示により情報提供を行うとともに、英語によるホームページを開設し、情報を発信する。ほか、状況によりエフエム世田谷での外国語放送のための翻訳者を派遣する。 なお、翻訳・通訳は国際交流事業協力員・語学ボランティアが行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

◆都との連携（都による支援）

担当課	生活文化局都民生活部地域活動推進課
支援内容	①外国人が必要とする情報の収集 ②区市町村が行う外国人への情報提供に対する支援 ③区市町村からの要請に基づき、都に登録されている東京都防災（語学）ボランティアを避難所等に派遣



序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第12 地域への支援

1. 地域への支援

(3) ボランティア等や専門家との連携

策定担当部課	保健福祉部生活福祉担当課
マニュアルの概要・目的	震災等、大規模な災害が発災した場合において、世田谷ボランティア協会「せたがや災害ボランティアセンター」及び関係団体との連携を図り、ボランティア受け入れ態勢の整備を行うことにより、災害時のボランティア活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
ボランティア活動の支援体制の整備	保健福祉部 生活福祉担当課	①他の関係所管との検討(専門的知識を有する職種等のボランティア受け入れ体制等)	<input type="checkbox"/>
		②「せたがや災害ボランティアセンター」平常時における運営状況等の把握	<input type="checkbox"/>
	保健福祉部 生活福祉担当課	①緊急支援期の運営マニュアルの整備	<input type="checkbox"/>
		②必要資機材の整備及び調整先確保	<input type="checkbox"/>
		③ボランティアコーディネーターの育成	<input type="checkbox"/>
		④ボランティアネットワークの構築	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 ボランティア活動に関する情報収集・提供	発災後～	保健福祉部 生活福祉担当課	①区災害対策本部を通じ、被災情報の収集整理を行うとともに、「せたがや災害ボランティアセンター」、関係所管及び団体に対し、被災情報の提供を行う。 ②「せたがや災害ボランティアセンター」において、区からの情報及び新たに収集した情報を基に、具体的情報の提供を行う。
2 ボランティア受け入れ体制の支援	発災後～		①「せたがや災害ボランティアセンター」に対し、必要資機材の調達及び斡旋を行う。 ②「せたがや災害ボランティアセンター」「マッチングセンター」「サテライト」において、必要資機材の調達・配給を行い、ボランティア受け入れ体制の整備を行う。 ※ボランティアの受入体制は次頁の図を参照
3 ボランティア活動に関する連絡・調整・要請	発災後～	保健福祉部 計画調整課	①ボランティアの申し出・問い合わせ等に「せたがや災害ボランティアセンター」を紹介する。 ②ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われているか、活動状況を把握し、区災害対策本部に報告する。
		保健福祉部 生活福祉担当課 (世田谷ボランティア協会)	③ボランティアネットワークを通じ、ボランティアの参加要請・情報提供を行い、各被災地域におけるボランティアの活動及び人員・資機材の過不足等の情報把握に努め、必要なコーディネーターや関係団体との連絡調整を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	生活文化局都民生活部地域活動推進課、東京ボランティア・市民活動センター
支援内容	・区市町村ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保 ・災害ボランティアコーディネーターの派遣やボランティアセンターの設置・運営支援、資機材やボランティア等の区市町村間の需給調整

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

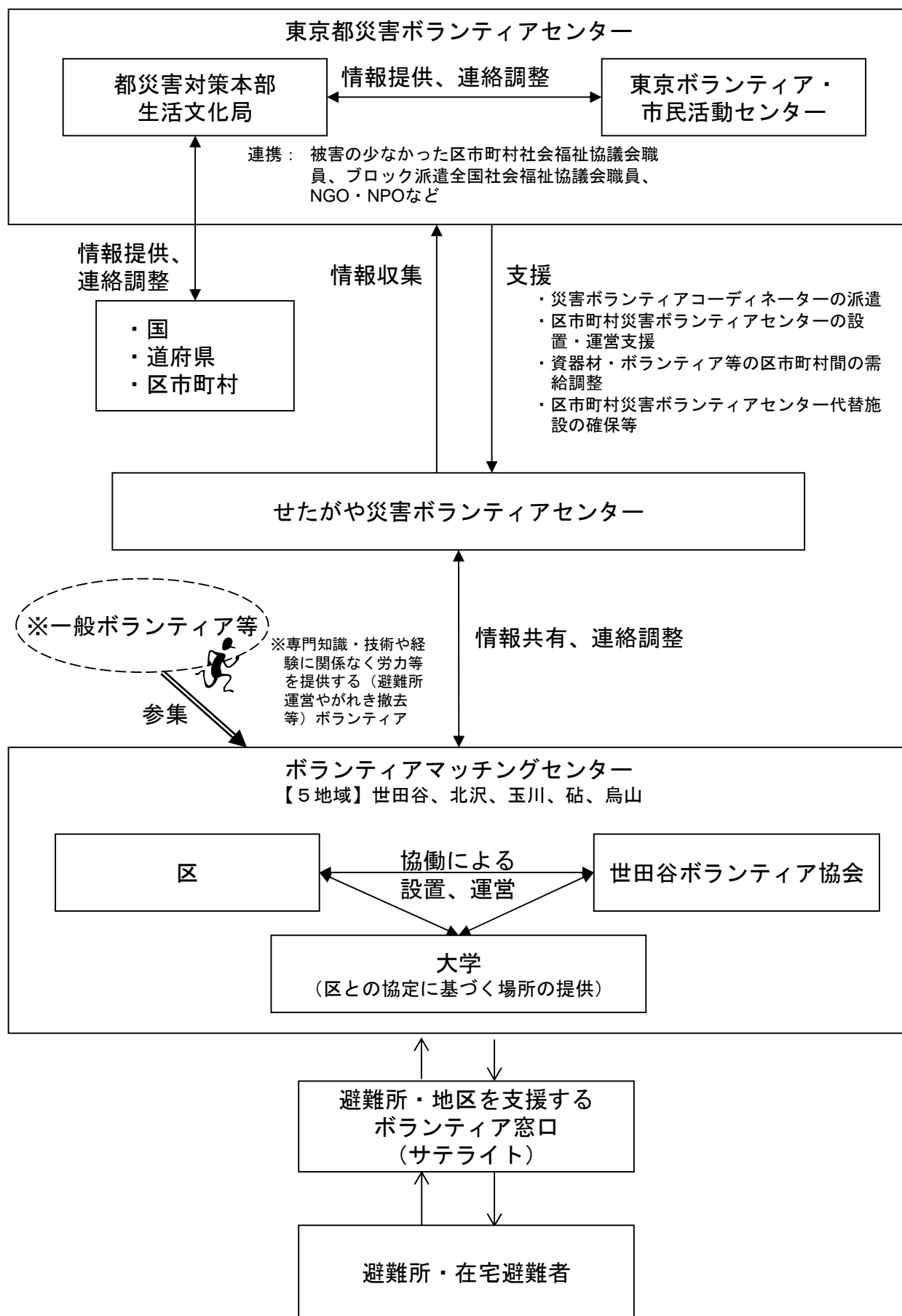
第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興



序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第13 消費生活

1. 消費生活相談

(1) 消費生活相談

策定担当部課	産業政策部消費生活課
マニュアルの概要・目的	区民生活の安定を図るため、災害発生後の生活関連情報を収集し、区民に提供するとともに、災害に便乗した悪質商法や悪質な住宅リフォーム等に関する消費生活相談を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
相談業務等に関する他所管との連携・調整	産業政策部 消費生活課	各総合支所地域振興課(被災者総合相談所の開設)との調整を行う。	<input type="checkbox"/>
		他所管の相談業務との連携・調整(役割分担)	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 消費生活相談の実施	発災後～	産業政策部 消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> 開設した相談窓口で消費生活相談員及び職員が対応する。 他相談機関の開設状況の確認を行う。
2 消費生活情報の提供	発災後～	産業政策部 消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> 他の相談機関情報(住宅相談等)の提供を行う。 ホームページやエフエム世田谷の利用などにより消費生活情報の提供を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

消費生活相談員の確保(区内在住の相談員が少数のため)	
----------------------------	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	生活文化局消費生活部・消費生活総合センター
支援内容	得られた情報を集約し、区市町村に情報提供

第3章 都市の復興

都市復興プログラム 【総括表】

策定担当部課	都市整備政策部都市計画課、防災街づくり担当部防災街づくり課
マニュアルの概要・目的	被災後の復興街づくりにおける行政・区民の行動手順や役割分担を分かりやすく整理し、復興街づくりが速やかに、そして円滑に進められるようにすることを目的とする。 〔被災状況の把握、都市復興基本方針の策定、都市復興基本計画の策定、復興対象地区区分、建築制限の実施、復興のための地区街づくり計画の作成等〕

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
都市復興プログラムの周知	都市整備政策部 都市計画課	都市復興プログラムに則した研修を実施していく。	<input type="checkbox"/>
震災復興まちづくり訓練の実施	都市整備政策部 都市計画課 各総合支所 街づくり課	住民を対象とした地域協働の震災復興まちづくり訓練の実施（都市復興プログラム実践訓練）	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
災害復旧の区の体制づくり	発災後早期	全ての部	災害対策本部の設置
家屋被害概況調査	1週間以内	各総合支所 街づくり課 都市整備政策部	大まかな被害の様子を調べ、復旧・復興作業の基盤とする。
被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施	3日～2週間以内	各総合支所 街づくり課 都市整備政策部 防災街づくり担当部	余震による建物倒壊などの被害から人命を守るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う。
復興本部体制の確立	1週間以内	各総合支所 街づくり課 政策経営部 都市整備政策部 防災街づくり担当部 みどりとみず政策担当部 道路・交通政策部 土木部	復興本部を設置し、その中に関連各課から構成される都市復興部を設置する。
都市復興基本方針の策定	2週間以内	各総合支所 街づくり課 政策経営部 都市整備政策部 防災街づくり担当部	都市復興の基本方針を作成し、公表する。
地域復興協議会（住民組織）の組織化	発災後～	都市整備政策部 都市計画課 各総合支所 街づくり課	住民組織化に向けて被害状況、活動状況を調査し、必要な支援について聴取する。
地域復興協議会（住民組織）に対する活動支	発災後～		①調査した被害状況及び活動状況に基づいて、支援内容を検討し、決定する。

序章
震災復興マニュアル
について第1章
震災復興の基本的な
考え方第2章
震災復興体制の構築第3章
都市の復興第4章
住宅の復興第5章
くらしの復興第6章
産業の復興

序章 震災復興マニュアル
 第1章 震災復興の基本的な考え方
 第2章 震災復興体制の構築
 第3章 都市の復興
 第4章 住宅の復興
 第5章 ぐらしの復興
 第6章 産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
援			②決定した内容に基づいて、情報提供を含め、支援を行う。 ③地域活動に必要な設備機器及び施設を貸与する。 ④都総務局に「復興まちづくり支援班」の派遣を要請する。
建築基準法84条による建築制限	2週間以内	各総合支所 街づくり課	被害の激しい地区では、市街地復興事業の導入を見据えて建築制限を行う。
家屋被害状況調査	1か月以内	都市整備政策部 防災街づくり担当部	復興街づくりの基礎情報とするために、建物の被害を1件ずつ調べる。
復興対象地区区分	発災後1か月以内		被災の程度に応じた復興街づくりを行うために、復興対象地区区分を行う。
仮設市街地づくり	発災後3か月以内	各総合支所 街づくり課 政策経営部 都市整備政策部 道路・交通政策部 土木部	街が復興するまでの数年間を過ごすための「仮設市街地」の計画をたて、仮設住宅などの建設を行う。
都市復興基本計画(骨子案)の策定	発災後2か月以内	各総合支所 街づくり課 政策経営部 都市整備政策部 みどりのみず政策担当部 道路・交通政策部 土木部	「都市復興の目標」「土地利用の方針」「都市施設の整備方針」「まちの復興の基本方針のあらまし」などをまとめて公表する。
被災市街地復興特別措置法第7条による建築制限	1か月～2か月以内	各総合支所 街づくり課 都市整備政策部	復興のための地区街づくり計画等をまとまるまで建築制限を最長2年にわたってかける。
都市復興基本計画の策定	1か月～6か月以内	各総合支所 街づくり課 政策経営部 都市整備政策部 みどりのみず政策担当部 道路・交通政策部 土木部	具体的な街づくりの計画を定める。
復興街づくりの推進	6か月以降	各総合支所 街づくり課 都市整備政策部	都市復興基本計画に基づいて復興街づくりを推進していく。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	都市整備局、総務局総合防災部防災管理課 など
支援内容	

第4章 住宅の復興

■震災復興体制の構築のながれ

第4章 住宅の復興

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
1. 住宅の復興の進め方									
1. 応急的な住宅の整備									
(1) 民間住宅の応急・被災住宅の応急修理支援 修理支援及び区営住宅に向けた支援体制の確立 等の応急補修等	応急修理計画の策定	応急修理の募集・選定 応急修理の契約等	応急補修等の実施計画等の策定						
(2) 応急仮設住宅の 供給・建設	用地の確保 ⇒ 工事監理 民間賃貸住宅の提供					応急補修等の実施			
(3) 応急仮設住宅の 入居者募集	・ 被災時の入居者募集に向けた体制の整備	募集計画の策定			入居者の募集 ⇒ 入居者の選定 ⇒ 入居手続				
(4) 応急仮設住宅の 入居者の管理	・ 入居管理及びコミュニティ形成等支援体制の整備				【入居後】入居者名簿及び管理台帳の作成 ⇒ 入居者調査の実施 【入居後】巡回相談等の実施 【入居後】メンテナンス 【入居後】コミュニティの形成				
2. 恒久的な住宅の整備									
(1) 恒久的な住宅の供給 可能性・供給量の算定							区営住宅等の補修・建替え戸数の把握・報告 公営住宅等の新築		
(2) 住宅復興計画の策定	住宅被害状況の把握・分析 計画策定体制の整備 計画の策定								
(3) 公営住宅等の新築・ 建替え	公営住宅の新築・用地の確保 公営住宅の建替等						住民説明会 着工～竣工		
(4) 公営住宅等の買取り・借上げ の準備	公営住宅等の買取り・借上げの準備				買取り・借上げ公営住宅の募集 ⇒ 土地所有者等の申請の受理 ⇒ 物件の審査・認定 ⇒ 所有者との売買・賃貸借契約				
(5) 一時使用から正式 入居への移行									公営住宅等の一時使用者 の意向調査の実施及び正 式入居手続等
(6) 入居募集・選定等									入居者の募集 ⇒ 入居者の選定 ⇒ 入居手続・管理

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	6か月以降
第2 自力での住まいの確保への支援									
1. 住まいの復興の進め方									
(1) マンション建替えの自力再建に向けた支援体制 合意形成、建替え・補修等に係る支援事業						アドバイザー制度の周知		合意形成等に係る支援事業の実施 マンション改良工事助成事業の周知 都市居住再生促進事業の活用 マンション建替え支援	
(2) 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援								供給支援事業の周知	
(3) 土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援								支援事業の周知	
(4) 民間住宅の供給支援								都市居住再生促進事業の実施	
(5) 民間賃貸住宅入居者に対する支援								居住支援協議会の活用	支援事業の実施 【1年6か月程度～】
2. 住まい・まちづくり推進体制									
(1) 住まい・まちづくり活動への支援								支援事業の実施	
(2) まちづくりとの連携						復興住宅供給協議会(仮称)における検討		まちづくり支援事業の実施	民間開発等による住宅供給
3. 情報提供及び相談の実施									
(1) 情報提供・相談体制の整備						住宅相談窓口の設置			
						情報提供・相談			

第1 住宅の復興の進め方

1. 応急的な住宅の整備

(1) 民間住宅の応急修理支援及び区営住宅等の応急補修等

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	災害救助法が適用された地域内において、震災によって半焼、半壊した民間住宅の一定割合について、自己の資力では応急修理、補修ができない者に対し、居住に必要な最小限の応急修理の支援を行う。都は、応急修理方針を決定し、発注・契約等を行う。区は、被害状況等の情報を収集し、応急修理の募集等を行う。 また、被災度区分判定により補修・補強が必要とされた区営住宅等について、迅速・適切に応急補修・補強工事を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災住宅の応急修理支援に向けた支援体制の確立	都市整備政策部住宅課	①関係所管課との役割分担を明確にし、人的支援体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
		②区独自の応急修理対象、助成金額の検討を行う。	<input type="checkbox"/>
		③区内建設業者への協力依頼を行う。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 応急修理計画の策定	発災後～	都市整備政策部住宅課	・被害状況等の情報を収集する。 ・応急修理要望を東京都へ行う。
2 応急修理の募集・選定	1週間～		・東京都が定める募集要領、選定基準に基づき、応急修理希望者の募集、選定を行う。 ・選定結果を都都市整備局に報告する。
3 応急修理の契約等	1週間～		・施工の確認を行う。
4 応急補修等の実施計画等の策定	1か月以内		・被災度区分判定等の結果を踏まえ、都の原案をもとに応急補修実施基準及び解体・撤去基準、応急補修等の実施計画を策定する。
5 応急補修等の実施	1か月～		・被災度区分判定等及び応急補修等の実施計画を居住者に通知する。 ・工事の発注・契約及び工事監理を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

借上げ公営住宅等の補修・補強の範囲・費用負担の考え方	
----------------------------	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部マンション課①～⑤、都市整備局都営住宅経営部住宅整備課⑥⑦、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課⑧
支援内容	①応急修理方針案の策定〔事前〕 ②応急修理方針の決定 ③応急修理の募集・選定事務の区市町村への実施依頼 ④応急修理完了時の施工の確認等についての区市町村への協力依頼 ⑤応急修理の内容等について、業協会及び協力業者への周知〔事前〕 ⑥応急補修実施基準・解体撤去基準（原案）に係る準備〔事前〕 ⑦応急補修等の実施計画（原案）に係る準備〔事前〕 ⑧区市町村住宅等の応急補修等に伴う一時移転先に係る情報提供等の支援策の検討

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 住宅の復興の進め方

1. 応急的な住宅の整備

(2) 応急仮設住宅の供給・建設

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>応急仮設住宅の設置・建設は、災害救助法適用後は東京都が行い、区はこれに協力する。</p> <p>建設にあたっては、世帯規模や高齢者・障害者の利用に配慮するとともに、可能な限り、想定される居住ニーズにも配慮する。必要に応じて団地内の自治活動等のための集会所施設等を整備する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
応急仮設住宅建設予定（候補）地の確保・状況把握	都市整備政策部住宅課	①応急仮設住宅建設予定（候補）地の確保	<input type="checkbox"/>
		②最新の応急仮設住宅建設予定（候補）地の状況把握	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 用地の確保	発災後～	都市整備政策部住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 東京都と協力し、民有地提供の情報収集、用地調査を行う。（資料3-1、2参照） 工事に協力する。 都からの委任を受けた場合には、民間賃貸住宅の借上げの手続きに伴い発生する事務を行う。
2 工事監理	着工後		
3 民間賃貸住宅の提供	～1か月		

※仮設住宅の供給は被災後3か月以内を目途とする。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局都営住宅経営部住宅整備課①、都営住宅経営部指導管理課②、住宅政策推進部不動産課③、住宅政策推進部住宅政策課④
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①応急仮設住宅の建設、撤去 ②公的住宅等の空き住戸の活用 ③民間賃貸住宅の提供 ④道府県での応急仮設住宅等の確保

(3) 応急仮設住宅の入居者募集

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>応急仮設住宅の募集にあたっては、被災者に募集情報を迅速・的確に伝達する。応募状況を分析し、応急仮設住宅の供給計画に反映させるよう東京都と連携する。入居者の選定は、被災住宅確保要配慮者の優先に努めるとともに、従前居住地からの距離や応急仮設住宅団地におけるソーシャルミックスにも配慮する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
震災時の入居者募集に向けた体制の整備	都市整備政策部住宅課	①東京都と連携を図り、被災者への入居募集を迅速・的確にできる体制を整える。	<input type="checkbox"/>
		②被災住宅確保要配慮者の状況把握	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 募集計画の策定	1週間～	都市整備政策部住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 必要戸数を確認し、東京都へ割り当て依頼をする。 広報・マスコミにより被災者等に募集情報を提供する。（資料3-3参照） 都が定める選定基準に従って、入居者を選定す
2 入居者の募集	1か月～		
3 入居者の選定	1か月～		

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			る。(資料3-4参照) ・選定結果通知を作成・通知する。 ・選定結果を東京都へ報告する。
4 入居手続き	1か月～		・入居許可決定を被災者へ通知する。 ・入居説明会等を開催する。 ・入居者名簿を作成する。 ・入居者名簿を集約し、都都市整備局へ報告する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	入居者名簿のフォーマット (資料3-5参照)
--	------------------------

◆都との連携 (都による支援)

担当課	都市整備局都営住宅経営部指導管理課、住宅政策推進部住宅政策課・不動産業課
支援内容	①応急仮設住宅等の入居者選定基準・募集計画 (区市町村への割当計画) の作成 ②区市町村への割当計画の提示、募集・選定依頼、募集基準・選定基準等の周知 ③応急仮設住宅等の入居手続について、区市町村へ依頼 ④入居者名簿の集約 ⑤入居案内等の作成 [事前]

(4) 応急仮設住宅の入居者の管理

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	応急仮設住宅の入居者に対して、その安否の確認を行うとともに、生活支援サービスを実施する。入居者の改善要望等に対応するとともに、退去後の自立再建の支援を行う。応急仮設住宅のコミュニティ形成等を支援し、快適な居住環境を整備する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
入居管理及びコミュニティ形成等支援体制の整備	都市整備政策部住宅課 生活文化部 市民活動・生涯現役推進課 各総合支所 地域振興課	関係所管課との役割分担を明確にし、人的支援体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 入居者名簿及び管理台帳の作成	入居後	都市整備政策部住宅課	・入居者名簿を作成し、東京都へ報告する。 ・管理台帳を作成する。
2 民間賃貸住宅における家賃等の支払	入居後	都市整備政策部住宅課	・家主等の指定する方法で家賃等を支払う。 ・支払実績を都都市整備局に報告する。 ・入居者の退去時に、原状回復に係る調整を行い、その結果について都都市整備局に報告する。
3 入居者調査の実施	入居後	都市整備政策部住宅課	・都と調査内容等を協議し、決定する。 ・調査を実施し、調査結果を都都市整備局に報告する。
4 巡回相談等の実施	入居後	生活文化部 市民活動・生涯現役推進課	①必要に応じて、巡回相談の実施、相談内容等の集計及び都への報告を行う。 ②高齢者等住宅確保要配慮者については、見守り

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 住宅の復興の進め方

1. 応急的な住宅の整備

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
		各総合支所 地域振興課	等の生活支援サービスに福祉部門などと連携して取り組む。 ③緊急雇用創出事業等により、応急仮設住宅の見回り・見守り活動、支援物資配布、ボランティア等との調整、管理人業務、コミュニティ活動支援等を行う「応急仮設住宅支援員」の配置を検討する。
5 メンテナンス	入居後	都市整備政策部 住宅課	・入居者の要望を受けて、関係団体へ依頼する。
6 コミュニティの形成	入居後	生活文化部 市民活動・生涯現役推進課 各総合支所 地域振興課	・自治会創設を支援する。 ・必要に応じて、団地まつり等催し物を支援する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局都営住宅経営部指導管理課、住宅政策推進部住宅政策課・不動産業課①② 都市整備局住宅政策推進部住宅政策課・不動産業課、都営住宅経営部指導管理課③④⑤ 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課⑥
支援内容	①応急仮設住宅等の維持・管理等に係る要綱等の策定 ②入居者名簿様式等の準備 [事前] ③入居者管理事務の依頼 ④入居者調査の調査内容、方法等の協議、調査結果の集約 ⑤巡回相談内容等の集約 ⑥応急仮設住宅（新規建設）のメンテナンス

2. 恒久的な住宅の整備

(1) 恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>区は、公営住宅等の建替え・補修・新築による供給可能戸数を調査し、都都市整備局に報告する。</p> <p>都は、これらの報告により、恒久的な住宅について、供給主体別（公・民）に供給可能量を算定する。</p> <p>また、都は、家屋被害状況調査報告とともに発災直後に実施する被災者生活実態調査の結果等を総合的に分析し、恒久的な住宅の全体必要量を算定する。</p> <p>さらに、都は、恒久的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数を決定し、供給量を算定する。</p> <p>なお、公営住宅等の供給量については、都と区の役割分担に留意して決定する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 区営住宅等の補修・建替え戸数の把握・報告	1か月～	都市整備政策部住宅課	・住宅被災度区分判定により取壊し又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を把握し、都都市整備局に報告する。
2 公営住宅等の新築	1か月～	都市整備政策部住宅課	・当該区域内の用地の現地調査を実施するとともに、都都市整備局に調査結果を報告する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課
支援内容	<p>①恒久的な住宅供給可能量の算出、供給量の算定</p> <p>②区市町村の公営住宅等の建替え・補修・新築による供給可能戸数調査結果の集約</p>

(2) 住宅復興計画の策定

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	被災者の自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進することにより、早期にその生活の安定を図る。このため、住宅の被害状況を的確に把握し、建設主体、形態別の住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。また、区は、住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
住宅復興に向けた庁内体制及び関係規則・要綱等の整備	都市整備政策部住宅課	①関係所管課との役割分担を明確にし、人的支援体制を整備する。	<input type="checkbox"/>
		②庁内住宅復興検討会議設置要綱、住宅復興委員会設置規則の整備	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 住宅被害状況の把握・分析	1週間以内	都市整備政策部住宅課	・発災直後に災害対策本部に集積する情報等を基に、応急仮設住宅等の必要量の概算等に必要の家屋被害状況の把握、分析を行う。
2 計画策定体制の整備	1か月以内	都市整備政策部	<p>・庁内住宅復興検討会議の設置</p> <p>・策定スケジュールの作成</p>

第1 住宅の復興の進め方

2. 恒久的な住宅の整備

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
		住宅課	・庁内住宅復興検討会議の下に、専門的・技術的な助言・提言を行う住宅復興委員会の設置
3 計画の策定	6か月以内	都市整備政策部 住宅課	・庁内住宅復興検討会議、住宅復興委員会を開催する。 ・計画原案を策定し、復興本部会議に原案を付議する。 ・計画原案を公表する。 ・各方面からの提言を踏まえて計画を策定し、復興本部会議に付議して決定する。

◆本項目における検討課題	◆関連する物品・データ・様式等
住宅復興計画のフレーム案の作成（資料3-6参照）	

◆都との連携（都による支援）	
担当課	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課
支援内容	東京都住宅復興計画の策定及び区市町村との調整

(3) 公営住宅等の新築・建替え

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>公営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進する。</p> <p>自力での住まいの確保のための各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、災害復興公営住宅の供給を図る。その際、社会福祉施設等の併設などにも配慮する。</p> <p>災害復興公営住宅の建設には、公営住宅法による国の補助の特例が利用できる場合があることに留意する。</p> <p>被災度区分判定等により、建替えが必要となった公営住宅等については、速やかに建替え等を行う。</p>

●震災前の行動			
具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動			
具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 公営住宅の新築			
(1) 用地の確保	発災後～	都市整備政策部 住宅課	・用地を確保する。
(2) 住民説明会	1か月～		・公営住宅等の建設の例に準じ、適宜、住宅説明会を開催する。
(3) 着工～竣工	3か月～		・適宜、着工する。
2 公営住宅等の建替等	発災後～		・被災度区分判定等の結果に基づき、建替え等を行う。

◆本項目における検討課題	◆関連する物品・データ・様式等

◆都との連携（都による支援）	
担当課	都市整備局総務部技術管理課①、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課②
支援内容	①災害復興公営住宅等設計基準の準備（都営住宅設計基準の適宜、適切な見直し）[事前] ②区市町村による災害復興公営住宅の新築・建替えに対する支援策を検討・実施

(4) 公営住宅等の買取り・借上げ

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	住宅の復興は、自力での住まいの確保を基本とするが、各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、公営住宅供給による支援を図る。用地の取得が困難である中で、迅速な供給が求められることから、区が災害により公営住宅の買取り・借上げを行う場合には、公営住宅法の国の補助の特例が受けられる場合があることに留意する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
公営住宅等の買取り・借上げの準備	都市整備政策部住宅課	買取り・借上げ公営住宅について、実施要綱、認定基準、入居資格等の標準案作成	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 買取り・借上げ公営住宅の募集	発災後～	都市整備政策部住宅課	・買取り・借上げ公営住宅の募集を行う。
2 土地所有者等の申請の受理	発災後～		・買取り・借上げ公営住宅実施要綱(仮称)に基づき、土地所有者等の申請を受理する。
3 物件の審査・認定	発災後～		・買取り・借上げ住宅の認定基準に従って、物件の審査・認定を行う。
4 所有者との売買・賃貸借契約	発災後～		・適格な住宅については、所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	都市整備局総務部技術管理課・都営住宅経営部経営企画課①、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課②
支援内容	①実施要綱、認定基準、入居資格、選定基準、管理要綱等についての検討(今後の検討項目)[事前] ②区市町村による買取り・借上げ等に対する支援策を検討・実施

(5) 一時使用から正式入居への移行

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	応急仮設住宅等として公営住宅等を一時使用している入居者に対して、意向調査を実施した上で、一定の要件を満たす入居者について、一時使用から正式入居へ移行し、居住の安定を図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 公営住宅等の一時使用者の意向調査の実施及び正式入居手続等	6か月～	都市整備政策部住宅課	①都から、都営住宅への正式入居の時期、資格要件等の情報提供を受ける。 ②区営住宅の一時入居者に対する正式入居の意向調査を実施するとともに、都都市整備局に調査結果を報告する。 ③区営住宅の正式入居手続等を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 住宅の復興の進め方
2. 恒久的な住宅の整備

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局都営住宅経営部指導管理課
支援内容	都営住宅への正式入居の時期、資格要件等を情報提供

(6) 入居募集・選定等

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	公営住宅等の入居募集に当たって、被災者に対して募集情報を迅速かつ的確に伝達する。 入居者の選定については、住宅に困窮する低額所得者のうち、高齢者や障害者などを優先するとともに、住宅団地などの従前コミュニティの維持や、従前居住地からの距離、ミックスト・コミュニティなどにも配慮する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 入居者の募集	6 か月～	都市整備政策部住宅課	①区が管理する公営住宅、特定優良賃貸住宅等の被災者向け募集計画・募集事務を行う。 ②募集情報の提供に当たり、以下に配慮する。 Ⅰ. 各住宅の管理者に、応急仮設住宅等として提供している公営住宅等の入居者に対する募集情報の提供を依頼する。 Ⅱ. インターネットやマスコミなどを通じ、被災者に募集情報を提供する。 Ⅲ. 応急仮設住宅等入居者に対して、募集情報を提供する。 Ⅳ. 当該区域の広報に募集情報を掲載する。
2 入居者の選定	6 か月～		①各住宅の入居者の選定は、住宅管理者の選定基準に基づき行う。 ②選定事務及び入居手続事務を行う。
3 入居手続・管理	6 か月～		①法・条例等に基づき、所定の手続を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局都営住宅経営部指導管理課
支援内容	①要配慮者、住宅団地等の従前コミュニティの維持やミックスト・コミュニティに配慮した選定基準の策定、区市町村への通知 ②都営住宅等の募集情報の提供

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 自力での住まいの確保への支援

1. 住宅の復興の進め方

(1) マンション建替えの合意形成、建替え・補修等に係る支援事業

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	被災した分譲マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、マンション建替え・改修アドバイザーの派遣などにより、支援する。 また、被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災した分譲マンションの建替え及び補修等に対して支援を行う。 区は、都が決定したマンション再建支援内容の広報や募集事務等を行う。 さらに、既存不適格建築物等のマンション建替えについては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
自力再建に向けた支援体制の確立	都市整備政策部住宅課	関係所管課との役割分担を明確にし、人的支援体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 マンションの建替えの合意形成に係る支援			
(1) アドバイザー制度の周知	1か月～	都市整備政策部住宅課	都が実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の周知を図る。
(2) 合意形成等に係る支援事業の実施	3か月～	都市整備政策部住宅課	①都が決定した支援事業の内容について、当該区域の広報紙等に、募集情報を掲載する。 ②募集事務及び審査事務を行うとともに、都都市整備局（又は都復興本部）に審査結果を報告する。 ③都からの選定決定通知により、手続事務を行う。
2 マンション建替え・補修に係る支援			
(1) マンション改良工事助成事業の周知	3か月～	都市整備政策部住宅課	都が決定した助成事業の内容について、当該区域の広報紙等に、募集情報を掲載する。
(2) 都市居住再生促進事業の活用	3か月～	都市整備政策部住宅課	①都が決定した事業の内容について、当該区域の広報紙等に、募集情報を掲載する。 ②申請に基づき、審査を行い、採択するか否かを決定する。 ③法令等の定めに従い、都・国からの補助金の交付を受ける。
(3) マンション建替え支援	3か月～	都市整備政策部住宅課	建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度を活用して既存不適格建築物等のマンションの再建支援を図る。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部マンション課①②④、都市整備局市街地建築部建築企画課③
支援内容	①マンションの再建に対する支援事業等の検討・実施 ②マンション建替え認可事務 ③区域指定、総合設計制度に関する助言 ④支援事業の実施要綱案の準備 [事前]

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 自力での住まいの確保への支援

1. 住宅の復興の進め方

(2) 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>都は、高齢者等の被災者が良質な住宅を確保できるよう、被災者が再建資金不足により再建が困難な場合等に住宅資産の活用などによる支援を行う。</p> <p>特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。</p> <p>区は、都が決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
供給支援事業の周知	3か月～	都市整備政策部住宅課	都が決定した支援事業の内容について、当該区域の広報紙等に、募集情報を掲載する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部民間住宅課
支援内容	<p>①支援事業の制度要綱案等の準備 [事前]</p> <p>②住宅の補修・補強など、円滑な本格修理の促進等に向けた関係団体との連携について検討 [事前]</p> <p>③住宅金融支援機構等への復興特別融資に係る協議</p> <p>④支援事業の検討・創設</p>

(3) 土地資産を活用した民間賃貸住宅供給支援

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	<p>都は、多くの被災者が良質な民間賃貸住宅を確保できるよう、新たに賃貸住宅を供給しようとする土地所有者等に対して支援を行う等、土地資産の有効活用を支援することにより、民間賃貸住宅の供給支援を図る。</p> <p>特に被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、関係機関等と連携して支援する。</p> <p>区は、都が決定した支援事業について募集情報の掲載等を行う。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
支援事業の周知	3か月～	都市整備政策部住宅課	都が決定した支援事業の内容について、当該区域の広報紙等に、募集情報を掲載する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部民間住宅課
支援内容	<p>① 支援事業の制度要綱案等の準備 [事前]</p> <p>② 住宅金融支援機構等への復興特別融資に係る協議</p> <p>③ 支援事業の検討・創設</p>

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(4) 民間住宅の供給支援

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	被災者が良質な住宅を取得できるよう、都市居住再生促進事業を活用した建設費の補助等による、民間住宅の供給支援を行う。 区は、都が決定した事業について募集情報の掲載、募集事務、資格審査等を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
都市居住再生促進事業の実施	3か月～	都市整備政策部住宅課	①都が決定した事業の実施に係る内容について、当該地域の広報紙等に、募集情報を掲載する。 ②募集事務及び資格審査事務を行うとともに、都都市整備局に審査結果を報告する。 ③都からの選定決定通知に基づき、手続事務を行う。 ④法令等の定めに従い、都・国からの補助金の交付を受ける。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部マンション課
支援内容	都市居住再生促進事業の実施に係る内容決定等

(5) 民間賃貸住宅入居者に対する支援

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	世田谷区居住支援協議会*の活動を推進し、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。 また、新規建設した応急仮設住宅からの移転者や、応急仮設住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などの支援を図る。 区は、都が決定した支援事業について募集情報の掲載、募集事務、資格審査等を行う。 ※ 居住支援協議会とは、高齢者、障害者、子育て世帯等住宅の確保に配慮を要する方々が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、必要な支援策を実施する組織である。世田谷区居住支援協議会は平成29年3月に設立された。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
居住支援協議会の設立・運営	都市整備政策部住宅課	居住支援協議会の設立・運営	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 居住支援協議会の活用	3か月～	都市整備政策部住宅課	世田谷区居住支援協議会を活用し、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居促進に向けた支援策を検討・実施する。
2 支援事業の実施	1年6か月程度～	都市整備政策部住宅課	①都が決定した事業の実施に係る内容について、当該地域の広報紙等に、募集情報を掲載する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 自力での住まいの確保への支援

1. 住宅の復興の進め方

序章 震災復興マニュアルについて

第1章 震災復興の基本的な考え方

第2章 震災復興体制の構築

第3章 都市の復興

第4章 住宅の復興

第5章 くらしの復興

第6章 産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			②募集事務及び資格審査を行うとともに、都都市整備局に審査結果を報告する。 ③都からの選定決定通知に基づき、手続事務を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課①③、民間住宅課②④
支援内容	①区市町村居住支援協議会の設立促進及び活動支援 [事前] ②支援事業の制度要綱案等の準備 ③区市町村居住支援協議会の活用 ④民間賃貸住宅入居者支援事業の支援事業の検討・創設等

序章	震災復興マニュアル
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

2. 住まい・まちづくり推進体制

(1) 住まい・まちづくり活動への支援

策定担当部課	都市整備政策部住宅課、都市計画課、各総合支所街づくり課
マニュアルの概要・目的	<p>建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、住まい・まちづくりに関する多様な情報提供の仕組みを構築することにより、住まいづくりやまちづくり活動を支援し、良質な住宅供給に努める。</p> <p>区は、都が決定した支援事業について、地域への情報提供・募集事務等を行う。</p> <p>●世田谷区街づくり条例による街づくり専門家派遣等及び(一財)東京都防災・建築まちづくりセンターによるまちづくり専門家等登録・派遣制度、住まいづくり・まちづくり協力員制度等((一財)東京都防災・建築まちづくりセンター)の活用・拡充</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
支援事業の実施	3か月～	都市整備政策部 住宅課 都市計画課 各総合支所 街づくり課	<p>①区の街づくり専門家派遣及び都が決定した支援事業について、当該地域の広報紙等に情報を掲載する。</p> <p>②募集事務を行う。</p> <p>③都の支援事業については募集結果を(一財)東京都防災・建築まちづくりセンターに通知する。</p>

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	都市整備局住宅政策推進部(全課)、市街地整備部防災都市づくり課
支援内容	住まい・まちづくり活動支援事業の内容決定等

(2) まちづくりとの連携

策定担当部課	都市整備政策部市街地整備課、住宅課、各総合支所街づくり課
マニュアルの概要・目的	建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となって、良質な住宅供給に努める。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 復興住宅供給協議会(仮称)における検討	1か月～	都市整備政策部 住宅課 都市計画課 市街地整備課 各総合支所 街づくり課	<p>①生産者団体、不動産業界団体、消費者団体、国、都、区などから構成する「復興住宅供給協議会(仮称)」において、各種復興事業などについての周知連絡、情報交換を図る。</p> <p>②また、同協議会において、狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制について検討する。</p>
2 まちづくり支援事業の実施	3か月～		<p>①都が決定した支援事業について、当該地域の広報紙等に情報を掲載する。</p> <p>②募集事務及び資格審査事務を行う。</p>

第2 自力での住まいの確保への支援

序章
震災復興マニュアル
について

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			③選定決定を通知、事務手続を行う。
3 民間開発等による住宅供給	6か月～	都市整備政策部 市街地整備課 住宅課 各総合支所 街づくり課	組合施行による市街地再開発事業等について、都市計画手続等を経て事業化を図っていく。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	都市整備局住宅政策推進部（全課）①②、都市整備局市街地整備部再開発課③
支援内容	①復興住宅供給協議会（仮称）の設置（資料3-7参照） ②まちづくり支援事業の決定等 ③民間開発等による住宅供給（市街地再開発事業等）

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章
震災復興マニュアル
第1章
震災復興の基本的な考え方
第2章
震災復興体制の構築
第3章
都市の復興
第4章
住宅の復興
第5章
くらしの復興
第6章
産業の復興

3. 情報提供及び相談の実施

(1) 情報提供・相談体制の整備

策定担当部課	都市整備政策部住宅課
マニュアルの概要・目的	住宅に関する情報提供や相談へのニーズは、発災直後の応急対策から、本格的な復興期に至るまで、継続的に生じる。こうしたニーズに対応し、被災者の自力再建を促進するため、関係団体等との連携・協力を図りながら、住宅相談窓口を設置し、住宅再建に係る各種事業等の情報提供や相談を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
情報提供・相談体制の整備に向けた支援体制の確立	都市整備政策部住宅課	関係所管課との役割分担を明確にし、人的支援体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 住宅相談窓口の設置	発災後	都市整備政策部住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時総合相談窓口に住宅相談窓口を開設する。 ・各総合支所に住宅相談窓口を開設する。 ・被災後のニーズに対応した情報提供、相談体制を整備する。 ・相談窓口設置への協力、派遣を要請する。(東京都、公社、都市機構、公庫、建築士会、弁護士会等) ・広報やマスコミ等を利用し、相談窓口の設置場所や提供する情報、相談内容等を周知する。
2 情報提供・相談	発災後	都市整備政策部住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な情報提供については、広報、マスコミを活用して提供するとともに、他の相談窓口、関係機関に対しても提供し、対応を依頼する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	住宅の復興に向けた関係法令等 (資料 3-8 参照)
--	----------------------------

◆都との連携 (都による支援)

担当課	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課 都市整備局都営住宅経営部経営企画課・資産活用課・住宅整備課
支援内容	①自力仮設住宅の供給支援等 ②相談体制の整備 (住宅相談窓口の役割分担・連携の調整等)

第2 自力での住まいの確保への支援

3. 情報提供及び相談の実施

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

第5章 暮らしの復興

震災復興体制の構築のながれ

第5章 からの復興

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
第1 福祉 1. 地域福祉需要の把握等 (1) 福祉活動関連情報の収集	区立施設の調査・報告 法人立施設の報告要請 都への報告 地域福祉需要調査	↑ ↑	↑ ↑						
	(2) 福祉避難所(高齢・協定施設の拡充者)の設置及び運営 者の設置及び運営意識の醸成	↑ ↑	↑ ↑	福祉避難所(高齢者)の開設及び運営支援					
2. 社会福祉施設等の再建 (1) 社会福祉施設の手作成	区立施設の再開 (仮称)区有施設復興整備計画の策定 情報の公開(適宜)	↑ ↑	↑ ↑	法人立施設の再開支援					
	3. 福祉サービス体制の整備 (1) 障害福祉サービス体制の整備	【安全の確認以降なるべく早い時期】状況把握 ⇒サービス供給調整	↑	↑	巡回訪問体制の整備				
(2) 介護保険及び高齢者福祉サービス体制の整備	【安全の確認以降なるべく早い時期】状況把握 ⇒情報収集、周知、問い合わせ対応【随時】	↑	↑	巡回訪問体制の整備					
4. 生活支援対策 (1) 生活福祉資金・災害復旧資金の貸付け (2) 災害弔慰金・災害見舞金の支給 (3) 被災者生活再建支援法の適用 (4) 義援金の受付・配分計画 (5) 生活保護及び応急・被災者生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備 (6) 租税の減免等	被災世帯の調査 制度の周知	↑ ↑	↑ ↑	(貸付対象災害の認定後)申込書の受付 ⇒申込書の検討 ⇒貸付け額等の決定 ⇒資金の貸付け					
	被災者生活再建支援法の適用	被災者生活再建支援法適用準備	↑	(支給対象災害の認定後)支給対象者の報告 ⇒支給対象者の決定【3週間～】 ⇒弔慰金及び見舞金の支給【1～2か月後】					
	義援金の受付・配分	義援金の受付委員会設置	↑	(支給法適用後)申込書の受付 ⇒申込書の取りまとめ ⇒支援金の支給					
	生活保護及び応急・被災者生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備	被災者生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備	↑	義援金の配分、義援金の交付申請の受付、義援金の交付				(寄託が減少しない場合は延長)	
	租税の減免等	特別区別の納税緩和措置、国民健康保険料の減免、国民年金保険料の免除、保育所保育費徴収金の減額、介護保険料、利用者負担額の減免等	↑	審査・貸付					
			↑	生活保護制度等の周知					

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～3か月	～6か月	6か月以降
第2 保健								
1. 保健対策								
①	窓口開設準備 相談窓口の設置 相談窓口の準備 相談窓口の設置	窓口開設準備 相談窓口の設置 相談窓口の準備 相談窓口の設置	巡回相談の実施(避難所) 巡回相談の実施(避難所)	相談窓口の運営 (2～3週間)こころのケアの理解啓発教育、話合いの場の設置 (1ヶ月～)家庭訪問 (数か月～)個人グループ面接、PTSDの普及・啓発、支援者のメンタルヘルスの維持				
②	関係所管との連絡体制 関係所管との連絡体制	関係所管との連絡体制 関係所管との連絡体制	精神保健医療情報の収集・一元管理、フォローアップの状況把握 フォローアップの状況把握 相談窓口や救護所の設置 巡回相談(避難所生活者)	相談窓口の運営 巡回相談(避難所生活者) 家庭訪問(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携 通常事業の再開				
③	実施体制の整備 巡回相談、家庭訪問の準備	実施体制の整備 巡回相談、家庭訪問の準備	巡回相談(避難所生活者) 巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携				
④	健康診査事業の開始 医師・看護師の確保	健康診査事業の開始 医師・看護師の確保	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携				
⑤	食生活への支援 災害時の食生活マニュアルの作成 在宅栄養士会等との行動マニュアルの作成 給食施設データの確保と協力施設との事前協議	食生活への支援 災害時の食生活マニュアルの作成 在宅栄養士会等との行動マニュアルの作成 給食施設データの確保と協力施設との事前協議	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携				
⑥	細菌・化学検査の実施 検査実施 検査結果の提供	検査実施 検査結果の提供	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携				
⑦	防疫対策 乗品の選定及び調査方法の検討 感染症発生時の対応【感染症発生時】 マニュアルの検証	防疫対策 乗品の選定及び調査方法の検討 感染症発生時の対応【感染症発生時】 マニュアルの検証	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携	巡回相談(自宅生活者及び仮設住宅入居者) (2～3週間)福祉・医療との連携				

項目	発災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
2. 生活環境の整備 (1) 公衆浴場の営業等に関する情報提供と再開設支援 (2) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開設支援 (3) 食品の安全供給及び食品取扱施設の衛生指導 (4) 水の安全供給及び採掘衛生施設の衛生指導 (5) 動物愛護		公衆浴場の把握と情報提供			公衆浴場の再開支援			
		営業状況の把握と情報提供	再開支援					
		避難所等での食料の安全確認【発災後数日】	食品取扱施設の被災状況把握、提供指導	食品取扱施設の衛生基準指導、許可申請に伴う検査、許可書の交付				
		避難所等での飲料水の安全確認	相談窓口の開設 【発災後数週間後】	相談窓口の開設 【発災後数週間後】	相談窓口の運営			
		関係機関との連携・関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発【発災後～平常時の状態に戻るまで】	環境衛生施設の被害確認					
第3 医療								
1. 地域医療の再建 (1) 診療可能医療機関の把握及び区民への広報 (2) 医薬品の販売可能薬局等の把握		診療可能医療機関の把握						
		診療可能医療機関の把握 ・広報準備 ・広報準備	診療所の再建に係る届出・許可・監視・相談					
第4 その他 1. ごみ等の処理 (1) ごみ等の処理		医薬品販売可能薬局等の把握 ・広報準備						
		情報収集 処理体制の検討	臨時的处理体制の整備	臨時のごみし尿処理の実施				
2. 応急仮設住宅支援事業 (1) 応急仮設住宅支援員による被災者支援								
					【入居後】応急仮設住宅支援員の確保 ⇒ 応急仮設住宅支援事業の実施			
3. 防犯対策 (1) 防犯対策								
					【仮設住宅設置後】仮設住宅における防犯対策の実施			

第1 福祉

1. 地域福祉需要の把握等

第1 福祉

1. 地域福祉需要の把握等

(1) 福祉活動関連情報の収集

策定担当部課	障害福祉担当部障害者地域生活課、高齢福祉部高齢福祉課
マニュアルの概要・目的	要配慮者やその介助者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。そのため、福祉需要と社会福祉施設等の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 社会福祉施設の被害状況の把握	発災後	障害福祉担当部 障害者地域生活課 高齢福祉部 高齢福祉課	①区立施設の調査・報告 ・建物被害の状況調査は応急危険度判定による。(施設営繕課ほか実施) ・各施設管理者は、発災後直ちに被害状況を調査し、障害者(児)施設は障害者地域生活課に高齢者施設は高齢福祉課に報告する。 ・被災状況により使用制限をかける。
	1週間以内		②法人立施設の報告要請 ・各施設の被害状況及び再開の可否、時期について報告を求める。建物被害状況調査は必要に応じて区が支援する。
	2週間以内		③都への報告 ・被害状況を集約し、区立施設は都総務局、私立施設については福祉局に報告する。
2 地域福祉需要調査	2か月以内		①被災者生活実態調査を行う際に、要配慮者を的確に把握し、基本的な福祉ニーズの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)の実施方法〔案〕 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)様式〔案〕 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要基礎調査)報告書様式〔案〕 (資料1-24~26参照)
--	---

◆都との連携(都による支援)

担当課	福祉保健局総務部・生活福祉部・高齢社会対策部・少子社会対策部・障害者施策推進部施設サービス支援課・地域生活支援課
支援内容	①区市町村の調査結果に基づき全体的な要配慮者の状況を把握して、広域的な観点から、入所施設、ショートステイ及びその他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制の確保に向けた支援 ②定期的に情報連絡会議を開催し、おのおのが収集した情報を交換するなどにより、全体的な要配慮者の状況の把握

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(2) 福祉避難所（高齢者）の設置及び運営

策定担当部課	高齢福祉部高齢福祉課
マニュアルの概要・目的	福祉避難所協定施設の被災状況を把握。 各施設の被災状況、施設職員の参集状況等に基づき、福祉避難所の開設を検討・要請・運営支援。 入所調整、移送調整、都内広域調整の要請。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
協定施設の拡充	高齢福祉部高齢福祉課	新規施設を中心に協力を依頼し、協定施設の拡充を図る。	<input type="checkbox"/>
協定施設の災害に対する意識の醸成		会議体による情報共有等。 災害対策に関する講演会の実施。 合同実動訓練の実施。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災情報等の収集等	～48 時間	高齢福祉部高齢福祉課	①電話、MCA 無線により各施設の被災情報、職員の参集状況等を収集する。 ②各災対地域本部または災対都市整備部に応急危険度判定を依頼する。
2 福祉避難所（高齢者）の開設検討等	24 時間～72 時間		①収集した情報に基づき、福祉避難所開設の判断をする。 ②各災対地域本部で福祉避難所への避難が必要であると判断した人数等についての状況を把握する。
3 福祉避難所（高齢者）の開設及び運営支援	72 時間～		①必要な物品やボランティアの人数等を確認し、災対物資管理部、災対保健福祉部ボランティア支援班等と調整し、物品の手配等を行い、運営を支援する。 ②各災対地域本部で福祉避難所への避難が必要であると判断した人についての情報を集約し、入所調整を行う。移送方法については、災対物資管理部や受入先の福祉避難所と調整する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 福祉
2. 社会福祉施設等の再建

2. 社会福祉施設等の再建

(1) 社会福祉施設の再建

策定担当部課	高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉担当部障害者地域生活課
マニュアルの概要・目的	被災後増加が予想される福祉需要に応えるため、社会福祉施設の早期再建が図れるよう福祉施設の被害状況を把握する。 各施設の被害状況を把握後は、区立施設の使用可否の点検結果を踏まえ早期に再開する。また法人立の施設については、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請・支援する。また、再建のため国、都、区が協力し財政的支援を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 施設の再開	1 週間	障害福祉担当部 障害者地域生活課 高齢福祉部 高齢福祉課	①区立施設の再開 ・被害状況の点検結果に基づき、施設の再開の判断をする。また、軽微な修理、改修については一定の優先順位のもとで応急的に業者と契約し対応する。 (優先順位) 「入所・居住系」「通所系」に分け、優先順位を付する。(協定締結施設、老人保健施設、療養型病床)
	6 か月		②法人立施設の再開支援 ・集約した被害状況を基に、再建支援のための方策を検討する。 ・被害状況を都福祉局に報告するとともに、国費、都費の補助について申請する。 ・現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案した上で、都及び国へ助成の要請を行う。
2 (仮称)区有施設復興整備計画の策定	6 か月		①(仮称)区有施設復興整備計画の策定 ・整備が必要な施設については、(仮称)区有施設復興整備計画を策定する。
3 情報の公開	適宜		①区民への情報提供 ・再開した福祉施設の情報を、区民に周知する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	福祉保健局生活福祉部・高齢社会対策部・少子社会対策部・障害者施策推進部施設サービス支援課
支援内容	社会福祉法人の設置する施設について、国への助成の要請、都による独自措置の検討、応急修理の支援の実施

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

3. 福祉サービス体制の整備

(1) 障害福祉サービス体制の整備

策定担当部課	障害福祉担当部障害施策推進課、障害者地域生活課
マニュアルの概要・目的	災害によりサービス供給事業者や福祉施設も被災しサービス供給の激減や混乱が予想される。障害福祉サービスが必要な方に、効率よくサービスを供給するため、利用調整を行う。また、実態調査や地域での安否確認、保健師による避難所訪問等により特別な注意が必要と認められる障害者に対しては、都と連携(都復興マニュアル)のうえ定期的な巡回体制をとる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
対象業務、関係連絡先の確認	障害福祉担当部 障害施策推進課	対象業務、対象業務関係連絡先のリストアップを行う。	<input type="checkbox"/>
事業者の緊急時対応方法の把握	障害者地域生活課	サービス提供事業者側の緊急時対応方法等の把握を行う。	<input type="checkbox"/>
事務処理マニュアルの点検	障害福祉担当部 障害施策推進課	事務処理マニュアルの充実・点検を行う。	<input type="checkbox"/>
対応マニュアルの作成	障害者地域生活課	被害状況、心身状況等に応じた対応マニュアルの作成を行う。	<input type="checkbox"/>
巡回訪問体制の整備	各総合支所 保健福祉課	巡回訪問を行うメンバー、結成方法等を決定する。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 状況把握	被災後の安全が確認された以降なるべく早い時期	障害福祉担当部 障害施策推進課 障害者地域生活課 各総合支所 保健福祉課	①施設管理者、事業者へ施設・施設要員等の被害状況や再開状況の報告を求める。 ②報告をうけた内容を集約し、障害福祉サービス供給状況を確認する。
2 需要の把握	被災後の安全が確認された以降なるべく早い時期	障害福祉担当部 障害施策推進課 障害者地域生活課	区が想定している「被災者生活実態調査」、事業者や地域団体から収集する安否確認情報、保健福祉センターで行う福祉相談、健康相談の情報を参考に福祉需要の把握を行う。
3 サービス供給調整	被災後の安全が確認された以降なるべく早い時期	各総合支所 保健福祉課 障害福祉担当部 障害施策推進課 障害者地域生活課	障害福祉サービスを必要としている方に、効率よく優先的にサービスを提供できるよう、区方針を定めサービス利用調整を行う。 (優先順位) 一般的な災害対応で供給されないが障害者の生命維持に必要なサービスを優先的に提供できるように対応する。施設サービスについては重度障害者を対象とした入所施設を優先する。
4 巡回訪問体制の整備	1～2か月以内	各総合支所 保健福祉課 障害福祉担当部 障害施策推進課 障害者地域生活課	実態調査や保健師による避難所訪問等により特別な注意が必要と認められる障害者に対しては、都復興マニュアルに沿って巡回訪問チームを結成して定期的に訪問を行う体制をとる。
(例示)	◇対象業務：施設を利用しない(居宅系の事業者による)サービス提供業務 ＜サービスの性質別＞ □身体介護＜ホームヘルプ＞ □食糧提供＜配食＞	＜事業者の立場別＞ □指定障害福祉サービス事業者 □基準該当事業者	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
	認められた なるべく 早い時期		情報、保健福祉センターで行う福祉相談、健康相談の情報をもとに福祉需要の把握を行う。
3 情報収集、周知、 問い合わせ対応	随時	高齢福祉部 介護保険課	災害時における介護保険制度運用の柔軟な対応についての情報収集を行い、介護保険及び高齢者福祉サービスを必要としている方、ケアマネジャー、サービス提供事業者等への周知や問い合わせなどに対応する。
4 巡回訪問体制の 整備	1～2ヶ 月以内	各総合支所 保健福祉課	実態調査や保健師による避難所訪問等により特別な注意が必要と認められる高齢者に対しては、都復興マニュアルに沿って巡回訪問チームを結成して定期的に訪問を行う体制をとる。
(例示)	<p>◇対象業務：施設を利用しない（居宅系の事業者による）サービス提供業務</p> <p>＜サービスの性質別＞</p> <p><input type="checkbox"/>身体介護＜ホームヘルプ＞</p> <p><input type="checkbox"/>食糧提供＜配食＞</p> <p><input type="checkbox"/>電気通信手段による安否確認＜緊急通報＞</p> <p><input type="checkbox"/>身体介護＋衛生保持＜訪問入浴＞</p> <p><input type="checkbox"/>訪問看護 <input type="checkbox"/>通所介護 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>＜事業者の立場別＞</p> <p><input type="checkbox"/>あんしんすこやかセンター</p> <p><input type="checkbox"/>居宅介護支援事業者</p> <p><input type="checkbox"/>基準該当事業者</p> <p><input type="checkbox"/>その他の事業者</p> <hr/> <p>◇対象業務：施設によるサービス提供業務</p> <p>＜施設の位置付け別＞ <input type="checkbox"/>所管施設 <input type="checkbox"/>関連施設</p> <p>＜施設内外の別＞</p> <p>施設内 <input type="checkbox"/>相談・受付・助言 <input type="checkbox"/>日帰り利用 <input type="checkbox"/>ショートステイ <input type="checkbox"/>入所処遇</p> <p>施設外 <input type="checkbox"/>相談・受付・助言 <input type="checkbox"/>食糧提供＜配食＞ <input type="checkbox"/>日帰り利用者のための車両による移送 <input type="checkbox"/>訪問による指導・見守り・介護・看護・医療</p>		

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局高齢社会対策部
支援内容	①被災の少ない区市町村等に応援を要請 ②地域福祉サービスを提供する新たなNPO法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進

序
章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

4. 生活支援対策

(1) 生活福祉資金・災害援護資金の貸付け

策定担当部課	地域行政部窓口調整・番号制度担当課
マニュアルの概要・目的	東京都の区域内において災害救助法が適用された災害で被害を受けた、世帯の区民である世帯主に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金の貸付けを行い、一日でも早い生活再建を促す。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付	発災後必要に応じて	保健福祉部 生活福祉担当課(世田谷区社会福祉協議会)	実施主体は東京都社会福祉協議会、窓口は世田谷区社会福祉協議会となり、低所得者世帯のうち、緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯に対しては、小口資金の貸付を実施する。
2 災害援護資金の貸付	貸付け対象災害との認定後	各総合支所 地域振興課	① 申込書の受付 制度のPRを行うとともに、被災者からの申請書の受付を行う。
	申込書受付後		② 申込書の審査 申込書の内容及び被災状況、所得等について調査を行う。
	申込書受付後		③ 貸付け額等の決定 貸付け額及び償還等について決定し、申込者へ通知する。
	貸付け決定後		④ 資金の貸付け 資金の貸付けを行う。
3 生活福祉資金(福祉資金)の貸付	6か月以内	保健福祉部 生活福祉担当課(世田谷区社会福祉協議会)	① 実施主体は東京都社会福祉協議会、窓口は世田谷区社会福祉協議会又は民生委員となり、低所得者のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付けを受けることにより災害による困窮から自立更生できる世帯に対し、資金の貸付けを行う。 ② 制度の周知を図る。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	福祉保健局生活福祉部計画課・生活支援課
支援内容	区市町村からの貸付金申請があった場合、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱により内閣府総理大臣あて貸付を申請

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(2) 災害弔慰金・災害見舞金の支給

策定担当部課	地域行政部窓口調整・番号制度担当課
マニュアルの概要・目的	災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令に定める以上の災害により、死亡した区民の遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた区民に、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金・見舞金の支給を行い生活の安定を図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害弔慰金・災害見舞金支給準備	各総合支所 地域振興課 地域調整課	災害の状況によるまちづくりセンターへの応援体制の整備	<input type="checkbox"/>
	地域調整課	他区市町村との連絡体制の整備	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被災世帯の調査	発災後～	各総合支所 地域振興課 まちづくりセンター	警察署・消防署及び災害対策課等より被災者情報の収集・現場の調査を行う。
2 制度の周知	発災後～	災対区民支援部	国の定めに基づき災害の認定を行う。 ホームページ、エフエム世田谷、広報紙その他の広報媒体を活用して制度の周知を行う。
3 支給対象者の報告	支給対象災害の認定後	各総合支所 地域振興課 まちづくりセンター	災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、遺族及び対象者を取りまとめ各支所地域振興課へ報告する。
4 支給対象者の決定	3週間～	各総合支所 地域振興課	まちづくりセンターからの報告に基づき支給対象者及び支給額の決定を行う。 重複支給や支給漏れを防ぐため、他区市町村へ確認を行う。
5 弔慰金及び見舞金の支給	1～2か月後	各総合支所 地域振興課 まちづくりセンター	決定に基づき、支給を行う。 支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じるなど口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払いを検討する。 支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局生活福祉部計画課
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①災害による死亡者の遺族に対して支給する災害弔慰金について、都負担金を交付 ②制度の周知を図るために広報を行う。ただし、受付開始時期、場所等具体的な事項は区市町村の広報に依頼 ③重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況と弔慰金支給状況について、他道府県に確認 ④支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請 ⑤災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金について、都負担金を交付

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 福祉
4. 生活支援対策

(3) 被災者生活再建支援法の適用

策定担当部課	地域行政部窓口調整・番号制度担当課
マニュアルの概要・目的	被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給に関する事務を行う。 被災者からの申請書の受付窓口を開設し、申請書の取りまとめを行い円滑に都へ提出する体制を整える。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被災者生活再建支援法適用準備	地域行政部 窓口調整・番号制度担当課	受付マニュアルの整備	<input type="checkbox"/>
	各総合支所 地域振興課 地域調整課	被害状況の把握体制の整備	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 申請書の受付	支援法適用後	各総合支所 地域振興課	被災者生活再建支援基金からの委託内容に基づき制度のPRを行うとともに、被災者からの申請を受付ける。被災者からの申請書を取りまとめのうえ、都福祉保健局へ提出する。 根拠法令：被災者生活再建支援法 実施主体：被災者生活再建支援法人 支給条件の詳細：国の通知による
2 申請書の取りまとめ	申請書受付後	地域行政部 窓口調整・番号制度担当課	被災者からの申請書を取りまとめ、都福祉保健局へ提出する。
3 支援金の支給	申請書受付後	都福祉保健局	都福祉保健局は、申請に基づき申請者に対し支援金の交付を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局生活福祉部計画課
支援内容	各区市町村から申請書及び報告書の取りまとめ、基金へ送付

(4) 義援金の受付・配分計画

策定担当部課	地域行政部地域行政課
マニュアルの概要・目的	震災が発生した場合には、発災直後から義援金が寄せられることが予想される。寄せられた義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、復興本部に義援金品募集配分委員会を設置し、被害状況及び寄せられた義援金の金額等を考慮して配分計画を定め、被災者に配分する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 義援金の受付け、義援金配分委員会の	発災後～	災対区民支援部 災対地域本部	①発災直後から、災対区民支援部、災対地域本部、拠点隊の窓口において、義援金の受付けを行う

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
設置		拠点隊	<p>う。受け取った義援金は、速やかに本部長（区長）の口座に振り込むか、災対区民支援部へ送付する。義援金の受領については、別に定める様式により、寄託者に受領書を発行する。同時に、銀行等の金融機関に開設した本部長（区長）名義の普通預金口座においても、義援金を受付ける。なお、振り込み用紙をもって受領書の発行に代える。</p> <p>②受付けた義援金は、東京都義援金配分委員会が設置された時点で、同委員会に送金する。</p> <p>③同委員会設置後も同口座による受付けを行い、受付状況を委員会に報告するとともに、随時送金する。送金するまでの間は受付口座に預金として保管する。</p> <p>④義援金の配分を公平に行うため、区に義援金配分委員会を設置する。</p> <p>⑤委員会は区長を長とし、関係部長を構成員とする。</p>
2 義援金の募集期間	3か月以内（基本）		①義援金募集期間は被災後3か月間を基本とする。ただし、3か月を過ぎても義援金の寄託が減少しないときは、募集期間を延長する。
3 義援金の配分	3か月以内（基本）		<p>①都義援金配分委員会で定めた配分率・配分方法により、被災市区町村に義援金が配分される。</p> <p>②区の義援金配分委員会で決定された配分計画により、迅速・公平に被災者に配分する。</p> <p>③同委員会の決定を受けた義援金を災対区民支援部から災対地域本部、拠点隊の口座に振り込み、速やかに交付窓口を開設する。</p>
4 義援金の交付申請	3か月以内（基本）		<p>①申請の受付期間は、被災者数やり災証明の発行に係る時間を考慮して定める。</p> <p>②まちづくりセンターに窓口を設置し、交付申請の受付を行う。</p>
5 義援金の交付の判断	3か月以内		<p>①申請書類について区の義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかを判断する。</p> <p>②必要に応じて、再度災調査等を行う。</p>
6 義援金の交付	3か月以内		<p>①都の委員会より配分された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</p> <p>②支給は金融機関からの口座振替で行う。</p> <p>③義援金の配分状況を都義援金義援金配分委員会へ報告する。</p>

序章	震災復興マニュアル
第1章	震災復興の基本的な考え方
第2章	震災復興体制の構築
第3章	都市の復興
第4章	住宅の復興
第5章	くらしの復興
第6章	産業の復興

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局指導監査部指導調整課
支援内容	<p>①震災直後から、被災の状況を把握し、都として義援金の募集を行うか否かを検討し、決定。</p> <p>②被災の状況を勘案し、九都京市など他京市を含めて合同で実施するか検討する。発災後、迅速に対応できるよう、検討体制については九都京市で調整</p>

第1 福祉

4. 生活支援対策

序章
震災復興マニュアル
について

<p>③義援金の募集を決定した場合、義援金の募集・配分を適正、公平に行うために、都の設置要綱に基づき東京都義援金配分委員会を設置</p> <p>④銀行等の金融機関に都福祉保健局名義の普通預金口座を開設し、義援金の受付を行う。受け付けた義援金は、適宜受付状況を都委員会に報告するとともに、配分が決定された後、都委員会に送金</p> <p>⑤（都委員会）被災状況と集まった義援金の額を考慮し、被災区市町村を単位として、配分計画を策定し、被災区市町村に義援金の配分を実施</p>
--

第1章
震災復興の基本的な
考え方

(5) 生活保護及び応急的な資金需要に対する支援

策定担当部課	保健福祉部生活福祉担当課、各総合支所生活支援課
マニュアルの概要・目的	<p>被生活保護者世帯の状況を的確に把握してケースに応じた適切な対応を行う。災害により、新たに要保護者が発生することが予想されるため、生活保護が必要と判断される場合には迅速に対応する。</p> <p>また、震災によって居住していた住宅が損害を受ける、働く場が被害を受ける、等により発生する一時的な資金需要に対応できない可能性は、低所得者において高い。そのため、区は、このような低所得者に対し、応急小口資金及び母子・父子応急小口資金の制度を活用し、困窮度に応じて適切な対応・支援を行う。</p>

第2章
震災復興体制の構築

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
被生活保護世帯の状況把握、要生活保護者の保護のための準備	各総合支所生活支援課	①査察指導票、訪問計画表等により被保護世帯リストの確保を行う。	<input type="checkbox"/>
		②実態調査対象の分担を行う。	<input type="checkbox"/>
		③各世帯内容を把握する。	<input type="checkbox"/>
		④世帯別に必要と想定される各援護、応急施策の整備状況調査を行う。	<input type="checkbox"/>
		⑤支給方法の検討を行う。	<input type="checkbox"/>
		⑥新たな保護申請者の受付体制を検討する。	<input type="checkbox"/>
貸付審査事務処理手段貸付方法	各総合支所生活支援課	①非常事態における申請手続を検討する。	<input type="checkbox"/>
		②区組織のマヒを想定した手処理による審査決定手続きを検討する。	<input type="checkbox"/>
		③金融機関のマヒを想定した受付体制及び現金貸付手続きを検討する。	<input type="checkbox"/>

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 生活保護制度等の周知	1か月～	保健福祉部生活福祉担当課 各総合支所生活支援課	震災後の生活の変化により生活保護の対象になる可能性の高い応急仮設住宅入居者や独居高齢者等を中心に、生活保護制度や福祉施策のパンフレットを配布し、生活保護制度を含む支援策の周知に努める。
2 被保護者の実態調査及び要保護者の発見と保護の実施	～2ヶ月	各総合支所生活支援課	<p>①ケースワーカー等による個別訪問を実施して状況調査を行う。</p> <p>②被保護者の状況に応じた適切な対応を行う。</p> <p>③区民、民生委員、あんしんすこやかセンター等関係機関からの情報提供に基づき実態調査を行い個別に相談に応じる。</p> <p>④保護が必要と判断されるケースは迅速に手続きをとる。</p> <p>⑤関係機関と連携をとり、住居、医療等適切な対応につなげる。</p>

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

3 審査・貸付	2週間～	各総合支所 生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は、低所得者から被災の程度や当面の生活手段等の生活状況をできる限り詳細に聞き取る。 ・相談内容から他の所管や都・国の機関の制度を活用したほうが適当と考えられる場合は、しくみを紹介するとともに必要に応じ連絡を図る。 ・他制度を利用しても、なお生活資金が不足する場合は、応急小口資金及び母子・父子応急小口資金の手続きを迅速に行い適切な対応を行う。
---------	------	----------------	---

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局生活福祉部保護課
支援内容	①区市町村からの報告に基づき、被災の実態に即した保護の適用を指導 ②必要に応じて、東京都民生児童委員連合会等関係団体や関係機関等に働きかけを行い、民生委員、保健師、ケースワーカーの連携が図られるよう支援

(6) 租税の減免等

策定担当部課	財務部課税課、納税課、保健福祉部国保・年金課、保険料収納課、子ども・若者部保育認定・調整課、高齢福祉部介護保険課
マニュアルの概要・目的	被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。 介護保険については、利用者負担額についても同様の取り扱いとする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 特別区税の納税緩和措置	発災後	財務部 課税課、納税課	①期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと条例の定めるところにより、当該期限を延長する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 ・その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。 ②徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。 ③滞納処分の執行の停止等 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止及び換価の猶予等

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第1 福祉
4. 生活支援対策

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
			適切な措置を講ずる。 ④減免 被災した納税義務者に対し、該当する各税目（納期限までに申請があったもの）について次により減免を行う。 ・特別区民税（都民税個人分を含む）：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 ・軽自動車税：被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。
2 国民健康保険料の減免	発災後	保健福祉部 国保・年金課 保険料収納課	①減免 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。 ②徴収猶予 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予する。
3 国民年金保険料の免除	発災後	保健福祉部 国保・年金課	被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に被害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所に報告し、免除の認定をする。
4 保育所措置費徴収金の減額	発災後	子ども・若者部 保育認定・調整課	災害により、住宅又は家財に損失を受けた場合は、申請に基づき、内容審査のうえ、減額の認定をする。
5 介護保険料、利用者負担額の減免等	発災後	高齢福祉部 介護保険課	災害により著しい損害を受けた場合、条例の規定により、保険料、利用者負担額を徴収猶予、減免する。

◆本項目における検討課題	◆関連する物品・データ・様式等

◆都との連携（都による支援）	
担当課	
支援内容	

第2 保健

1. 保健対策

(1) メンタルヘルスケア①

策定担当部課	世田谷保健所健康推進課
マニュアルの概要・目的	被災のために大切なものを失ったり、災害時の恐怖体験により、こころの傷(心的外傷後ストレス障害=PTSD)を負うことがある。また、避難所等の慣れない生活からもストレスを生じやすい。適切な時期・場所において保健師等の専門職による相談等を行い、精神的な支援によって心身の変調の軽減を図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
関係所管との連絡体制	世田谷保健所 健康企画課 健康推進課	関係所管との連絡体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 相談窓口の設置	3日～	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 各総合支所健康づくり課に健康相談窓口を置く。 (災害時保健師活動ノートで対応)
2 巡回相談(避難所)	7日目～	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 各避難所を巡回し、被災者の健康相談を行う。(健康管理マニュアルで対応) 避難所住民に周知し、ストレス軽減のための相談やケアが必要な人を紹介することができるようにする。 ・要配慮者(寝たきり者、障害児者、高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども)への対応の漏れがないか確認する。(関係部所と調整しながら行う)
<PTSD対策> 3 こころのケアの理解啓発教育 4 語らいの場を設ける	2～3週間	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスに関する正しい情報を提供する。 メンタルヘルスの専門チームを組み優先度の高い避難所から巡回・相談を行う。 避難住民同士で語り合う場、自助グループを作るよう援助する。
5 家庭訪問	1か月～	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 睡眠障害、アルコール依存、急性ストレス障害など避難所ごとに状況を把握し、課題を整理して個別または避難所ごとに、訪問により対応する。 通常診療が可能な医療機関等へ移行を紹介する。
6 個人・グループ面接 7 PTSDの普及・啓発 8 支援者のメンタルヘルスの維持	数か月～ (PTSDが生じ、対応が必要な時期)	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 予防的支援として相談を継続し、必要な情報提供も行っていく。PTSDの兆候があった場合は専門相談の利用ができるようDPAT等との連携を図る。 体験の共有や心的緊張の軽減を図るためにグループ面接を取り入れる。 パンフレットの配布、講演会の開催、ミーティング等でPTSDや自助グループの正しい知識の情報提供をする。 早期から支援を継続する職員から、適切な休養が取れるよう、休息時間の確認等を周知する。適切な相談ができる体制を整える。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 保健
1. 保健対策

序章
震災復興マニュアル
について

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
※応援職員等の振り分け	災害後概ね4日目以降	世田谷保健所 健康企画課 健康推進課	・他区市の応援職員の受け入れ体制を整備する。 ・DPAT 派遣申請を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課①～③、関係機関④、教育庁教育相談センター⑤
支援内容	①精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を実施 ②巡回精神相談チームを編成し被災住民に対する相談体制を確立 ③精神保健医療に関する指揮命令及び連絡・調整は、福祉保健局長が定める者が実施 ④メンタルヘルスケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者、専門家等、救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことから、これらの人々に対するメンタルヘルスケアの実施についても検討 ⑤学校活動の円滑な再開に向け、職員等を派遣し、児童・生徒の心のケアを支援

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

(2) メンタルヘルスケア②

策定担当部課	世田谷保健所健康推進課
マニュアルの概要・目的	交通機関のマヒや医療機関閉鎖等により、通院治療中の精神障害者の治療の継続が危ぶまれる。適切な時期・場所で相談、治療(継続)が行えるようにする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
関係所管との連絡体制	世田谷保健所 健康企画課 健康推進課	関係所管との連絡体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 精神保健医療情報の収集と一元管理	3日～通常業務に戻るまで	世田谷保健所 健康企画課 健康推進課	・区内病院、診療所の被害状況、診療機能などの情報を収集する。 ・支所健康づくり課等へ情報提供し、相談に役立てる。
2 フォローケースの状況把握	3日～通常業務に戻るまで	各総合支所 健康づくり課 世田谷保健所 健康推進課	・地区台帳を元に、ケースの被災状況を把握し、不安等の解消にあたる。 ・保健所は、各総合支所のフォロー状況等を把握し、必要に応じサポートする。
3 相談窓口設置	3日～通常業務に戻るまで	各総合支所 健康づくり課	・通院中の医療機関に受診できない患者の相談を受け、最寄りの医療機関を紹介する。 ・DPATにつなぐことにより、必要な診療や、薬の処方をする。 ・また、精神医療を要する一般被災者の相談や診療を行う。
4 巡回相談(避難所生活者)	7日～通常業務に戻るまで	各総合支所 健康づくり課	・避難所等の一般被災者や精神障害者の相談を行う。
5 家庭訪問等(要支援者)	1か月～通常業務に戻るまで	各総合支所 健康づくり課	・在宅や仮設住宅居住者の精神障害者への支援を行う。

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

※応援職員等の振り分けについてはメンタルヘルス①に同じ

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課①～③
支援内容	①精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を実施 ②巡回精神相談チームを編成し被災住民に対する相談体制を確立 ③精神保健医療に関する指揮命令及び連絡・調整は、福祉保健局長が定める者が実施

(3) 健康管理

策定担当部課	世田谷保健所健康推進課、感染症対策課、各総合支所健康づくり課
マニュアルの概要・目的	被災により心身の変調をおこしやすい。このため区民の健康チェックや健康相談を行い、心身の安定を図る。治療の必要な区民に対しては医療に結びつける。また、以前より保健師がかかわっているケースについては訪問等を行い、心身のケアを行う（結核・精神・難病・高齢者・母子等）。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
実施体制の整備	世田谷保健所健康推進課	実施体制の整備（巡回支援チームの整備等）。	<input type="checkbox"/>
巡回相談、家庭訪問の準備	世田谷保健所健康推進課 感染症対策課 各総合支所保健福祉課 健康づくり課	相談者名簿、健康相談票の作成を行う。 ・在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成・更新等の実施。 ・地区別要支援者リストの作成管理。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 相談窓口の設置	3日～	世田谷保健所健康推進課 各総合支所健康づくり課	各総合支所健康づくり課に健康相談窓口を置く。（区民に周知する）
2 巡回相談（避難所生活者）	3日～	世田谷保健所健康推進課 各総合支所健康づくり課	①各避難所を巡回し、被災者の健康相談を行う。（栄養士、歯科衛生士、保健師等） ②区職員だけで保健活動を担うことが困難な場合は、都に他縣市等からの保健師等の派遣を要請する。
3 家庭訪問（自宅生活者及び仮設住宅居住者）	7日～	世田谷保健所健康推進課 各総合支所健康づくり課	以前より保健師が関わっているケースで前記1.2でフォローできないケースや被災後必要なケースについては訪問して健康状況・ニーズの把握に努める。
4 福祉・医療との連携	2～3週間～	世田谷保健所健康推進課 感染症対策課 各総合支所保健福祉課 健康づくり課	①前記1.2.3で福祉・医療に繋げる必要のあるものはJMATへつなげ診察依頼するか診療可能な医療機関を紹介する。 ②医療機関に受診中の者については、継続できるように対応する。 ※各相談においては被災者の話にでき得る限り耳を傾ける。被災者に接し話しを聞いてあげることがこころのケアにつながる。 ③在宅人工呼吸器使用者については、個別支援計画を基に支援を行う。

第2 保健
1. 保健対策

序章
震災復興マニュアル
について

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
5 通常事業の再開	4週間～	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	各種健診・相談の早期再開に向け取り組む。

◆本項目における検討課題	◆関連する物品・データ・様式等
災害地域本部との情報連絡体制の構築	

第1章
震災復興の基本的な
考え方

◆都との連携（都による支援）	
担当課	福祉保健局保健政策部保健政策課
支援内容	①保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を実施 ②区市町村からの要請に基づき、被災地外区市町村や他県市に、保健活動班の派遣を要請 ③区市町村と協力して、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を支援 ④区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援 ⑤避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援

第2章
震災復興体制の構築

(4) 健康診査事業の開始

策定担当部課	各総合支所健康づくり課
マニュアルの概要・目的	健康診査事業のうち特に速やかに復旧をしなければいけない業務について、手順を明らかにし、区民の健康の保持に努める。

第3章
都市の復興

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
医師・看護師の確保	各総合支所 健康づくり課	従事医師及び看護師を確保する。	□

第4章
住宅の復興

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 乳児健診（3～4か月児健診）事業の再開	被災後4週間～	各総合支所 健康づくり課	①健診対象者の把握（名簿作成） ②健診場所・従事職員・必要物品を確保する（医師会・歯科医師会との調整、看護師確保）。 ③対象者への通知 ④健診を実施 ⑤通常の日程サイクルに戻るまで上記を繰り返す。
2 3歳児健診事業の再開			
3 1歳6か月児歯科健診の再開	被災後2か月～		
4 乳幼児健診経過観察の再開			
5 医療機関への委託による健康診査の実施 ①6か月、9か月、1歳6か月内科健診 ②妊婦健康診査	被災後3か月～	世田谷保健所 健康推進課	①健診対象者の把握 ②対応可能な医療機関の把握・情報収集と情報提供 ③受診券の再発行もしくは代替案の提示 ④受診結果の把握 ⑤費用の支払い

第5章
くらしの復興

◆本項目における検討課題	◆関連する物品・データ・様式等
通常業務への移行や、委託による健康診査再開の指針の共有（医師会）	各健診の受診券（都連携分と区単独分がある）

第6章
産業の復興

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局母子保健課
支援内容	①都内の稼動医療機関情報の集約・提供 ②母子保健事業に関する資料・物品の支給 ③分娩取り扱い医療機関への搬送支援

(5) 食生活への支援

策定担当部課	世田谷保健所健康推進課
マニュアルの概要・目的	可能な範囲で栄養的に配慮された食品配布が行われるように助言する。 避難所の食事支援者のサポートの体制づくりをする。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時の食生活マニュアルの作成	世田谷保健所 健康推進課	災害時発生時からの食支援に対する体制および動きについて	<input type="checkbox"/>
在宅栄養士会等との行動マニュアルの作成		在宅栄養士の仕事と配置内容について	<input type="checkbox"/>
給食施設データの確保と協力施設との事前協議		給食データの管理	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 栄養管理が必要な被災者に対する支援	避難所開設後	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	通常の備蓄食品では適正な栄養の確保が困難な対象者に栄養的配慮がなされた食品配布ができるよう、担当部課へ助言する。
2 炊きだしへの支援	ライフライン復旧以降 (被災後4日目～)	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	炊きだしを実施する場合の献立内容の調整や実施場所の助言を行う。
3 巡回栄養相談	避難所開設後(4日目以降)	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	在宅栄養士の協力を得て巡回栄養相談チームを編成し避難所で相談を行う。 区職員と在宅栄養士だけで栄養相談活動を担うことが困難な場合は、日本栄養士会に他県都市等からの栄養士の派遣を要請する。
4 集団給食施設との連携	ライフライン復旧以降	世田谷保健所 健康推進課 各総合支所 健康づくり課	調理施設や調理技術について協力を得て被災者の食生活支援を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	福祉保健局保健政策部保健政策課
支援内容	①支援物資の調整 ②栄養士派遣の調整

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 保健
1. 保健対策

(6) 細菌・化学検査の実施

策定担当部課	世田谷保健所健康企画課
マニュアルの概要・目的	災害時及び復興期に衛生指導班*と連携し、必要に応じて腸内細菌検査、水や食品の細菌・化学検査を実施する。その内容や処理手順を具体的に明らかにする。 ※衛生指導班……災害時に感染症予防のための広報及び健康指導等を行うため、医師、保健師、保健衛生監視、食品衛生監視、事務の中から1班2名体制で編成される。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 検査施設・機器類復旧整備、試薬器具等準備	発災後	世田谷保健所健康企画課	衛生指導班と調整を行いながら、検査施設・機器類の復旧整備、試薬器具等の準備を行う。
2 検査需要の調査	発災後		衛生指導班と調整を行いながら、検査需要の調査を行う。
3 検査実施	発災後		腸内細菌検査、水や食品の細菌・化学検査を実施する。
4 検査結果の提供	発災後		検査結果を提供する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

(7) 防疫対策

策定担当部課	世田谷保健所感染症対策課
マニュアルの概要・目的	ライフラインの停止により、水、電気、ガスの供給が断たれ保健衛生環境が劣悪となり、感染症の発生、蔓延が懸念されるため、発生防止や発生時の対策を講ずる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
薬品の選定及び調達方法の検討	世田谷保健所感染症対策課	災害発生時の手洗いの指導方法について検討しておく。	<input type="checkbox"/>
マニュアルの検証	世田谷保健所感染症対策課	感染症マニュアル・健康危機管理マニュアルの実用性について検討・確認しておく。	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 感染症予防の保健指導(手洗いと咳エチケット)	発災後～ライフライン復旧まで	世田谷保健所感染症対策課(生活保健課)各総合支所健康づくり課	①避難所等で集団生活をしている住民の健康調査を行う。(聞き取り、健康チェック) ②排泄後、食事前の手洗い及び咳エチケットの指導を行う。(ウェルパス等の使用)
2 状況調査	復旧後	世田谷保健所感染症対策課(生活保健課)各総合支所	集団生活での感染症の蔓延の恐れの調査を行う。

序章
震災復興マニュアルについて

第1章
震災復興の基本的な考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
		健康づくり課	
3 感染症発生時の対応	感染症発生時	世田谷保健所 感染症対策課 (生活保健課) 各総合支所 健康づくり課	・サーベイランス体制の構築 各総合支所、地域の医療機関からの情報収集と地域への還元を定期的に行う。 ※感染症マニュアルに準じて行う。 状況により健康危機管理マニュアルに準じて行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

支所と本庁職員との役割分担	アルコール、次亜塩素酸、サージカルマスク、手袋、N95マスク、ペーパータオル
---------------	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課・感染症対策課
支援内容	①区市町村から防疫に関する協力の要請があった場合又はその他必要と認める場合は、区市町村と調整し、活動支援や指導を実施 ②防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会、都薬剤師会等に協力を要請 ③状況に応じて、防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成・出動 ④区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を実施 ⑤感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を支援

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

2. 生活環境の整備

(1) 公衆浴場の営業等に関する情報提供と再建支援

策定担当部課	産業政策部商業課、世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	発災直後から復旧期にかけては、被災者等の入浴が困難である事態が発生する。このため、公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報提供を行う。 早期営業再開可能な公衆浴場に対し、衛生管理指導、営業に関する相談等により、再開支援を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 公衆浴場の営業状況の把握と情報提供	～1か月程度	産業政策部商業課	①公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報を提供する。
2 公衆浴場の再開支援	1か月～	①世田谷保健所生活保健課 ②産業政策部商業課	①再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。 ②被災した公衆浴場に対しては災害応急資金等を活用し、営業再開を支援する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課③、生活文化局消費生活部生活安全課① 産業労働局金融部金融課②、水道局サービス推進部②
支援内容	①保健所、公衆浴場業生活衛生同業組合と協力して公衆浴場の営業状況を把握し、都民に対して情報を提供 ②被災した公衆浴場に対しては、給水・重油の確保あるいは融資等により営業再開を支援 ③再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援

(2) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	復旧期において、被災者の衛生の確保等から、生活衛生営業(理・美容所、クリーニング所及び飲食店等)を行う施設の利用の要望が発生すると予想される。このため、営業状況を把握し、住民に対し情報提供を行う。 また、仮設営業等、早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、衛生指導等相談を通じて再開支援を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 営業状況の把握と情報提供	おおむね1週間～	世田谷保健所生活保健課	各生活衛生同業組合と協力して理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、住民に対して情報提供する。
2 再開支援	1週間～		理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可・融資等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
支援内容	①保健所及び各生活衛生同業組合と協力して理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、都民に対して情報を提供 ②理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可・融資等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援

(3) 食品の安全供給及び食品取扱施設の衛生指導

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	食品提供施設に係わる被災現状把握と当該関係施設の再建指導及び住民への食品衛生啓発事業の推進に基づき、食品衛生事故を防止する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
食中毒予防の啓発準備	世田谷保健所生活保健課	避難所等での食中毒予防啓発物原稿の作成	<input type="checkbox"/>
区民への啓発活動	世田谷保健所生活保健課	区民に対して、防災時の食品衛生知識等の普及啓発を行う	<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 避難所等での食料安全確認	発災後数日	世田谷保健所生活保健課	食料等の安全チェックを各施設管理者にチェックリストに基づき点検を要請する。
2 食品取扱施設の被災状況把握	1～2週間	世田谷保健所生活保健課	食品衛生監視員を2名1班として、現地確認する。
3 食品取扱施設の提供指導	1～2週間	世田谷保健所生活保健課	食中毒予防に基づいた提供方法を具体的に指導する。
4 食品取扱施設の衛生基準指導許可申請に伴う検査、許可書の交付	1か月以内	世田谷保健所生活保健課	各施設監視に伴い、衛生指導と手続指導を行う。
5 住民からの相談窓口の開設	発災後から数週間	世田谷保健所生活保健課	食品に係わる諸相談を避難所及び巡回時に把握、相談窓口を一カ所開設し対応する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部食品監視課
支援内容	①発災直後には、食品衛生指導班を編成し、区市町村と連携を図りながら食品の安全を確保 ②区市町村からの要請に応じ、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を実施

(4) 水の安全供給及び環境衛生施設の衛生指導

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	被災地域や救護所等における飲料水・浴場施設等の安全を確保するとともに、避難住民の健康を保持する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
災害時に備えた備蓄	世田谷保健所	検査試験薬（消毒薬の検出用）、消毒薬の備蓄を	<input type="checkbox"/>

序
章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 保健

2. 生活環境の整備

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
	生活保健課	行う。	
区民向け広報の準備	世田谷保健所 生活保健課	災害時に備え、家庭でできる水道水の保存方法等、区民向けリーフレットやパネルの作成を行う。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 避難所等での飲料水の安全確認	1 週間	世田谷保健所 生活保健課	水道施設復旧までの間、飲み水の安全確保を図るため、保健衛生監視を中心に受水槽の残留塩素濃度の測定および消毒薬による消毒を実施する。
2 環境衛生施設の被害確認班	2～3 週間	世田谷保健所 生活保健課	公衆浴場等の被災・復旧状況の確認、利用の可否等の情報収集を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
支援内容	①発災直後には、食品衛生指導班を編成し、区市町村と連携を図りながら飲料水の安全を確保 ②区市町村からの要請に応じ、消毒薬の配布を実施

(5) 動物愛護

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	震災の発生により、避難所への避難に際し、飼養動物を同行することや、飼養されている動物が逸走・放し飼い状態となるなどの事態が予測される。このため、都や関係機関との連携のもと、避難所における動物の適正飼養や逸走・負傷動物の適切な救護を行う必要がある。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 都、関係団体等への協力	発災後～	世田谷保健所 生活保健課	被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
支援内容	①関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置及び動物救護活動 ②都は、関係部局及び区市町村への情報提供を行うほか、動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」を編成し、動物の保護、避難所での適正飼養の支援、「動物救援本部」への応援等を実施 ③人に危害を与える恐れのある特定動物の逸走通報があった場合、関係機関と連携して適切に対応

第3 医療

1. 地域医療の再建

(1) 診療可能医療機関の把握及び区民への広報

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	災害の種類、状況により診療可能医療機関を把握し、区民が適切な医療を受けられるよう広報を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
診療可能医療機関把握のための準備	世田谷保健所生活保健課	被害状況等の調査帳票の作成を行う。	<input type="checkbox"/>
		白地図を準備する。	<input type="checkbox"/>
広報準備	世田谷保健所健康企画課	広報広聴課との連携を推進する。	<input type="checkbox"/>

※医療救護所、東京都災害時後方医療施設に関する情報については、保健福祉部および世田谷保健所健康企画課が実施。

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 診療可能医療機関の把握	発災後～	世田谷保健所生活保健課	東京都、地区医師会などから情報を収集するとともに診療所、歯科診療所の実態把握に努める。 ・区内医療機関との連携による情報収集と提供（在宅医療、産院ほか）を行う。
2 広報等	発災後～	世田谷保健所健康企画課	広報・広聴との連絡調整 ・区のホームページ等による情報発信を行う。
3 診療所の再建に係る届出・許可・監視相談	1か月以内	世田谷保健所生活保健課	診療所の再建に係る届出・許可・監視相談を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	福祉保健局医療政策部
支援内容	①把握すべき医療機関の再開情報の事項について決定 ②区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、再開情報を一元的に収集する体制を確立（役割分担は、東京都地域防災計画及び災害時医療救護活動ガイドラインに準じる） ③収集した医療機関の再開情報を区市町村へ伝達 ④東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、医療機関の再開状況の問い合わせに電話等により対応

(2) 医薬品の販売可能薬局、薬店の把握

策定担当部課	世田谷保健所生活保健課
マニュアルの概要・目的	災害の種類、状況により医薬品の販売可能な薬局、薬店を把握し、区民が適切にセルフメディケーションを行えるよう情報の収集提供を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
医薬品販売可能な薬局等把握のための準備	世田谷保健所生活保健課	①店舗被害状況等の調査帳票を作成する。	<input type="checkbox"/>
		②白地図を準備する。	<input type="checkbox"/>
広報準備	世田谷保健所	広報広聴課との連携を推進する。	<input type="checkbox"/>

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第3 医療

1. 地域医療の再建

序章 震災復興マニュアル
 第1章 震災復興の基本的な考え方
 第2章 震災復興体制の構築
 第3章 都市の復興
 第4章 住宅の復興
 第5章 ぐらしの復興
 第6章 産業の復興

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
	生活保健課		

※医療救護所、医薬品・医療用資器材の確保、情報把握等については、保健福祉部および世田谷保健所健康企画課が実施する。

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 医薬品販売可能薬局等の把握	発災後～	世田谷保健所 生活保健課	東京都、地区薬剤師会などから情報を収集するとともに薬局等の実態把握に努める。
2 広報等	発災後～	世田谷保健所 健康企画課	広報・広聴との連絡調整 ・区のホームページ等による情報発信を行う。
3 薬局、医薬品販売業の再建に係る許可監視・相談	1か月以内	世田谷保健所 生活保健課	薬局、医薬品販売業（薬店）の再建に係る許可監視・相談を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

第4 その他

1. ごみ等の処理

(1) ごみ等の処理

策定担当部課	清掃・リサイクル部事業課、清掃事務所
マニュアルの概要・目的	被災時には、道路や清掃事務所、清掃工場などの清掃事業関連施設も被災し、ごみの収集・処理能力・処理効率が著しく低下することが予想される。また、区民等が自宅から避難所に参集し、ごみが排出される場所、発生量、ごみの種類も通常とは大きく異なることとなる。 また、断水や下水道機能の損壊により、水洗トイレが使用不能となった場合のし尿の処理も必要となる。 多くの区民が参集することが予想される避難所や避難所への避難を要しない在宅被災者から排出されるごみ等を円滑かつ迅速に処理するために、他の部署や関係機関と連携を図り区民の健康と衛生的な環境の確保を保持及び生活復興を実現するための体制を確保していく。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 情報収集	発災後	清掃・リサイクル部 事業課 清掃事務所	①清掃事務所の施設及び機材（車両）等の被害状況を確認する。 ②区内道路、ガソリン・軽油給油施設などの被害状況を把握する。 ③清掃工場、し尿搬入施設、中継所、清掃関連施設等の被害状況を把握する。
2 処理体制の検討	1～3日		①避難所の参集状況、上下水道・トイレの使用、破損状況を確認する。 ②道路の破損・啓開状況、関連施設の被害状況からし尿収集、避難所・一般家庭からのごみ収集の開始可能時期、清掃事務所の収集・運搬体制を推測する。 ③協定に基づきし尿処理及びごみ収集の関係団体に協力を要請するとともに、関係団体の処理能力を把握する。 ④必要に応じて、東京都を通じて他自治体への人員・機材の派遣を要請する。
3 臨時的処理体制の整備	～2週間程度		①一般家庭（避難所に参集していない区民等）からごみ収集を行う際の臨時ごみ集積所の設置場所を決定する。 ②臨時的に収集する場合の対象ごみの範囲、収集方法等を決定する。 ③道路の啓開、関連施設の復旧状況に合わせた臨時的なごみ・し尿の収集・運搬体制等を決定する。
4 臨時のごみ・し尿処理の実施	～1か月程度		①道路の啓開・関連施設の復旧状況に合わせて臨時的なごみ・し尿の収集・運搬を段階的に実施する。 ②避難所の参集状況、道路の啓開・関連施設の復旧状況に合わせて、ごみ・し尿の収集・運搬を実施する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第4 その他
2. 応急仮設住宅支援事業

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

2. 応急仮設住宅支援事業

(1) 応急仮設住宅支援員による被災者支援

策定担当部課	産業政策部工業・雇用促進課
マニュアルの概要・目的	区は、国の緊急雇用創出基金事業を活用して被災求職者を雇用するなどして、応急仮設住宅の見回り・見守り活動、支援物資配布、ボランティア等との調整、管理人業務、コミュニティ活動支援等の応急仮設住宅支援事業の実施を検討する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 応急仮設住宅支援員の確保	入居後～	産業政策部 工業・雇用促進課	① 国の緊急雇用創出事業の一事業として「震災等緊急雇用対応事業」等を活用して被災求職者の雇用を検討する。 ② 必要に応じて、社会福祉協議会、地元のNPO法人、民間の生活サービス事業者、人材派遣会社等への委託事業も検討する。
2 応急仮設住宅支援事業の実施	入居後～	産業政策部 工業・雇用促進課	応急仮設住宅に「応急仮設住宅支援員」の配置し、応急仮設住宅の見回り・見守り活動、支援物資配布、ボランティア等との調整、管理人業務、コミュニティ活動支援等を行う。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

3. 防犯対策

(1) 防犯対策

策定担当部課	危機管理室危機管理担当課
マニュアルの概要・目的	区民が避難所に避難することなどによって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、応急復旧期に引き続き、町会・自治会等との協力のもと防犯パトロールなどの対策を講じる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
関係機関への協力依頼	危機管理室 危機管理担当課	震災後の防犯対策について、警察等の関係機関、団体との事前協議の協力依頼	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 防犯対策の実施	発災後～	危機管理室 危機管理担当課	① 被害の大きい地区を中心に、警察や地元の町会・自治会等と連携した防犯パトロールを実施する。 ② 区民に犯罪についての注意を呼びかける。
2 仮設住宅における防犯対策の実施	仮設住宅設置後	危機管理室 危機管理担当課	仮設住宅がまとまって立地する地区において、防犯対策を実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

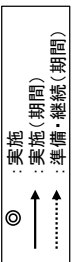
◆都との連携（都による支援）

担当課	
支援内容	

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

第6章 産業の復興

■震災復興体制の構築のながれ



第6章 産業の復興

項目	震災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～6か月	6か月以降
第1 産業復興方針の策定									
1. 産業復興計画の策定									
(1) 緊急対応事項選定のための状況報告		被害状況やニーズを把握							
		取組状況の報告							
(2) 産業復興計画原案に対する都への意見及び調整		産業復興計画原案に関する意見の整理及び調整【被災後おおむね5か月以内】							
第2 中小企業施策									
1. 被害状況等の把握									
(1) 都への調査協力及び支援策の検討		産業の被害状況の把握	アンケート調査への協力【現地調査後～(必要に応じて)被災・復旧状況に基づく支援策の検討・実施【被害状況把握後随時】						
(2) 事業再開の支援方針の策定		関連団体との連携による地域産業の再建支援							
2. 一時的な事業スペースの確保支援									
(1) 賃貸型共同事業所の設置・提供に向けた検討体制の整備等		都と連携した検討体制の整備(区が独自設置する場合)	都の要請を受けての現地調査及び報告(候補用地が区所有地の場合)						
(2) 区内の民間事業所情報の収集・提供		区の設置計画の策定に向けた都との調整		都への物件情報の提供	情報データベースを活用した情報提供				
3. 施設の再建のための金融支援									
(1) 障害福祉サービス体制の整備		区の制度融資の取扱指定期間等への資金準備要請							
(2) 介護保険及び高齢者福祉サービス体制の整備					制度の事業主・組合等への周知				
4. 新たな支援制度の検討・創設									
(1) 新たな支援制度の事業主等への周知			【制度創設後】事業主等への周知					
第3 観光施策									
1. 観光施策									
(1) 都への調査協力及び支援策の検討		産業の被害状況の把握	アンケート調査への協力【現地調査後～(必要に応じて)被災・復旧状況に基づく支援策の検討・実施【被害状況把握後随時】						
(2) 情報の発信及び観光復興キャンペーン等の開催								観光復興キャンペーン等の開催【1年～】	都市イメージ回復のための情報発信

項目	発災直後(～3日)	4日～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～3か月	～6ヶ月	6か月以降
第4 農林水産業施策								
1. 農林水産業施策								
(1) 都への調査協力及び支援策の検討	産業の被害状況の把握	アンケート調査への協力【現地調査後～(必要に応じて)被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施【被害状況把握後間時】						
(2) 農業の基盤等の再建	復旧、再建施策の検討・決定 応急工事実施の協議				災害復旧事業計画概要書(査定設計書)の作成 提出【60日以内】			
(3) 農業関係者への支援制度等の周知	事業主等への周知【既往融資制度については発災直後、新たな支援制度については制度創設後～】							
第5 雇用・就業施策								
1. 雇用・就業施策								
(1) 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等	雇用状況の整理・分析							
(2) 関係機関への雇用維持の周知	関係機関への周知徹底							
(3) 離職者の再就職支援の調整	ハローワーク及び関係機関と情報の提供、労働・就職相談、区内中小企業者に対する求人への働きかけ、雇用創出に係る事業への取り組み							
(4) 関係機関への雇用維持の周知	関係機関との連携				関係機関への啓蒙			

第1 産業復興方針の策定

1. 産業復興計画の策定

(1) 緊急対応事項選定のための状況報告

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	<p>震災後に、迅速かつ確に産業復興に取り組むためには、行政が実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割当てを行う必要がある。したがって、都は被災直後に産業労働局内に「産業復興対策委員会」を設置し、最優先で実施すべき「緊急対応事項」を選定する。</p> <p>区では、同委員会における「緊急対応事項」の選定に反映させるため、産業関連の各地域の被害状況やニーズを把握し、取組状況を都産業労働局へ報告する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 被害状況やニーズを把握	被災直後～	産業政策部 商業課	① 各種産業団体との連絡を通じ、被害状況やニーズを把握する。 ② 地域のニーズを把握する。
2 取組状況の報告	被災直後～	産業政策部 商業課	① 各種産業団体を通じ、地域のニーズを集約する。 ② 都産業労働局へ報告する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局総務部
支援内容	<p>①産業復興対策委員会の設置</p> <p>②局の緊急対応事項選定</p> <p>③復興基金による事業実施の検討</p>

(2) 産業復興計画原案に対する都への意見及び調整

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	<p>緊急的対応後の産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、都では、産業復興対策委員会の下に計画策定のための作業部会を設置し、外部専門家から専門的・技術的な助言等も受けながら、産業復興計画の策定を行う。</p> <p>区では、産業復興計画原案に関する都からの意見照会に対し、区市町村の立場での意見を整理し、必要に応じて都と調整する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
産業復興計画原案に関する意見の整理及び調整	発災後おおむね5か月以内	産業政策部 商業課	① 都が策定した産業復興計画原案の内容確認及び庁内意見の集約を行う。 ② 必要に応じて都と調整する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

序章 震災復興マニュアル
 第1章 震災復興の基本的な考え方
 第2章 震災復興体制の構築
 第3章 都市の復興
 第4章 住宅の復興
 第5章 暮らしの復興
 第6章 産業の復興

第1 産業復興方針の策定

1. 産業復興計画の策定

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局各部
支援内容	①計画策定体制の整備（被災後おおむね1か月以内） ②計画原案の策定（被災後おおむね4か月以内） ③計画原案の発表及び都民からの意見集約（原案策定後1か月程度） ④計画原案の区市町村への意見照会及び調整（原案策定後1か月程度） ⑤計画の策定及び発表（原案策定後2か月程度）

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 中小企業施策

1. 被害状況等の把握

(1) 都への調査協力及び支援策の検討

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	<p>都は関係団体や区市町村等を通じて調査を実施し、被害状況を把握する。特に被害が甚大な地域については、現地調査やアンケート調査を実施する。</p> <p>区は、都が現地調査を実施するに当たり編成される現地調査班に対し、情報提供等の協力を行う。また、都がアンケート調査を実施する場合は、調査に協力する。</p> <p>現地調査実施後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
緊急連絡体制の整備	産業政策部 商業課 工業・雇用促進課	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討する。また、都が作成した「現地調査に関する実施方針」の周知を図る。(資料 5-1~3 参照)	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 産業の被害状況の把握	被災後3日以降に着手	産業政策部 商業課	都が区に対して、被害状況を把握するための調査を依頼する場合は、調査に協力する。
2 アンケート調査への協力	現地調査後～(必要に応じて)	工業・雇用促進課	都が区市町村に対して、被害・復旧状況に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力し、被害状況や復旧状況の報告を行うほか、復旧・復興に関する意見・要望等を伝える。
3 被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施	被害状況把握後随時		①都から被害・復旧状況分析データを入手する。 ②基礎データとして活用し、新規支援策を立案・実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	産業労働局総務部③、産業労働局商工部①②、産業労働局金融部①②
支援内容	<p>①都内産業の被害状況の把握</p> <p>②定期的な事業所被害・復旧状況調査</p> <p>③被害・復旧状況の整理・分析結果の情報提供</p>

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 中小企業施策
1. 被害状況等の把握

(2) 事業再開の支援方針の策定

序章
震災復興マニュアル
について

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	被災状況に応じた支援方針を策定し、区内中小企業等の事業復興を支援する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 関連団体との連携による地域産業の再建支援	発災直後～	産業政策部 商業課 工業・雇用促進課	東京都から取引状況の分析結果を入手し、東京都、産業復興公社、産業団体等と連携し、区内事業所等の事業復興に対する支援方針を策定する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局商工部（(公財) 中小企業復興公社）
支援内容	① 定期的な取引状況調査 ② 取引状況の整理・分析及び区市町村への配付

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

2. 一時的な事業スペースの確保支援

(1) 賃貸型共同事業所の設置・提供に向けた検討体制の整備等

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	被災後、事業主の自立再建を支援するために都が共同仮設工場・店舗を設置するに当たり、用地が区所有地の場合には、都の要請により現地調査及び報告を行う。 区が独自に設置する場合には、都と連携した検討体制を整備する。 区の設置計画の策定においては、消費者利便の観点から仮設住宅地内での店舗の設置等について都と調整を図る。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 都と連携した検討体制の整備(区が独自設置する場合)	被災後1週間以内	産業政策部 商業課 工業・雇用促進課	①独自に設置することを決定する。 ②都と調整し、検討組織の構成機関を選定する。 ③都及び構成機関で検討組織を設置する。
2 都の要請を受けての現地調査及び報告(候補用地が区所有地の場合)	被災後1週間以内		①都の要請を受理する。 ②調査員の選定をする。 ③現地調査を実施する。 ④調査内容の報告をする。
3 区の設置計画の策定に向けた都との調整	被災後2週間以内		①都の設置計画提案を受理する。 ②候補地の状況を確認する。 ③仮設住宅地内での店舗の設置に向け調整をする。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査シート(資料5-4参照) ・設置計画フレーム案(資料5-5参照) ・入居企業名簿様式案(資料5-6参照)
--	---

◆都との連携(都による支援)

担当課	産業労働局商工部
支援内容	①設置計画策定における国(経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構等)との協議 ②必要となる用地の確保 ③設置計画の策定 ④設置計画に基づいた賃貸型共同仮設工場・店舗を設置 ⑤入居企業の募集・選考・管理

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第2 中小企業施策

2. 一時的な事業スペースの確保支援

(2) 域内の民間事業所情報の収集・提供

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対し、民間の貸し工場・店舗に関する情報を提供する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 都への物件情報の提供	被災後 1 週間～	産業政策部 商業課 工業・雇用促進課	①都から物件情報の提供依頼を受理する。 ②地域内の民間貸し工場・店舗情報の調査・取りまとめを行う。 ③都産業労働局へ情報提供を行う。
2 情報データベースを活用した情報提供	被災後 2 週間～		①都で整理された物件情報を受理する。 ②受理した物件情報を被災事業主へ提供する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

	物件情報リストの様式 (資料 5-7 参照)
--	------------------------

◆都との連携 (都による支援)

担当課	産業労働局商工部
支援内容	物件情報の収集・提供

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章
震災復興マニュアル
第1章
震災復興の基本的な考え方
第2章
震災復興体制の構築
第3章
都市の復興
第4章
住宅の復興
第5章
くらしの復興
第6章
産業の復興

3. 施設の再建のための金融支援

(1) 資金需要の把握と関係機関への要請

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	被害が甚大である場合、預貯金の払戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を制度融資取扱指定金融機関等に要請する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
区の制度融資の取扱指定金融機関等への資金準備要請	被災後1週間以内	産業政策部 商業課	①都から指定金融機関等への資金準備要請を受理する。 ②区の制度融資の取扱指定金融機関等に対し、需要増が見込まれる貸付資金の準備を要請する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局金融部
支援内容	① 被害状況調査の結果等による資金需要の予測 ② 資金需要の予測に基づく関係機関等への資金準備要請

(2) 既往融資制度の事業主・組合等への周知

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	被災した事業所の速やかな再建を図るため、都や区市町村等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
制度の事業主・組合等への周知	被災後2週間～その後随時	産業政策部 商業課	①都や取扱指定金融機関等の関係機関と連携し、情報を提供する。 ②区窓口でのリーフレット等の配付

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局金融部
支援内容	①関係機関に対する説明会の開催 ②制度融資のリーフレット等の作成、配布

4. 新たな支援制度の検討・創設

(1) 新たな支援制度の事業主等への周知

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	被災の状況に応じて、都が既存支援制度の拡充や新たな支援制度を創設する場合には、速やかに事業主・被災者等へ制度の趣旨と内容等を周知する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
事業主等への周知	制度創設後	産業政策部 商業課	①都から新たな支援制度についての情報を入手する。 ②関係団体を通じ、事業主等へ新たな支援制度についての情報を提供する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局総務部④、産業労働局商工部①②③④、産業労働局金融部①②③④
支援内容	①新たな支援制度の検討 ②新たな支援制度等の内容の検討・決定 ③事務処理体制の整備 ④マスコミや業界団体を通じ、事業主・被災者等へ新たな支援制度を周知

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第3 観光施策

1. 観光施策

(1) 都への調査協力及び支援策の検討

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	<p>都は区や観光団体等を通じて調査を実施し、被害状況を把握する。特に被害が甚大な地域については、現地調査やアンケート調査を実施する。</p> <p>区は、都が現地調査を実施するに当たり編成される現地調査班に対し、情報提供等の協力を行う。また、都がアンケート調査を実施する場合は、調査に協力する。</p> <p>現地調査実施後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
緊急連絡体制の整備	産業政策部 商業課	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討する。また、都が作成した「現地調査に関する実施方針」の周知を図る。(資料5-1～3参照)	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 産業の被害状況の把握	被災後3日以降に着手	産業政策部 商業課	都が区に対して、被害状況を把握するための調査を依頼する場合は、調査に協力する。
2 アンケート調査への協力	現地調査後～(必要に応じて)		都が区に対して、被害・復旧状況に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力し、被害状況や復旧状況の報告を行うほか、復旧・復興に関する意見・要望等を伝える。
3 被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施	被害状況把握後随時		① 都から被害・復旧状況分析データを入手する。 ② 基礎データとして活用し、新規支援策を立案・実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	産業労働局総務部③、産業労働局観光部①②
支援内容	①都内産業の被害状況の把握 ②定期的な事業所被害・復旧状況調査 ③被害・復旧状況の整理・分析結果の情報提供

(2) 情報の発信及び観光復興キャンペーン等の開催

策定担当部課	産業政策部商業課
マニュアルの概要・目的	<p>観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災3か月以降を目途に都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、被災後1年以降を目途に観光復興キャンペーン等を開催し、観光客やコンベンション等を誘致する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 都市イメージ回復のための情報発信	被災後3か月～	産業政策部 商業課	観光客等の誘致に当たっては、都市のイメージの回復が重要な要素となる。被災直後から、情報

第3 観光施策

1. 観光施策

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
信			発信に向けた事前準備に取り組むとともに、一定期間経過後、ウェブサイト等を活用した観光客等への情報発信を行い、観光客等の誘致を図る。
2 観光復興キャンペーン等の開催	被災後1年～		① 交通機関等の復旧と住民生活の安定状況を確認 ② 都や民間事業者等とも連携しながら、観光復興キャンペーン等を展開することにより、地域の観光イメージの回復を図るとともに、旅行者誘致へとつなげる。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局観光部
支援内容	①都市イメージ回復のための情報発信 ②民間事業者や区市町村等とも連携し、観光復興キャンペーン等を開催

第4 農林水産業施策

1. 農林水産業施策

(1) 都への調査協力及び支援策の検討

策定担当部課	産業政策部都市農業課
マニュアルの概要・目的	<p>都は農業振興事務所や区市町村等と連携し、業種ごとの被害状況を把握する。特に被害が甚大な地域については、現地調査やアンケート調査を実施する。</p> <p>区は、都が現地調査を実施するに当たり編成される現地調査班に対し、情報提供等の協力を行う。また、都がアンケート調査を実施する場合は、調査に協力する。</p> <p>現地調査実施後に都から提供される被害・復旧状況の分析結果を基礎データとして活用し、支援策を検討し実施する。</p>

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
緊急連絡体制の整備	産業政策部 都市農業課	関係団体と協議し、情報提供の仕組み等を検討する。また、都が作成した「現地調査に関する実施方針」の周知を図る。(資料5-1～3参照)	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 産業の被害状況の把握	被災後3日以降に着手	産業政策部 都市農業課	都が区に対して、被害状況を把握するための調査を依頼する場合は、調査に協力する。
2 アンケート調査の実施協力	現地調査後～(必要に応じて)		都が区に対して、被害・復旧状況に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力し、被害状況の確認及び復旧状況の把握を行うほか、復旧・復興に関する意見・要望等を収集する。
3 被害・復旧状況に基づく支援策の検討・実施	被災状況把握後随時		① 都から被害・復旧状況分析データを入手する。 ② 基礎データとして活用し、新規支援策を立案・実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携(都による支援)

担当課	産業労働局総務部③、産業労働局農林水産部①②
支援内容	①都内産業の被害状況の把握 ②定期的な事業所被害・復旧状況調査 ③被害・復旧状況の整理・分析結果の情報提供

(2) 農業の基盤等の再建

策定担当部課	産業政策部都市農業課
マニュアルの概要・目的	国の災害復旧事業等の導入を速やかに検討し、被災した農業用施設等の復旧、再建施策を講じる。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 復旧、再建施策の検討・決定	被災直後～	産業政策部 都市農業課	被災原因や被害の概要(箇所数、規模、被害推定額等)に基づき、都や国と協議し、復旧、再建施策を検討し、決定する。

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第4 農林水産業施策

1. 農林水産業施策

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
2 応急工事実施の協議	被災直後～		1で国の災害復旧事業を導入する場合は、応急工事の実施について、内容や必要性等を検討し、都に協議する
3 災害復旧事業計画概要書(査定設計書)の作成及び提出	被災後 60 日以内		① 1で国の災害復旧事業を導入する場合は、災害復旧事業計画概要書を作成し、都産業労働局農林水産部に提出する。 ② 都及び国の査定を受け、復旧、再建の内容や事業費が決定される。
4 事業費補助金の交付	事業費の決定後		申請した内容について、都が審査し、補助金の交付が決定される。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局農林水産部
支援内容	

(3) 農業関係者への支援制度等の周知

策定担当部課	産業政策部都市農業課
マニュアルの概要・目的	既存の農業関係者への災害時金融支援制度及び被災の状況に応じて創設される新たな支援制度について、速やかに事業主・被災者等に対してその趣旨と内容について周知する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
事業主等への周知	既往融資制度については被災直後、新たな支援制度については制度創設後	産業政策部 都市農業課	①都から支援策について情報を入手する。 ②窓口等を活用した支援制度を周知する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局総務部②、産業労働局農林水産部①②
支援内容	①新たな支援制度の検討・創設 ②マスコミ、業界団体等を通じ、事業主・被災者等へ周知

第5 雇用・就業施策

1. 雇用・就業施策

(1) 雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案等

策定担当部課	産業政策部工業・雇用促進課
マニュアルの概要・目的	都が東京労働局と連携して行う緊急雇用状況調査等の結果を基に、必要に応じて区独自の支援策の立案及び実施を行う。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
雇用状況の整理・分析	被災直後～	産業政策部 工業・雇用促進課	①都から分析結果を入手する。 ②得られた分析結果を基に独自支援策の必要性を検討する。 ③必要に応じて新たな支援策を立案・実施する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局雇用就業部
支援内容	①雇用状況調査 ②定期的な雇用状況調査 ③雇用状況の整理・分析 ④分析結果を区市町村に速やかに配布するとともに、マスコミや広報等を通じ、都民に周知

(2) 関係機関への雇用維持の周知

策定担当部課	産業政策部工業・雇用促進課
マニュアルの概要・目的	民間の事業所に対して雇用維持を要請、支援していく。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
			<input type="checkbox"/>

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
関係機関への周知徹底	被災後1週間以内	産業政策部 工業・雇用促進課	①都からの要請を受理する。 ②雇用維持に関して関係機関へ周知徹底する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局雇用就業部
支援内容	①都の関係機関への周知徹底 ②国（厚生労働省）に対し、各省庁を通じて関係機関へ周知を行うよう要請 ③区市町村への要請

第5 雇用・就業施策

1. 雇用・就業施策

(3) 離職者の再就職支援

策定担当部課	産業政策部工業・雇用促進課
マニュアルの概要・目的	応急的に窓口を開設し、災害により失職した区民に対し、再就職に関する情報提供や労働・雇用に関する相談を関係機関の協力をもとに実施する。また、区内中小企業に対し産業を通じ求人働きかけると共に雇用創出に係る事業への取組みを実施する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
ハローワーク及び関係機関との調整	産業政策部 工業・雇用促進課	公共職業安定所、労政事務所、関係機関との協力体制の構築、NPOと行政の協働会議の設置、住民、NPO、企業、行政等による復興に向けた衝動の仕組みづくりを進めていく。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
1 情報の提供	発災直後～	産業政策部 工業・雇用促進課	公共職業安定所等の関係機関と連携し就職に関する情報を区報、区ホームページにおいて掲載し提供する。
2 労働・就職相談	発災直後～	商業課	公共職業安定所等の関係機関に適切に誘導するとともに労政事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し相談業務を行う。
3 区内中小企業者に対する求人の働きかけ	発災直後～		区内産業団体等を通じ、区内中小企業等事業者に対し、積極的雇用を働きかけると共に助成制度のPRを行う。
4 雇用創出に係る事業への取組み	発災直後～		地域で取り込む仕事づくりを推進する (ア) コミュニティビジネス、新産業、新分野進出に対し、支援を行う。 (イ) ワークシェアリングへの取組みを行う。 (ウ) NPOや事業主、関係機関等との連携による事業に対する支援。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局雇用就業部
支援内容	①求職状況の把握 ②求職傾向の分析 ③民間企業における求人の開拓 ④公共団体等における求人の確保

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

(4) 関係機関への雇用維持の周知

策定担当部課	産業政策部工業・雇用促進課
マニュアルの概要・目的	被災離職者の円滑な再就職を促進するため被災離職者に対し、求人傾向に対応した職業訓練等の情報を提供する。

●震災前の行動

具体的行動名	所管部課	内容、方法等	準備状況
関係機関との連携	産業政策部 工業・雇用促進課	災害によって創出が予想される職業、技術等を想定し、各職業訓練機関に協力を依頼し体制を整備する。	□

●震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部課	手順と方法
関連機関への誘導	被災後 4 週間～	産業政策部 工業・雇用促進課	①都から被災離職者向けの職業訓練施設募集要項を入手する。 ②区市町村の窓口等にて被災離職者向け職業訓練施設募集要項を配布する。

◆本項目における検討課題

◆関連する物品・データ・様式等

--	--

◆都との連携（都による支援）

担当課	産業労働局雇用就業部
支援内容	①求人ニーズを踏まえた職業訓練コースの拡充・創設 ②被災離職者の職業訓練施設への弾力的入校措置の実施 ③入校者の募集・選考 ④訓練体制の整備

序章
震災復興マニュアル
について

第1章
震災復興の基本的な
考え方

第2章
震災復興体制の構築

第3章
都市の復興

第4章
住宅の復興

第5章
くらしの復興

第6章
産業の復興

第5 雇用・就業施策

1. 雇用・就業施策

序章 震災復興マニュアル について
第1章 震災復興の基本的な 考え方
第2章 震災復興体制の構築
第3章 都市の復興
第4章 住宅の復興
第5章 くらしの復興
第6章 産業の復興

世田谷区震災復興マニュアル 資料編

世田谷区震災復興マニュアル資料編 目次

資料 1-1	震災復興に関する標準的な制度スキームと条例モデル	1
資料 1-2	地域協働復興推進のための条例モデルの概要	2
資料 1-3	区市町村が制定する地域協働復興推進のための条例モデル	3
資料 1-4	震災復興本部の設置に関する条例モデル	8
資料 1-5	復興本部構築の準備行動の流れ	9
資料 1-6	震災復興本部及び関連組織のモデル	10
資料 1-7	復興本部の組織及び事務分掌のモデル	11
資料 1-8	復興部課の分掌事務及び組織のモデル	12
資料 1-9	復興本部設置時行動要領の主な内容項目例	13
資料 1-10	建物、宅地等に関する調査 概要	14
資料 1-11	木造建築物の応急危険度判定調査表	15
資料 1-12	鉄骨建築物の応急危険度判定調査表	16
資料 1-13	鉄骨及び鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表	17
資料 1-14	災害に係る住家の被害認定の概要	18
資料 1-15	住家被害認定調査における調査体制の構築	20
資料 1-16	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月内閣府）	22
資料 1-17	地震による被害に係る被害認定の流れ（木造・プレハブ）	24
資料 1-18	地盤の液状化等による被害に係る被害認定の流れ（木造・プレハブ）	25
資料 1-19	地震による被害に係る被害認定の流れ（非木造）	26
資料 1-20	住家被害認定調査票について	27
資料 1-21	住家被害認定調査票 地震【様式】	29
資料 1-22	住民被害等の実態調査体系（案）	37
資料 1-23	民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図	38
資料 1-24	被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法【案】	38
資料 1-25	被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）様式【案】	39
資料 1-26	被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書様式【案】	40
資料 1-27	社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ図	41
資料 1-28	震災後の被害状況等に対応した復興関連情報一覧	42
資料 1-29	家屋・住家被害に関する調査等の流れ（案）	43
資料 1-30	大地震発生後の 3 つの建物被害調査の実施の流れ	43
資料 1-31	住家被害認定調査 体制イメージ	44
資料 1-32	り災証明発行・総合相談窓口設営例	44
資料 1-33	り災証明書	45
資料 1-34	り災届出書兼証明書	47
資料 1-35	り災証明書発行事務取扱要綱	48
資料 1-36	被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示	49
資料 1-37	被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）	53
資料 1-38	被災者台帳情報提供の様式例（本人）	61
資料 1-39	被災者台帳情報外部提供同意の様式例	62
資料 1-40	被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）	66

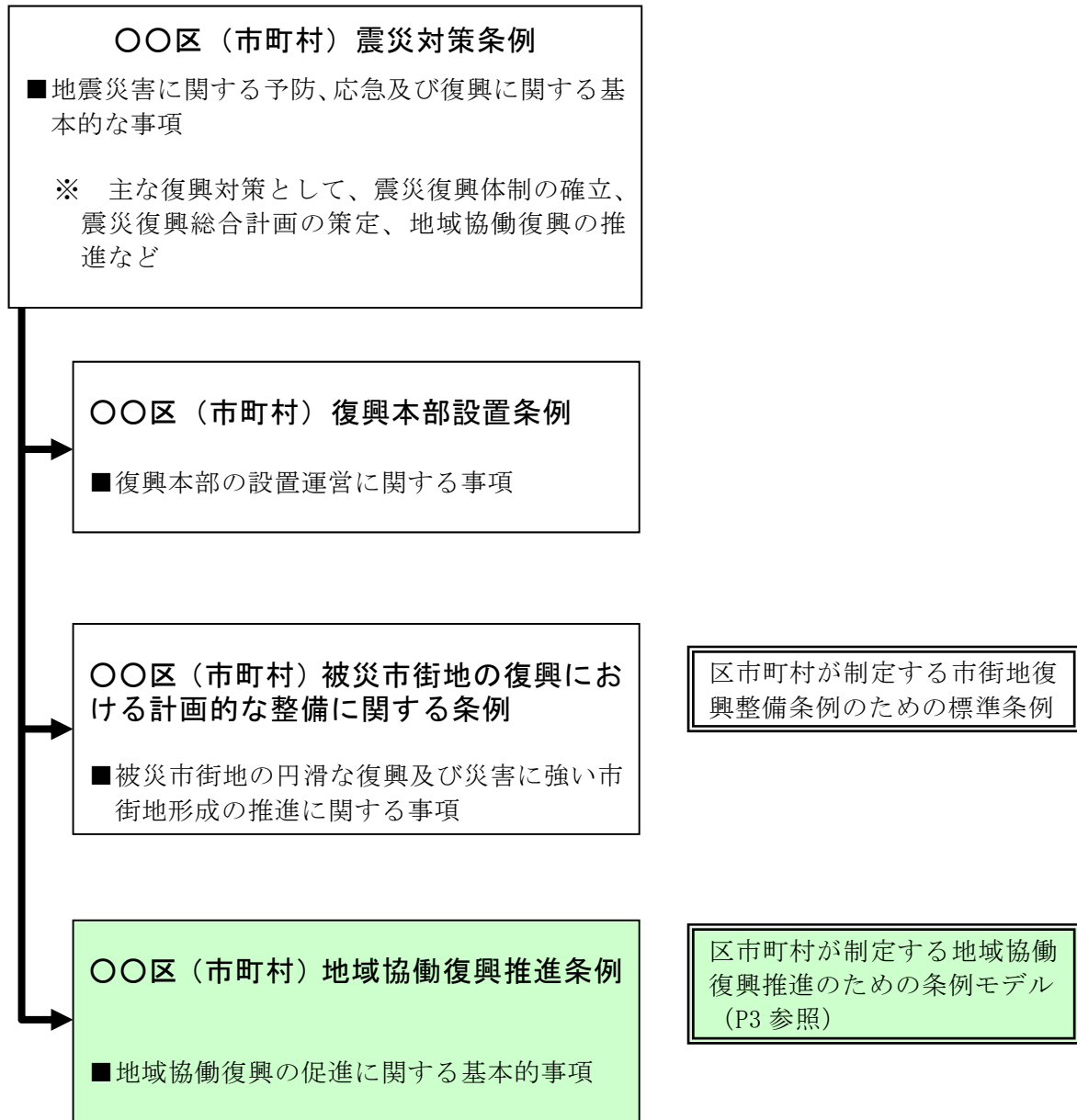
資料 1-41	被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）	67
資料 1-42	世田谷区災害復興基本方針（素案）	68
資料 1-43	復興計画策定スケジュール想定（復興法に基づき政府が復興基本方針を定めた場合）	69
資料 1-44	緊急時における契約手続等について	70
資料 1-45	災害救助対策緊急起工処理要綱（案）	71
資料 1-46	派遣職員の受入れの流れ	72
資料 1-47	被災地での人材不足対策	74
資料 1-48	OB職員活用スキーム（市町村での直接採用）	75
資料 1-49	オープンスペース等利用計画の策定	75
資料 1-50	震災後対策に必要な用地の例	76
資料 1-51	事前用地調整方針	77
資料 1-52	がれき処理部会の連絡体制イメージ	79
資料 3-1	応急仮設住宅建設予定地調査票（平成 26 年度）	81
資料 3-2	建設可能用地調査票（発災後調査票）	83
資料 3-3	入居者募集の公表案文	84
資料 3-4	応急仮設住宅等入居者選定基準（案）	84
資料 3-5	入居者名簿フォーマット案	85
資料 3-6	住宅復興計画のフレーム案	86
資料 3-7	復興住宅供給協議会（仮称）設置要綱等案	87
資料 3-8	住宅の復興に向けた関係法令等	88
資料 5-1	事業所被害 現地調査に関する実施方針等	89
資料 5-2	事業所被害状況 調査用フォーマット（例）	90
資料 5-3	事業所被害・復旧状況 分析用フォーマット（例）	91
資料 5-4	賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート案	92
資料 5-5	賃貸型仮設共同工場・店舗設置計画のフレーム案	93
資料 5-6	入居企業名簿様式案	94
資料 5-7	物件情報リストの様式	94

資料 1-1 震災復興に関する標準的な制度スキームと条例モデル

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

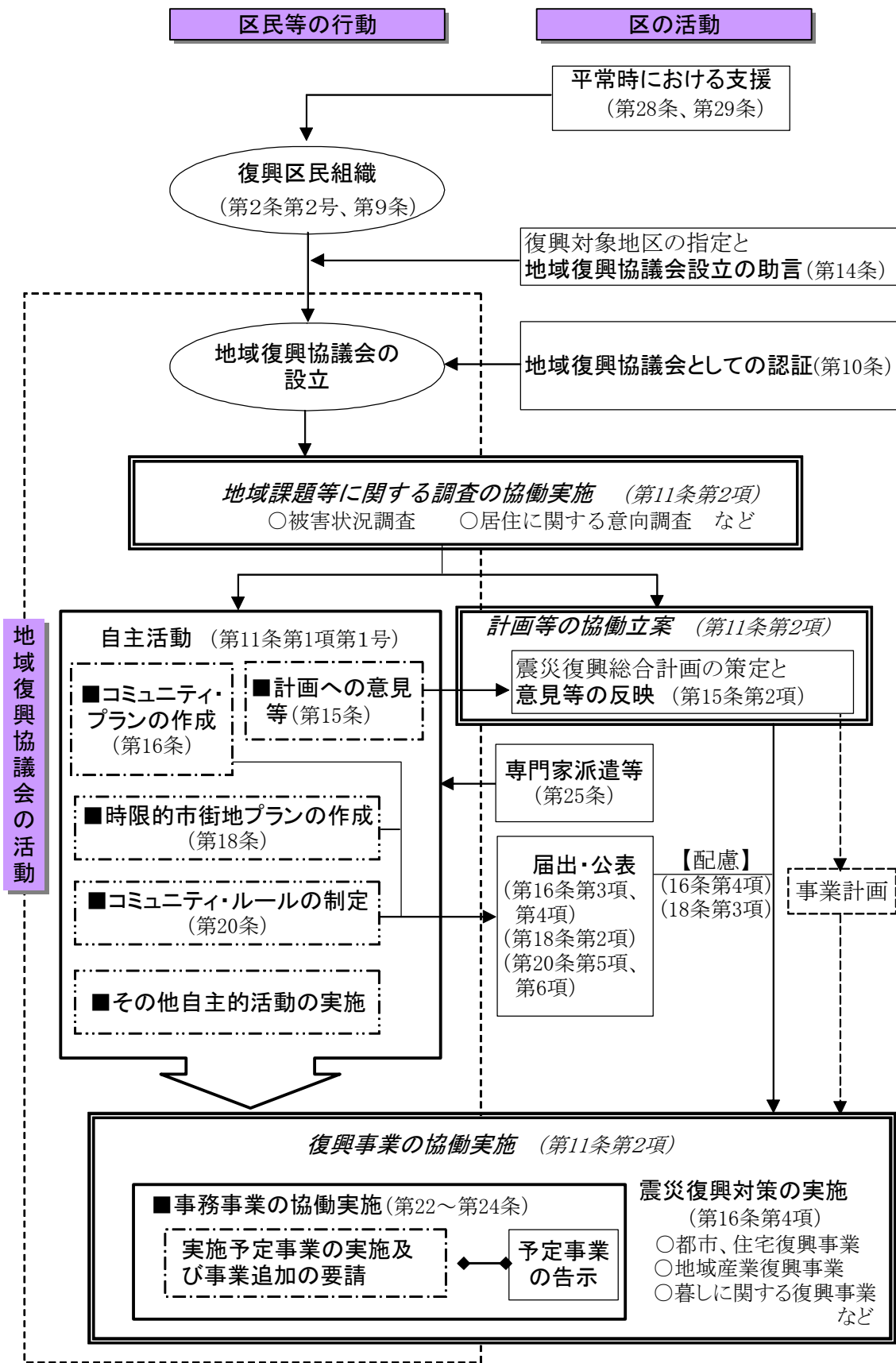
【制度スキームの例】

【施策編における条例モデル】



資料 1-2 地域協働復興推進のための条例モデルの概要

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>



資料 1-3 区市町村が制定する地域協働復興推進のための条例モデル

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

〇〇区（市町村）における地域協働復興推進条例（仮称）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 基本理念（第3条～第5条）
 - 第3章 区（市町村）長等の責務（第6条～第9条）
 - 第4章 地域協働復興
 - 第1節 地域復興協議会（第10条～第14条）
 - 第2節 自主活動（第15条～第21条）
 - 第3節 区（市町村）長が実施する事務事業に関する活動（第22条～第24条）
 - 第4節 地域復興協議会への支援等（第25条～第27条）
 - 第5章 平常時における取組（第28条・第29条）
 - 第6章 〇〇区（市町村）復興委員会（第30条）
 - 第7章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に備えて、震災後の地域社会の復興に関し、基本理念並びに区（市町村）長、区（市町村）民、事業者及び復興区（市町村）民組織の責務を明らかにするとともに、地域協働復興に関する活動の促進その他の施策の基本的な事項を定めることにより、地域社会の復興に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域協働復興 震災後において、区（市町村）民（区（市町村）内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。）が相互に協力し、事業者、ボランティア及び区（市町村）長その他の行政機関との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。
- 二 復興区（市町村）民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

第2章 基本理念

（地域社会の復興に関する役割分担）

第3条 地域社会の復興は、震災により被害を受けた区（市町村）民及び事業者（以下「区（市町村）民等」という。）の自助及び共助の精神に基づく活動及び速やかな地域社会の復興が可能となるための適切な公的支援により実現されなければならない。

（総合的課題への対応）

第4条 地域社会の復興は、地域社会の復興に係る福祉、環境、産業、まちづくり等の課題が総合的かつ計画的に解決されるよう実施されなければならない。

（地域の自主的な復興活動）

第5条 すべての区（市町村）民等は、地域社会の復興に当たっては、自主的な活動の下、地域の自然、歴史、文化等を生かした、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するよう努めなければならない。

第3章 区（市町村）長等の責務

（区（市町村）長の責務）

第6条 区（市町村）長は、前章に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の復興を図るため、あらゆる施策を通じて最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、区（市町村）長は、地域社会の復興に当たっては、区（市町村）民等がその活動に参加するための条件を整備するとともに、復興区（市町村）民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動について必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（区（市町村）民の責務）

第7条 区（市町村）民は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの地域社会の復興に努めなければならない。

2 区（市町村）民は、復興区（市町村）民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、区（市町村）長が実施する地域協働復興に関する施策及び復興区（市町村）民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災後の地域社会の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

（復興区（市町村）民組織の責務）

第9条 復興区（市町村）民組織は、基本理念にのっとり、地域協働復興に関する活動が、広く区（市町村）民等の理解の下に実施されるよう努めるものとする。

第4章 地域協働復興

第1節 地域復興協議会

（地域復興協議会の認証）

第10条 区（市町村）長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興区（市町村）民組織を、地域復興協議会として認証することができる。

一 その活動を行う区域（以下「協働復興区」という。）を明示していること。

二 主たる構成員が協働復興区の区（市町村）民等であること。

三 協働復興区の区（市町村）民等の自主的参加の機会が保障されていること。

四 地域復興協議会の設立が協働復興区の区（市町村）民等の多数の支持を得ていると認められること。

五 名称、目的、事務所の所在地その他の〇〇区（市町村）規則（以下「規則」という。）で定める事項を記載した規約を定めていること。

2 復興区（市町村）民組織は、前項の規定による認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより区（市町村）長に申請しなければならない。

3 区（市町村）長は、第1項の規定による認証をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（地域復興協議会の活動）

第11条 地域復興協議会は、次に掲げる活動を行う。

一 協働復興区において実施する次に掲げる活動（以下「自主活動」という。）

イ 第16条第1項に規定するコミュニティ・プランの作成等

ロ 第18条第1項に規定する時限的市街地プランの作成等

ハ 第20条第1項に規定するコミュニティ・ルールの制定等

ニ その他震災に伴う自主的な活動（次号に掲げる活動を除く。）

二 第22条第1項に規定する区長が実施する事務事業を協働により行う活動

2 区（市町村）長は、前項に規定する地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、協働復興区における事業の計画、調査、実施、評価等に関し、地域復興協議会との協働により行うよう努めるものとする。

(規約の変更)

第12条 地域復興協議会は、第10条第1項第5号に規定する規約を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区(市町村)長の承認を受けなければならない。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(認証の取消し)

第13条 区(市町村)長は、地域復興協議会が第10条第1項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときその他規則で定める要件に該当するときは、同項の規定による認証を取り消すことができる。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(復興対象地区における地域復興協議会設立に関する助言)

第14条 区(市町村)長は、〇〇区(市町村)市街地復興整備条例(〇年〇〇区(市町村)条例第〇号)第6条に規定する復興対象地区の指定をしたときは、当該復興対象地区の区(市町村)民等又は復興区(市町村)民組織に対し、地域復興協議会の設立、地域復興協議会への参加その他必要と認める事項について助言することができる。

第2節 自主活動

(震災復興総合計画の策定等に関する意見)

第15条 地域復興協議会は、震災復興総合計画(〇〇区(市町村)震災対策条例(〇年〇〇区(市町村)条例第〇号)第〇条に規定する〇〇計画をいう。以下同じ。)の策定及び改定に関し意見を述べることができる。

2 区(市町村)長は、震災復興総合計画の策定及び改定に当たっては、地域復興協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(コミュニティ・プラン)

第16条 地域復興協議会は、協働復興区内の復興を総合的かつ計画的に推進するため、法令又は条例に別の定めがあるものを除くほか、当該協働復興区内の震災復興に関する総合的な計画(以下「コミュニティ・プラン」という。)を作成するものとする。

2 地域復興協議会は、コミュニティ・プランを作成するに当たっては、震災復興総合計画の内容を尊重しなければならない。

3 地域復興協議会は、コミュニティ・プランを作成したときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に届け出ることができる。

4 区(市町村)長は、前項の規定による届出があった場合において、コミュニティ・プランが、協働復興区において区(市町村)民等による自主的な地域社会の復興を推進するために必要な要件を備えていると認めるときは、その旨を公表するとともに、当該コミュニティ・プランに配慮して、震災復興対策を推進するための施策の策定及び実施に努めるものとする。

(コミュニティ・プランの変更)

第17条 前条の規定は、コミュニティ・プランの内容を変更する場合について準用する。

(時限的市街地プラン)

第18条 地域復興協議会は、協働復興区内において地域の共同体を維持し、形成するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現するため必要があると認めるときは、時限的市街地(協働復興区内のき損建築物のうち利用可能な建築物、仮設建築物等により暫定的に形成される市街地をいう。以下同じ。)の形成に関する計画(以下「時限的市街地プラン」という。)を作成することができる。

2 地域復興協議会は、時限的市街地プランを作成したときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に届け出なければならない。

3 区(市町村)長は、前項の規定による届出があった場合において、時限的市街地プランが、協働復興区において区(市町村)民等による自主的な地域社会の復興を推進するために必要な要件を備えていると認めるときは、当該時限的市街地プランに配慮して、時限的市街地づくりに関する計画を策定するものとする。

(時限的市街地プランの変更)

第19条 前条の規定は、時限的市街地プランの内容を変更する場合について準用する。

(コミュニティ・ルール)

第20条 地域復興協議会は、協働復興区内において個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現するため必要があると認めるときは、法令又は条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する当該地域復興協議会の構成員相互間の取決め（以下「コミュニティ・ルール」という。）を定めることができる。

- 2 前項の規定によりコミュニティ・ルールを定めるときは、第10条第1項第5号に規定する規約で定めるところにより地域復興協議会の構成員の〇分の〇以上の議決をもって決しなければならない。この場合において、地域復興協議会は、その内容に反対する者に対し、規則で定めるところにより意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 コミュニティ・ルールは、協働復興区の復興状況等を考慮して、地域復興協議会の構成員相互間の利害の衡平が図られるように定められなければならない。
- 4 コミュニティ・ルールは、地域復興協議会の構成員以外の者の権利を害しないように定められなければならない。
- 5 地域復興協議会は、第1項の規定によりコミュニティ・ルールを定めたときは、規則で定めるところにより区（市町村）長に届け出なければならない。
- 6 区（市町村）長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより公表しなければならない。
- 7 区（市町村）長は、前項の規定による公表をしたときは、当該公表に係るコミュニティ・ルールの内容に配慮して、協働復興区の区（市町村）民等に対し、地域復興協議会が実施する活動への協力を求めるものとする。

(コミュニティ・ルールの変更又は廃止)

第21条 前条の規定は、コミュニティ・ルールの変更又は廃止について準用する。

第3節 区（市町村）長が実施する事務事業に関する活動

(事務事業の協働による実施)

第22条 区（市町村）長は、協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を推進するため必要があると認めるときは、当該協働復興区において区（市町村）長が実施する地域社会の復興に関する事務事業の一部を、地域復興協議会との協働により実施することができる。

- 2 前項の規定による実施は、区（市町村）長と地域復興協議会との間において、適切な役割分担の下に行われなければならない。

(実施予定事業)

第23条 区（市町村）長は、前条第1項の規定により地域復興協議会と協働して実施しようとする事務事業（以下「実施予定事業」という。）を、あらかじめ定めておかななければならない。

- 2 区（市町村）長は、前項の規定により実施予定事業を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(地域復興協議会による求め)

第24条 地域復興協議会は、協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興の推進のため必要があると認めるときは、区（市町村）長に対し、実施予定事業について、第22条第1項の規定による実施を求めることができる。

- 2 地域復興協議会は、実施予定事業以外の事務事業について、区（市町村）長との協働により実施することが協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興の推進のため必要と認めるときは、区（市町村）長に対し、当該事務事業を実施予定事業に追加するよう求めることができる。

第4節 地域復興協議会への支援等

(地域復興協議会への支援)

第25条 区（市町村）長は、地域協働復興を促進するため、地域復興協議会に対し、情報の提供、

専門家等の派遣その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 区（市町村）長は、地域復興協議会に対し、地域協働復興に要する経費の一部を助成することができる。
- 3 区（市町村）長は、地域復興協議会への支援に関する基準、内容、手続等については、第30条第1項の〇〇区（市町村）復興委員会の意見を聴くものとする。

（地縁による団体等の活動機会の拡充）

第26条 区（市町村）長は、地域復興協議会の円滑な活動を促進するため、震災後において地縁による団体、ボランティア及び事業者の地域社会の復興に関する活動の機会の拡充に努めるものとする。

（評価）

第27条 区（市町村）長は、地域社会の復興に関する活動の評価及びその効果の検証を行い、その成果を生かして適切な区（市町村）政運営が確保されるように努めなければならない。

第5章 平常時における取組

（地域づくり活動の推進等）

第28条 区（市町村）長は、地域協働復興が円滑に行われるよう、平常時から区（市町村）民等と協働して、防災まちづくり活動その他の地域づくり活動を推進するとともに、復興区（市町村）民組織の育成に努めなければならない。

（平常時の支援）

第29条 区（市町村）長は、平常時における復興区（市町村）民組織の活動を促進するため、復興区（市町村）民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 区（市町村）長は、平常時における復興区（市町村）民組織の活動を促進するため、ボランティア及び事業者の活動機会の拡充、中間支援組織（復興区（市町村）民組織その他の地域社会の復興に関する活動を行う団体等の運営又は活動に関し、連絡、助言又は援助を行う組織をいう。）の育成等復興区（市町村）民組織の活動を支援する者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第6章 〇〇区（市町村）復興委員会

（〇〇区（市町村）復興委員会）

第30条 この条例の規定により定められた事項及び区（市町村）長の諮問する復興に関する重要事項を調査審議させるため、区（市町村）長の附属機関として〇〇区（市町村）復興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項に関し、区（市町村）長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員〇〇人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者、区（市町村）民等その他区（市町村）長が適当と認める者のうちから、区（市町村）長が任命する。
- 5 委員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、〇年〇月〇日から施行する。

資料 1-4 震災復興本部の設置に関する条例モデル

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

〇〇区市町村震災復興本部の設置に関する条例

平成〇年〇月〇日

条例第〇号

(設 置)

第1条 区市町村長は、〇〇区市町村が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区市町村民生活の再建及び安定に関する事業（以下「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため必要があると認めるときは、〇〇区市町村震災復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(組 織)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、区市町村長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長及び本部員は、本部長が〇〇区市町村の職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部 課)

第3条 本部に、規則で定めるところにより、部課を置くことができる。

2 部課に部課長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部課長は、部課の事務を掌理する。

(復興部課)

第4条 本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に復興部課を置くことができる。

2 復興部課に部課長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

(廃 止)

第5条 区市町村長は、震災復興事業が進ちよくし、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

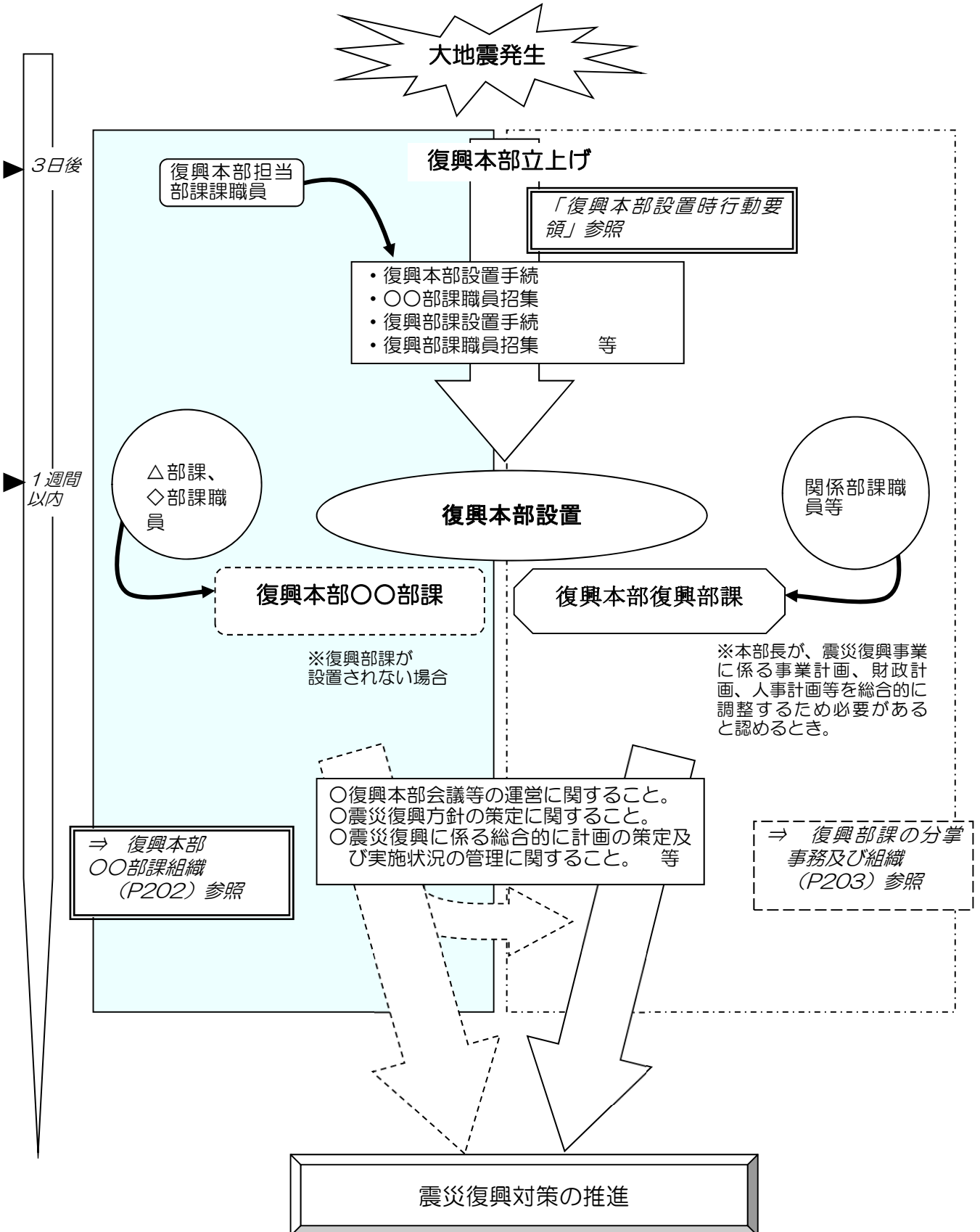
附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

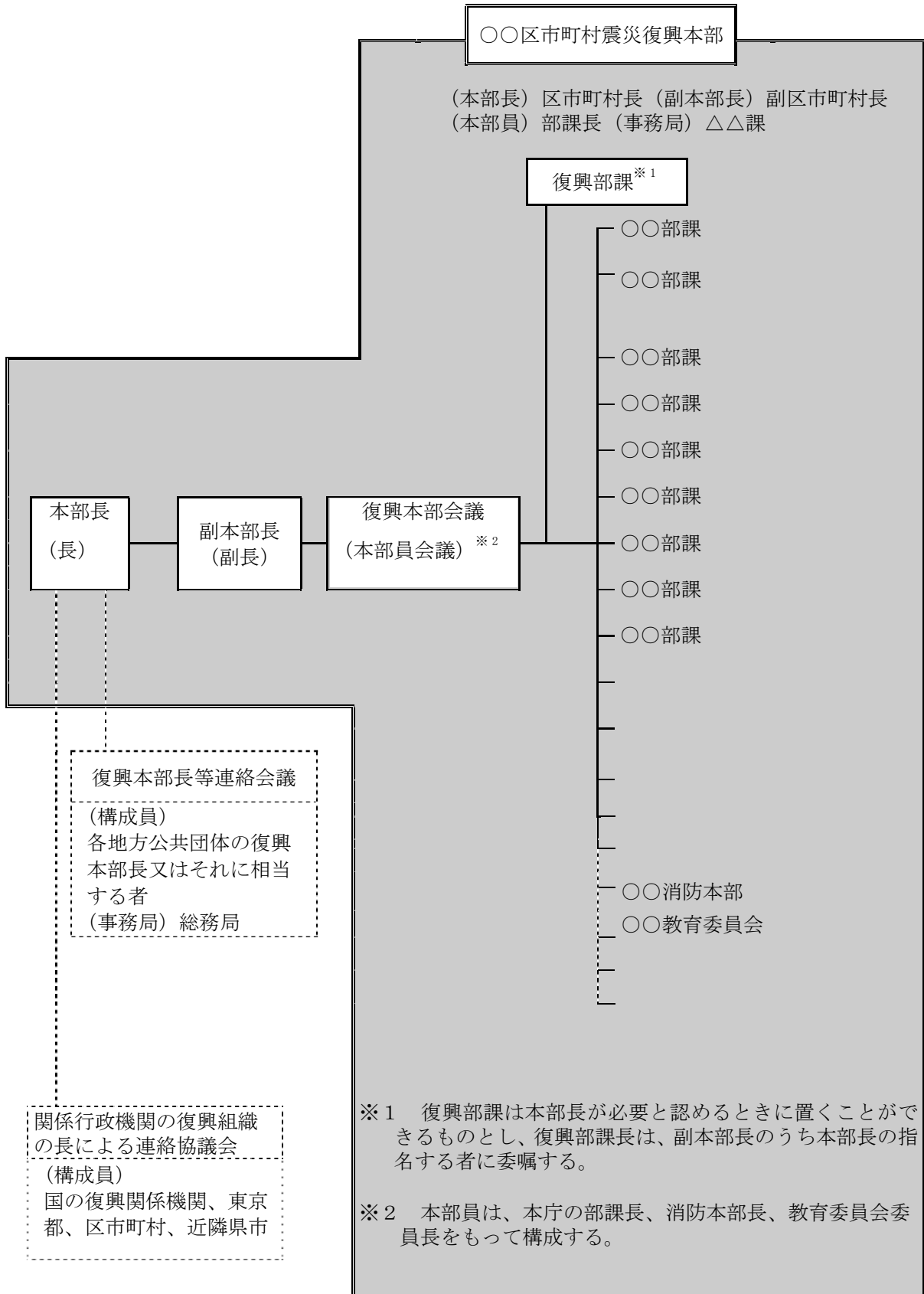
資料 1-5 復興本部構築の準備行動の流れ

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

地震により被害を受けた地域が〇〇区市町村の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合

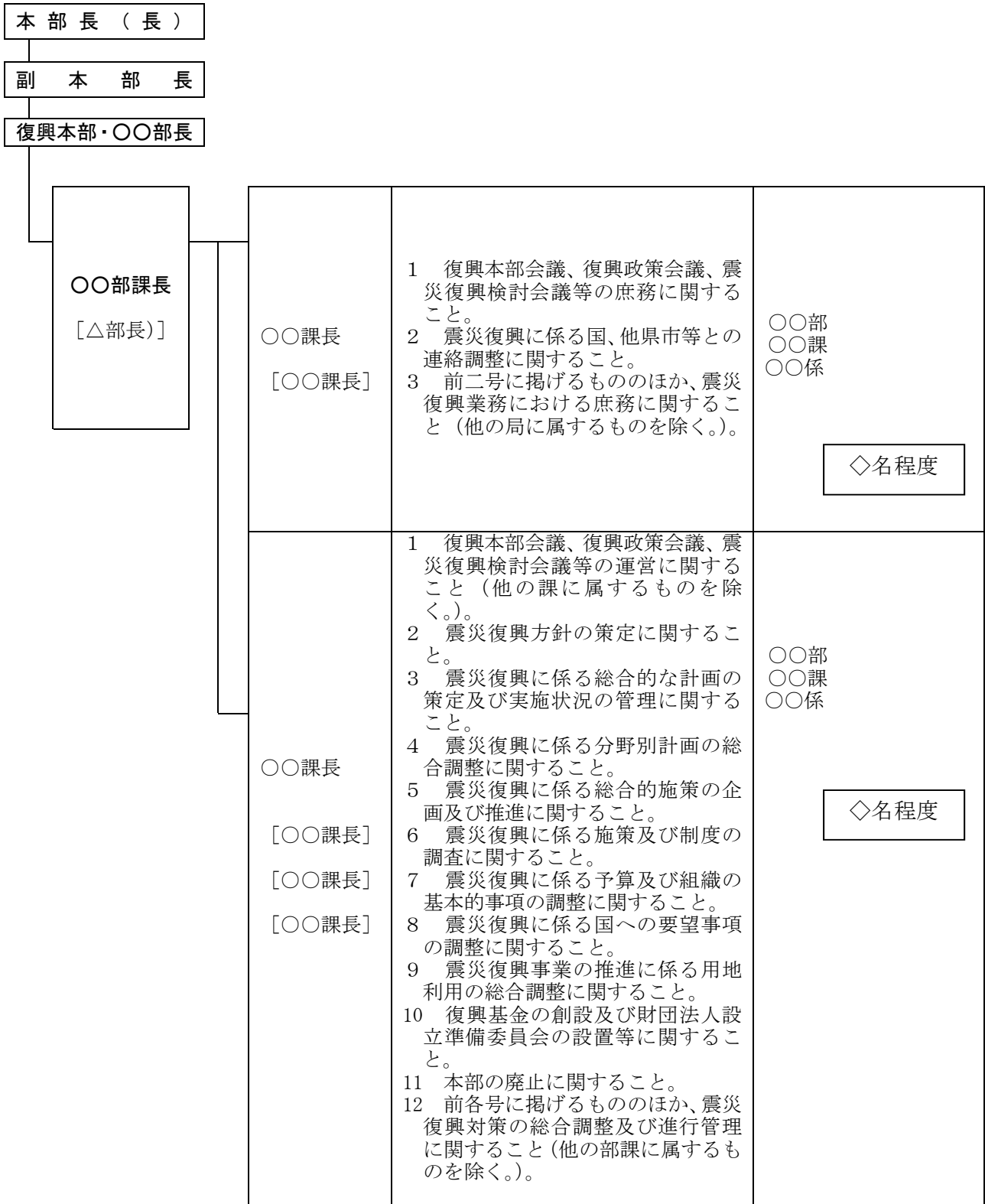


資料 1-6 震災復興本部及び関連組織のモデル
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>



資料 1-7 復興本部の組織及び事務分掌のモデル
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

復興本部〇〇部課組織



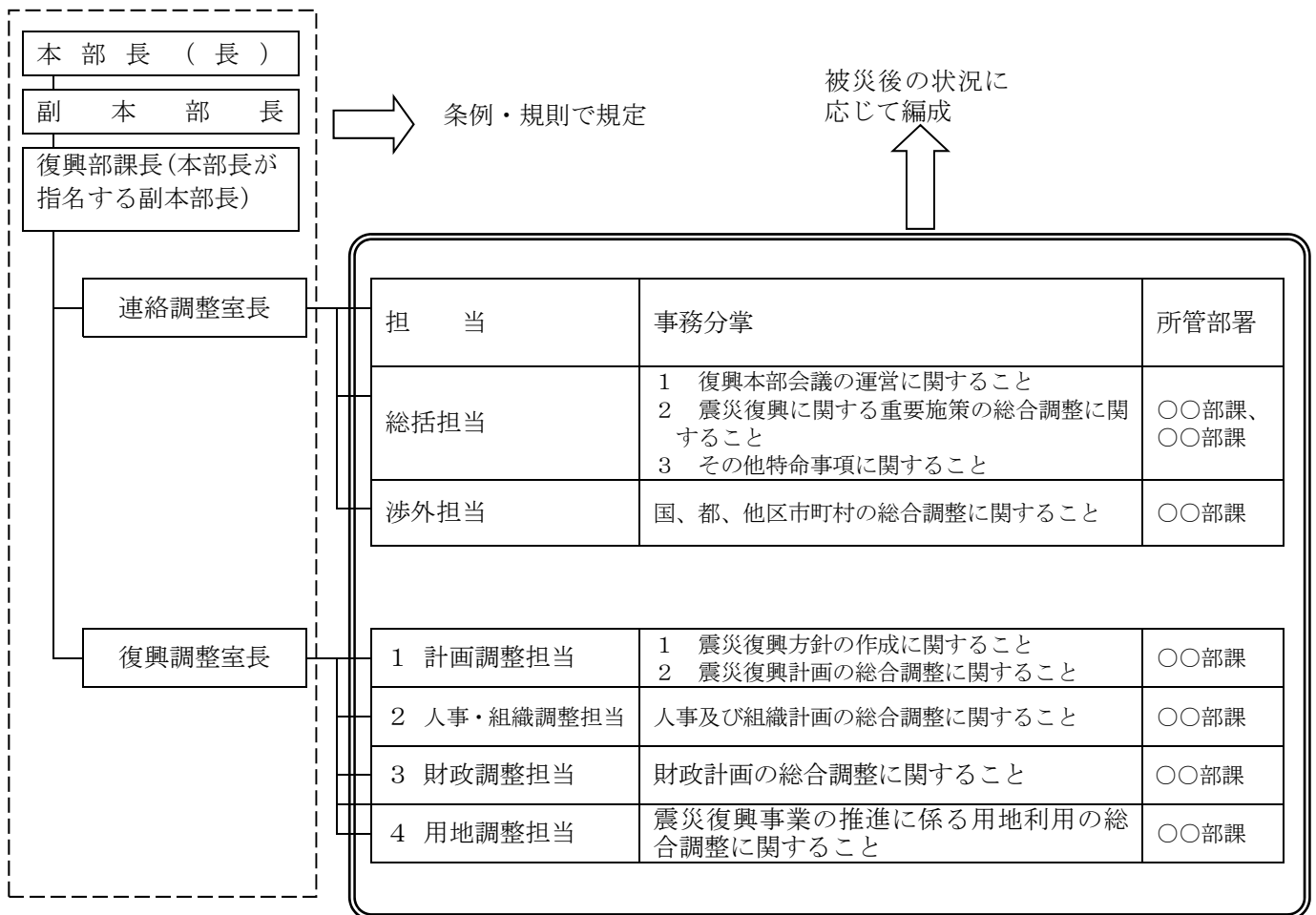
資料 1-8 復興部課の分掌事務及び組織のモデル
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

1 復興部課の分掌事務及び役割

- (1) 震災復興に係る総合的な事業計画、人事・組織計画、都市復興計画、予算・財政計画及び報道に関することについては、本部の部課である〇〇部課、〇〇部課、〇〇部課及び〇〇部課が、それぞれ所管するものであるが、復興部課を設置した場合には、復興部課がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整を行う。
- (2) 用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行う。
- (3) 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、都、他の区市町村及びその他の地方公共団体等との連絡調整を行う。
- (4) 復興部課は、個別計画等の策定等自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- (5) 復興部課長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各部課の事務を総括する。

2 復興部課の編成

復興部課の組織は、被災後の状況に応じて柔軟かつ機動的に編成し、変更していく必要があるとの考えから、条例・規則で規定されている事項は、復興部課に置く2つの室の分掌事務のみである。



- ※ 1 連絡調整室長及び復興調整室長は、本部長が本庁の部課長のうちから任命する。また、担当課長は、事務分掌を所管する課の課長とする。
- 2 復興部課の職員は、本部の職員であり、組織規程上の部課等の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 復興部課の職員の身分は、本部長である部長の指揮監督下にあるとともに、復興部課の部課長の指揮監督下にも入るといふ兼務の形態となる。
- 4 復興部課の組織は、被災状況により弾力的に対応する。

資料 1-9 復興本部設置時行動要領の主な内容項目例
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

- 1 復興本部設置時行動要領の取扱い
 - ・ 要領の内容
 - ・ 想定期間
 - ・ 対象
 - ・ 点検及び整備
- 2 復興本部復興部課構築の準備行動の流れ
- 3 復興本部復興部課の設置手順
 - ・ 復興本部復興部課を設置しない場合
 - ・ 復興本部復興部課を設置する場合
- 4 復興本部〇〇部課詳細手順等
 - ・ 参集及び復興本部復興部課等設置の判断基準
 - ・ 復興本部復興部課編成表
 - ・ 復興本部〇〇部課職員招集連絡網
 - ・ 復興本部〇〇部課室レイアウト想定図
 - ・ 必要物品等一覧
 - ・ 情報の収集及び整理方法
 - ・ 職員参集受付・職務担当・勤務状況表
 - ・ 復興本部〇〇部課電話番号簿
 - ・ 文書の取扱いについて
 - ・ 文書整理簿
 - ・ 復興本部〇〇部課プレス発表簿
- 5 参考資料
 - ・ 復興本部設置条例
 - ・ 同条例施行規則
 - ・ 復興本部組織要綱など

資料 1-10 建物、宅地等に関する調査 概要

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

	実施目的等	調査主体	調査員	実施時期	調査内容	判定基準	判定区分
応急危険度判定	被災建物の継続使用による二次災害防止（都民の生命の安全性確保）	○民間住宅：判定実施本部（区市町村） ○民間事業所：建築物の管理責任者 ○公共施設：建築物の管理責任者である公共団体	応急危険度判定員	民間住宅については1週間程度の間、その他についてはできる限り早く実施	建物の、当面の使用に当たっての危険性	被災建築物応急危険度判定研究会が定めている基準	○危険（立入禁止） ○要注意（立入制限） ○調査済み（当面安全）
被災宅地の危険度判定	被災宅地の二次災害防止	区市町村	被災宅地危険度判定士	活動開始から原則10日間	宅地の危険度	被災宅地危険度判定会が定めている基準	○危険宅地 ○要注意宅地 ○調査済み宅地
被災度区分判定	建物の長期継続使用の可否について判定するために実施。公共建築物の判定結果は、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも用いる。	被災建物の所有者が実施 社会公共施設等については管理責任者が実施	建築構造に関する専門家	社会公共施設等については、2週間から2か月の間に実施	建物の長期継続使用の可否	社会公共施設等は、建築物の被災度区分判定基準および復旧技術基準（国土交通省住宅局建築指導課〔註・刊行物〕を標準局として各局定め、実施	○破壊 ○大破 ○中破 ○小破 ○軽微
家屋被害概況調査	建築制限の区域指定や被災市街地の復興計画検討等の基礎資料とするため	区市町村	区市町村職員	1週間以内	家屋（住家・非住家）被害概況 街区単位程度（番地単位程度）に判定	本マニュアルP60による	○大被害地区 ○中被害地区 ○小被害地区 ○無被害地区
家屋被害状況調査	被害状況を把握するため、災害により倒壊等の被害を受けた建物被害を調査。調査結果は、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用	区市町村（ただし、火災に係る調査は、23区及び消防事務を委託している自治体では東京消防庁が実施）	自治体の調査要員、公的機関・学会・大学等の民間機関の応援要員	1か月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定 ※非住家も上記基準に準じる。	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府）	○全壊 ○大規模半壊 ○半壊 ○半壊に至らない
住家被害認定調査	住家の被害程度を認定するために実施。この調査結果に基づき、被災者に災証明書が発行される。		区市町村職員等	1か月以内	住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合又は住家の経済的被害の割合を判定		

資料 1-11 木造建築物の応急危険度判定調査表
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組壁工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 (_____)
 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60~1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

資料 1-12 鉄骨建築物の応急危険度判定調査表
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____

4 _____

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超
被害最大の階(階)			
④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋連の破断率	1.20%以下	2.20%～50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

① _____

② _____

③ _____

被害最大の階

④ _____ 階

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

⑧ _____

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S
 造

資料 1-13 鉄骨及び鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造 (_____) と (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 a _____ m × b _____ m

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____
 4 _____
 地上 _____ 階
 地下 _____ 階
 ア _____ m
 イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

調査方法 _____

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定 ② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③ 地盤破壊による建築物全体の沈下 ④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階〕(壁構造の場合は柱を壁の長さを読みかえる)		
判定(2) ⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %) ⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超
	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上

判定(1) _____

① _____

② _____

③ _____

④ _____

柱の被害最大の階 _____

⑤ _____

⑥ _____

判定(2) _____

判定 _____

判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定 _____

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

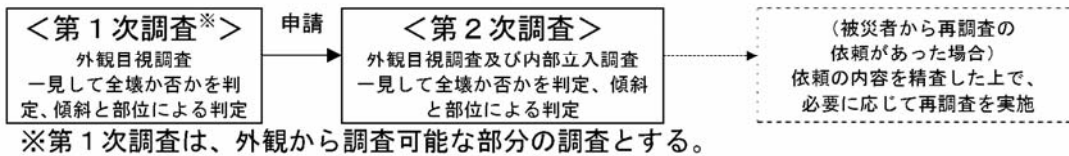
	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

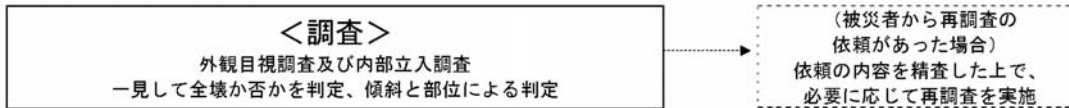
(②損害基準判定(経済的被害)で判定する場合)

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



(2) 水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\sum \left(\boxed{\text{当該部位の損害の程度(※)}} \times \boxed{\text{当該部位の家屋全体に占める構成割合}} \right) = \boxed{\text{住家全体の損害割合}}$$

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\text{※} \boxed{\text{当該部位の損害の程度}} = \sum \left(\boxed{\text{当該部位の一部の損害の程度(10\%~100\%)}} \times \boxed{\text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合}} \right)$$

市町村による調査

(4) 各部位毎の構成割合 (木造・プレハブの場合)

地震による被害 (第1次調査)		地震による被害 (第2次調査)、水害による被害及び風害による被害	
屋根	15%	屋根	15%
壁 (外壁)	75%	柱 (又は耐力壁)	15%
		床 (階段を含む。)	10%
		外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
基礎	10%	建具	10%
		基礎	10%
		設備	10%

(5) 損傷の例示 (木造・プレハブの住家の屋根の場合 (抜粋))

損傷の例示	損傷程度
・棟瓦 (がんぶり瓦、のし瓦) の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレートにひび割れが生じている。 ・浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※ ¹ ・屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※ ²	25%
・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※ ¹ ・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。※ ¹ ・浸水により下地材の損傷が見られる。※ ¹ ・金属板葺材の半分程度がはがれている。※ ² ・屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※ ²	50%
・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレートのひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 ・屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※ ² ・野地板の一部がはがれている。※ ²	75%
・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※ ² ・野地板の損傷が著しい※ ²	100%

※¹ 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※² 風害による住家被害の場合のみの例示

出典：内閣府 (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyou.html>)

資料 1-15 住家被害認定調査における調査体制の構築

班員	メリット	デメリット
2人	・ 調査班の数を増やすことができるため、調査を短期間で終了させることができる。	・ 居住者への説明等に1人が対応した場合に、写真撮影や調査票への記入を1人で担当する必要があるため、結果的に1棟あたりの調査時間が長くなる可能性がある。
3人	・ 各担当者が居住者対応や損傷箇所の探索、次の調査対象確認等を分担できるので調査効率が上がる。	・ 2人の場合に比べ、調査班の数が少なくなるため、全体としては調査スピードが遅くなる可能性がある。

<調査スピード例※>

■地震 木造 第1次調査	30棟/日・班
地震 木造 第2次調査	5棟/日・班
地震 非木造 第1次調査	15棟/日・班
地震 非木造 第2次調査	5棟/日・班
■風水害 木造	20棟/日・班
風水害 非木造	20棟/日・班
※但し、水害第1次調査の場合	20棟～60棟/日・班

※手配人員数を算出するための目安時間です。

※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なります

<計算例：地震第1次調査の場合>

<被害の仮定>	
* 調査棟数：40,000棟（非住家を含む全ての建物）	うち非木造 10,000棟
* 調査地域：市全域	
<調査スピードの設定>	
* 木造 第1次調査	30棟/日・班
* 非木造 第1次調査	15棟/日・班
<計算式>	
■木造 第1次調査	
・ $30,000 \text{棟} \div 30 \text{棟} = 1,000 \text{日・班}$	
20日間で被害認定調査を終了、1班2人体制、10班に1人コーディネーターを入れるとすると	
・ 必要な1日当たりの班数 $1,000 \text{日・班} \div 20 \text{日間} = 50 \text{班}$	
・ 必要な1日当たりの調査員数 $50 \text{班} \times 2 \text{人} = 100 \text{人}$	
・ コーディネーター 5人	

■非木造 第1次調査

・ 10,000棟 ÷ 15棟 = 666.6667日・班 → 667日・班

20日間で被害認定調査を終了、1班2人体制、10班に1人コーディネーターを入れるとすると

・ 必要な1日当たりの班数 667日・班 ÷ 20日間 = 33.35班

→ 19日間34班、20日目は21班

・ 必要な1日あたりの調査員数 34班 × 2人 = 68人

・ コーディネーター 4人

* 参考：調査時間の例（能登半島地震・中越沖地震の例）

○ 1棟当たりの平均調査時間

- ・ 外観目視調査の平均調査時間：8～30分
※ 一見全壊のみの平均調査時間：3～15分
- ・ 内部立入調査の平均調査時間：40～90分

○ 1日の平均調査棟数

- ・ 外観目視調査の平均調査棟数：30～50棟
※ 非木造のみの平均調査棟数：18～34棟
- ・ 内部立入調査の平均調査棟数：4～5棟

※ 各市町村の実績値のうち最大と最小のものをそれぞれ除いた範囲を示している。

※ 1棟当たりの平均調査時間から1日の平均調査棟数を算定する場合、移動時間、説明時間（内部立入調査の場合）等を考慮する必要がある。

* 参考：調査員の役割分担例

○ 3名体制の例



■ A：班長
・ 住民対応
・ 被害箇所探し 等



■ B：
・ 被害程度記録



■ C：
(被害箇所探し)
・ 写真撮影 等

○ 2名体制の例



■ A：班長
・ 被害箇所探し
・ 写真撮影
・ 住民対応 等



■ B：
・ 被害程度記録

出典：内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について 一事例と例示」

出典：「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」内閣府（防災担当）
平成28年3月、P51-52 (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>)

資料 1-16 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月内閣府）

【目的】

当該指針は、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的としている。

【住家の被害程度と住家の被害認定基準等】

当該指針において判定する住家の被害程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」の4区分とする。以下、認定基準は下表のとおりである。

被害程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

【住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用】

被害認定基準等は、災害現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。したがって、災害発生の場合には、被害状況を迅速かつ的確に報告する必要がある一方で、被害程度をより正確に把握する必要があり、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間経過によって被害把握方法と内容が変わってくるものである。

【適用範囲】

当該指針は、下表のような地震・水害等による住家被害想定をもとに作成している。

災害種別	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷

【調査方法】

● 地震被害の第1次調査

外観目視調査により外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷度等の目視による把握を行う。

● 地震被害の第2次調査

第1次調査を実施した住家の被災者からの申請があった場合に実施する調査で、外観目視調査及び内部立入調査により外観目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握で原則として申請者の立会が必要、倒壊の可能性がある場合には外観目視調査のみも可とする。

【判定方法】

● 外観による判定

一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合及び地震に伴う地盤被害により基礎が著しい損傷がある場合は、住家の損傷割合を50%以上とし全壊判定とする。

● 傾斜による判定

＜木造・プレハブ住家＞

住家の傾斜が1/20以上の場合は、住家の損傷割合を50%以上とし、全壊と判定、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、部位による判定により住家の損傷割合を算定する際に、傾斜による損傷割合を15%とできる。

＜非木造の住家＞

住家の傾斜が1/30以上の場合は、住家の損傷割合を50%以上とし全壊と判定、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、部位による判定により住家の損傷割合を算定する際に、傾斜による損傷割合を20%とできる。

(注) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して単純平均したものとする。

● 部位による判定

部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損傷割合の和を住家の損傷割合とする。住家の損傷割合が50%以上を全壊、40%以上50%未満を大規模半壊、20%以上40%未満を半壊、20%未満を半壊に至らないと判定。なお、木造・プレハブ住家では、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が非木造住家では、外壁、柱（又は耐力壁）の損傷率が、75%以上の場合は住家損傷割合を50%以上として全壊と判定する。

(注) 非木造の集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合、被害が最も大きな階のみ調査し、全体の損傷割合として差し支えない。

【応急危険度判定及び被災度区分判定との関係】

応急危険度判定は、一般的に大規模地震直後に実施されるが、これは専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性等を判定し当該建築物の当面の使用可否について判定することで二次被害を防止する目的である。

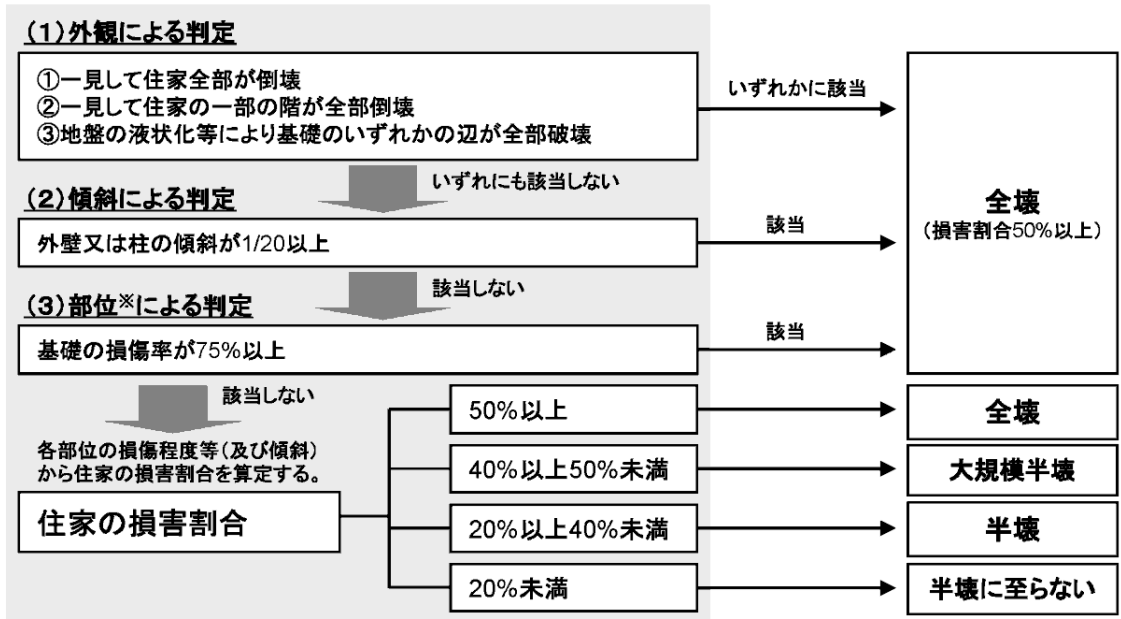
被災度区分判定は、建築主の依頼により専門家が被災建築物の損傷程度等を調査し、被災度区分判定を行い当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。

木造・プレハブ【地震による被害】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

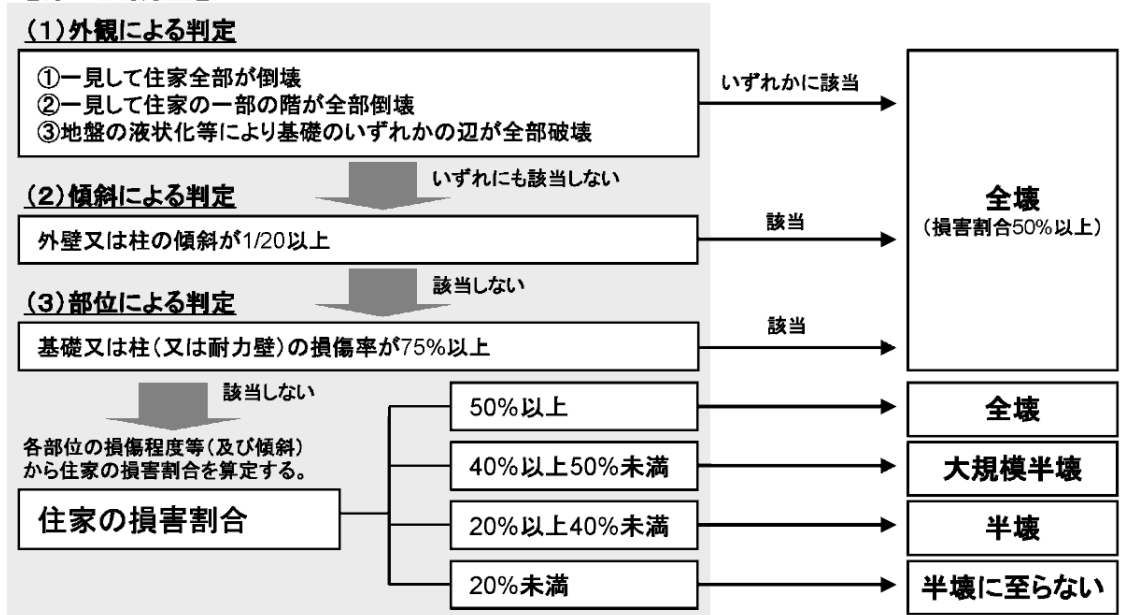
<被害認定フロー>

【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

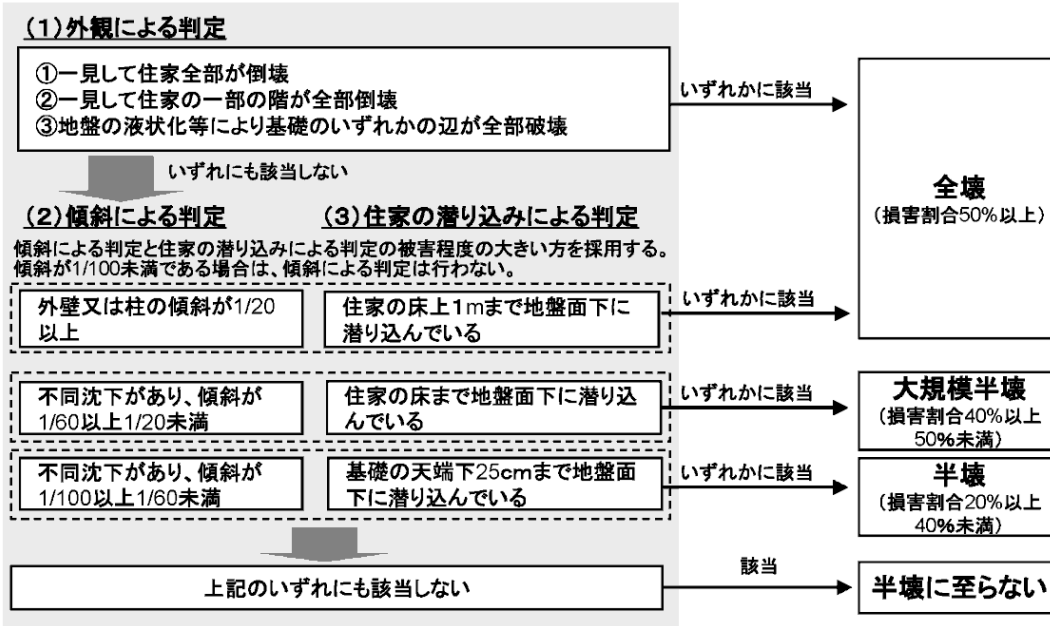
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）」内閣府（防災担当）、平成 26 年 3 月より引用

木造・プレハブ【地盤の液状化等による損傷】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー>

【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合

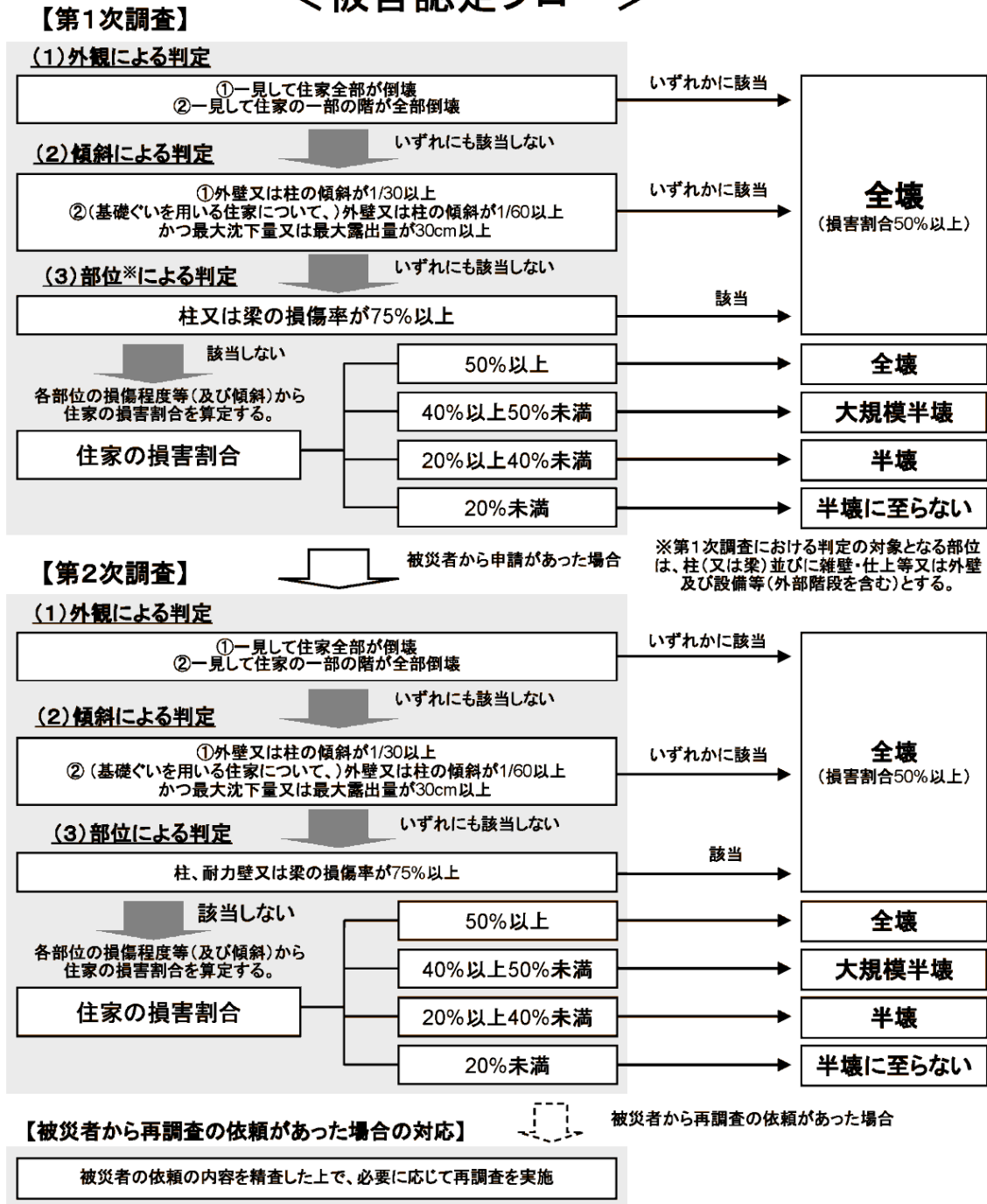
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

非木造【地震による被害】

<地震>

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。
 なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

<被害認定フロー>



「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）」内閣府（防災担当）、平成 26 年 3 月より引用

住家被害認定調査票について

(平成 25 年 6 月)

1. 調査票の構成

(1) 地震（運用指針：「第1編地震による被害」・「補遺」）

地震の木造・プレハブ（第1次）調査票については、調査票 A または B から地方公共団体の判断で選択できることとします。

	地震 木造・プレハブ			地震 非木造	
	第1次		第2次	第1次	第2次
	A	B			
種別	1種	1種	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	1種	2種 1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図
配置図	○	○	—	○	—
平面図等	—	—	○	—	○

地盤の液状化により住家に
損傷がみられる場合



地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定	地震 木造・プレハブ		地震 非木造	
	第1次	第2次	第1次	第2次
種類	1種	1種	1種	1種

(2) 水害（運用指針：「第2編水害による被害」）

1) 通常の水害時

	水害 木造・プレハブ		水害 非木造
	第1次	第2次	
種別	1種	2種	1枚
配置図	○	○	○
平面図等	—	—	—

※1次調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合の住家被害に限り適用する。

2) 区域内の住家が明らかに1階天井まで浸水している場合（サンプル調査）

	水害 木造・プレハブ	水害 非木造
種類	2種	/
配置図	○	
平面図等	○（区域図）	

※サンプル調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域にのみ利用する

(3) 風害編（運用指針：「第3編風害による被害」）

	風害 木造・プレハブ	風害 非木造
種類	2種 1 基本データ、損害割合算出表等 2 部位別損害割合	1種
配置図	○	○
平面図等	—	—

2. 調査票様式の修正

次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
 - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
 - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
 - iii. 各部位の損傷率
 - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）

注： 次頁以降に『住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次』及び『住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次』の様式を掲載するが、他に、「(地震)非木造」「(地震)非木造：第2次調査」「(水害)木造・プレハブ」「(水害)木造・プレハブ」「(水害)非木造」「(水害)非木造」の様式、記入例、記入の手引が存在する。詳細は内閣府が発行する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 住家被害認定調査票」を参照。

(<http://www.bousai.go.jp/hou/nyou.html>)

資料 1-21 住家被害認定調査票 地震 [様式]

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A		調査票 番号	3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	平成 年 月 日			
1 調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			

4 応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	--	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)の損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%
	損害割合	0	1	2	4	6	7

9 壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
	程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
	程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
	程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

10 屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割合算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

傾斜無	8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ	傾斜有	6傾斜	+10屋根	= 計い
						15		
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上			
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊			

住家被害認定調査票		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載
地震 木造・プレハブ 第1次B			
調査日	平成 年 月 日	配置状況	
1 調査時	: ~ :		
調査員			
所在地			
世帯主			
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)		

4 応急危険度判定	<input type="radio"/> 危険 <input type="radio"/> 要注意 <input type="radio"/> 調査済 <input type="radio"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	---	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
------	------	-----	---	---	---	---	---

9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
-----	------	-----	---	----	----	----	----

10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15
-------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

【損害割合算出表】



住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、縦横同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる状態について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の損傷を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%		<屋根> 構成比15%	
<p>4.5m 1.35m 9m</p>	<p>損害割合 1%</p> <p>損傷率 = $1.35\text{m}/13.5\text{m} = 10\%$</p> <p>・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.25m)</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1%</p>		<p>損害割合 2%</p> <p>損傷率 = $25\%(\text{程度II}) \times 4/10 = 10\%$</p> <p>・積瓦のずれ、破損、落下が軽いが、その他の瓦の損傷は少ない。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1.5%</p>
<p>4.5m 1.7m 9m</p>	<p>損害割合 2%</p> <p>損傷率 = $(1+1.7)\text{m}/13.5\text{m} = 20\%$</p> <p>・ひび割れと、ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 2%</p>		<p>損害割合 3%</p> <p>損傷率 = $25\%(\text{程度II}) \times 8/10 = 20\%$</p> <p>・積瓦のずれ、破損、落下が激しいが、その他の瓦の損傷は少ない。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 3%</p>
<p>4.5m 3.4m 9m</p>	<p>損害割合 4%</p> <p>損傷率 = $(1+3.4+1)\text{m}/13.5\text{m} = 40\%$</p> <p>・ひび割れの集中、剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 4%</p>		<p>損害割合 6%</p> <p>損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 8/10 = 40\%$</p> <p>・積瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。積瓦以外の瓦のずれも軽微。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%</p>
<p>4.5m 3m 4.1m 1m 9m</p>	<p>損害割合 6%</p> <p>損傷率 = $(3+4.1+1)\text{m}/13.5\text{m} = 60\%$</p> <p>・ひび割れの集中、剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%</p>		<p>損害割合 9%</p> <p>損傷率 = $100\%(\text{程度V}) \times 6/10 = 60\%$</p> <p>・小屋組の損傷が激しく、瓦材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上げ全面にわたって平陸、垂剥、剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 9%</p>
<p>4.5m 3m 7m 9m</p>	<p>損害割合 7%</p> <p>損傷率 = $(3+7)\text{m}/13.5\text{m} = 74\%$</p> <p>・ひび割れの集中、剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7%</p>		<p>損害割合 15%</p> <p>損傷率 = $100\%(\text{程度V}) \times 10/10 = 100\%$</p> <p>・小屋組の損傷が激しく、瓦材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上げ全面にわたって平陸、垂剥、剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 15%</p>

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、縦横同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる状態について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の損傷を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比75%		<壁> 構成比75%	
	<p>損害割合 8%</p> <p>損傷率 = $25\%(\text{程度II}) \times 8/20 = 10\%$</p> <p>・仕上の剥離が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7.5%</p>		<p>損害割合 45%</p> <p>損傷率 = $75\%(\text{程度IV}) \times 16/20 = 60\%$</p> <p>・仕上材が剥離しており、下地材にひび割れが生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 45%</p>
	<p>損害割合 15%</p> <p>損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 8/20 = 20\%$</p> <p>・仕上材が剥離している。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 15%</p>		<p>損害割合 75%</p> <p>損傷率 = $100\%(\text{程度V}) \times 20/20 = 100\%$</p> <p>・仕上材が剥離しており、下地材に破壊が生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 75%</p>
	<p>損害割合 30%</p> <p>損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 4/20 = 10\%$</p> <p>・仕上材が剥離している。</p> <p>$75\%(\text{程度IV}) \times 8/20 = 30\%$</p> <p>・仕上材が剥離しており、下地材にひび割れが生じている。</p> <p>損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 30%</p>		<p>* 損傷面積の考え方</p>

※仕上材が剥離している場合の取扱い

壁の仕上材が剥離している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。

損傷なし ⇒ 程度III(50%)

ひび割れあり ⇒ 程度IV(75%)

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次	調査票 番号		地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定

地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面下に潜り込み	損害割合 40%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み	50%未満 損害割合 20%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)

不同沈下がある場合の傾斜の判定

「6.傾斜」の平均値を転記

平均値	
-----	--

不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)	損害割合 40%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)	50%未満 損害割合 20%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (半壊)

(備考)

【判定表】 (注)地盤面下への潜り込み、不同沈下双方みられる場合には、双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
			<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊

住家被害認定調査票 地震木造・プレハブ第2次-1		調査票番号 _____	3 外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 地盤被害により基礎に著しい損傷	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)	
調査日 平成____年____月____日	1 調査時 _____ : _____ ~ _____ : _____		4 傾斜 水平距離(c m) ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____	平均値 _____	いずれかに該当 <input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
調査員 _____	所在地 _____			6cm以上(下げ振り120cmの場合)	
世帯主 _____	2 住家 <input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)				
5 基礎 損傷長(m) _____ 全長(m) _____	損傷率 = $\frac{\text{損傷長}}{\text{全長}} \times 100$			損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
6 柱(又は耐力壁)	<input type="checkbox"/> 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上		損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)	

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (<input type="checkbox"/> 傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≤い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B [※]	C [※]	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
9 外壁	10							
10 内壁	15							
11 床(階段含)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1						
12 柱(又は耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	10							
16 設備	10							

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。

計	あ	い	う
---	---	---	---

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

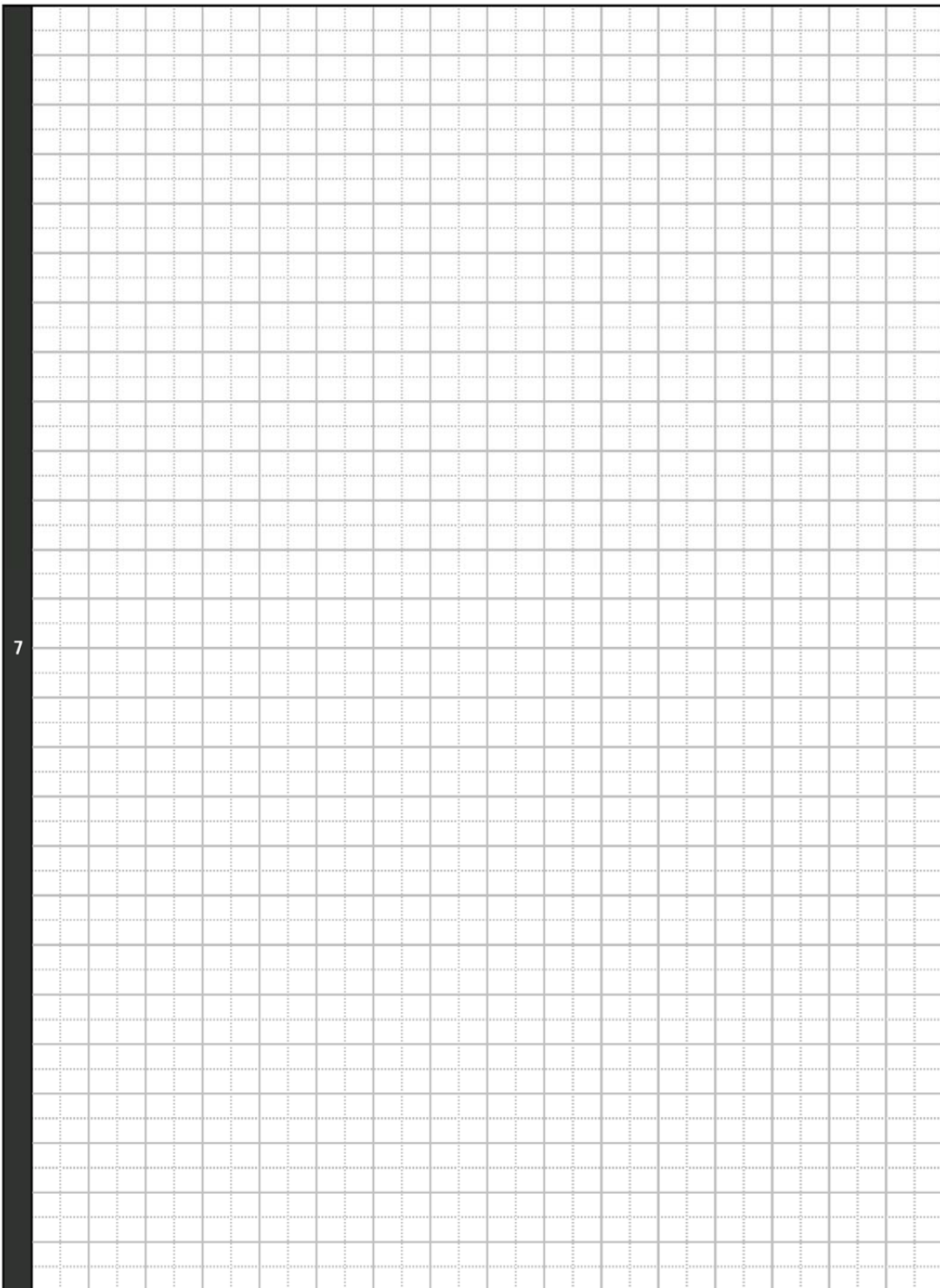
住家被害認定
調査票
地震
木造・プレハブ
第2次-2

調査票
番号

主要階・その他階

()階平面図・屋根伏図

7



住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-3	調査票 番号	

8	面積率	床	(1)	(2)	計
		屋根	(3)	(4)	1.0
					1.0

		主要階						その他階									
	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
9	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
10	内壁 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
11	床(階段含) 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	柱(又は耐力壁) 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
13	屋根 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	天井 5%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
15	建具 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
16	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階・その他階 1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能				計	B	その他 (左記以外の水回り、 ベランダ等 4%以内)	計	C						
		台所 (3%以内)	主要階・その他階 1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能									計	C				

住家被害認定
調査票
地震
木造・プレハブ
第2次

調査票
番号

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定

地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまで地盤面下に潜り込み	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 床上まで地盤面下に潜り込み		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまで潜り込み		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 潜り込みは基礎の天端下25cm未満		【計算方法早見表】へ
不同沈下のある傾斜	<input type="checkbox"/> 6cm以上(下げ振り120cmの場合)	損害割合 50%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 2cm以上6cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 1.2cm以上2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ
	<input type="checkbox"/> 1.2cm未満(下げ振り120cmの場合)		【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

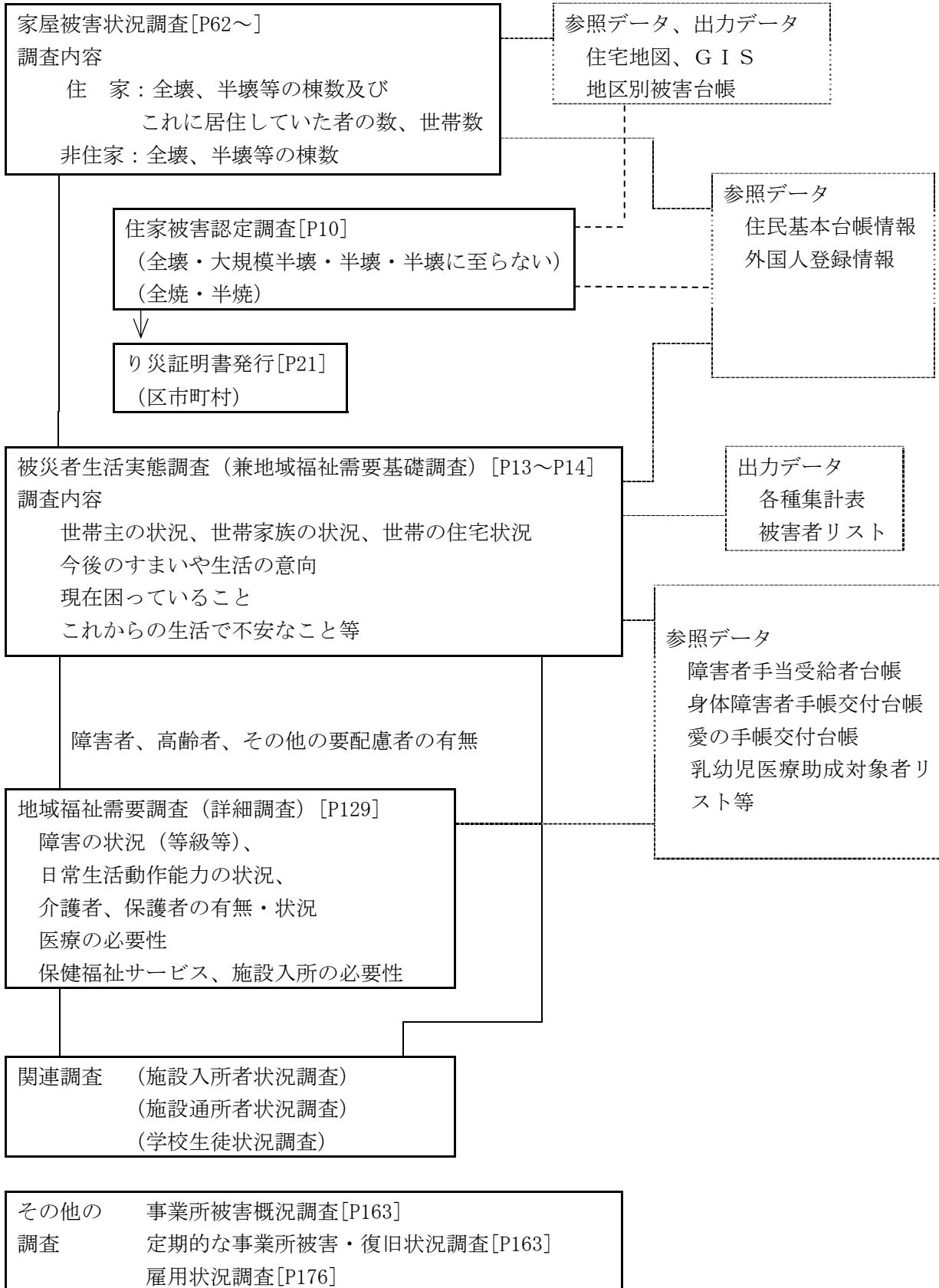
		地盤(潜り込み)		
		床上まで	基礎の天端下25cmまで	基礎の天端下25cm未満
傾斜 (下げ振り120cmの場合)	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1階の床面積(カ)									
住家の延べ床面積(キ)									
カ/キ 1階の床面積割合(ク)									
		ク×25	ク×25	ク×35			ク×10		
9	外壁 10								
10	内壁 15								
11	床(階段含) 10	不同沈下がある場合	10		不同沈下がある場合	10		不同沈下がある場合	10
5	基礎 10	35 不同沈下がない場合	10	10	35 不同沈下がない場合	10	10	35 不同沈下がない場合	
12	柱(又は耐力壁) 15	25	11%以上で全壊	11%以上で全壊	25	11%以上で全壊	11%以上で全壊	25	11%以上で全壊
13	屋根 15								
14	天井 5								
15	建具 10								
16	設備 10								
計									
判定	損害割合	20%未満		20%以上		40%以上		50%以上	
		□ 半壊に至らない		□ 半壊		□ 大規模半壊		□ 全壊	

資料 1-22 住民被害等の実態調査体系（案）

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

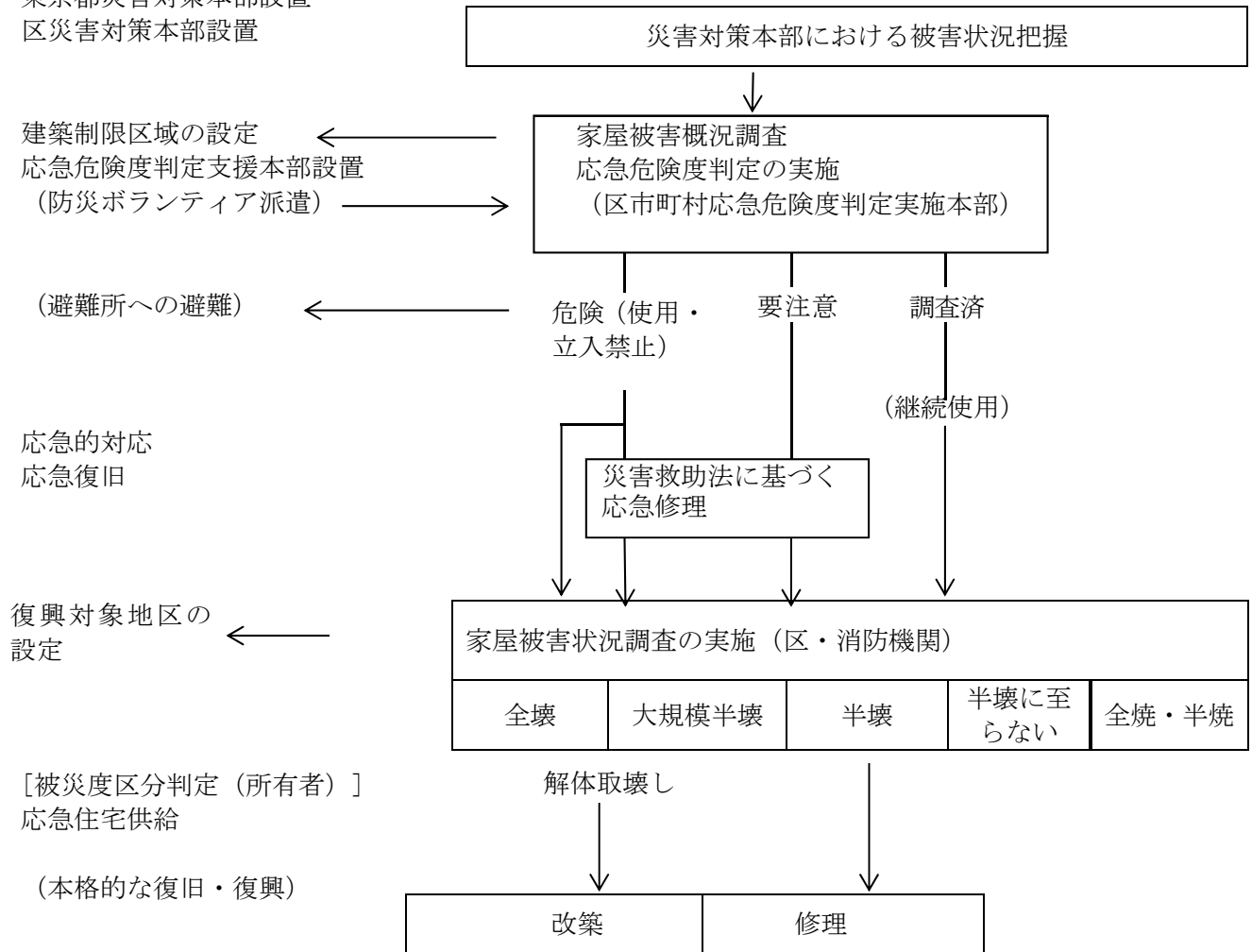


資料 1-23 民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

[震災発生]

(被災直後)

東京都災害対策本部設置
 区災害対策本部設置



建築制限区域の設定
 応急危険度判定支援本部設置
 (防災ボランティア派遣)

(避難所への避難)

応急的対応
 応急復旧

復興対象地区の
 設定

[被災度区分判定 (所有者)]
 応急住宅供給

(本格的な復旧・復興)

資料 1-24 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

	被災者の居所		
	(従前居住区市町村)	(他の被災区市町村)	(被災地域外)
避難所滞在世帯調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り (福祉保健局調整)
応急的住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者実態調査	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

資料 1-25 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）様式〔案〕

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)

①調査月日	月 日	②調査員		所属		氏名	
③調査場所	避難所(学校名等)					自宅(住所)	
	その他(施設名または住所)						
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所	
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態			健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人)	
						2 要介護高齢者 要介護 人(うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5	
					3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載		
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅱ	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅲ	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける					
	被災前の住宅の状況Ⅳ	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける					
	被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける					
	今後の意向Ⅰ	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 アパート・マンションでもよいか ※○を付ける					
	今後の意向Ⅱ	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける					
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給 有/無 ※○を付ける) 現在の職業 仕事再開見通し(見通しが立っている/立っていない ※○をつける)						
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関する事 健康に関する事 介護に関する事 教育に関する事 仕事に関する事 収入に関する事 その他() ※○を付ける						
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける						

資料 1-26 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書様式〔案〕
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)報告書

区市町村名		担当	部 課		(担当者)	TEL
世帯の状況						
被災世帯数		被災者総数		高齢者数	児童数	障害者数
避難所 応急的住宅 自宅等 その他	ケガをした人		要介護	乳児	身体障害	
	うち要医療		上記のうち重症者(再掲)	幼児	知的障害	
	病気の人		要支援	その他	精神障害	
	うち要医療		その他		不明	
			不明			
住宅の状況						
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV		(参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅
持家	一戸建て		木造			
借地・持家	長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造			
公営住宅	共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造			
公団賃借	共同建て(マンション)		鉄骨造			
公社賃借	その他		コンクリートブロック造			
民間賃借	被災前の住宅の状況 III		その他			
給与住宅(社宅・寮)	居住専用		わからない			
その他	居住・産業併用					
	その他					
被災後の現状			今後の意向 I		今後の意向 II	
そのまま住むことができる			自宅に住み続けたい		都外に移りたい	
住むことはできるが修理が必要			公共賃貸住宅に移りたい		都内に住み続けたい	
住むことができない			民間賃貸住宅に移りたい			
分からない			持家を購入したい			
その他			その他			
収入状況等					※世帯種別	
世帯の平均収入		生活保護受給世帯		65歳未満の単身世帯		
暮らしの上で困難なことや不安なこと			必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯	
住まいに関すること			高齢者の入所施設(介護保健)		夫婦のみ	
健康に関すること			高齢者の入所施設(その他)		高齢者夫婦のみ	
介護に関すること			身体障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳未満)	
教育に関すること			知的障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳以上)	
仕事に関すること			障害児の入所施設		夫婦と高齢者	
収入に関すること			その他の入所施設		夫婦と高齢者と子供(18歳未満)	
その他			ホームヘルパー		その他	
			デイサービス			
			ショートステイ			
			訪問看護			
			保育所			
			障害者の作業所			
			生活保護			
			その他			

資料 1-27 社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ図
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

〔震災発生〕
 (被災直後)
 東京都災害対策本部設置
 区市町村災害対策本部設置

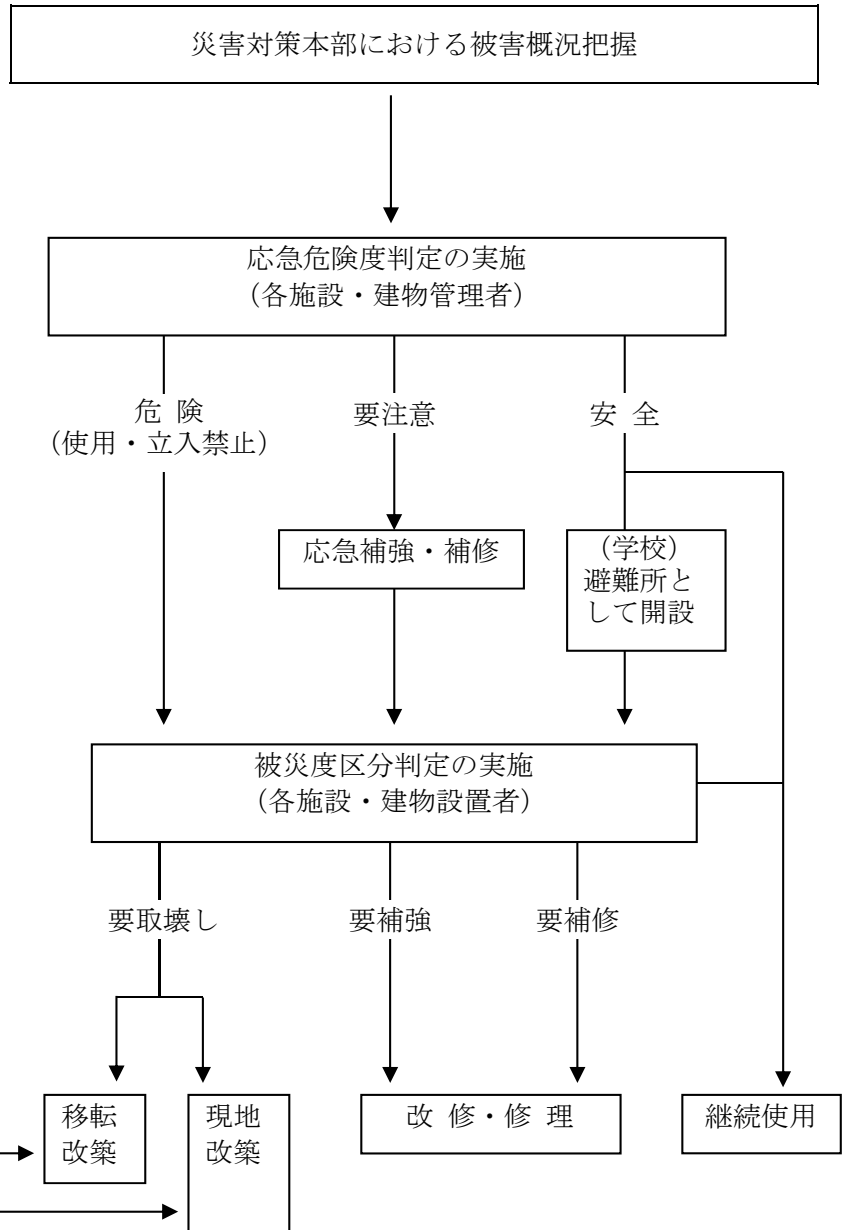
(被災後 3 日以内)
 要実施施設リストの作成
 判定調査の実施調整組織
 の整備
 区市町村との合同調査等
 の協議
 建築職員等による調査の
 実施
 区市町村等への応援職員
 派遣

社会公共施設等の
 被害状況集約

(被災後 1 週間程度)

社会公共施設等の復旧
 状況の集約
 改築・改修等実施計画の
 策定
 財政需要見込みの集計

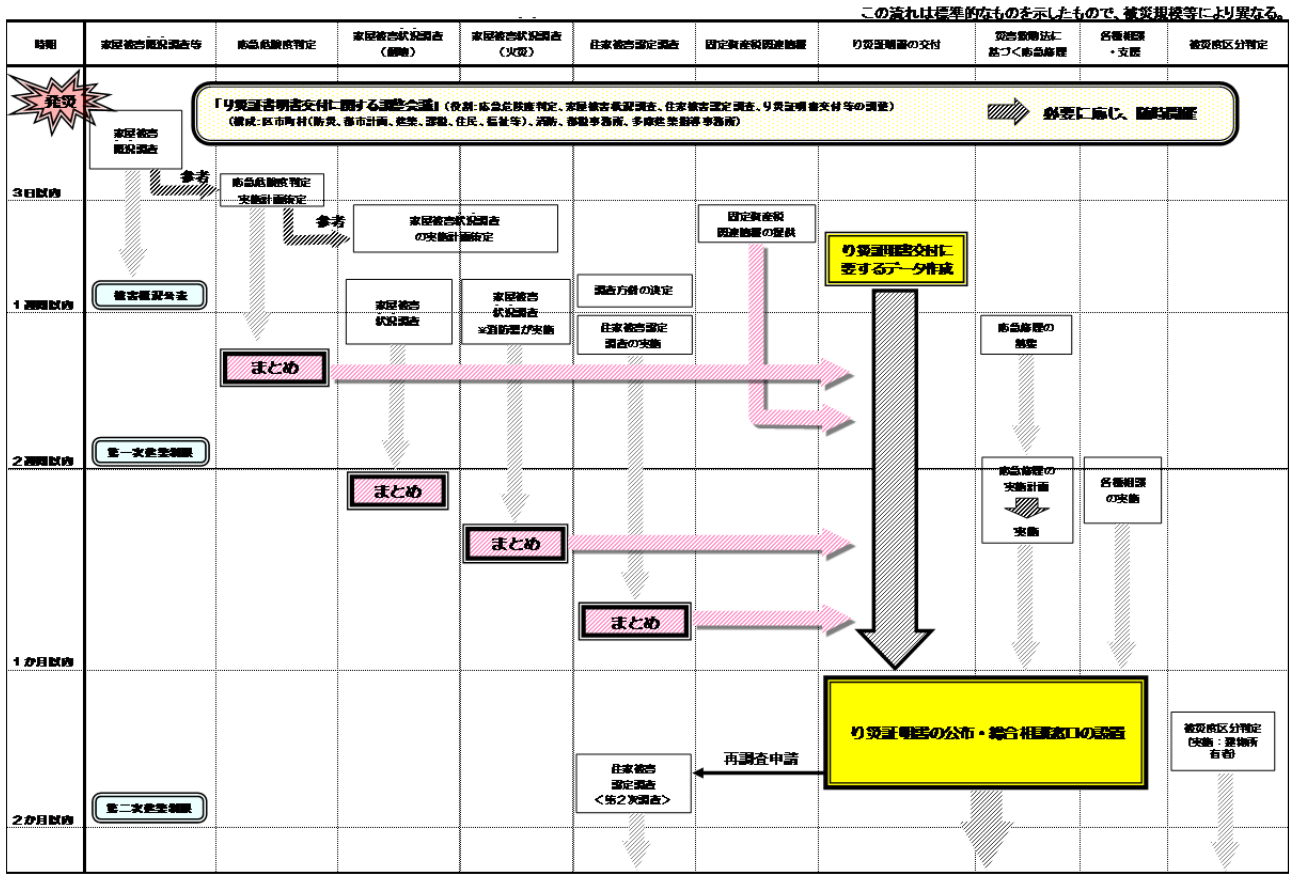
土地の確保調整
 (移転場所、仮移転場
 所)



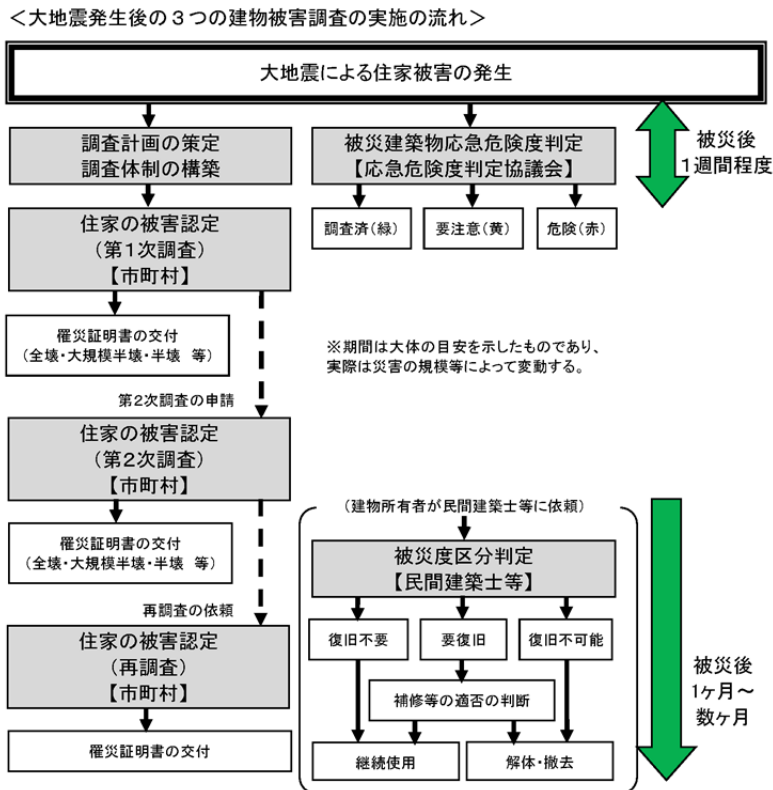
資料 1-28 震災後の被害状況等に対応した復興関連情報一覧
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

区分（大項目）	項目	所管部課
1 復興体制	震災復興基本方針など	〇〇部課
	震災復興基金	〇〇部課
2 復興財政	震災復興に係る財政計画	〇〇部課
3 区市町村民税	申告・納付等期限の延長など	〇〇部課
4 相談体制	被災者総合相談所の設置など	〇〇部課
5 都市の復興	都市復興基本方針など	〇〇部課
6 住宅の復興	応急仮設住宅等の提供など	〇〇部課
7 道路の状況	被災箇所：（目標物）～（目標物）など	〇〇部課
8 河川の状況	被災箇所：護岸、堤防、水門、分水路、工作物など	〇〇部課
9 公園の状況	区市町村立公園活用状況（災害時）など	〇〇部課
10 港湾等の状況	被災箇所：港湾、空港、漁港等など	〇〇部課
11 環境保全	環境保全事業など	〇〇部課
12 医療	医療機関の復旧情報など	〇〇部課
	区市町村立病院の運営情報	〇〇部課
13 福祉	社会福祉法人等の再建支援など	〇〇部課
14 保健	公衆浴場の営業情報など	〇〇部課
15 中小企業施策	仮設工場・仮設店舗の設置状況など	〇〇部課
16 観光施策	都市イメージ回復情報の発信など	〇〇部課
17 雇用・就業施策	雇用維持助成金など	〇〇部課
18 相談・指導	特別相談窓口の設置	〇〇部課
19 消費生活	消費生活相談の実施など	〇〇部課
20 学校教育	《公立学校》 授業再開（避難所縮小・閉鎖）など	〇〇部課
	《私立学校》 授業再開支援など	〇〇部課
21 ボランティア等	ボランティア関連情報（活動拠点・需要等）	〇〇部課
22 外国人への支援	外国人災害時情報センター	〇〇部課
23 社会教育施設等	社会教育施設等の再開	〇〇部課
24 文化・社会教育	文化施設等の再開	〇〇部課

資料 1-29 家屋・住家被害に関する調査等の流れ（案）
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>



資料 1-30 大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ



出典：「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」内閣府（防災担当）
 平成 28 年 3 月、P20 (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>)

資料 1-33 り災証明書
第5号様式（第6条関係）

証 第 年 月 号 日

り 災 証 明 書

り 災 場 所	世 田 谷 区 丁 目 番 号			
世 帯 主 名	事業主名（所有者名）	事業所名または建物名		
り 災 状 況	り災年月日	年 月 日		
	り災の原因	1. 風水害 2. 震災 3. その他（ ）		
	建物の種類	1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. 事業所 6. その他（ ）		
	り災程度	1. 全壊 2. 流失 3. 半壊 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 大規模半壊 7. その他（ ）		
住 世 家 帯 の 構 成 記 入	氏 名	続 柄	生年月日	備 考
		世 帯 主		

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

世 田 谷 区 長



<り災証明について>

・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に区長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例；地中の抗の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。

資料 1-34 り災届出書兼証明書

第 3 号様式 (第 5 条関係)

り 災 届 出 書 兼 証 明 書

申請者	住 所			
	氏 名	㊟	り災者との 関 係	

下記のとおり、り災したことを届出します。

り 災 日 時	平成 年 月 日 時 分ごろ
り 災 場 所	世田谷区
り 災 者 氏 名	
り 災 者 住 所	
届出の内容	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。

第 号

平成 年 月 日

世田谷区長



資料 1-35 り災証明書発行事務取扱要綱

平成21年 3月30日

20世災対第796号

改正 平成21年 9月 4日21世災対第491号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民又は区内の事業者が風水害、震災等の自然災害等によるり災（以下「り災」という。）をした場合のその損害について行うり災証明等について、必要な事項を定めるものとする。

(証明の区分)

第2条 区長は、次に掲げる区分により、り災等の証明を行うものとする。

(1) り災証明 り災の状況がり災をした者による立証、職員による現場調査等の方法等により確認することができる場合で、り災した物件等の所有者等の申請に基づき行う。

(2) り災届出証明 前号の規定による確認が困難な場合で、り災した者からり災した旨の届出があったときに、その届出の事実について行う。

2 前項の規定にかかわらず、火災によるり災証明及びり災届出証明は、原則として行わないものとし、当該証明については東京消防庁証明事務処理規程（昭和61年3月東京消防庁訓令第17号）による東京消防庁の証明を案内するものとする。

(り災状況の認定基準)

第3条 り災状況の認定は、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政第518号内閣府政策統括通知）に定める基準に基づき行うものとする。

(り災台帳)

第4条 り災証明の発行に当っては、区長は、あらかじめり災台帳（第1号様式）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、風水害被害によるり災は、世田谷区見舞金支給要綱（平成20年3月31日19世地調第1022号）第5条の規定による災害状況調査報告書をり災台帳に代えるものとする。

(証明の申請等)

第5条 区長は、り災した物件の所有者、管理者、占有者その他区長が特に認める関係者がり災した物件等のり災の証明を希望する場合であって、第2条第1項第1号に該当する時はり災証明申請書（第2号様式）を、同項第2号に該当する時はり災届出書兼証明書（第3号様式）を、提出させるものとする。

2 前項の規定による提出は、風水害の場合はその住所地又は事務所の所在地を管轄する出張所又はまちづくりセンターで行うものとし、大地震等の大規模災害の場合は区長が指定する場所で行わせるものとする。

3 第1項に規定する者以外の者がり災の証明を希望する場合は、当該提出を行う者に委任状（第4号様式）を提出させるものとする。この場合において、当該委任状の委任者の欄は、第1項に規定する者による自筆であることを要するものとする。

(証明書の交付)

第6条 区長は、前条第1項の規定によるり災証明申請書の提出があった場合は、り災証明書（第5号様式）を当該提出をした者に交付するものとする。

2 区長は、前条第1項の規定によるり災届出書兼証明書の提出があった場合は、当該り災届出書兼証明書の写しに区長公印を押印し、当該提出した者に交付するものとする。この場合において、り災届出書兼証明書の原本は区長が保管するものとする。

(手数料)

第7条 この要綱による証明に係る手数料は、無料とする。

(様式の特例)

第8条 り災証明書及びり災届出書兼証明書の写しを保険会社等に提出する場合で、当該提出先でり災証明申請書又はこれらの証明書に相当する様式の定めがある場合は、当該書式をもって代えることができる。この場合において、証明の範囲は、この要綱で定める証明の内容の範囲とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成21年9月4日21世災対第491号）

この要綱は、平成21年10月1日より施行する。

資料 1-36 被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示

＜被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府）より抜粋＞

法令上の事項 (根拠規定)	データ項目の例示	説明
氏名 (法第 90 条の 3 第 2 項第 1 号)	・氏名 (ふりがな (フリガナ))	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要なとなる基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。 ○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。
生年月日 (法第 90 条の 3 第 2 項第 2 号)	・生年月日 (年齢)	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要なとなる基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。
性別 (法第 90 条の 3 第 2 項第 3 号)	・性別	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要なとなる基本的な情報。
住所又は居所 (法第 90 条の 3 第 2 項第 4 号)	・住所	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要なとなる基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。
	・居所	○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。 ○居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合は考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。
住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 (法第 90 条の 3 第 2 項第 5 号)	＜住家被害＞ ・被害認定結果 ・被害認定日	○罹災証明書の証明事項と同義。
	＜被災住民の人的被害＞ ・負傷・疾病の状況 ・死亡日 ・被害の状況	
	＜家財等の動産被害＞ ・被害の状況	○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。
援護の実施の状況 (法第 90 条の 3 第 2 項第 6 号)	＜被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度＞ ・支援制度 ・申請日 ・申請者 ・被災者と申請者の関係 ・支援の区分 ・支給日 ・支給終了日	○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。 ○具体例 ・被災者生活再建支援金（基礎・加算） 基礎または加算支援金については、2 回受給する被災者が出る可能性がある。 (例：基礎支援金 大規模半壊 → 半壊解体 加算支援金 賃貸 → 建設・購入、補修) ・都道府県及び市町村における見舞金等 ・義援金 義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は 1 回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。 ・災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。
	＜地方税、国民健康保険・後	○具体例

	<p>期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免の実施の有無 ・減免の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村住民税の減免 ・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・国民年金保険料の減免
	<p><災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金の有無 ・貸付金の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金、生活福祉資金 <p>災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。</p>
	<p><災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助の種類 ・救助の有無 	
	<p><児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の種類 ・特例措置の有無 	
<p>要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 (法第90条の3第2項第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護制度区分 ・障害の種類・程度 ・乳幼児 ・妊婦 ・持病（難病、特定疾病等） ・ペットの有無 ・DV ・児童虐待 ・外国人 ・支援を要する高齢者 ・上記対象者に関する同居（支援）親族の有無 	<p>○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待 <p>本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報については、資料15を参照 	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第30条</p> <p>○特定個人情報データ標準レイアウト 4、10、20、26、74、78、80、82</p> <p>○主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。 (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠したA市の住民Xが、出産に備え実家のB市に滞在中、B市で災害が発生した場合、B市には当該Xに係る情報がないため、B市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、A市が保有するXの出産予定日について情報提供を受け、Xへの援護を実施。 <p>○特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広く対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするもので</p>

		ある。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。
電話番号その他の連絡先 (規則第8条の5第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・携帯電話番号 ・メールアドレス ・ファックス番号 	○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 (規則第8条の5第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯 ・複数世帯 ・世帯主名 ・世帯番号 	<p>○災害の発生時において単身世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。</p> <p>○世帯を認識するために有用。</p>
罹災証明書の交付の状況 (規則第8条の5第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付日 ・交付枚数 ・申請日 ・申請者 	○罹災証明書の交付実績を記載・記録。
市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (規則第8条の5第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳情報提供に関する同意 ・同意する情報提供先 	<p>○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。</p> <p>○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。</p> <p>○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。</p>
前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (規則第8条の5第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供先名 ・提供日 ・情報の使用目的 ・提供した情報(項目) 	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。
被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 (規則第8条の5第6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー) 	<p>○被災者台帳作成に個人番号(マイナンバー)を利用する場合に記載・記録。</p> <p>○マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。</p> <p>○台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。</p>
前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(例) (規則第8条の5第7号)		
(調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査番号 ・調査日 ・調査担当者 ・災害種類 ・調査結果 	<p>○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。</p> <p>○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。</p> <p>○履歴を確認できるよう少なくとも3次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。</p>

(建物)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所在地 ・建物用途 ・建物構造 ・位置座標（緯度、経度） 	<p>○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。</p> <p>○木造／非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。</p> <p>○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。</p> <p>○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。</p>
(住家・非住家の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・住家・非住家の別 	<p>○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。</p> <p>○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。</p>
(所有者氏名)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ)) 	<p>○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。</p>
(所有者住所／居所)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の住所 ・建物所有者の居所 	<p>○所有者の住所／居所を記載・記録。</p> <p>○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。</p>
(所有者電話番号)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の電話番号 ・建物所有者の携帯電話番号 	<p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</p>
(所有者連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の携帯電話のメールアドレス ・建物所有者のファックス番号 	<p>○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。</p>

資料 1-37 被災者台帳作成チェックリスト（平時の準備）

＜被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府）より抜粋＞

No	内容	チェック
1	●被災者台帳の主担当部署を定めているか。	
2	●関係部署間の調整機能を有しているか（被災者台帳関係部署間による会議を設置しているか、又は同等の役割を果たす部署が存在するか）。	
3	●被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）を定めているかどうか。	
4	●被災者台帳作成に係る情報保有部署（被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署）を把握しているか。	
5	●情報保有部署における被災者台帳記載・記録項目に関する情報の保有形式は把握しているか。	
6	●被災者台帳の作成方法の検討	
7	●マイナンバーの利用について準備しているか。	
8	●被災者台帳の作成手順を定めているか。	
9	●情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。	
10	被災者台帳制度及び台帳情報としての情報共有について、情報保有部署の理解が得られているか。	
11	●情報保有部署の理解と了解を得たうえで、被災者台帳に記載・記録する事項について、市町村内に周知しているか。	
12	●市町村内に周知後、台帳情報の利用を希望する部署（情報利用部署）を把握しているか。	
13	●情報保有部署及び情報利用部署に加えて、全体調整を行う関係部署を把握しているか。	
14	●被災者台帳に記載・記録する情報の内部提供ルールを定めているか。	
15	●台帳情報の共有ルールを定めているか。	
16	●台帳情報の利用ルールを定めているか。	
17	●台帳情報の（外部への）提供ルールを定めているか。	
18	●被災者台帳について首長をはじめとする幹部の理解を得ているか。	
19	●被災者台帳について職員への周知を行っているか。	
19	●被災者台帳について住民への周知を行っているか。	
1	●被災者台帳の主担当部署を定めているか。	
	＜ポイント＞	
	○ 被災者台帳は、災害時に、主に市町村内の関係部署が保有する個人情報収集し、被災者個人単位で集約して作成するとともに、その台帳情報を被災者の援護の実施のため関係部署が利用するものであり、情報保有部署、情報利用部署がそれぞれ多	

	<p>岐にわたること、平時の通常業務においては被災者の援護業務がないこと等の理由により、市町村によっては、被災者台帳の主担当部署が必ずしも明確になっていない場合がある。</p> <p>○ しかし、被災者台帳の主担当部署を定めていない場合、災害時に速やかに被災者台帳を作成することは困難であり、被災者の援護の実施が遅れる可能性がある。</p> <p>○ このため、平時から被災者台帳の主担当部署を定めておくことは、非常に重要。</p>	
2	<p>●関係部署間の調整機能を有しているか (被災者台帳関係部署による会議を設置しているか、又は同等の役割を果たす部署が存在するか)。</p> <p><ポイント></p> <p>○ 被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）に関する情報の取扱いを協議するため、情報保有部署、情報利用部署及び市町村内の全体調整を行う部署等による会議を設置することが必要（会議については、部課長級の幹部会議、担当者による会議などが想定される）。</p> <p>○ 住家の被害認定調査、罹災証明書の発行業務及び当該内容のデータ化は、災害発生直後に業務量が膨大となり、かつ迅速な対応が求められるため、別途会議を開催することが望ましい（ただし、これらの業務の担当部署が同一の場合は不要となる場合もある）。</p> <p>○ 関係部署における被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）に関する情報の取扱いなどの方針決定については幹部会議、データの形式や具体的なデータのやりとりなど事務的な事項については担当者会議など、内容によって協議すべき事項をあらかじめ定めることが必要。</p> <p>○ このほか、会議を設置せず、主担当部署が関係部署と個別に協議を行い、主担当部署が中心となり意思決定する方法も考えられる。</p> <p>※ 会議における主な協議事項例</p> <p>○<u>幹部会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳の作成に向けた全体スケジュール案の構築 ・被災者台帳の利用業務の内容の確認 ・被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）の決定 ・関係部署における被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報の取扱いに関するルール （ポリシー）策定 （情報保有部署からの情報提供方法、情報利用部署への情報提供方法、情報の集約方法等） ・被災者台帳の作成形式の決定 （システム導入、Access、Excel、紙媒体等） ・台帳情報のアクセス権限決定 ・（コストを要する場合）被災者台帳維持管理に係る予算の決定 ・被災者台帳の主管部署において担当職員が不足する場合の応援体制の決定 ・首長等、幹部への報告事項 ・会議構成員（関係部署）の追加、削除、変更 等 <p>○<u>担当者会議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の具体的な業務分担 ・被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）の具体的な収集・提供スケジュール作成 ・台帳情報の内部提供ルール作成（13 参照） ・台帳情報の共有ルール作成（14 参照） ・台帳情報の利用ルール作成（15 参照） ・台帳情報の外部への提供ルール作成（16 参照） ・幹部会議で決定したルールに基づく情報の具体的な取扱い ・（コストを要する場合）被災者台帳の維持管理に係る予算の積み上げ 等 	
3	<p>●被災者台帳に記載・記録する事項（データ項目）を定めているかどうか。</p> <p><ポイント></p> <p>○法第 90 条の 3 第 2 項及び施行規則第 8 条の 5 に規定する事項の記載・記録は必須</p>	

	<p>(ただし、各事項について収集可能なものから順次記載・記録することは差し支えない)。</p> <p>○具体的な内容については、「被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示(以下「データ項目の例示」という。)」を参考に検討する。</p> <p>(例) データ項目の例示のほか、関係するデータ項目が必要となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・都道府県における独自の被災者支援策 ・発生した災害固有の被災者支援策 ・被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項(規則第8条の5第7号) <p>○さらに、応急仮設住宅や復興公営住宅等を設置した場合は、次のデータ項目を追加することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の所在地を住所又は居所として記載・記録 ・応急仮設住宅等の入退居の状況(例:「入」・「退」の別、入退居年月日) <p>○データ項目の例示の中で不要なものがあれば除外し、被災者台帳に記載・記録しない。</p> <p>○データ項目の例示はあくまでも参考であり、市町村の実情等に応じて項目を設定できる。データ項目の例示に示す項目を必ず記載・記録する必要はない。</p>	
4	<p>●被災者台帳作成に係る情報保有部署(被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署)を把握しているか。</p> <p>※ 想定される情報保有部署及び保有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応部署 【被害の状況等】 ・住民基本台帳担当部署 【氏名、生年月日、性別、住所又は居所】 ・福祉担当部署 【介護保険料・介護サービス利用料金の減免、要介護度】 ・税担当部署 【減免の状況等】 ・住家の被害認定調査担当部署 【被害認定調査の結果】 ・被災者支援担当部署 【各支援業務の実施状況】 ・避難所(者)担当部署 【避難所の所在地、避難者名簿、退所日】 ・仮設住宅担当部署 【入居日、退居日】 ・生活資金等融資担当部署 【融資の状況等】 ・上下水道・ガス担当部署 【利用料金の減免】 ・保育園・幼稚園・学校教育担当部署 【保育料の減免、就学援助費・学用品の支給業務等】 ・上記以外の部署が担当している場合【(例) 特設の総合的な窓口等】 <p><ポイント></p> <p>○被災者台帳に記載・記録する事項に関して、関係部署と考えられる部署に対して個別ヒアリングを行った上で、関係部署を確定させることが必要。</p> <p>※ヒアリング内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記関係部署が有している情報の保有状況(どのようなデータ項目があるのか) ・情報の保有形式(システムか、Excel等のデータファイルか、紙媒体か) ・どのような情報の利用を希望しているか(他の部署が有している●●に関する情報が欲しい) ・被災者台帳を作成した際の利用方法 等 <p>○被災者の避難先(居所)・連絡先の情報収集方法や、地方公共団体以外の者(民生</p>	

	<p>委員、社会福祉協議会、NPO等）への台帳情報の提供に係る本人同意の有無の確認方法について、事前に検討しておく必要がある。特に、本人同意の確認については、罹災証明書発行手続時などが考えられるが、確認を行うことができる機会が限られていることから、事前によく検討する必要がある。</p> <p>○ 援護の実施状況等の情報について、集約管理にするか、担当部署ごとの管理にするかの整理が必要（情報取得部署において個別に更新する仕組みとするか、主管部署を定め、各部署は主管部署に情報を提供し、この主管部署が一括して台帳情報を更新する仕組みとするか等の整理が必要）。</p>	
5	<p>●情報保有部署における被災者台帳記載・記録項目に関する情報の保有形式は把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <p>○ 情報保有部署が保有する情報を被災者台帳に記載・記録できるようにするため、保有形式（紙媒体か、Excel・Access等の形式か、個別のシステムか、データリスト形式か、個票形式か）を把握するとともに、その情報を災害発生後にどの様に共有すべきか検討。</p> <p>○ 情報保有部署が保有する情報について、これを共有するためにデータ形式の変更が必要かどうか検討。</p> <p>○ 情報保有部署において管理しているシステムからデータを取り出す場合には、情報保有部署において、データ抽出作業方法をマニュアル化しておくことが望ましい。（保有データの抽出等に当たり、委託業者による作業またはプログラムの変更等を要する場合は、可能な限り、平時に取り組んでおくことが望ましい）。</p> <p>○ 情報保有部署が保有している情報の更新サイクルを平時から確認しておくことが必要。</p> <p>○ 局内・部内の情報を総合的に管理するシステムを運用するなど、共通の情報システムを複数の課で利用している場合は、データの更新状況の確認方法を把握しておくことが必要。</p> <p>○ 民間業者に業務を委託しているなど、職員自らデータ抽出が行えない場合は、災害時に迅速に当該民間業者からデータの提供が受けられるようあらかじめ調整しておくとともに、当該業者がどのようなデータ管理をしているか、平時から確認しておくことが必要。</p> <p>○ 情報保有部署が保有している情報について、前回更新時との差分データを速やかに抽出することが可能かどうかについて確認が必要。</p>	
6	<p>●被災者台帳の作成方法の検討</p> <p><ポイント></p> <p>○ 人口規模、被害想定、被災者台帳に記載・記録する事項に係るデータ数、被災者台帳作成に要する時間及びコスト、災害時に被災者台帳の作成に必要な職員数及びその具体的な業務内容などを総合的に勘案し、被災者台帳関係部署による会議等によりあらかじめ作成方法を決定しておく。</p> <p>○ 作成方法は、通常の業務システムと連動したシステム、個別システム、内閣府が提供するAccess版又はExcel版のファイル、自団体におけるデータベース作成、紙媒体等、多様な選択肢がある。</p> <p>○ 災害発生時に速やかに被災者台帳が作成できるよう、職員が被災者台帳制度を理解し、その作成手順を習熟しておくなど、平時から準備を整えておくことが望ましい。</p> <p>○ システムの導入検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>□ 導入後は災害時に運用可能な体制が長期的に継続して確保されるかどうか（当該市町村の地域における災害は、通常は恒常的に発生しないため、システム導入時においては関係職員が運用可能であったとしても、人事異動等により担当職員が入れ替わったとき、その運用方法が引き継がれず、ひいてはシステム</p>	

	<p>ムの存在自体が組織から忘れられてしまう可能性もあるため、担当部署や関係部署においてシステムを運用可能な体制が継続的に確保できるよう取り組む必要がある)。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 導入・運用に関するコストの検討に当たっては、導入せずに大規模災害が発生した場合に臨時に発生するコストも併せて検討することが望ましい。 □ 職員が操作可能かどうか（職員による操作が困難な場合、民間等に委託するか。委託する場合は、災害発生時に対応可能か） □ 災害発生時にシステムが稼働できるかどうか（動作環境の確保） （非常用電源は確保しているか、システム自体の災害対策は講じられているか、災害時においてもデータの収集を確実に行うことができるかどうか。また、システムだけによらず、定期的にバックアップを取る等のリスク管理についても検討しておくこと。） 	
7	<p>●マイナンバーの利用について準備しているか。 <ポイント> ※詳細は第Ⅱ章を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他団体に対し情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携（特定個人情報の提供の求め）を行う方法について確認しているか。また、当該システムの使用についての理解を深めているか。 ○ 番号利用法別表第二第四欄に規定されている特定個人情報を庁内連携して被災者台帳の作成に利用できるように条例の規定を設けているか。（なお、法律事務の庁内連携に係る条例の規定については、包括的規定となっていることが一般的である。） ○ 番号利用法別表第二第四欄に規定されていない特定個人情報を被災者台帳と庁内連携する場合、被災者台帳の作成に利用できるように条例の規定を設けているか。 ○ 作成した被災者台帳に記載・記録された特定個人情報を庁内連携して他の被災者援護関係事務に利用する場合、当該庁内連携ができるように条例の規定を設けているか。 ○ 特定個人情報ファイルを保有するにあたり、特定個人情報保護評価を行っているか。（災害発生前に被災者台帳を作成するシステムを導入している場合には、システムのプログラミング開始前の適切な時に特定個人情報保護評価を行っているか。） （なお、災害発生後に特定個人情報ファイルを保有せざるを得なかった場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。 具体的な実施時期については、個別に個人情報保護委員会に相談すること。） <ul style="list-style-type: none"> ・対象人数が1,000人未満の場合は、特定個人情報保護評価の実施は義務付けられない。 ・実際に特定個人情報ファイルを保有したときに、想定人数との間に相違があった場合には、評価書の修正又は評価の再実施を行うこと。 	
8	<p>●被災者台帳の作成手順を定めているか。 <ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作成手順書（マニュアル）を作成し、関係部署で共有するとともに、見直しを行うことが必要。 	
9	<p>●情報保有部署に被災者台帳の制度の説明は行っているか。 ●被災者台帳制度及び台帳情報としての情報共有について、情報保有部署の理解が得られているか。 <ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の迅速な被災者台帳作成のため、平時から、情報保有部署の理解が重要であることを踏まえ、制度の説明等を行うことが必要。 ○ 情報保有部署に対し、どの情報をどの部署が利用するか、あらかじめ話し合い合意しておくことが必要。 ○ 情報保有部署の担当者の異動にかかわらず対応できるよう、組織として対応できる体制をとり続ける必要がある（定期的な説明、異動時の適切な引継など）。 	

10	<p>●情報保有部署の理解と了解を得たうえで、被災者台帳に記載・記録する事項について、市町村内に周知しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後に、被災者台帳の利用によりどのような情報が共有できるのか、事前に市町村内の関係部署に広く周知することが必要。これにより、被災者支援を行う部署において当該情報が適切に利用され、迅速、的確かつ効率的に被災者援護を行うことができる。 ○ 平時から被災者台帳を利用することを前提に、被災者支援事務に係るフローを見直しておくことが望ましい。 ○ 複数の部署がそれぞれ保有する情報を突合する必要がある場合は、サンプルデータを使うなど、事前に試行しておくことが望ましい。 	
11	<p>●市町村内に周知後、台帳情報の利用を希望する部署（情報利用部署）を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報を利用して被災者支援を行う部署については、その業務運用に係る調整、ルール周知等、平時からの対応が必要となるため、あらかじめ該当部署の把握が必要。 ○ 「全庁的に利用」するため全部署を対象とする場合においては、「被災者の援護の実施に必要な限度」で利用できることについて、各部署が認識した上で利用する必要がある。 また、この場合においても、特に、被災者台帳を利用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、当該部署をあらかじめ把握しておくことが必要。 <p>(想定される台帳情報利用部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助担当部署 ・税担当部署 ・被災者支援担当部署 ・福祉担当部署 ・上下水道、ガス等の担当部署 ・生活保護等の担当部署 ・農林水産、商工担当部署 ・教育担当部署 	
12	<p>●情報保有部署及び情報利用部署に加えて、全体調整を行う関係部署を把握しているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報保有部署及び情報利用部署に加えて、市町村内の全体調整を行う部署についても、関係部署とすることが必要。 ○ また、被災者台帳は様々な個人情報を集約して利用又は提供するものであることから、個人情報保護条例担当部署についても関係部署とすることが必要。 ○ 「全庁的に利用」するため全部署を対象とすると判断する場合においても、特に、被災者台帳の情報を利用すると思われる主要な部署については、その他の部署以上に緊密に連携・調整を行うことがあることから、あらかじめ把握しておくことが必要。 <p>※想定される関係部署（情報保有部署又は情報利用部署を兼ねる場合もある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当部署 ・消防担当部署 ・総合調整部署（首長直轄の全体調整部署） ・個人情報保護条例担当部署 ・情報化担当部署 <p>(被災者支援に係るシステムを導入しない場合であっても、情報保有部署において</p>	

	<p>システムを整備している場合等、一定の関与が必要と考えられる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税担当部署 ・教育担当部署（主管部署） ・福祉担当部署（主管部署） 	
13	<p>●被災者台帳に記載・記録する情報の内部提供ルールを定めているか。</p> <p>(※ 台帳情報の市町村内の利用について、情報利用部署・情報提供部署の別にかかわらず、法律上は台帳情報の「利用」に当たるが、ここでは、便宜上両者を区別するため、それぞれ「利用」又は「内部提供」の語を使用している)</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の内容を含んだ台帳情報の内部提供のルールをあらかじめ定めることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> □ 情報保有部署から被災者台帳作成部署に内部提供を行う際のファイル形式 □ 内部提供方法（システム等への流し込み、各部署で有している Excel 等の情報を電子メールにより提供、紙媒体を持参等） □ 内部提供の期日 （被災者台帳作成部署からの要請から○時間（○日）以内に情報を提供） □ データ更新の頻度（1日ごと、1週間ごと、2週間に1度等） □ 部署の主担当者が不在の場合の対応等 （複数部署に対し被災者の援護に必要となる台帳情報を内部提供しつつ、不必要な内部提供については防止する必要がある。このため、例えば、関係部署の職員全てに対して情報を内部提供する方法は可能な限り避ける必要がある。また、情報保有部署の担当者が不在の場合でも情報の内部提供が行えるようにすることが必要。） 	
14	<p>●台帳情報の共有ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報は、特定の行政目的達成のために各部署が保有する情報を、被災者の援護を実施する目的のために目的外利用を可能とするものであるため、利用する情報は当該目的の範囲内で限定することが必要。 ○ このため、真に機密性の高い重要情報については、共有しないようにする必要がある （例えば、災害援護資金について、融資の有無は共有し、融資金額は共有しないなど）。 ○ 情報の共有が難しい場合は、その情報を利用しない支援方法を検討することも必要 （例えば、地方税担当部局以外の部署が実施する被災者支援における、地方税関係情報（所得など）を利用しない支援方法の検討など）。 ○ 台帳情報について、その全てを関係部署間で共有しなければならないものではない。「被災者に対する援護の実施に必要な限度で」情報を共有するものであり、その範囲で共有部署を限定すること。 ○ 情報の漏えい防止のため、職員には情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、必要に応じて漏防止措置を講じること。 	
15	<p>●台帳情報の利用ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報について、どの部署が、どの支援施策を実施するために、どの情報を利用するのかを明確化する。 ○ 台帳情報を利用して、関係部署において個別のデータを作成する場合は、その情報の管理方法についてルールを定める。 	
16	<p>●台帳情報の外部への提供ルールを定めているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台帳情報の提供を受けようとする以下の者から提供に係る申請があった場合には、法第90条の4及び規則第8条の6に基づき、台帳情報を提供できるため、申請 	

	<p>窓口となる部署を決めておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体 (本人同意不要。被災者の援護の実施に必要な限度での提供) <input type="checkbox"/> 上記以外の者 (本人同意必要) <p><input type="radio"/> 他の地方公共団体との提供に関するルールも定めることが必要。</p> <p><input type="radio"/> 大規模災害発生時の市町村外避難者の支援に必要な範囲の情報提供については、避難先等の特定が困難なことから、事前にルールを定めることは困難であるが、市町村間で避難受入協定等を締結している場合には、当該市町村間で被災者情報の共有 (被災者台帳作成のための被災者に関する情報提供の求め (法第 90 条の 3 第 4 項) 及び台帳情報の提供 (法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号、規則第 8 条の 6)) に係るルールを定めることも可能。</p>	
17	<p>●被災者台帳について首長をはじめとする幹部の理解を得ているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 被災者台帳は、被災者支援を行うための基盤であり、多くの関係部署が関与するとともに、台帳情報が被災者支援のための政策判断に資することから、被災者台帳に記載・記録する事項 (データ項目)、作成方法及び各ルール等について、首長の理解を得ることが重要。 	
18	<p>●被災者台帳について職員への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 被災者台帳の作成及び利用にあたっては、多くの関係部署が関係することから、被災者台帳の趣旨、利用方法、利用できる情報内容等について、関係部署の職員に周知することが必要。 <input type="radio"/> 被災者支援の内容は、災害の種別・規模、被害状況等により異なることから、災害発生後に新たな支援を講じる必要が生じる場合もある。このような場合に新たな支援策についても台帳情報を利用して迅速な被災者支援が行えるようにするため、あらかじめ支援策が想定されない部署においても、平時より被災者台帳の概要を理解していることが望ましい。 <input type="radio"/> 被災者台帳の利用のため、定期的な研修の実施、訓練等への被災者台帳の作成を盛り込むなど、職員への継続的な取組にも努めることが必要。 	
19	<p>●被災者台帳について住民への周知を行っているか。</p> <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 被災者台帳は、住民にとって次のような効果が期待できることから、被災者台帳の作成について、平時から住民に広く周知することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人同意を得ることにより、地方公共団体以外の者に対しても、申請に基づき台帳情報の提供が可能となり、例えば、公共料金事業者、社会福祉協議会、被災者支援等を実施している NPO 等に対し台帳情報を提供することにより、被災者に対する迅速な支援が可能となること (大規模災害発生時においては、市町村職員のみで被災者支援を行うことは困難であり、地方公共団体以外の者による支援も必要となることが考えられる) <input type="checkbox"/> 手続によっては、罹災証明書の添付を省略した簡便な申請手続も可能となること <input type="checkbox"/> 住民本人が台帳情報の提供を受けることが可能であること (支援内容を漏れなく確認できる) <input type="checkbox"/> 被災者台帳作成により、支援の漏れの防止が期待されること 	

資料 1-38 被災者台帳情報提供の様式例（本人）

<被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府）より抜粋>

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
提供を求める 台帳情報	<p>希望する提供情報に○をつけてください。</p> <p>1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____</p>		
申請者連絡先			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

個人番号カード		運転免許証	
身分証明書		被保険者証	
その他	確認手段：		

住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：

※ 同意された提供先に対し、被災者台帳に記載・記録された情報のうち、
料金減免に必要な情報を提供します。

※ 市町村が行う減免（地方税、保育料等）については、本様式による同意は
不要です。

ii 被災者支援団体等への提供

民生委員

社会福祉協議会

消防団

その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体、障害者団体等）

団体等名称：
団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：
担当者：

提供を同意する情報（ ）

※別紙から番号を記入ください

提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

iii 被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

社会福祉協議会（再掲）

国（官署名： ）

被災者生活再建支援法人

独立行政法人住宅金融支援機構
(次ページに続きます)

その他

団体等名称：
団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）：
住所：〒

	<p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/>提供を同意する情報（ _____ ） ※別紙から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/>提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>iv その他</p> <p>提供先として同意する団体名： _____</p> <p>提供を同意する理由： _____</p> <p>団体等連絡先（市町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/>提供を同意する情報（ _____ ） ※別紙から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/>提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p>
<p><input type="checkbox"/> ③ 台帳情報を提供することに同意しません。</p>	

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳に記載・記録された情報を提供いたします。

＜被災者台帳に記載・記録される情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____
 - ④ _____
 - ⑤ _____

(備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所（役場）内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

資料 1-40 被災者台帳情報提供依頼文書例（地方公共団体）

＜被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府）より抜粋＞

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第 8 条の 6 の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所又は居所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

資料 1-41 被災者台帳情報提供依頼文書例（NPO・民間等）

＜被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月、内閣府）より抜粋＞

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第 8 条の 6 の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所又は居所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

資料 1-42 世田谷区災害復興基本方針（素案）

はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

1 復興の理念

- (1) 災害の復興にあたっては、地域社会の一層の安全を確保するため、ハード・ソフトの両面にわたり災害に強いまちを目指す。
- (2) 区は、被災者の復興については、「自助」「共助」「公助」を基本に、一刻も早い復興が可能となるよう、支援と環境整備に努める。
- (3) 活力ある地域社会の再建に向けて、国や都、他の地方公共団体、関係機関との連携・協力体制を確立し、区民、事業者等との連携、協働による復興を進める。

2 復興の基本目標

- (1) 区民のくらしのいち早い復興と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 保健福祉、医療、教育など誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- (4) 地域社会の復興の推進力となる雇用の確保や事業再開に向けた取組み

3 災害復興計画等の策定

復興を迅速かつ適切に推進するため、「世田谷区災害復興計画」を策定するとともに、「都市復興基本計画」と「住宅復興計画」を策定する。

(1) 災害復興計画

①災害復興計画の位置づけ

災害後の世田谷区の復興に係る最上位の総合計画

②計画の内容

ア 世田谷区が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。

イ 区民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードの両面を含める計画内容とする。

ウ 今後も起こりうる大災害に耐えうる都市の創造をめざし、長期的視点に立った計画とする。

③計画期間

今年度を初年度とする10ヵ年とする。

④災害復興計画の策定手順

2週間～1か月 災害復興本部における、災害復興基本方針の審議

1ヶ月 災害復興基本方針の策定

4ヶ月～5ヶ月 区民等への災害復興計画素案の公表、意見集約

6ヶ月 災害復興計画の策定

(2) 都市復興基本計画

①計画内容

復興の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針、地区ごとのまちの復興の基本方針など区が取り組む具体的な復興施策を示す。

(3) 住宅復興計画

①計画内容

応急的な住宅の供給計画（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給）、恒久的な住宅の供給計画（住宅の取得等に対する都の支援への協力、マンション等再建の支援、民間住宅の供給促進）について、復興施策を示す。

4 東京都との連携

震災は広範な地域に及ぶことから、被災者の救済、自立の支援にあたっては、東京都が設立する「復興基金」との連携を図る。

資料 1-43 復興計画策定スケジュール想定（復興法に基づき政府が復興基本方針を定めた場合）
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

※ 復興法に基づき国が復興基本方針を定めた場合を想定 〰〰〰は法定手続

時 期	区市町村	都	国
事 前	<ul style="list-style-type: none"> 復興方針案の概要の検討 復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議の設置及び運営（委員選任） 	
発 災	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 都災害対策本部設置 	
1週間後まで	<ul style="list-style-type: none"> 復興本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 都復興本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基本方針を決定
復興基本方針決定後 3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 都復興方針原案照会に対する意見集約（●●部） 復興基本方針及び都復興方針に即して復興方針を策定 復興本部会議等で審議 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基本方針に即して復興方針原案を作成 復興方針原案につき区市町村に意見照会 区市町村から意見受領 復興方針本部長決定 関係区市町村に通知、内閣総理大臣に報告の後、内外に公表 	
復興方針決定後 速やかに		<ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議招集 本部長から会議へ、計画の理念等の検討を依頼 	
検討依頼後 2週間程度		<ul style="list-style-type: none"> 震災復興検討会議から提言 	
震災復興検討会議からの 提言後、速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画理念等決定（●●部→復興本部会議） 計画の策定方針を各部に通知（●●部→各部課） 各部課に計画原案作成依頼（●●部→各部課） 	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画理念等決定（総務局→都復興本部会議） 計画の策定方針を各局に通知（総務局総括部→各局計画部門） 各局に計画原案作成依頼（総務局総括部→各局計画部門） 	
各局への依頼後 3か月程度	<ul style="list-style-type: none"> 各部課から計画案提出（→●●部） 復興計画原案作成（●●部、●●部） 	<ul style="list-style-type: none"> 各局から計画原案提出（→総務局総括部） 財政計画の調製（財務局と協議） 復興計画原案作成（総務局総括部、政策企画局） 	
原案作成後 1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> 都へ照会。意見集約（●●部） 必要に応じて「復興協議会」を組織し、復興計画等に関し協議 公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要措置 特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況と合わせて随時） 都の復興計画との調整（●●部） 国との調整（●●部） 	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村へ照会。意見集約（総務局総括部） 被災地域住民及びその他地域住民を含む一般都民、昼間都民へ提示、意見集約 特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況と合わせて随時） 区市町村の復興計画との調整（都総務局総括部） 国との調整（総務局総括部） 	
原案作成後 2か月程度	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定（復興本部会議審議→本部長決定） 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定（復興本部会議審議→本部長決定） 公表 	

資料 1-44 緊急時における契約手続等について
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

緊急時における契約手続等について

緊急時の契約手続等については、以下のことを留意のうえ処理すること。

1 起工手続

- 「〇〇区市町村工事施行規程」では、災害時等の緊急起工の処理について次のとおり規定している。（第〇条）

○ 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに定められた手続を執らなければならない。

2 契約手続

(1) 契約締結権限

- 「〇〇区市町村契約事務の委任等に関する規則」では、非常災害時における契約の締結権限を、各部課長（第〇条第〇項第〇号）及び各所長（第◇条第◇項）に委任している。

（第〇条第〇項第〇号）

○ 前2項に定めるもののほか、部課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該部課の長に委任する。

- ・ 前2項に掲げる契約で、非常災害又は緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要なもの

（第◇条第◇項）

○ 前2項に定めるもののほか、所の所掌に係る事項に関する契約のうち、第〇条第〇項第〇号、同条第〇項第〇号から第〇号まで及び同条第〇項に掲げる契約に関する事務は、当該所の長に委任する。

(2) 契約方法

- 地方自治法施行令では、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は、随意契約により処理できるとされている。（第167条の2第1項第5号）
「緊急の必要」とは、『災害時において競争入札の方法による手続を執ると、その時期を失し、或いは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合』等とされている。

緊急の必要があるかどうかは、契約締結権限を持つ者が客観的な事実に基づいて、個々、具体的に認定することになる。

○ 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次の各号に掲げる場合とする。

- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

資料 1-45 災害救助対策緊急起工処理要綱（案）
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

〇〇区市町村災害救助対策緊急起工処理要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地震等自然災害の発生に伴い、災害救助に係る応急対策として、緊急に工事を施行する必要があるときにおける起工から契約までの手続の方法を定めることにより、適正な契約等事務の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「緊急工事」とは、災害対策として施行するためのもののうち、◇◇規則（ 年〇〇区市町村規則第〇号）第〇条第〇項第〇号に規定されたものであって、起工書により決定を受ける時間的余裕のない場合に行うものをいう。ただし、単価契約及び既発注工事の工事変更により処理できるものを除く。

（適用の範囲）

第3条 緊急に起工することができる範囲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項に規定する救助のうち、次に掲げるものに係る土木、建築、電気設備、機械設備その他の工事及びこれらに附帯する工事とする。

- 一 〇〇〇〇〇〇
- 二 〇〇〇〇〇〇

（緊急起工の方法）

第4条 災害救助に係る応急対策として、緊急工事を施行する場合において緊急に起工する必要があるときは、当該緊急工事は、必然性・合理性が認められる範囲で最小限の内容とし、速やかに実施しなければならない。

（緊急起工の処理）

第5条 工事主管課長は、前条の規定により緊急に起工する必要があるときは、〇〇区市町村工事施行規程（〇年〇〇区市町村訓令甲第〇号）第〇条に定めるところにより、部課長の指揮を受けて、所定の手続によらないで処理することができる。

（契約の相手方の決定）

第6条 緊急工事の相手方の決定に際し、工事主管課長は工事内容を十分把握した上で、あらかじめ当該契約に係る工事内容について事前協定を締結した団体、これに所属する団体等の中から、速やかな工事着手と十分な施行能力とを有する相手方を選定しなければならない。

2 契約の相手方の決定は、選定した契約予定者からの承諾書をもって決定と見なすものとする。

（施工者への指示）

第7条 施工者（契約の相手方）への指示は、文書により行うことを原則とし、記録として保管する。やむを得ず口頭による指示を行った場合も、事後指示内容を文書により確認し、記録として保管する。

（予算措置）

第8条 工事主管課長は、事後の手続において財政上の不都合を生じないように、速やかに当該工事の予算事務及び契約事務の所管課長と打合せを行わなければならない。

（契約事務）

第9条 契約担当課長は、起工決定後速やかに所定の契約手続を行う。契約の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とする。

（緊急時の処理）

第10条 工事主管課長は、緊急を有する場合で、やむを得ない事情により部長からの指示が得られないときには、〇〇区市町村事案決定規程（〇年〇〇区市町村訓令甲第〇号）第〇条第〇項に定めるところにより、緊急起工の意思決定、契約の相手方の決定及び施工者への指示に関する事項に限り、これらの決定を行うことができる。

2 工事主管課長が不在等の場合は、〇〇区市町村事案決定規程第〇条第〇項に定めるところにより一般職員が処理することができる。

（他の規程との関係）

第11条 緊急に起工する必要がある場合は、この要綱に定めるもののほか〇〇区市町村工事施行規程の定めるところによる。

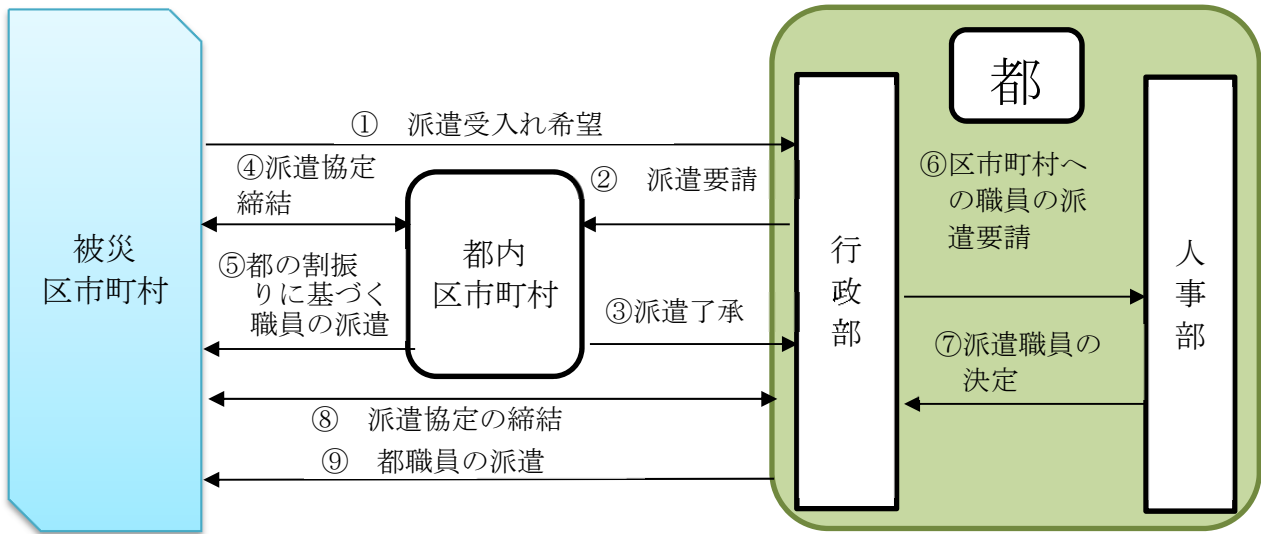
附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

（この要綱は、原則として震災等自然災害の発生により災害救助法が適用となった時点から施行する。）

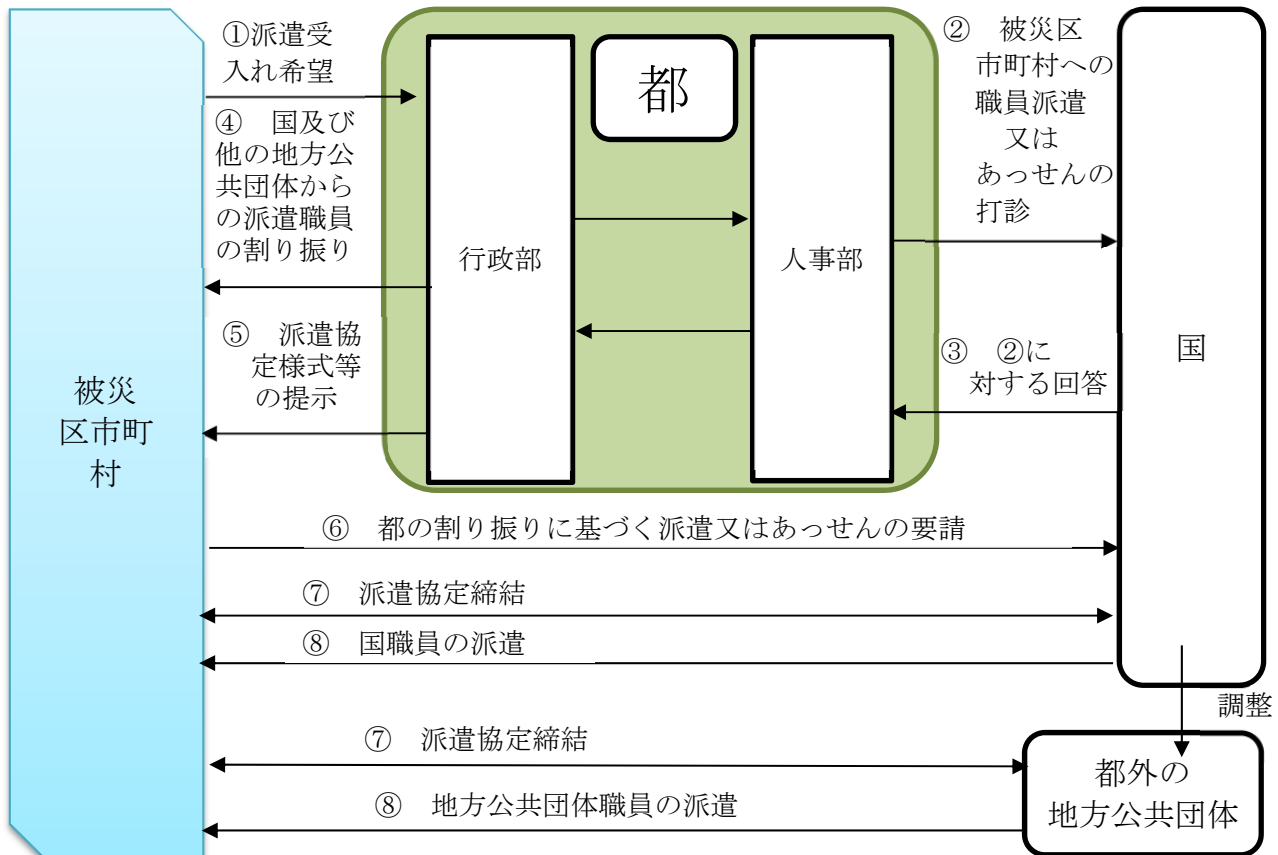
資料 1-46 派遣職員の受入れの流れ
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

1 都内区市町村職員・都職員の派遣の場合



※ 都内区市町村職員のみでは対応できない場合に、都職員の派遣（⑥以下）を行い、それでも対応できない場合は、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あっせんの打診を行う（次ページの図を参照）。

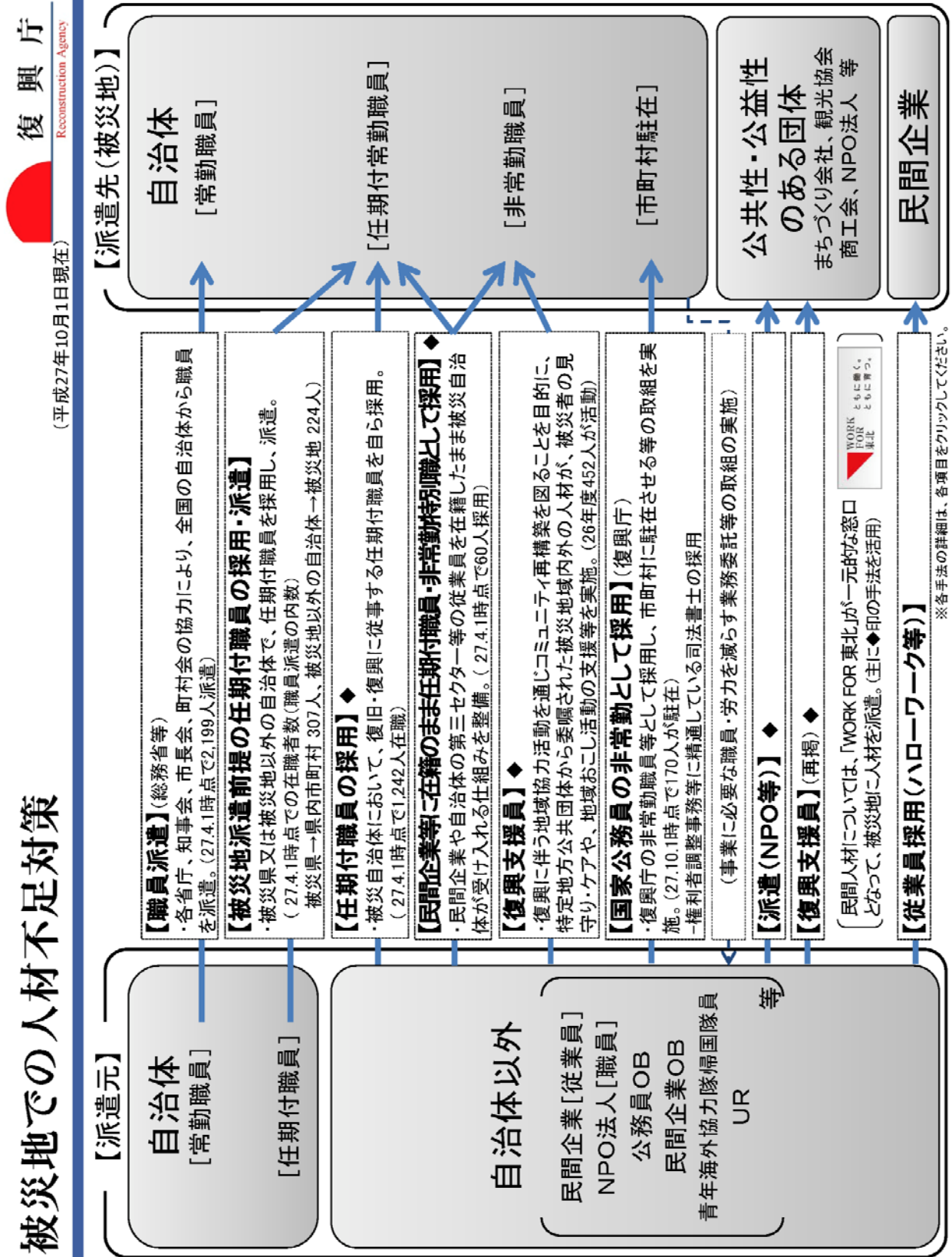
2 国職員、都外の地方公共団体職員の派遣（全国市長会等の関与がないケース）



※ 区市町村からの職員派遣の希望のとりまとめの結果、都及び都内区市町村のみでは対応できない場合、国に対して都内区市町村への国職員派遣又は都内区市町村への職員あっせんの打診を行う。

＜復興庁「被災地での人材不足対策の手法」より

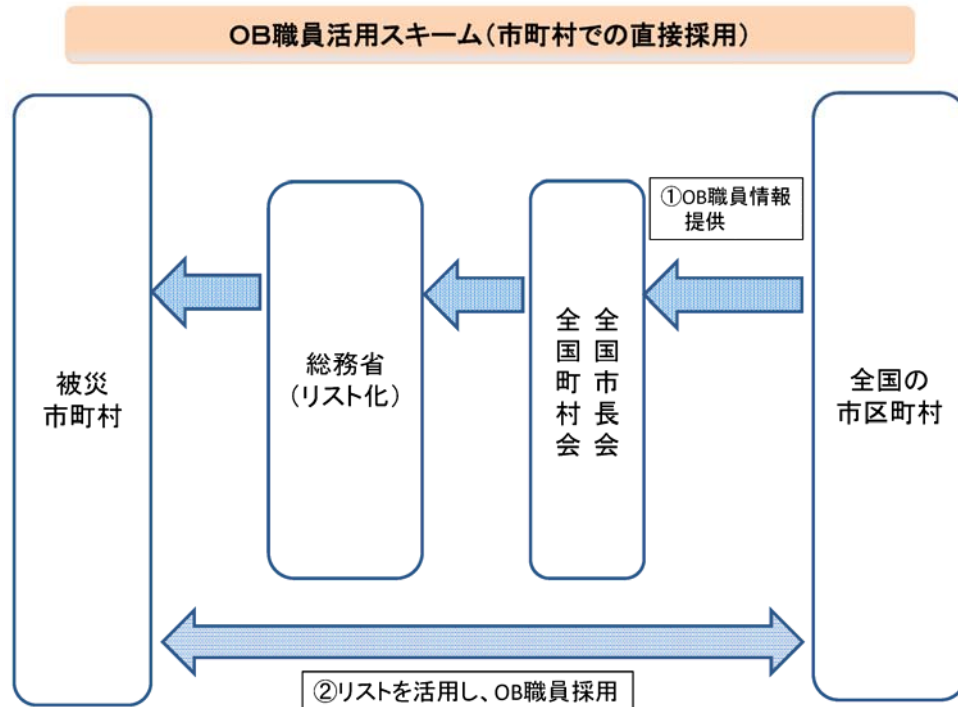
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat3/>



資料 1-48 OB職員活用スキーム（市町村での直接採用）

<総務省 HP「総務省における被災地方公共団体に対する人的支援の取組」より
http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html>

※東日本大震災時の取組



※全国市長会は、特別区区長も含め組織されているため、「市町村」は「区市町村」と読み替える。

資料 1-49 オープンスペース等利用計画の策定

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 根拠

- (1) 東京都震災対策条例第52条
- (2) 東京都震災対策条例施行規則第26条及び第27条

3 個別利用計画

本計画においては、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 救出救助活動拠点 | (2) ヘリコプター緊急離着陸場 |
| (3) ボランティア活動拠点 | (4) 生活物資の集積・輸送拠点 |
| (5) ライフライン復旧活動拠点 | (6) がれき集積場所 |
| (7) 応急仮設住宅建設用地 | (8) 公営住宅の建設用地 |
| (9) 庁舎の建設用地 | (10) その他 |

4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)のうち大規模救出救助活動拠点、(2)のうち医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、指定を行い、告示していく。

5 主管部署

総務局総合防災部

資料 1-50 震災後対策に必要な用地の例
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

用途	設置・利用の時期	都の所管
避難場所	事前（発災時）～数日間	都市整備局
住民の一時集合場所	事前（発災時）～数日間	（区市町村）
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間	福祉保健局
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度	総務局
災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	総務局
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度	福祉保健局
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍	被災直後～6か月程度	関係局
がれき等の集積場（分別場）中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間 被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間	環境局・建設局
応援部隊活動拠点・宿舍	被災直後～	関係局
ボランティア活動拠点等	被災直後～	生活文化局
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間	都市整備局
仮設診療所用地	被災後1か月～	福祉保健局
賃貸型共同仮設工場・共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～	産業労働局
その他福祉施設等の新設、移転改築仮設庁舎、仮設校舎、仮設施設用地	随時	関係局

資料 1-51 事前用地調整方針

＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、23区、特に都心と周辺区においては、利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

震災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1か月程度、③1か月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応するケースが多くなるのが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、都災害対策本部が調整する。

都本部は、都全域における応急対策に必要な調整案を作成する。

【優先的に対応する用途】

- ① 避難場所
- ② 救出救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

【都本部の調整】

- (1) 都各局及び区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。
- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後2週間～1か月程度】

都復興本部設置後の用地使用は、都災害対策本部と都復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

【優先的に対応する用途】

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

【調整会議の調整】

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。
- (3) 救出・救助活動等が終了した用地については、原則として他の用途の対象地とする。
- (4) 用地が不足する場合は、行政間の相互利用を含め広域的に調整する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後1か月～2年間程度】

都復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

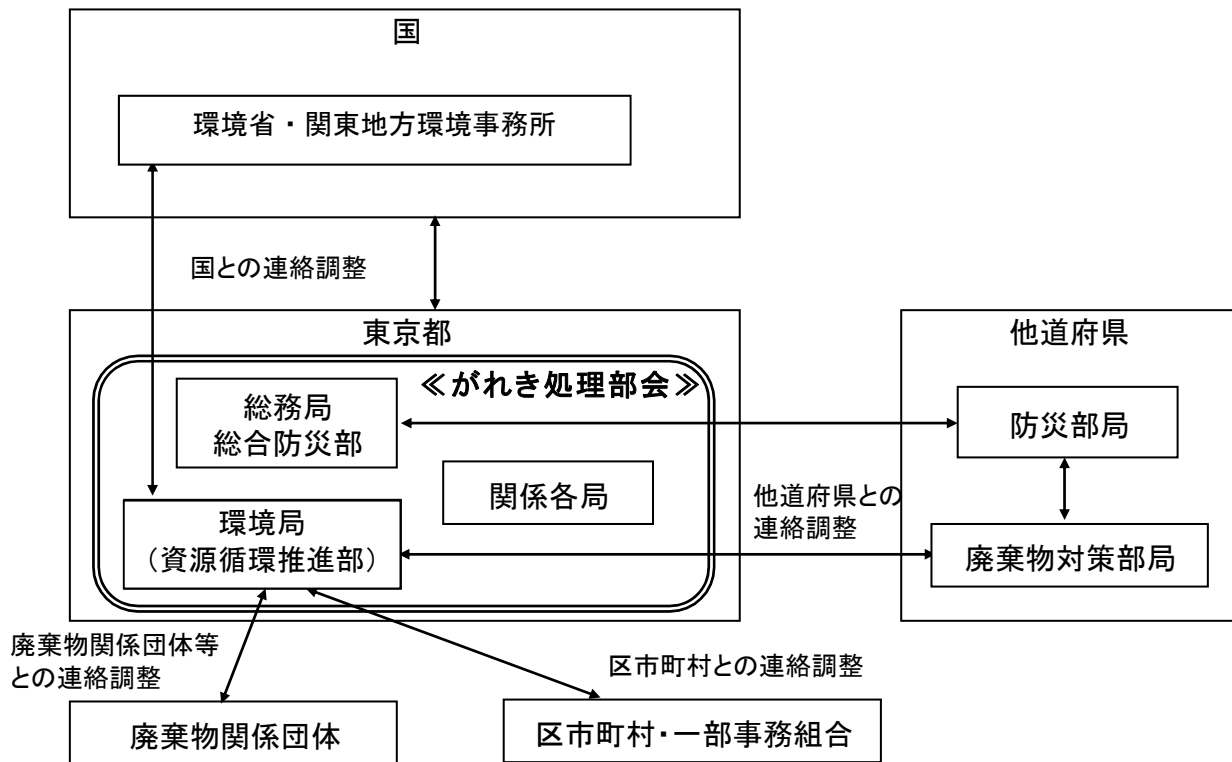
〔優先的に対応する用途〕

- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

〔都復興本部の調整〕

- (1) 各局及び区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を都復興本部に提出する。
- (2) 財務局財産運用部は、都復興本部に寄せられた用地需要を一元的に管理（区市町村の用地需要を含む）する。
- (3) 都復興本部は、関係局及び区市町村の復興計画に基づき、事業の進捗状況等を踏まえて優先度を設け用地調整を行う。
- (4) 新たな需要に対する割り当て（区市町村を含む。）は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

資料 1-52 がれき処理部会の連絡体制イメージ
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>



がれき担当窓口一覧

区市町村名	部署	電話番号	F A X 番号
環境局	資源循環推進部計画課	03-5388-3577	03-5388-1381
総務局	総合防災部防災管理課	03-5388-2454	03-5388-1260
千代田区	環境まちづくり部千代田清掃事務所	03-3251-0566	03-3251-4627
中央区	都市整備部建築課	03-3546-5453	03-3546-9551
港区	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所	03-3450-8025	03-3450-8063
新宿区	環境清掃部ごみ減量リサイクル課	03-5273-3318	03-5273-4070
文京区	資源環境部リサイクル清掃課	03-5803-1184	03-5803-1362
台東区	環境清掃部清掃リサイクル課	03-5246-1291	03-5246-1159
墨田区	すみだ清掃事務所	03-5608-6922	03-5608-2573
江東区	環境清掃部清掃リサイクル課	03-3647-9181	03-5617-5737
品川区	防災まちづくり部防災課	03-5742-6695	03-3777-1181
目黒区	都市整備部都市計画課	03-5722-9197	03-5722-9338
大田区	環境清掃部環境計画課	03-5744-1625	03-5744-1530
世田谷区	清掃・リサイクル部管理課	03-5432-2922	03-5432-3058
渋谷区	土木清掃部緑と水・公園課	03-3463-2876	03-5458-4946
中野区	環境部ごみゼロ推進分野資源回収推進担当	03-3228-5555	03-3228-5634
杉並区	都市整備部都市計画課	03-3312-2111 (内線 3507)	03-5307-0689
豊島区	環境清掃部ごみ減量推進課	03-3981-1320	03-3980-5134
北区	生活環境部リサイクル清掃課	03-3908-8538	03-3908-1311
荒川区	環境清掃部荒川清掃事務所	03-3892-4671	03-3895-4133
板橋区	危機管理室防災危機管理課	03-3579-2159	03-3963-0150
	資源環境部清掃リサイクル課	03-3579-2218	03-3579-2249

区市町村名	部署	電話番号	F A X 番号
練馬区	環境部清掃リサイクル課	03-5984-1094	03-5984-1227
足立区	環境部環境政策課	03-3880-5935	03-3880-5604
葛飾区	環境部リサイクル清掃課	03-5654-8271	03-5698-1534
江戸川区	環境部清掃課	03-5662-8434	03-5678-6741
八王子市	資源循環部清掃施設整備課	042-620-7461	042-626-4506
立川市	環境下水道部ごみ対策課	042-523-2111	042-531-5800
武蔵野市	環境部ごみ総合対策課	0422-60-1802	0422-51-9950
三鷹市	生活環境部ごみ対策課	0422-45-1151 (内線 2533)	0422-47-5196
青梅市	環境部清掃リサイクル課	0428-22-1111	0428-22-3508
府中市	生活環境部ごみ減量推進課	042-335-4437	042-336-5181
昭島市	環境部ごみ対策課	042-546-5300	042-546-5900
調布市	環境部ごみ対策課	042-481-7812	042-481-7814
町田市	環境資源部環境政策課	042-724-4379	050-3160-2758
小金井市	環境部ごみ対策課	042-387-9835	042-383-6577
小平市	環境部資源循環課	042-346-9535	042-346-9555
日野市	環境共生部ごみゼロ推進課	042-581-0444	042-586-6606
	環境共生部施設課	042-581-0443	042-586-6606
東村山市	資源循環部管理課	042-393-5111 (内線 2613)	042-391-5847
国分寺市	環境部ごみ対策課	042-321-5300	042-326-4915
国立市	生活環境部ごみ減量課	042-576-2111	042-576-0264
福生市	生活環境部環境課	042-551-1731	042-552-9433
狛江市	環境部清掃課	03-3488-5300	03-5497-7366
東大和市	環境部ごみ対策課	042-563-2011	042-516-8084
清瀬市	都市整備部ごみ減量推進課	042-493-3750	042-495-9333
東久留米市	環境安全部ごみ対策課	042-473-2117	042-477-6755
武蔵村山市	協働推進部ごみ対策課	042-565-1111 (内線 292)	042-563-0803
多摩市	環境部ごみ対策課	042-338-6836	042-356-3919
稲城市	市民部環境課	042-378-2111	042-378-3310
羽村市	産業環境部生活環境課	042-555-1111 (内線 222)	042-554-2921
あきる野市	環境経済部生活環境課	042-558-1830	042-558-1119
西東京市	みどり環境部ごみ減量推進課	042-438-4043	042-421-5410
瑞穂町	住民部環境課	042-557-7706	042-557-1853
日の出町	生活安全安心課	042-597-0511 (内線 334)	042-597-4369
檜原村	産業環境課	042-598-1011	042-598-1009
奥多摩町	住民課	0428-83-2182	0428-83-2344

資料 3-1 応急仮設住宅建設予定地調査票（平成 26 年度）
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

別紙12

用途地域、高度地区、防火地域を記載してください。

申請書にご回答いただいた候補地のうち、その形状が利用可能であると判断いたします。

応急仮設住宅建設予定地調査票（平成26年度）

区市町村名	施設名	応急仮設住宅建設における建設の用地(m ²)	左記用地における建設の必要	所在地	敷地面積(m ²) (注1)	有効面積(m ²) (注2)	現状	所有者	電気	ガス	上下水道	電話	アクセス道路	その他のアクセスポイント	遊樂場所などへの利用の有無	用途地域	高度地区	防火地域	備考	用地図面
●●区	区立▲▲公園	2,100	不要	▲▲1-1	7,600	2,100広場		区	○	×	○	×	▲▲街道	JRA▲▲駅	有	準工業地域	-	準防火地域	遊樂場所 一時遊樂場所	
●●区	区立●●運動場	44,000	不要	●●2-2	11,000	44,000グラウンド公園		区	○	×	○	×	●●街道	JRA●●駅	無	第一種中高層住居専用地域	準防火地域	遊樂場所		
●●区	都立■■■■公園	25,000	不要	■■■■3-3	100,000	75,000公園		都	○	×	○	×	■■■■通り	■■■■駅	有	第一種住居地域	第一種高度地区 最高限度:25m	遊樂場所 公園		

応急仮設住宅建設予定地において、周飛行機の対象となる1mを加える等、必要となる場合は、事前にその必要がない場合は、申請書に記入してください。

遊樂場所については、セルを塗りつぶすなどしてください。

付帯遊樂施設や運動場の運動場などへの利用の有無についてご記入ください。

区市町村有地以外の用地(私有地、公有地)は、申請書にその旨を記載してください。

用地図面については、空欄となっている施設の図面をご提出ください。
 ※昨年年度調査時に提出した図面に変更がある場合は、再度ご提出ください。

(注1)その施設の土地面積 (注2)その施設において雨水や建物のなどにより利用することが出来ない電線を除いた面積

今年度の調査から新たに追加される施設がある場合は、こちらへ入力してください。

※追加分等

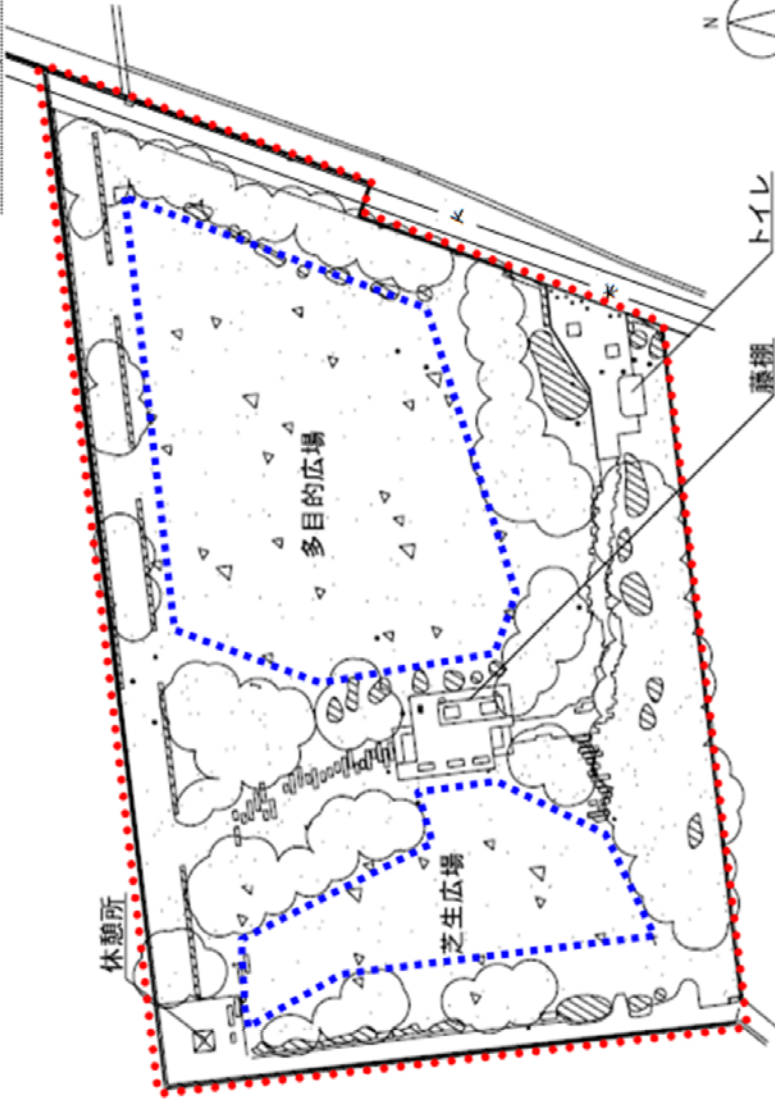
区市町村名	施設名	応急仮設住宅建設における建設の用地(m ²)	左記用地における建設の必要	所在地	敷地面積(m ²) (注1)	有効面積(m ²) (注2)	現状	所有者	電気	ガス	上下水道	電話	アクセス道路	その他のアクセスポイント	遊樂場所などへの利用の有無	用途地域	高度地区	防火地域	備考	用地図面
●●区																				

※本件の担当

部署名 (部課名)	■■■■部▲▲▲▲課
担当者名	東京 太郎
連絡先 (電話番号・FAX)	電話 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000
(メールアドレス)	

管理用図面（現況図）例

施設名	区立▲▲公園
所在地	●●区▲▲1-1-1
敷地面積	7,600㎡
応急仮設住宅 建設用地面積	2,100㎡



S=1:500



凡	例
	苗木・樹木
	樹木・植木
	芝生地
	草地

施設敷地

応急仮設住宅建設予定

凡例：電氣 —— E —— ガス —— G —— 上水道 —— 水 —— 下水道 —— 下 —— 電話 —— P ——

資料 3-3 入居者募集の公表案文

＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

〇〇〇〇〇震災により被災された方々に対する住宅の提供について

●●年●月●日の震災による被災者で住宅に困窮する方に対して、早期の生活再建に向けた支援のため、応急仮設住宅等を提供します。

1 対象者（入居要件）

●●年●月●日の震災により、住家の全壊・焼失により居住できず、自力の資力では住宅を確保できない方

2 無償で提供する期間

原則として、入居から2年間

3 提供する住宅ごとの申し込み受付方法など

申し込み受付方法などは、下記の住宅の種類をクリックしてご確認ください。

(1) 新規建設による仮設住宅

(2) 民間賃貸住宅の借上げ

(3) 公的住宅等（都営住宅、公社一般賃貸住宅等）

資料 3-4 応急仮設住宅等入居者選定基準（案）

＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

本基準は、東京都地域防災計画（震災編）第13章に規定する応急仮設住宅の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1 入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- 二 居住する住家がない者
- 三 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の選定

(1) 応急仮設住宅等の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとするができる。

- 一 第1順位 高齢者（65歳以上）のみの世帯、障害者（中度以上）のいる世帯、乳幼児（3歳未満）のいる母子世帯
- 二 第2順位 高齢者（65歳以上）のいる世帯、乳幼児（3歳未満）のいる世帯、母子世帯（子どもが18歳未満）、多子世帯（子どもが18歳未満）、妊婦のいる世帯
- 三 第3順位 病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯
- 四 第4順位 前1号から3号に規定する世帯以外の世帯

(2) 応急仮設住宅等の戸数が使用申込者の数に充たないときは、前項の各号に掲げる者を各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定する者とする。

応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね10戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人又は共同で提供した土地所有者に対しては、原則として、応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

資料 3-5 入居者名簿フォーマット案

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

調査日	年 月 日	住宅名		部屋番号																																																	
世帯主氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳																																																
従前居住地																																																					
入居月日	年 月 日～																																																				
入居資格	ア 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 全壊・全焼 <input type="checkbox"/> 半壊・半焼 イ 選定基準 <input type="checkbox"/> 優先入居 <input type="checkbox"/> 一般入居																																																				
世帯年収	ア 被災前の世帯収入 1 か月約 円 イ 現在の世帯収入 1 か月約 円																																																				
家族構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> <th>収入</th> <th>障害の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考																																														
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
特記事項																																																					

資料 3-6 住宅復興計画のフレーム案

＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

I 住宅復興計画の基本的な考え方

1 目標

- 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
- 公的支援による被災者の自力での住まいの確保の促進
- 公的支援等による恒久的な住宅の確保
- 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2 役割

- 東京都復興総合計画の特定分野計画
- 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3 計画期間

- 5カ年

II 施策

1 応急的な住宅の整備等

- (1) 被災住宅の応急修理
- (2) 応急仮設住宅等の供給

2 自力での住まいの確保への支援

- (1) マンション等の再建
- (2) 住宅資産活用等による住宅再建
- (3) 民間住宅の供給促進
- (4) 民間賃貸住宅への入居支援
- (5) 住まい・まちづくり推進体制
- (6) 情報提供及び住宅相談

3 公的住宅等の供給

- (1) 公営住宅
- (2) 公社・機構住宅

4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

- (1) 安全で快適な住宅・住環境の整備
 - (2) 福祉のまちづくりの推進
 - (3) がれき等の処分及び発生の抑制等
- (4) その他

資料 3-7 復興住宅供給協議会（仮称）設置要綱等案
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

【参加団体候補案】

- 生産者団体
 - ・ 東京都地域住宅生産者協議会の参加団体
- 不動産業界団体
 - ・ （公社）全日本不動産協会東京都本部、（公社）東京都宅地建物取引業協会、（一社）日本住宅建設産業協会、（一社）不動産流通経営協会
- 消費者団体
 - ・ 主婦連合会、日本生活協同組合連合会、東京弁護士会
- 公的機関等
 - ・ 東京都住宅供給公社、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、都市再生機構、住宅金融支援機構、全国銀行協会
- 行政機関
 - ・ 国土交通省、区市代表、都

【東京都復興住宅供給協議会（仮称）設置要綱（案）】

（目的）

第1条 ○○大震災後の東京における住宅復興に向けて、関係団体と行政機関がそれぞれの役割分担のもとに、互いに協力しながら、良質な民間住宅の供給促進に取り組んでいくため、東京都復興住宅供給協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 各種計画事業についての周知連絡、及び情報交換
- 二 各種復興事業などについての周知連絡、及び情報交換
- 三 狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制の検討
- 四 その他必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会の構成は、別紙に掲げる団体及び行政機関とする。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。会長は、協議会を招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、東京都都市整備局住宅政策推進部長とする。なお、会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に別紙に掲げる団体及び行政機関以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 事務局は、東京都都市整備局住宅政策推進部○○○○課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度、会議において決定する。

資料 3-8 住宅の復興に向けた関係法令等
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

法令

- 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
第 4 条（救助の種類等） 第 18 条（費用の支弁区分） 第 21 条（国庫負担）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号）
第 2 条
2 応急仮設住宅
第 7 条 被災した住宅の応急修理
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
（平成 8 年法律第 85 号）
第 8 条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）
- 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
第 8 条（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）

通知・マニュアル

- 災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年 5 月 11 日社施第 90 号 厚生省社会局長通知）
第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項
2 救助の種類別留意事項
(1) 収容施設の供与 イ 応急仮設住宅 (5) 住宅の応急修理
- 大規模災害における応急救助の指針について
（平成 9 年 6 月 30 日社援保第 122 号 社会・援護局保護課長通知）
第 2 応急救助の実施
2 応急仮設住宅の供与 6 住宅の応急修理
- 「災害救助事務取扱要領」（平成 27 年 5 月）
内閣府政策統括官（防災担当）付、参事官（被災者行政担当）付（※毎年度更新あり）
- 「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成 24 年 5 月 21 日）国土交通省住宅局住宅生産課
- 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」
（平成 24 年 4 月 27 日 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省土地・建設産業局不動産課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）
- 「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】」（本編、資料編）
（平成 24 年 11 月）国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課、厚生労働省社会援護局総務課災害救助・救援対策室
- 「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」（平成 27 年 3 月）内閣府
- 内閣府 防災情報のページ
URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_h27kaigi.html

資料 5-1 事業所被害 現地調査に関する実施方針等
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

現地調査に関する実施方針

○ 現地調査の目的

特に甚大な被害を受けた地域に対する今後の産業復興施策を検討するため、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、当該区市町村とも連携しながら、詳細な被害状況等の把握のための調査を行う。

○ 現地調査班の編成

局調査担当を中心に、事業所管各部も含めた体制により編成する。なお、必要に応じて当該区市町村の事業所管部門に対して人員派遣を要請することとする。

○ 現地調査における業務内容

- 1 詳細な被害状況の把握
- 2 事業再開の妨げとなっている要因の把握 等

○ 調査用フォーマット（例）

（資料 5-2）のとおり

別紙 2

被害・復旧状況分析班の編成等

○ 分析班の設置理由

産業復興対策を迅速かつ効果的に実施していくに当たっては、事業所被害状況調査等に基づいた被害・復旧状況の的確な把握がその前提となることから、各種調査結果の整理・分析を専門に行う被害・復旧状況分析班を設置する。

○ 分析班の編成

局調査担当を中心とし、事業所管各部も含めた体制により編成する。

○ 分析班の業務

- 1 事業所被害概況調査、定期的な事業所被害・復旧状況調査等により把握した被害・復旧状況についての整理及び分析を行う。
- 2 分析結果について、他の機関との連絡調整窓口である総務部に対して報告する。

○ 分析用フォーマット（例）

（資料 5-3）のとおり

資料 5-2 事業所被害状況 調査用フォーマット (例)
＜区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋＞

事業所被害状況調査票(現地調査)

【調査年月日】

【調査員職・氏名】

事業所名 (業種)	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 (全壊(焼)・半壊(焼)・ 一部損壊・無被害)	
事業被害状況 (被災前との比較等)	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 (緊急度)	
その他	

資料 5-3 事業所被害・復旧状況 分析用フォーマット (例)
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

事業所被害・復旧状況分析表

【分析年月日】

【分析者職・氏名】

1 事業所被害状況分析表

		建物被害状況(件)				事業再開予定時期(件)				
		全壊 (焼)	半壊(焼)	一部 損壊	無被害	1週間 以内	1か月 以内	3か月 以内	3か月 以降	再開 困難
業 種 別	製造業									
	卸売業									
	小売業									
	サービス業									
規 模 別	小規模									
	中小規模									
	中規模									
	大規模									
地 域 別	都心・副都心									
	城東地域									
	城南地域									
	城西地域									
	多摩地域									
	島しょ地域									

2 事業所復旧状況分析表

		事業再 開率 (%)	現在の景況						今後3か月の見通し					
			業況(%)			売上高(震災 前同月比)(%)			業況(%)			売上高(当月 比)(%)		
			良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少	良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少
業 種 別	製造業													
	卸売業													
	小売業													
	サービス業													
規 模 別	小規模													
	中小規模													
	中規模													
	大規模													
地 域 別	都心・副都心													
	城東地域													
	城南地域													
	城西地域													
	多摩地域													
	島しょ地域													

資料 5-4 賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート案
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

用地番号	(調査日) 年 月 日 (調査者)
地盤状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
道路の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
上水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
下水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電気の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電話の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
ガスの被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
備考	

資料 5-5 賃貸型仮設共同工場・店舗設置計画のフレーム案
 <区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

(1) 地域別設置計画

地 域 名	設置戸数	対象企業業種	設置するモデルプラン
〇〇地域			
〇〇地域			

(2) 発注計画

	建設戸数	建設期間	発注日	発注方式
第1次				
第2次				
第3次				

(3) 募集計画

	地域	募集戸数	募集期間	募集方式
第1次				
第2次				
第3次				

資料 5-6 入居企業名簿様式案

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

調 査 日	年 月 日	地域名		区画番号
企 業 名		代表者名		
従前営業地				
従 業 員 数				
業 種				
入居月日	年 月 日 ~			
入居資格	ア 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 全壊・全焼 <input type="checkbox"/> 半壊・半焼 イ 選考基準 <input type="checkbox"/> 優先入居 <input type="checkbox"/> 一般入居			
自立再建の 目処				
特 記 事 項				

資料 5-7 物件情報リストの様式

<区市町村震災復興標準マニュアルより抜粋>

番号	所在地	対象業種	賃貸面積	家賃等賃貸条件	設備等	問い合わせ先

世田谷区震災復興マニュアル
〔平成30年（2018年）修正〕

平成14年3月 策定

平成19年3月 改訂

平成30年3月 修正

編集・発行 世田谷区政策経営部政策企画課
危機管理室災害対策課

世田谷区世田谷4-21-27

T E L 03-5432-2032 F A X 03-5432-3047

T E L 03-5432-2262 F A X 03-5432-3066

発行日 平成30年3月